

【令和6年度再編】

那須塩原市地域防災計画

(資料編)

那須塩原市防災会議

目 次

| | | |
|------|-------------------------------------|--------|
| 1-1 | 那須塩原市防災会議条例 | 1 |
| 1-2 | 那須塩原市防災会議委員名簿 | 2 |
| 1-3 | 災害時における応急対策活動協力に関する協定 | 3～ 14 |
| 1-4 | 那須地区における広域防災協定 | 15～ 19 |
| 1-5 | 災害発生時における那須塩原市と郵便局との協力に関する協定 | 20～ 21 |
| 1-6 | 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定 | 22～ 23 |
| 1-7 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | 24～ 25 |
| | | |
| 2-1 | 那須塩原市地域消防防災活動協力員の設置及び運営に関する要綱 | 26 |
| 2-2 | 那須塩原市災害応急対策計画初動体制 | 27～ 39 |
| 2-3 | 個人の防災心得 | 40～ 45 |
| 2-4 | 備蓄品目、数量等一覧 | 46 |
| 2-5 | 塩原温泉旅館協同組合及び板室温泉旅館組合との食料等提供等に関する協定書 | 47～ 48 |
| 2-6 | 重要水防箇所一覧表 | 49～ 50 |
| 2-7 | 土砂災害警戒区域指定箇所一覧表 | 51 |
| 2-8 | 土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表 | 52～ 56 |
| 2-9 | 地すべり危険箇所一覧表 | 57 |
| 2-10 | 山地災害危険地区一覧表 | 58～ 63 |
| 2-11 | 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 | |
| 2-12 | 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表 | 64～ 68 |
| 2-13 | 土石流危険渓流一覧表 | 69～ 70 |
| 2-14 | 水防資材一覧表 | 71 |
| 2-15 | 雪崩危険箇所等一覧表 | 72～ 74 |
| 2-16 | 農業用ダム等一覧表 | 75 |
| 2-17 | 市内雨量・水位観測所一覧表 | 76 |
| 2-18 | 防災情報伝達システム配備一覧 | 77 |
| 2-19 | 消防団緊急伝達システム設置一覧 | 78～ 80 |
| 2-20 | 県が締結した災害時における放送要請に関する協定 | 81～ 83 |
| 2-21 | 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表 | 84～ 86 |
| 2-22 | 県が締結した災害時における医療救護に関する協定 | 87～ 90 |
| 2-23 | 危険物規制対象数一覧表 | 91 |
| 2-24 | 学校安全計画の概要 | 92～ 93 |
| 2-25 | 災害時における市町村相互応援関係 | 94～ 97 |
| 2-26 | 那須塩原市と県外市等との災害時相互応援協定書 | 98～107 |
| 2-27 | 特殊災害消防相互応援協定 | 108 |

| | | |
|------|-----------------------------------|---------|
| 2-28 | 栃木県広域消防応援等計画 | 109~116 |
| 2-29 | 那須塩原市災害対策本部条例 | 117 |
| 2-30 | 栃木県火災・災害等即報要領 | 118~134 |
| 2-31 | 即報基準一覧 | 135~138 |
| 2-32 | 災害救助法施行細則 | 139~141 |
| 2-33 | 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 | 142~148 |
| 2-34 | 市内医療機関一覧 | 149~152 |
| 2-35 | 米穀の買入れ、販売等に関する基本要領（抜粋） | 153 |
| 2-36 | 那須塩原市被災者義援金配分委員会設置要綱 | 154 |
| 2-37 | 那須塩原市自主防災組織の育成等に関する要綱 | 155~157 |
| 2-38 | 認定自主防災組織一覧及び地区防災計画策定組織 | 158~161 |
| 2-39 | 那須塩原市避難行動要支援者援護マニュアル | 162~172 |
| 2-40 | 福祉避難所一覧 | 173 |
| 2-41 | 消防法上の危険物 | 174 |
| 2-42 | 県が締結した災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 | 175 |
| 2-43 | 県が締結した災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 | 176~177 |
| 2-44 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | 178~193 |
| 2-45 | 関東地方整備局との災害時の情報交換に関する協定 | 194 |
| 2-46 | 那須塩原市避難情報等の判断・伝達マニュアル | 195~209 |
| 2-47 | 災害時に孤立するおそれのある集落一覧 | 210 |
| 2-48 | 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における警戒避難体制 | 211~218 |
| 2-49 | 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 | 219 |
| 2-50 | 災害時におけるホームページ代理掲載に関する覚書 | 220 |
| 2-51 | 防災情報提供手段の使用に関する協定書 | 221~222 |
| 2-52 | 那須塩原市避難所運営マニュアル | 223~248 |
| 2-53 | 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 | 249~260 |
| 2-54 | 栃木県緊急消防援助隊受援計画 | 261~271 |
| 2-55 | 民間との災害時等における支援協力に関する協定 | 272~291 |
| 3-1 | 飛行場外緊急離着陸場一覧 | 292 |
| 4-1 | 那須岳火山防災協議会設置運営要綱 | 293~297 |
| 4-2 | 那須岳火山防災情報伝達系統図 | 298 |
| 4-3 | 那須岳火山防災マップ | 299 |
| 4-4 | 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画 | 300~321 |
| 4-5 | 火山観測の種類・体制 | 322~323 |
| 4-6 | 気象庁の発表する火山現象に関する情報、噴火警報・予報 | 324~326 |
| 5-1 | 那須塩原市原子力災害応急対策計画初動体制 | 327~335 |
| 5-2 | 県が交わした原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等 | 336~338 |

| | | |
|-----|----------------------------------|---------|
| 5-3 | 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL) | 339~346 |
| 5-4 | 運用上の介入レベル (OIL) | 347~348 |
| 5-5 | 原子力災害用語集 | 349~352 |

〈1-1 那須塩原市防災会議条例〉

那須塩原市防災会議条例

平成17年1月1日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき那須塩原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 那須塩原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて那須塩原市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 防災会議は、46人以内で組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 栃木県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 栃木県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織の長又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第7号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年12月19日条例第37号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

〈1-2 那須塩原市防災会議委員名簿〉

那須塩原市防災会議委員一覧 (7号及び8号委員の任期は2年。その他の委員は充て職)

| 区分 | 職名 | 所在地 | 電話 |
|------|------------------------|----------------------------|---------------|
| 会長 | 那須塩原市長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7111 |
| 1号委員 | 宇都宮国道事務所長 | 宇都宮市平松町 504 | 028(638)2181 |
| | 塩那森林管理署長 | 大田原市宇田川 1787-15 | 0287(28)3125 |
| | 日光砂防事務所長 | 日光市萩垣面 2390 | 0288(54)1211 |
| 2号委員 | 栃木県東北環境森林事務所長 | 大田原市本町 2-2828-4 | 0287(23)6363 |
| | 栃木県東北健康福祉センター所長 | 大田原市本町 2-2828-4 | 0287(22)2257 |
| | 栃木県那須農業振興事務所長 | 大田原市本町 2-2828-4 | 0287(23)3141 |
| | 栃木県大田原土木事務所長 | 大田原市本町 2-2828-4 | 0287(23)6611 |
| 3号委員 | 那須塩原警察署長 | 那須塩原市方京 2-15-1 | 0287(67)0110 |
| 4号委員 | 那須塩原市副市長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7111 |
| | 那須塩原市副市長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7111 |
| | 那須塩原市企画部長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7182 |
| | 那須塩原市総務部長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7103 |
| | 那須塩原市市民生活部長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7139 |
| | 那須塩原市環境戦略部長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(73)5170 |
| | 那須塩原市保健福祉部長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7124 |
| | 那須塩原市子ども未来部長 | 那須塩原市あたご町 2-3 | 0287(46)5530 |
| | 那須塩原市産業観光部長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7145 |
| | 那須塩原市建設部長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7157 |
| | 那須塩原市上下水道部長 | 那須塩原市あたご町 2-3 | 0287(37)8792 |
| | 那須塩原市教育委員会事務局教育部長 | 那須塩原市あたご町 2-3 | 0287(37)8629 |
| | 5号委員 | 那須塩原市教育委員会教育長 | 那須塩原市あたご町 2-3 |
| 6号委員 | 那須地区消防本部消防長 | 大田原市中田原 868-12 | 0287(28)5102 |
| | 那須塩原市消防団長 | 那須塩原市共壘社 108-2 | 0287(62)7150 |
| 7号委員 | 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社長 | 大田原市山の手 1-9-14 | 0287(55)2121 |
| | 東日本電信電話(株)栃木支店長 | 宇都宮市東宿郷 4-3-27 | 028(632)4460 |
| | 日本赤十字社栃木県支部事務局長 | 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 | 028(622)4801 |
| | 那須赤十字病院院長 | 大田原市中田原 1081-4 | 0287(23)1122 |
| | 東日本高速道路(株)関東支社宇都宮管理事務所 | 鹿沼市茂呂 24-2 | 0289(76)3135 |
| | 黒磯・那須地区医師会会長 | | 0287(23)8647 |
| | 西那須野・塩原地区医師会会長 | | 0287(23)8647 |
| | (株)とちぎテレビ代表取締役社長 | 宇都宮市昭和 2-2-2 | 028(623)0051 |
| 8号委員 | 那須塩原市自治会長連絡協議会会長 | | |
| | 那須塩原市防災士連絡会会長 | | |
| | 那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会会長 | | |
| | 那須塩原市黒磯女性防火クラブ連絡協議会会長 | | |
| | 那須塩原市西那須野女性防火クラブ会長 | | |
| | 那須塩原市塩原女性防火クラブ会長 | | |
| 9号委員 | 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊第6中隊長 | 宇都宮市茂原 1-5-45 | 028(653)1551 |

〈1-3 災害時における応急対策活動協力に関する協定〉

(1) 那須塩原市建設業協会

防災協定書

－災害時における応急対策活動協力に関する協定－

那須塩原市（以下「甲」という。）と有限責任中間法人 那須塩原市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、那須塩原市内において災害が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安全の確保、災害の拡大防止並びに被害施設の機能回復のため実施する応急対策活動について、甲が乙の積極的な協力を得て、迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(応急対策活動の内容)

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 道路や危険箇所の巡視巡回
- (2) 危険地域への通行規制作業
- (3) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去活動
- (4) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- (5) 甲が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業
- (6) 緊急を要する甲が管理する道路、河川等の施設の機能の確保等のための応急復旧作業
- (7) 緊急を要する建設資機材又は労力（以下「建設資機材等」という。）の調達及び輸送
- (8) その他甲が必要と認める応急復旧作業

(協力要請)

第3条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

(応急対策活動の実施)

第4条 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、特別の理由がない限りこれを受諾し、応急対策活動を実施するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) 応急対策活動に従事した会社名及び労力の内訳

(4) 応急対策活動に使用した建設資機材等の内訳

(5) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙の応急対策活動の実施に要する経費は、甲が負担する。ただし、経費の算出方法については、災害時における当該地域における通常の実経費を基準として甲が算出し、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(労働災害)

第7条 この協定に基づいて応急対策活動に従事した者（以下、「従事者」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における従事者又は従事者の遺族もしくは被扶養者に対する災害補償については、乙が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めにより補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(防災連絡会議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ的確に行うため、少なくとも一年に一回以上、防災連絡会議を開催する。日時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示又は異議を唱えない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月1日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 栃木県那須塩原市島方651番地15
有限責任中間法人 那須塩原市建設業協会
代表理事

(2) 那須塩原電設協会

防災協定書

－災害時における応急対策活動協力に関する協定－

那須塩原市（以下「甲」という。）と那須塩原電設協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、那須塩原市内において災害が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安全の確保、災害の拡大防止並びに被害施設の機能回復のため実施する応急対策活動について、甲が乙の積極的な協力を得て、迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(応急対策活動の内容)

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する施設の電気設備の点検巡回
- (2) 緊急を要する甲が管理する施設の電気設備の機能の確保等のための応急復旧作業
- (3) 緊急を要する電気設備資機材又は労力（以下「電気設備資機材等」という。）の調達及び輸送
- (4) その他甲が必要と認める応急復旧作業

(協力要請)

第3条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

(応急対策活動の実施)

第4条 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、特別の理由がない限りこれを受諾し、応急対策活動を実施するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) 応急対策活動に従事した会社名及び労力の内訳
- (4) 応急対策活動に使用した電気設備資機材等の内訳
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙の応急対策活動の実施に要する経費は、甲が負担する。ただし、経費の算出方法については、災害時における当該地域における通常の実経費を基準として甲が算出し、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(労働災害)

第7条 この協定に基づいて応急対策活動に従事した者（以下、「従事者」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における従事者又は従事者の遺族もしくは被扶養者に対する災害補償については、乙の会員が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めにより補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(防災連絡会議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ的確に行うため、少なくとも一年に一回以

上、防災連絡会議を開催する。日時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示又は異議を唱えない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月29日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長
乙 栃木県那須塩原市北栄町494番地
那須塩原電設協会 会長

(3) 那須塩原管工事業協同組合

防災協定書

－災害時における応急対策活動協力に関する協定－

那須塩原市（以下「甲」という。）と那須塩原管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、那須塩原市内において災害が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安全の確保、災害の拡大防止並びに被害施設の機能回復のため実施する応急対策活動について、甲が乙の積極的な協力を得て、迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(応急対策活動の内容)

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 市が管理する配水管及び給水管（以下「水道施設」という。）の巡視巡回
- (2) 緊急を要する甲が管理する水道施設の機能の確保等のための応急復旧作業
- (3) 緊急を要する水道資機材又は労力（以下「水道資機材等」という。）の調達及び輸送
- (4) その他甲が必要と認める応急復旧作業

(協力要請)

第3条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容

(3) その他必要な事項

(応急対策活動の実施)

第4条 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、特別の理由がない限りこれを受諾し、応急対策活動を実施するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) 応急対策活動に従事した会社名及び労力の内訳
- (4) 応急対策活動に使用した水道資機材等の内訳
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙の応急対策活動の実施に要する経費は、甲が負担する。ただし、経費の算出方法については、災害時における当該地域における通常の実経費を基準として甲が算出し、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(労働災害)

第7条 この協定に基づいて応急対策活動に従事した者（以下、「従事者」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における従事者又は従事者の遺族もしくは被扶養者に対する災害補償については、乙の組合員が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めにより補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(防災連絡会議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ的確に行うため、少なくとも一年に一回以上、防災連絡会議を開催する。日時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示又は異議を唱えない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月29日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 栃木県那須塩原市南郷屋3番地145
那須塩原管工事業協同組合 理事長

(4) 栃木県電気工事業工業組合

災害時における応急対策活動協力に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）と栃木県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、那須塩原市内において災害が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安全の確保、災害の拡大防止並びに被害施設の機能回復のため実施する応急対策活動について、甲が乙の積極的な協力を得て、迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策活動の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する施設の電気設備の点検巡回
- (2) 緊急を要する甲が管理する施設の電気設備の機能の確保等のための応急復旧作業
- (3) 緊急を要する電気設備資機材又は労力（以下「電気設備資機材等」という。）の調達及び輸送
- (4) その他甲が必要と認める応急復旧作業

（協力要請）

第3条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

（応急対策活動の実施）

第4条 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、特別の理由がない限りこれを受諾し、応急対策活動を実施するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) 応急対策活動に従事した会社名及び労力の内訳
- (4) 応急対策活動に使用した電気設備資機材等の内訳
- (5) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙の応急対策活動の実施に要する経費は、甲が負担する。ただし、経費の算出方法については、災害時における当該地域における通常の実経費を基準として甲が算出し、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（労働災害）

第7条 この協定に基づいて応急対策活動に従事した者（以下、「従事者」という。）が、その活動によ

り死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における従事者又は従事者の遺族もしくは被扶養者に対する災害補償については、乙の会員が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めにより補償するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示又は異議を唱えない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月9日

甲 栃木県那須塩原市共壘社108番地2
那須塩原市長

乙 栃木県宇都宮市戸祭4丁目14番31号
栃木県電気工事業工業組合 理事長

（5）全建総連栃木県建設労働組合

災害時における災害応急対策の協力に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）と全建総連栃木県建設労働組合塩原支部（以下「乙」という。）、高林支部（以下「丙」という。）、黒磯支部（以下「丁」という。）及び西那須野支部（以下「戊」という。）は市民の生命、身体及び財産を地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）から保護するため、災害応急対策活動（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5章に規定する災害応急対策の実施に関する活動をいう。以下同じ。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、乙、丙、丁及び戊（以下「乙等」という。）が甲に対して行う協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策活動のため乙等の協力が必要と認める場合は、乙等に対し協力を要請することができる。

2 乙等は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲の指示により人員、資機材等を活用し、他の業務に優先して災害応急対策活動を実施するものとする。

3 前項の災害応急対策活動は、その人員、業務等が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が適用される範囲内で実施するものとする。

（災害応急対策活動の内容）

第3条 前条第1項の規定により、甲が乙等に協力を要請する災害応急対策活動は、次に掲げる業務とする。

- (1) 避難所等の公共施設の応急補修
- (2) 応急仮設住宅の建設
- (3) 緊急を要する資機材の調達及び輸送
- (4) その他甲が必要と認める緊急応急作業

(協力の要請方法)

第4条 甲は、第2条第1項の規定により協力を要請する場合は、当該協力の内容、日時、場所、必要資機材、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により協力を要請し、その後、遅滞なく文書を交付するものとする。

(着手及び完了の報告)

第5条 乙等は、甲から要請された災害応急対策活動に着手し、又は完了した場合には、文書によりその旨を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙等が災害応急対策活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づく災害応急対策活動により乙等の構成員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法により行うものとし、これにより難しい場合には、甲乙等が協議の上補償する。

(防災訓練への参加)

第8条 乙等は、甲から防災訓練への参加要請を受けた場合は、特段の理由がない限りこれに協力するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙等のいずれからもこの協定の解除について意思表示がされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

(協議)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項の定めに疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、その都度、甲乙等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲乙等が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年2月7日

| | |
|---|----------------------|
| 甲 | 那須塩原市長 |
| 乙 | 全建総連栃木県建設労働組合塩原支部長 |
| 丙 | 全建総連栃木県建設労働組合高林支部長 |
| 丁 | 全建総連栃木県建設労働組合黒磯支部長 |
| 戊 | 全建総連栃木県建設労働組合西那須野支部長 |

(6) 東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

那須塩原市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

(災害時の情報連携)

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(災害時の相互協力)

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む。）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災無線、防災メール等の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(旧協定の失効)

第9条 甲乙間で締結した平成26年5月8日付の那須塩原市防災情報提供手段の使用に関する協定書は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 6月18日

栃木県那須塩原市共墾社108番地2
甲 那須塩原市長

栃木県大田原市山の手1丁目9番14号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木北支社長

(7) 東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社

災害時における停電復旧作業及び道路復旧作業に伴う障害物等除去に関する覚書

那須塩原市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社（以下「乙」という。）は、令和2年6月18日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等（以下「停電復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「道路復旧作業」という。）に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 本覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び防災基本計画に基づいて、甲及び乙が停電復旧作業と道路復旧作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

(適用要件)

第2条 本覚書は、「那須塩原市災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

(対象区域)

第3条 対象とする区域は、道路法及び林道規程に基づき甲が管理している市道及び林道とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

(復旧作業及び啓開作業の協力)

第4条 甲は道路復旧作業、乙は停電復旧作業を行うことを原則とする。

- 2 乙は、停電復旧（応急措置を含む。）を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な停電復旧作業及び道路復旧作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 3 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に停電復旧作業及び道路復旧作業を実施する。
- 4 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な停電復旧作業及び道路復旧作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 5 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に停電復旧作業及び道路復旧作業を実施する。
- 6 第2項又は第4項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。
- 7 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第2項又は第4項の規定によらず、停電復旧作業又は道路復旧作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した停電復旧作業又は道路復旧作業は、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。
- 8 甲が停電復旧作業及び道路復旧作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲乙の相互協力により、除去等を行う。
- 9 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、できる限り速やかに乙の技術員を派遣する。

(費用負担)

第5条 停電復旧作業及び道路復旧作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る停電復旧作業・道路復旧作業の費用負担」を基準とする。

- 2 前条第3項により甲が実施した停電復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
- 3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
- 4 前条第5項により乙が実施した道路復旧作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
- 5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第6条 乙は、停電復旧作業又は道路復旧作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用することができる。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、停電復旧作業及び道路復旧作業の連携等のための別添2「停電復旧作業および道路復旧作業における連携フロー」により連絡体制を構築する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第8条 停電復旧作業及び道路復旧作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 停電復旧作業及び道路復旧作業の協力の伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市

乙 栃木県大田原市山の手1丁目9番14号
東京電力パワーグリッド株式会社 栃木北支社

〈1-4 那須地区における広域防災協定〉

(1) 栃木県建設業協会那須支部

那須地区広域防災の相互協力に関する協定

大田原市（以下「甲」という。）、那須塩原市（以下「乙」という。）、那須町（以下「丙」という。）、栃木県那須塩原警察署（以下「丁」という。）、栃木県大田原警察署（以下「戊」という。）、大田原地区広域消防組合（以下「己」という。）、黒磯那須消防組合（以下「庚」という。）及び栃木県建設業協会那須支部（以下「辛」という。）は、その相互間において、地震、風水害、雪害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した甲、乙及び丙（以下「被災自治体」という。）が行う地域防災活動への協力並びに災害時、警察及び消防が行う人命救助等の初動活動強化に資するための資機材、重機及び人員（以下「資機材等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に被災自治体が行う応急対策活動に際し、被災自治体が締結している地域防災協定のみでは十分な応急活動を実施することが困難な場合又は被災自治体が応援を要すると認めた場合の辛の協力及び被災自治体が辛から提供を受ける資機材等について、辛が丁、戊、己及び庚に資機材等を提供することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(自治体の応援要請)

第2条 被災自治体は、被災自治体が締結している地域防災協定のみでは十分な応急活動を実施することが困難な場合又は被災自治体が応援を要すると認めた場合において、辛に対して、資機材等の提供に関し応援を要請することができる。

2 辛は、事前に提出した名簿の中から適当と認められる業者を選定し、被災自治体に派遣するものとする。

3 辛は、選定した業者の派遣に関しては、事前に業者名、応援規模について被災自治体に通知するものとする。

(警察・消防の応援要請)

第3条 丁、戊、己及び庚は、災害時における人命救助等の警察・消防活動上必要な初動活動のため、資機材等が必要となった場合には、必要な事項を明らかにした文書により被災自治体に要請し、被災自治体は辛に対し資機材等の提供を指示するものとする。ただし、急を要するときは、口頭による要請の後、速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 前項の要請について、丁、戊、己及び庚が、被災自治体に要請するいとまがない場合には、丁、戊、己及び庚は直接、辛に要請できるものとし、特に急を要するときは、辛の所属支部員に対し、直接要請することができるものとする。

(協力)

第4条 辛は、前2条の要請があったときは、特段の理由のない限り資機材等の提供について協力するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定により、辛が提供した資機材等の費用については、被災自治体が負担するものとする。

2 資機材等の提供を要請した自治体と被災自治体が異なる場合には、被災自治体が費用負担するものとする。

3 被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で協議するものとする。

(遵守事項)

第6条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

- (1) この協定の締結事実を、自己又は他人に利するための手段として利用しないこと。
- (2) この協定の締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) この協定に基づく応急活動の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

(従事者の補償)

第7条 従事した者が、当該業務により負傷、り患、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、被災自治体と辛が協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、各員のいずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度各員間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書を8通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月4日

- 甲 大田原市長
- 乙 那須塩原市長
- 丙 那須町長
- 丁 栃木県那須塩原警察署長
- 戊 栃木県大田原警察署長
- 己 大田原地区広域消防組合長
- 庚 黒磯那須消防組合長
- 辛 栃木県建設業協会那須支部長

(2) 栃木県北地区タクシー協議会

那須地区における災害時応急対策活動の協力に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）、大田原市（以下「乙」という。）、那須町（以下「丙」という。）、栃木県那須塩原警察署（以下「丁」という。）、栃木県大田原警察署（以下「戊」という。）、大田原地区広域消防組合（以下「己」という。）、黒磯那須消防組合（以下「庚」という。）及び栃木県北地区タクシー協議会（以下「辛」という。）は、その相互間において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲、乙及び丙（以下「被災自治体」という。）が行う地域防災計画に基づく防災活動への協力並びに丁、戊、己及び庚（以下「警察及び消防」という。）が行う人命救助等の初動活動強化に資するため車両、乗務員等（以下「車両等」という。）の提供をはじめとする応急対策活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に被災自治体が住民等の生命財産を保護するために行う応急対策活動に際し、被災自治体がそれぞれに締結する他の防災協定等のみでは十分な対策が困難な場合又は被災自治体が辛の応援を要すると認める場合において、辛が行う協力の内容及び被災自治体の要請により警察及び消防に対し車両等を提供することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定により辛が被災自治体及び警察及び消防に対して行う協力の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者、避難者、被災自治体の災害応急対策職員その他の人員を搬送するための車両等の提供
- (2) タクシー車両に収納が可能な範囲における防災資機材、災害救援物資その他の物資を搬送するための車両等の提供
- (3) 道路の被害状況等の情報収集及び報告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災自治体が必要と認める協力で、辛による協力が可能なもの

(被災自治体の協力要請)

第3条 被災自治体は、災害時において辛の協力が必要と認めるときは、協力要請書(様式第1号)により、協力の内容、期間、場所、車両の台数等を明示して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(警察及び消防に協力要請)

第4条 警察及び消防は、災害時における人命救助等の初動活動のため、辛の協力が必要となった場合は、協力要請依頼書(様式第2号)により、協力の内容、期間、場所、車両の台数等を明示して、事案発生地を管轄する被災自治体(以下この条において「市町」という。)に対して辛への協力要請を依頼できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、市町へ電話等により協力要請を依頼できるものとし、その後速やかに協力要請依頼書を提出するものとする。

2 警察及び消防は、緊急を要する場合においても、原則として市町に対して協力要請を依頼するものとする。

3 第1項の規定による依頼を受けた市町は、速やかにその内容を確認し、必要と認めるときは直ちに辛に対して協力要請書により協力を要請するものとする。

(協力の実施)

第5条 辛は、前2条に基づく要請(以下この条において「要請」という。)を受けたときは、特段の理由がない限りこれに協力するものとする。

2 辛は、災害による道路の被災(路面の亀裂、陥没、冠水、積雪等をいう。)等の理由により要請に応じることができないと判断される場合には、速やかにその旨を要請者に連絡する。

3 辛は、本協定に基づく協力により車両の運行を行う際は、状況に応じて当該車両について緊急通行車両の確認を受けるものとする。この場合において、辛は、所轄する丁又は戊の指示により手続等を行う。

(傷病者の搬送)

第6条 第2条第1号の傷病者は、単独で医療機関へ行くことが困難な傷病者(重症者は除く。)とする。

2 傷病者の搬送において、傷病者の血液等による車内感染が予想される場合は、車内が清潔に保たれるよう、辛が原則車内をビニール等で養生するものとし、被災自治体及び警察及び消防は、これに協力するものとする。

(安全の確保)

第7条 乗務員は、第2条各号に掲げる業務を行う場合であって、車両を利用する者(同伴者を含む。

以下「利用者」という。)がいるときは、利用者の安全を最優先に対応する。

(経路の変更及び業務の中断)

第8条 乗務員は、災害の状況により、前条の対応が必要な場合は、自己の判断により安全な道路を選択する等の経路の変更をすることができる。

2 乗務員は、災害の状況により、業務を継続することが危険と判断した場合は、自己の判断で運行を中止することができる。この場合において、乗務員は安全措置実施後速やかにその旨を自己の責任者等に報告し、辛は被災自治体にその旨を速やかに連絡するものとする。

3 前項において利用者がいる場合、乗務員は、安全な道路を優先し、最寄りの避難施設又は利用者に乗せた地点に戻り、利用者を被災自治体又は警察及び消防へ引き渡すものとする。

4 前項の措置を取るいとまがない場合は、状況に応じた対応により、利用者の安全を確保するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定により、辛が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、被災自治体が負担する。

(1) 辛が提供した車両等の運賃

(2) 被災自治体の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

2 前項第1号の運賃は、関東運輸局が公示する塩那交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の時間制運賃を原則とし、被災自治体と辛が協議の上決定する。

3 被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で経費の負担割合について協議することとする。

(経費の請求及び支払)

第10条 辛は、業務が終了したときは、速やかに業務の記録を添えて前条の経費を被災自治体に請求するものとする。

2 業務の実施が長期間となる場合は、毎月10日までに、前月協力分に係る経費を請求することができる。

3 被災自治体は、前2項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかにその経費を支払うものとする。

(事故等)

第11条 辛の提供した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、辛は速やかに当該車両等を交換し、その提供を継続するものとする。この場合において、辛は、被災自治体に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(利用者及び第三者に対する責任)

第12条 辛は、車両等の運行に際し、辛の責に帰する理由により、利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第13条 被災自治体は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両を損傷させ、又は滅失したときは、辛に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第14条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により負傷し、り患し、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとし、これによらない場合は、被災自治体と辛が協議の上処理するものとする。

(連絡責任者)

第15条 各員は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(防災訓練への参加)

第16条 辛は、甲、乙又は丙（以下この条において「市町」という。）から市町が行う防災訓練への参加要請を受けた場合は、特段の理由がない限りこれに協力するものとする。

（有効期間）

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、各員のいずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度各員間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月27日

甲 那須塩原市長
乙 大田原市長
丙 那須町長
丁 那須塩原警察署長
戊 大田原警察署長
己 大田原地区広域消防組合長
庚 黒磯那須消防組合長
辛 栃木県北地区タクシー協議会長

〈1-5 災害発生時における那須塩原市と郵便局との協力に関する協定〉

災害発生時における那須塩原市と郵便局との協力に関する協定

那須塩原市（以下「甲」という。）と別添に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、市内で発生した地震その他による災害発生時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定については、乙を代表して黒磯郵便局及び黒磯青木郵便局が締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、市内で災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両を除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した災害情報等の広報活動
- (4) 乙による避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 那須塩原市総務部総務課長

乙 日本郵便株式会社 黒磯郵便局長

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 9月 1日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 栃木県那須塩原市豊町10番25号
日本郵便株式会社 黒磯郵便局 局長

栃木県那須塩原市青木13番地18
日本郵便株式会社 黒磯青木郵便局 局長

(別添)

| 郵便局名 | 所在地 |
|------------|--------------------|
| 黒磯郵便局 | 那須塩原市豊町10番25号 |
| 黒磯青木郵便局 | 那須塩原市青木13番地18 |
| 西那須野郵便局 | 那須塩原市五軒町5番10号 |
| 大田原郵便局 | 大田原市新富町1丁目9番地8 |
| 関谷郵便局 | 那須塩原市関谷1208番地13 |
| 塩原郵便局 | 那須塩原市塩原254番地8 |
| 西那須野狩野郵便局 | 那須塩原市上赤田238番地682 |
| 西那須野駅前郵便局 | 那須塩原市永田町3番25号 |
| 西那須野下永田郵便局 | 那須塩原市下永田2丁目1044番地7 |
| 高林郵便局 | 那須塩原市高林97番地2 |
| 板室温泉郵便局 | 那須塩原市板室844番地1 |
| 越堀郵便局 | 那須塩原市越堀137番地3 |
| 東那須野郵便局 | 那須塩原市東小屋141番地1 |
| 百村郵便局 | 那須塩原市百村2087番地3 |
| 黒磯豊浦郵便局 | 那須塩原市阿波町111番地4 |
| 黒磯中央町郵便局 | 那須塩原市中央町1番6号 |

〈1-6 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定〉

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）と栃木県トラック協会塩那支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、那須塩原市その他の市町村において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、物資等の輸送業務の円滑な運営を図るため、甲が乙に協力を要請する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資等の輸送業務に乙の協力を必要とするときは、緊急輸送業務協力要請書（様式1。以下「要請書」という。）をもって乙に対し次に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 輸送業務の期間
- (3) 輸送する物資及び場所
- (4) 必要とする車両数、車両種類及び人員
- (5) その他必要な事項

（輸送業務の遂行）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、速やかに物資の輸送業務に当たるものとする。この場合において、乙は特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲が必要とする輸送車両及び人員を提供するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条に基づき協力した場合、緊急輸送業務実施報告書（様式2）（以下「報告書」という。）により、当該業務の終了後、速やかに次に掲げる業務の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 従事した災害の名称
- (2) 緊急輸送の内容
- (3) 従事した会員会社名及び従事した人員数
- (4) 従事した期間
- (5) その他必要な事項

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、第2条の規定による要請に関する事項の伝達その他の双方の間における連絡を円滑に行うため、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれに通知するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が緊急輸送を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 緊急輸送に要した人件費
- (2) 緊急輸送に要した車両等の経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急輸送に要した経費

2 前項の緊急輸送に要した経費の算定については、甲乙協議の上、これを定める。

(災害補償)

第8条 物資の輸送業務中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第31号）が適用される場合は、甲が補償する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結のあった日から生じ、甲、乙いずれからも協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲乙協議の上、協定内容の変更を行うことができる。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 1月19日

甲 那須塩原市長

乙 栃木県トラック協会塩那支部 支部長

〈1-7 災害に係る情報発信等に関する協定〉

災害に係る情報発信等に関する協定

那須塩原市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、那須塩原市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、那須塩原市が那須塩原市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ那須塩原市の行政機能の低下を軽減させるため、那須塩原市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組の内容は次の中から、那須塩原市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、那須塩原市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、那須塩原市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 那須塩原市が、那須塩原市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 那須塩原市が、那須塩原市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 那須塩原市が、災害発生時の那須塩原市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 那須塩原市が、那須塩原市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 那須塩原市が、那須塩原市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 那須塩原市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、那須塩原市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく那須塩原市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、那須塩原市から提供を受ける情報について、那須塩原市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、那須塩原市及びヤフーは、その時期、方

法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、那須塩原市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、那須塩原市とヤフー両者記名押印の上、各1通を保有する。

2020年1月20日

那須塩原市長
ヤフー株式会社代表取締役

〈2-1 那須塩原市地域消防防災活動協力員の設置及び運営に関する要綱〉

那須塩原市地域消防防災活動協力員の設置及び運営に関する要綱

平成17年1月1日告示第112号

(趣旨)

第1条 この告示は、自己の知識及び経験を生かして、地震、風水害、大火災等の発生した場合又はその発生のおそれのある場合に市への被害情報等の迅速な提供を行い、かつ、自主防災組織の育成並びに自主防災体制の充実及び強化に関して市への協力を行う那須塩原市地域消防防災活動協力員（以下「協力員」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力員の委嘱)

第2条 協力員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消防職員経験者、消防団員経験者その他これらに準ずる者として市長が適当と認める者
- (2) ボランティア精神に富む者であって、地域住民の信望のある者
- (3) 次条第1項の規定による活動を実践できる者

2 協力員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協力員の活動)

第3条 協力員は、市及び消防機関と連携して、地域における次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害が発生した場合又はその発生のおそれのある場合における市への被害情報等の迅速な提供を行うこと。
- (2) 自主防災組織の育成指導を行うこと。
- (3) 地域住民の防災対策に関する相談に応じ、かつ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (4) 高齢者、障害者等の災害弱者に対し、防災対策についての指導及び助言を行うこと。
- (5) 自主防災活動に対する指導及び助言を行うこと。

2 協力員は、前項の規定による活動を行うときは、地域消防防災活動協力員証（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動記録簿)

第4条 協力員は、前条第1項の規定による活動を行ったときは、その内容を地域消防防災活動協力員活動記録簿（様式第2号。以下「活動記録簿」という。）に記録しなければならない。

2 協力員は、市長の指示により、活動記録簿を市長に提出しなければならない。

(協力員の遵守事項等)

第5条 協力員は、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 協力員は、研修会への参加等によりその活動上必要な知識の習得に努めなければならない。

(市との連携)

第6条 協力員は、常に市との連携に努めるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

那須塩原市 災害応急対策計画初動体制

【令和6（2024）年度改訂版】

1 初動体制の目的

災害発生時において被害を最小限にするためには、職員の迅速な参集と的確な対応が必要不可欠となる。そのため、災害応急対策計画において、職員の参集基準と部署ごとの役割分担を明確にすることを目的に初動体制を整備する。

2 参集体制

職員は次のいずれかの適用基準に該当する事態が生じたときは、直ちにあらゆる手段をもって指定された場所に参加するよう努める。参集場所は、原則として勤務する庁舎とする（施設職員は、別途定める）。

また、次に定める参集職員は、所属職員のうちから、災害の状況に応じて、担当業務の実施に必要な職員を参集させるものとする。その際、対応が長期に及ぶ可能性があることにも配慮すること。

職員の参集は原則としてこの基準によるが、各体制における本部長の判断により、参集規模を拡大・縮小したり、部を超えた応援を指示したりすることがある。

(1) 適用基準と参集職員

| 配備体制 (体制の概要) | 本部の名称 | 適用基準 | 参集連絡 | 参集する職員 |
|---|--------|---|------------------------------|---|
| I 注意準備体制 (小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制) | 災害警戒本部 | ① 気象警報が発表されたとき（大雪警報は除く） | みるメール等による 覚知 (原則、自主登庁) | 危機管理課長【本部長】 西那須野支所長 塩原支所長 社会福祉課長 都市計画課長 保全管理課長 整備課長 教育総務課長 農務畜産課長（適用基準②③④⑦の場合） ツーリズム推進課長（適用基準⑥の場合） |
| | | ② 震度5弱の地震が発生したとき | | |
| | | ③ 長周期地震動階級3が発表されたとき | | |
| | | ④ 隣接3市町（大田原市、那須町、矢板市）のいずれかで震度5弱以上の地震が発生したとき | | |
| | | ⑤ 火口周辺警報（高原山火口周辺危険）が発表されたとき | | |
| | | ⑥ 火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル2）が発表されたとき | | |
| | | ⑦ 9時間以内に台風が接近するとき | | |
| | | ⑧ 大雪警報が発表されたとき | 危機管理課からの連絡 | 危機管理課及び支所職員が参集し、庁舎敷地内において積雪10cmを超えた場合は、配備体制Iとする（塩原庁舎は20cm） |
| II 警戒体制 (災害警戒本部を設置し、災害の拡) | 災害警戒本部 | ① 震度5強の地震が発生したとき | みるメール等による 覚知 (原則、自主登庁) | Iの職員 総務部長【本部長】 保健福祉部長 産業観光部長 建設部長 |
| | | ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき | | |
| | | ③ 火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル3、高原山入山危険）が発表されたとき | | |
| | | ④ 6時間以内に台風が直撃するとき | 対策打合せ開催 | |

| | | | | |
|--|---------------|--|---|---|
| <p>大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制)</p> | | <p>⑤ 市内に大規模火災(※注)が発生したとき</p> | <p>危機管理課からの連絡</p> | <p>上下水道部長 教育部長 企画政策課長 市民協働推進課長 交通防犯課長 市民課長(箒根出張所長) ネイチャーポジティブ課長 子育て支援課長 保育課長 農務畜産課長 商工振興課長 ツーリズム推進課長 都市建設課長 建築指導課長 管理課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長</p> |
| <p>Ⅲ 非常体制 (全職員が参集し、各役割に応じた災害応急対策を実施する体制)</p> | <p>災害対策本部</p> | <p>① 震度6弱以上の地震が発生したとき ② 長周期地震動階級4が発表されたとき ③ 噴火警報(那須岳噴火警戒レベル4又は5、高原山居住地域嚴重警戒)が発表されたとき ④ 市内における24時間連続雨量が200^{ミリ}を超えると見込まれるとき ⑤ 市内に大規模火災(死傷者が予想)が発生したとき ⑥ 市内に災害救助法が適用されたとき ⑦ その他災害により大規模な被害が予想されるとき</p> | <p>みるメール等による 覚知 (原則、自主登庁)</p> <p>危機管理課からの連絡</p> | <p>市長【本部長】 副市長 教育長 <u>全職員</u></p> |

※注 大規模火災とは、「多数の建物が延焼する火災」「高層建築物、工場等で火災が発生し、多数の救助が必要となるもの」「住民避難指示を発令するような林野火災」を言う。

(2) 本庁と支所の役割等

- ・原則として、本庁各部は、市内全域の被害状況等の把握、災害応急対策を行う。
- ・支所は、原則として現場対応は行わず、本庁危機管理課と連携し、管内の被害状況等の把握や市民からの問い合わせ対応、消防団の連絡調整等を行う。
- ・本庁が西那須野庁舎にある子ども未来部、上下水道部及び教育部の職員は、原則として西那須野庁舎に参集し、市内全域の災害状況等の把握を行う。
- ・教育委員会事務局の出先機関（公民館等）は、それぞれの機関で担当する業務（避難所業務等）を行う。

(3) 配備体制Ⅲの時の各施設職員の対応

- ・各施設（公民館、保育園等）の職員は、災害発生初期においては、自らの安全を確保しつつ、所属施設に出向き被災状況等の確認を行うものとし、その結果を報告した後は、所属長の指示する場所に参集するものとする。（例えば、施設が避難所となる場合には管理者として施設に留まり、施設の被害が甚大である場合には所属長の指定する庁舎に参集するなどの対応となる。）
- ・所属施設に出向くことが危険と判断した場合は、その旨を所属長に報告し、その後の対応について指示を仰ぐものとする。
- ・小中学校や指定管理施設など市職員がいない施設については、安全かつ速やかに施設職員（又は所管課職員）による施設の被災状況等の確認や、施設所管課への報告を行うものとする。

(4) 部局を超えた応援職員の配置・派遣

- ・避難所の開設及び運営を担当する職員は、保健福祉部を中心に、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、会計課、農業委員会事務局、選挙監査固定事務局及び議会事務局の職員のうちから、保健福祉部長が別途これを指定する。
- ・災害規模が甚大で、各部局の担当業務の実施にあたり人員が不足する場合は、本部長が部局を超えた応援職員の派遣を指示することがある。

3 災害対策本部の設置

(1) 基準【再掲】

- ① 市内の24時間における連続雨量が200mmを超えると見込まれるとき
- ② 市内のいずれかの地点で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき
- ③ 那須塩原市を含む地域に長周期地震動階級4が発表されたとき
- ④ 市内に大規模火災（死傷者が予想）が発生したとき
- ⑤ 噴火警報（那須岳噴火警戒レベル4又は5・高原山住居地域嚴重警戒）が発表されたとき
- ⑥ 市内に災害救助法が適用されたとき
- ⑦ その他災害により大規模な被害が予想されるとき

(2) 設置場所

- ・災害対策本部の設置場所は、原則として本庁舎303会議室とする。
（参集する場所は、原則として勤務する庁舎とし、会議等はGoogle Meet、Zoom等により参加する）
- ・本庁舎に本部を設置できない場合、又は、全市的でなく局地的な被害が発生した災害については、市長の判断により、指揮をとりやすい支所庁舎等に本部を設置する場合がある。

4 災害発生時の措置（各担当の役割）

（配備体制Ⅰの場合）

- ・小規模災害の情報収集と応急対策を実施する体制として、危機管理課長を本部長とする災害警戒本部を設置し、原則として、次の職員が参集する。
- ・各部においては、次の担当業務を実施するために必要な手順をあらかじめ調整し、本部員は被害や対応状況を警戒本部に報告する。

| 本部員 | 担当業務 |
|----------------------------|---|
| 危機管理課長 西那須野支所長 塩原支所長 | ①警戒本部の設置及び運営 ②各庁舎管内の情報収集 ③初期災害応急対策 ④市民等からの問い合わせ対応 ⑤消防団との連絡調整 ⑥県及び防災関係機関との連絡 ⑦市内停電状況の把握と復旧に向けた連絡調整 ⑧災害状況等情報の発信 ⑨市長、副市長、教育長への連絡 |
| 社会福祉課長 | ①避難所開設等の準備 ②避難行動要支援者への対応の検討 |
| 農務畜産課長 | ①農地、農道、農業用水路等の被害状況の把握と対策 ②震度5弱を観測した場合はため池の確認 |
| ツーリズム推進課長 | ①那須岳噴火警戒レベル2が発表された場合は入山規制用看板及びロープ等の準備、観光施設等との連絡 |
| 都市計画課長 保安全管理課長 | ①道路、河川、急傾斜地等の被害状況の把握と対策 ②支所支援部隊の調整 ③危険箇所対策用バリケードの用意 ④土のう配付希望者への対応 ⑤危険箇所の応急対応 ⑥倒木等の対応 |
| 整備課長 | ①上下水道施設の運転状況の把握 ②上下水道施設の被害状況の確認 ③応急給水対策等の準備 |
| 教育総務課長 | ①児童生徒の登下校における安全対策 ②文教施設の被害状況確認 |

(配備体制Ⅱ の場合)

- ・ 総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、原則として次の職員が参集する。
- ・ 各部においては、次の担当業務を実施するために必要な職員の参集体制や応急対策の手順等をあらかじめ調整し、参集基準の事態となった際は、それらの体制及び対策のもと業務にあたり、本部員は被害や対応の状況を警戒本部長に報告する。

| 本 部 員 | 担当業務 |
|--|--|
| 総務部長 危機管理課長 西那須野支所長 塩原支所長 | ①災害警戒本部全体の総括 ②各庁舎管内の情報収集 ③初期災害応急対策 ④市民等からの問い合わせ対応 ⑤消防団との連絡調整 ⑥県及び防災関係機関との連絡 ⑦職員の動員及び支所支援部隊配備の総括 ⑧災害情報に関する広報（企画部との連携） ⑨火山噴火警戒情報の収集 ⑩市長、副市長、教育長への連絡 |
| 企画政策課長 | ①情報関連機器・施設等の保安、通信機器及び情報発信機器の確保 ②災害情報に関する広報及び災害記録写真等の収集 ③マスコミへの対応 |
| 市民協働推進課長 交通防犯課長 市民課長（箒根出張所長） | ①市営バス等に関する対策及び問合せ対応 ②箒根出張所における市民等からの問い合わせ対応 |
| ネイチャーポジティブ課長 | ①市民からの環境衛生、廃棄物等に関する対策及び問合せ対応 |
| 保健福祉部長 社会福祉課長 | ①避難所開設の連絡調整 ②避難所の運営 |
| 子育て支援課長 保育課長 | ①園児及び児童の安全対策 ②保育園等部所管施設の被害状況の把握及び対策 |
| 産業観光部長 農務畜産課長 商工振興課長 ツーリズム推進課長 | ①農作物、農道、農業用水路、ため池、観光施設及び工業団地雨水等排水施設等の被害状況の把握及び対策 ②観光施設利用者及び観光客等の安全確認 ③那須岳噴火警戒レベル3が発表された場合の対応（パトロール、登山者等への情報周知、入山規制対応、観光施設等との連絡等） |
| 建設部長 都市計画課長 保全管理課長 都市建設課長 建築指導課長 | ①市内全体の道路、河川、急傾斜地等の被害状況の把握と対策 ②危険箇所対应用バリケード及び土のうの用意 ③土のう配付希望者への対応 ④危険箇所の応急対応 ⑤倒木等の対応 ⑥那須岳噴火警戒レベル3が発表された場合、パトロールの実施及び市道における看板、ロープバリケード等による交通規制の実施 |

| | |
|--|--|
| | ⑦火口周辺警報（高原山入山危険）が発表された場合は情報収集及びパトロールの実施 |
| 上下水道部長 管理課長 整備課長 | ①上下水道施設の被害状況の把握及び対策 ②水道水の確保、応急給水対策 ③原水及び浄水の水量・水質の監視 ④汚水流入量及び放流水質の監視 |
| 教育部長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 | ①児童生徒の登下校における安全対策 ②学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設及び文化財の被害状況確認 |

（配備体制Ⅲ の場合）

・市長を本部長とする災害対策本部を設置し、全職員が参集する。各部局においては、部局長の指示のもと次の担当業務を実施し、被害や対応の状況を本部長に報告する。

【災害対策本部設置時等の各部等の事務分掌】

| 部 局 等 | 担当業務 |
|-------|--|
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置及び運営 ・ 各庁舎及び関係機関との通信手段の確保 ・ 災害関係情報の収集、集計及び職員への伝達（支所及び職員動員を含む） ・ 支所内被害状況の情報収集と災害対策本部（本庁）への報告 ・ 被害状況の県への報告 ・ 防災情報伝達システム デジタル同報（280MHz）による災害情報の発信 ・ 部内関係の被害状況等の情報の収集、部内との連絡調整 ・ 各部の連絡調整 ・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、避難警戒区域の設定及びこれら情報の対象区域住民への周知 ・ 災害救助法関係の取りまとめ、災害救助費の支給申請に係る調整事務 ・ 人員不足の部局に対する人員の配置及び災害救助法（応急救助のための労力）の事務 ・ 消防機関（消防本部、消防署、消防団）及び警察署等防災関係機関との情報交換及び連携 ・ 消防団本部・各支団（水防団）への指示 ・ 県、応援協定締結市町、指定地方行政機関への職員の派遣要請 ・ 自衛隊の派遣要請、自衛隊災害救援活動の調整、宿舍の準備、使用資材の準備 ・ ライフライン関係機関（東京電力、NTT等）との連携 ・ 県消防防災ヘリコプターの出動要請 ・ 鉄道駅との連携、帰宅困難者等の状況等に関する情報収集 ・ 各避難所との連絡調整及び避難所への物資搬送に関する調整 ・ 災害対策の記録整理 |

| | |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・被害調査結果の取りまとめ及び被災者名簿の集計 ・宇都宮地方気象台との連携による気象情報等の収集 ・被災者からの問合せ、相談、要望の対応 ・災害対策本部庁舎の維持管理 ・災害対策用自動車の確保 ・消防団（水防団）への支持及び連絡調整 ・タクシー協議会への協力依頼（協定に基づく応援要請） ・災害対応人員、物資等の搬送用車両の配車及び借上げ（県への配車依頼を含む） ・被災者等の緊急輸送バス等の運転 ・臨時電話の設置及び自家発電の手配 ・災害対策の予算措置 ・被害家屋の調査及び家屋に関するり災証明発行 ・各部局への応援職員の派遣 ・備蓄品等の手配及び搬出等の手配 ・自主防災組織との連携による被害情報の収集（市民生活部担当業務との連携） |
| 企画部 | <ul style="list-style-type: none"> ・電算及び情報関連機器施設等の保安、通信機器及び情報発信機器の確保 ・災害関係の市民への広報及び災害記録写真等の収集 ・マスコミへの対応（報道機関への放送の要請を含む） ・市民等への災害情報の発信に係る機器、システム等の管理 ・保健福祉部への応援職員の派遣 |
| 市民生活部 | <ul style="list-style-type: none"> ・各庁舎担当との連絡調整 ・在市外国人への対応（避難行動要支援者（外国人）対策） ・自治会（自主防災組織）からの被害情報の収集（総務部担当業務との連携） ・警察署への協力（災害地警備・交通規制等） ・被災者及び緊急物資の輸送、輸送手段及び物資集積所の確保 ・帰宅困難者等の代替輸送手段の確保 ・高速道路等における災害時優先通行車両の確保及び通行許可証等の発行 ・身元判明遺体に係る埋火葬許可 ・保健福祉部への応援職員の派遣 |
| 環境戦略部 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の捜索、処置、収容、埋葬関係及び災害救助法（遺体取扱・埋葬等）の事務 ・ねずみ及び衛生害虫の駆除対策（感染症生活衛生対策班の編成） ・動物保護、死亡動物（家畜を除く）の処理 ・廃棄物の処理、がれき対策 ・危険物施設等における危険物の河川等への大量流失に対する応急措置 ・し尿処理に関する那須地区広域行政事務組合との調整 ・避難所等における仮設トイレの整備及びペットのためのスペースの確保 |

| | |
|--------|---|
| 保健福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 西那須野庁舎担当との連絡調整 ・ 避難所の開設及び運営（人員配置及び他部局等からの応援職員の受入れ等） ・ 災害救助法（避難施設関係、医療救護・助産）の事務 ・ 避難行動要支援者（障害者、乳幼児、高齢者、要介護者等）対策 ・ 日本赤十字社栃木県支部への協力要請 ・ 市社会福祉協議会との連絡調整 ・ 義援金、義援物資の受入れ及び配分 ・ 医療救護班の設置 ・ 医師会への出動要請 ・ 救護所の設置運営 ・ 医薬品等の県への供給要請 ・ 感染症対策（感染症生活衛生対策班の編成） ・ 医療施設の被害情報収集 ・ 被災地及び避難所等における保健衛生対策、食品衛生監視指導 |
| 子ども未来部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園等所管施設の被害状況等の情報の収集、部内及び災害対策本部との連絡調整 ・ 園児及び児童の安全確保 ・ 保健福祉部への応援職員の派遣 |
| 産業観光部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 塩原地区担当との連絡調整 ・ 家畜伝染病予防対策及び死亡家畜処理 ・ 農地農業用施設等の応急対策 ・ 農地森林の被害調査 ・ 農地流失等に関するり災証明発行 ・ 産業、観光関係施設の点検及び被害の調査 ・ 被災者への生活必需品等の供給及び災害救助法（生活必需品の給与等）の事務 ・ 商工会等との連絡調整、企業等の被災状況の把握 ・ 中小企業に対するり災証明発行 ・ 工業団地の雨水排水の巡回及び点検並びに被害調査 ・ 観光客、宿泊客等への災害情報の伝達及び観光地等の被害状況の把握 ・ ため池の点検及び被害の調査 ・ 那須岳噴火警戒レベル4又は5が発表された場合は入山規制対応、観光施設等との連絡 ・ 高原山山麓嚴重警戒が発表された場合は、入山規制対応、観光施設等との連絡 |
| 建設部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（橋梁を含む）の被害調査及び応急対策 ・ 避難路の確保 ・ 土砂災害危険箇所の巡回、点検等 ・ 建設業協会、電設業協会への協力依頼（協定に基づく応援要請） ・ 浸水被害の拡大防止 ・ 被災者への住宅のあっせん、提供（市営住宅、借上げ民間住宅等） ・ 災害救助法（住宅の応急修理、仮設住宅の建設等）の事務 |

| | |
|--------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・河川等警戒箇所の巡回 ・風倒木等の対策 ・家屋、道路、河川等の障害物除去及び障害物集積所の確保並びに災害救助法（障害物の除去）の事務 ・除雪活動 ・河川護岸、堤防損壊等の応急対策 ・震災建築物応急危険度判定の実施 ・被災宅地危険度判定の実施 ・噴火警戒レベル4又は5が発表された場合は、那須岳周辺道路への交通規制対応 |
| 会計課 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に関する経費の出納 ・災害対策本部等補助（人員不足に対する協力） |
| 農業委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等補助（人員不足に対する協力） |
| 議会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会災害対策本部の設置及び運営の支援 ・市議会議員への情報提供 ・災害対策本部等補助（人員不足に対する協力） |
| 選管等事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等補助（人員不足に対する協力） |
| 上下水道部 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報の収集、部内及び災害対策本部との連絡調整 ・上下水道施設の被害調査及び応急対策 ・水道水の確保 ・避難拠点等への応急給水及び災害救助法（応急給水）の事務 ・浸水被害の拡大防止 ・管工事業協同組合への協力依頼（協定に基づく応援要請） ・外部関係機関への連絡及び応援要請 |
| 教育部 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設、社会教育施設及び社会体育施設の被害調査並びに部内及び災害対策本部との連絡調整 ・児童・生徒の安全確保 ・避難所となる学校施設の学校長への連絡 ・帰宅困難児童・生徒の保護 ・避難所等における被災者、災害応急救助従事者に対する食料の調達及び給食、並びに災害救助法（食品の給与）の事務 ・避難所設置の協力（学校、公民館、武道館）及び避難所運営の協力（人員配置） ・文化財の被害調査及び保護 |
| 消防団 （水防団） | <ul style="list-style-type: none"> ・消火活動及び救助活動 ・土砂災害危険箇所、河川等の監視警戒 ・警戒区域の設定 ・浸水被害の拡大防止 ・避難指示等及び警戒区域、気象災害情報等の住民への周知 ・遺体及び行方不明者の捜索 |
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災者、災害応急救助従事者等に対する食料の調達及び給食 ・ボランティアの受入れ、活動支援 |

5 防災関係機関等への通報

危機管理課は、必要に応じて下記の機関と連絡をとり、情報交換等を行う。

| 機 関 | NW-TEL | NTT-TEL |
|---------------------|-------------|--------------|
| 栃木県危機管理課 | 88-500-2136 | 028-623-2136 |
| 那須地区消防本部（通信指令課） | — | 0287-28-5111 |
| 那須地区消防組合黒磯消防署 | — | 0287-62-0736 |
| 那須地区消防組合西那須野消防署 | — | 0287-36-2300 |
| 那須地区消防組合西那須野消防署塩原分署 | — | 0287-32-2949 |
| 那須塩原警察署 | 88-681 | 0287-67-0110 |
| 大田原土木事務所 | 88-533-3022 | 0287-23-6611 |
| 陸上自衛隊第東部方面隊特科連隊第2大隊 | 88-702-05 | 028-653-1551 |
| 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 | — | 0287-55-2011 |
| NTT東日本栃木支店 | 88-710-02 | 028-662-4256 |
| 大田原市危機管理課 | 88-610-331 | 0287-23-1115 |
| 那須町総務課 | 88-645-321 | 0287-72-6901 |
| 日光市総務課 | 88-607-1311 | 0288-21-5130 |
| 矢板市総務課 | 88-611-206 | 0287-43-1111 |
| 矢板土木事務所ダム管理部 | 88-534-225 | 0287-43-5224 |
| 宇都宮地方気象台 | 88-701-03 | 028-635-7260 |

6 職員間における被害情報等の共有について

本書の規定に基づいて、職員が参集し、災害応急対策を行った場合、各部署は、「災害情報共有システム」に把握した被害情報や対応の状況等を速やかに入力し、職員間で共有するよう努める。

原則として、本書に規定する適用基準に該当する事態が生じたとき、危機管理課が災害名を設定しシステムを起動するものとする。その他、システムの運用に関する詳細は、危機管理課長が別途定める。

7 災害時の連絡手段

- ・災害時は、電話が集中するため回線が使用できないことが多いが、公共機関はN T Tから災害時優先回線を与えられているため、回線集中時でも指定された固定電話からの発信が可能である。(原則として災害時優先回線は、発信専用で使用する。)
- ・災害対応用として、初動対応担当部署に防災用携帯電話（一部災害時優先回線の割当てあり）を配備しているほか、携帯回線輻輳時の連絡手段として本庁舎、西那須野庁舎及び塩原庁舎に衛星携帯電話（イリジウム）を2台ずつ配備している。
- ・本庁舎の電話は、大部分が衛星回線対応の栃木県防災行政ネットワークシステムに取り込まれているため、ネットワーク番号をダイヤルすれば災害時でも全国の公共機関と受信、発信が可能となっている。(ただし、回線自体の容量が大きくないため、同時に多数の通話をすることは困難である。)

(1) N T T 災害時優先回線（固定電話）

| 本庁舎 | | 西那須野庁舎 | | 塩原庁舎 | |
|--------|-------------------------|---------|-------------------------|--------|-------------------------|
| ・危機管理課 | 0 2 8 7 (6 3) 1 2 9 7 | ・西那須野支所 | 0 2 8 7 (3 6) 5 3 4 0 | ・塩原支所 | 0 2 8 7 (3 2) 2 9 1 1 |
| ・農務畜産課 | 0 2 8 7 (6 3) 1 2 9 2 | ・千本松浄水場 | 0 2 8 7 (3 6) 3 1 4 5 | ・塩原公民館 | 0 2 8 7 (3 2) 3 8 1 2 |
| ・保全管理課 | 0 2 8 7 (6 3) 1 2 9 3 | | | ・箒根出張所 | 0 2 8 7 (3 5) 3 1 6 4 |

(2) 防災用携帯電話配備先一覧（○印：災害時優先回線）※防災用携帯電話同士の通話には、通信料はかからない

| 本庁舎 | | | 西那須野庁舎 | | | 塩原庁舎 | | |
|---------------|-----------------|-----|--------|---------------|-----|-------|-----------------|-----|
| 危機管理課 | ○ 080-2081-5782 | K 1 | 西那須野支所 | 080-2081-5788 | N 1 | 塩原支所 | ○ 080-2081-5793 | S 2 |
| | 080-2081-5784 | K 2 | | | | 箒根出張所 | 080-2081-5796 | S 5 |
| 保全管理課 | ○ 080-2081-5785 | K 3 | | | | | | |
| | ○ 080-2081-5786 | K 4 | | | | | | |
| | 080-2081-5787 | K 5 | | | | | | |
| | ○ 080-2081-5789 | N 2 | | | | | | |
| | ○ 080-2081-5790 | N 3 | | | | | | |
| | 080-2081-5791 | N 4 | | | | | | |
| | 080-2081-5792 | S 1 | | | | | | |
| | ○ 080-2081-5794 | S 3 | | | | | | |
| 080-2081-5795 | S 4 | | | | | | | |

(3) 衛星携帯電話（イリジウム）番号及び配備先（本部用は固定電話）※電話番号は、イリジウム同士で通話をする場合のもの（庁舎間の使用も可能）

| 本庁舎 | | 西那須野庁舎 | | 塩原庁舎 | |
|-----|-------------------|--------|-------------------|------|-------------------|
| 本部用 | 00-8816-2341-3681 | 本部用 | 00-8816-2341-3683 | 本部用 | 00-8816-2341-3685 |
| 現場用 | 00-8816-2341-3682 | 現場用 | 00-8816-2341-3684 | 現場用 | 00-8816-2341-3686 |

(4) 各課電話及びファックス番号、災害時優先番号、防災行政ネットワーク（内線）番号

| 本庁舎 | | | 西那須野庁舎 | | | 塩原庁舎 | | |
|-------------------|--------------------------------|----------------------------|---------|------------------------|----------------------------|----------------------|------------------------|--------------------------------|
| 課名 | 上段 NTT-TEL ○災害時優先番号 | NW-TEL 庁舎番号 612 (内線) | 課名 | 上段 NTT-TEL ○災害時優先番号 | NW-TEL 庁舎番号 646 (内線) | 課名 | 上段 NTT-TEL ○災害時優先番号 | NW-TEL 庁舎番号 647 (内線) |
| | 下段 NTT-FAX | NW-FAX | | 下段 NTT-FAX ※各階共用 | NW-FAX | | 下段 NTT-FAX ※共用 | NW-FAX |
| 災害対策本部設置時(303会議室) | 62-7150 62-7220 | 371 | 西那須野支所 | 37-5107 ○36-5340 | 118 | 塩原支所 | ○32-2911 ※32-3692 | 112 |
| 危機管理課 | 62-7150 ○63-1297 62-7220 | 372 373 01・345 | | 子育て支援課 | 46-5532 ※37-9156 | 152 | 箒根出張所 | 35-2511 ○35-3164 34-1100 |
| 企画政策課 | 62-7109 62-7220 | 313 345 | 保育課 | 46-5536 ※37-9156 | 163 | ツーリズム推進課 (塩原地区担当) | 32-2914 ※32-3692 | 131 |
| 市民協働推進課 | 62-7019 62-7500 | 352 | 管理課 | 37-5109 36-2298 | 233 | | | |
| 交通防犯課 | 62-7127 62-7500 | 154 | 整備課 | 37-5110 37-5115 | 244 | | | |
| 市民課 | 62-7132 62-7222 | 172 | 教育総務課 | 37-5231 ※37-5479 | 344 | | | |
| ネイチャーポイント課 | 62-7142 62-7202 | 294 | 学校教育課 | 37-5289 ※37-5479 | 312 | | | |
| 社会福祉課 | 62-7135 63-8911 | 146 | 生涯学習課 | 37-5364 ※37-5479 | 322 | | | |
| 農務畜産課 | 62-7149 ○63-1292 62-7223 | 285 | スポーツ振興課 | 37-5439 ※37-5479 | 332 | | | |
| 商工振興課 | 62-7130 62-7223 | 277 | | | | | | |
| ツーリズム推進課 | 62-7156 62-7223 | 253 | | | | | | |
| 都市計画課 | 62-7159 62-7224 | 243 249 | | | | | | |
| 都市建設課 | 62-7160 62-7224 | 246 249 | | | | | | |
| 保安全管理課 | 62-7165 ○63-1293 62-7224 | 237 249 | | | | | | |
| 建築指導課 | 62-7174 62-7184 | 238 | | | | | | |

※各庁舎間は、内線での通話が可能

- ①本庁舎、西那須野庁舎から塩原庁舎にかける場合
912- (相手先内線番号)
- ②本庁舎、塩原庁舎から西那須野庁舎にかける場合
911- (相手先内線番号)
- ③西那須野庁舎、塩原庁舎から本庁舎にかける場合
910- (相手先内線番号)

※栃木県防災行政ネットワークによる通話

88- (相手先庁舎番号) - (相手先内線番号)
【塩原庁舎から発信の場合は、8-・・・】

〈2-3 個人の防災心得〉

個人の防災心得 (栃木県地域防災計画から一部引用)

第1 台風に対する心得

1 台風が近づくことが予測されるとききの準備

- (1) テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。台風の進路により被害が予測されるときは、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。
- (3) 避難場所、避難経路を確認しておく。
- (4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。
- (5) 洪水警報、避難勧告・指示などが、どういう経路で自分のところに伝達されるかをよく確かめておく。

2 台風等が近づいてきたとききの準備

- (1) 飲料水を容器に入れておく。
- (2) 大工道具を準備しておく。
- (3) 洪水、土砂崩れ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。
 - ア 食料と飲料水3日分
 - イ 人と人とを結べるロープ等
 - ウ 下着類
 - エ 杖となる1.5mほどの棒
 - オ 重要品、貴重品、印鑑等
- (4) 屋根の点検
 - ア かわら屋根の場合は、風向き軒先、南東の側のかわらなどがめくれやすいので、十分調べて、かわらを縛ったり、風の入りそうな隙間などに漆喰を詰めるなどする。
 - イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所に釘を増すなどして補強する。
- (5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。
- (6) 鉄筋の入っていないブロック塀は、倒れることがあるので注意する。また、柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は、飛ばされることがあるので注意する。

3 台風が襲ってきたとき

- (1) 水害のおそれがあるときは、次のことをする。
 - ア 畳は、高い台や机の上などに積み重ねる。
 - イ たんすは、引き出しを抜いて高い所へ置く。
 - ウ 押入れの下段の物は、できるだけ上段へ移す。
 - エ 電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。特に、火の元は必ず切っておく。
 - オ 学用品の保存に注意する。
- (2) 大雨が続くと地盤が緩み、崖崩れの起きる危険があるので十分注意する。
- (3) 堤防の近くに住んでいる場合は、河川の水位に注意する。

※河川の水位の確認先

栃木県北部 (県河川課専用音声電話) TEL 028-623-5751・5752・5753

那珂川 (国土交通省常陸河川国道事務所音声電話) TEL 029-240-4102

4 避難するときの注意

- (1) 平常時から、避難場所と安全な避難路をよく確認しておく。
- (2) 市長等から避難の勧告・指示があったら、いつでも避難できるよう準備をしておく。
- (3) 傷病者、老人、乳幼児などの要配慮者は、早めに避難する。
- (4) 避難の勧告・指示が出たら、まず火の始末をして、戸締りを確認する。
- (5) 携行品としては、非常糧食（少なくとも2食分程度）、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、夜間には懐中電灯などが必要になる。
- (6) 頭は、帽子、防災頭巾、ヘルメットなどで覆うようにする。
- (7) はだし、長靴は危険なので、紐で締める運動靴等を履いて避難する。
- (8) 洪水時には、水面下に側溝や穴などがある場合があるので、長い棒を杖として安全を確認しながら避難する。
- (9) 単独行動は避け、責任者を中心に高齢者や子どもを先にして、家族又は隣近所そろって避難する。避難に際しては、はぐれないようにお互いの体をロープでつなぐ。
- (10) 避難の勧告・指示は、防災行政無線、サイレン等によるほか、広報車、ラジオ放送、携帯メールなどによって行われることになるので、十分留意するとともに、近隣にも伝える。

5 台風下の行動について

- (1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を周囲に知らせておく。
- (2) 壊れそうな塀のそばを通るときは、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。
- (3) 道に沿って川や池などがある場合は、風に吹き飛ばされて転落しないよう風上の側に寄って歩くようにする。
- (4) 嵐の中ではお互いの声が届かない場合があるので、避難時の指導者等は、メガホン、携帯用拡声器などを使用する。
- (5) 夜間には懐中電灯などが必要となる。懐中電灯には紐などを付け、できるだけ身につけておくようにする。
- (6) 道路が冠水し、一面が水浸しになったときは、できるだけ無理な通行は避け、やむを得ず通行する場合であっても決して一人では行動しない。
- (7) 洪水時には木材、畳、廃棄物などが多量に流れてきて危険な場合があるので、自信があっても冠水した道路などを泳いで移動することは絶対にしない。

第2 大地震に対する心得

1 自分を守るための行動

(1) 身の安全を守る行動

ア 机やテーブルに身をかくす

- ・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。
- ・身近にある座布団などで頭部を保護する。

イ 非常脱出口を確保する

マンションなどでは地震で扉が歪み、開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない

通常、大きな揺れは1分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すことなく落ち着いて行動する。

(2) 火災を防ぐ行動

ア すばやく火を始末する

- ・使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。
- ・ガス器具は元栓を閉め、電気器具は電源プラグを抜く。
- ・避難する場合は、停電になっている場合であっても電気ブレーカーを切るようにする。
(地震により電気機器が転倒した場合、通電後に燃えやすい散乱物などに接触して出火することがある。)

イ 火が出たらまず消火する

- ・万一出火した場合は、消火器や三角バケツなどの消火用具で初期消火を行う。
- ・大声で隣近所に声をかけ、協力しあって消火活動を行う。
- ・初期消火で火が消えないときはすぐに119番通報し、大声で近隣に出火を知らせ避難する。

(3) 避難時の行動

ア 避難は徒歩で行い、持ち物は最小限にする

- ・避難するときは、必ず徒歩で移動する。(交通渋滞で救援活動に支障が出ることを防ぐ。)
- ・服装は、活動しやすいものとする。
- ・携帯品は、必需品のみとし、背負うようにする。

イ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない

- ・狭い路地や塀ぎわは、かわらなどが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ・崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。

ウ 山崩れ、崖崩れに注意する

山際や急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、地震発生後自分で素早く決断し、ただちに避難するようにする。

エ 海では津波に注意する

- ・海岸にいるときなどに強い地震を感じた場合、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、ただちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ラジオなどで津波情報をよく聞く。

(4) 正しい情報の入手

- ・テレビ、ラジオの報道に注意して、デマに惑わされないようにする。
- ・市、消防署、警察署などからの情報には常に注意する。
- ・不要、不急な電話はかけないようにする。特に、消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は、消防活動等に支障をきたすのでやめる。

(5) 協力しあつての救出・救護活動

- ・災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などによる救急活動が間に合わないこともあるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあつて応急救護を行う。
- ・地域に住んでいる高齢者や乳幼児、障害者などの要配慮者を、みんなが協力しあつて救護する。
- ・建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域みんなが協力しあつて救出活動を行う。

[家庭、地域で備えておきたい救出救護用資機材]

懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープ、バール、ジャッキなど

(6) 自動車運転時の行動

- ・道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。
- ・カーラジオで災害情報を聞く。

- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
- ・避難するときは、車の鍵をつけたままにして、徒歩で避難する。

2 ふだんしておく対策

(1) 防災訓練への参加

市や地域などで実施される防災訓練には、隣近所と誘いあって積極的に参加し、防災行動力を身につける。

(2) 家庭での防災会議の実施

大地震のとき、家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。

- ・わが家の安全点検の実施、避難場所・避難路の確認、家族の安否確認方法
- ・食料、身の回り品等の3日分相当の家庭内備蓄、救急医薬品や火気などの点検
- ・避難時に持ち出すものの分担、非常持出袋等の置き場所など
- ・避難カード等の作成及び携帯の方法

(3) 家の補強

- ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているところは補強する。
- ・ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていない、転倒防止の控え壁を設けていないなど、施工上の欠陥によるものが多いので、もう一度わが家の塀を点検する。
- ・家具等の転倒、落下防止のため、家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。

(4) 消火器などの備え

“いざという時”のために消火器や消火用水のほか、三角バケツ、風呂水のくみ置きなど、消火に役立つものをふだんから用意し、備えておく。

(5) 非常持出品の準備

- ・避難場所での生活に最低限必要な準備をし、また、負傷したときに応急手当ができるように準備をしておく。
- ・非常持出袋などは、いつでも持ち出せる場所に備えておく。

(6) 火災を防ぐ

ア 電気火災を防ぐ

- ・地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な照明器具などの電源が確保されるかを確認する。
- ・電気機器は、どのような安全装置が付いているか確認してから購入する。

イ ガス機器や石油機器の安全な使用

- ・ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。
- ・石油ストーブは「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用する。
- ・ガスこんろ周辺の棚等に載せてある物が落ちないようにする。

(7) 家族の安否確認方法

- ・地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
- ・地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等（遠方に住んでいる人であることが必要）を決めておく。
- ・NTT「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話各社が提供する「災害用伝言板」の活用を家族で確認しておく。

第3 火災に対する心得

1 火事を出さないために

- (1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の元を確認する。
- (2) ストーブなどの火のそばに、燃えやすいものを置かない。
- (3) 風呂の水はくみ置きしておく。
- (4) 消火器、三角バケツ等を家庭に常備しておく。
- (5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。また、燃えやすいものの付近は避けて、必ず水を用意する。
- (6) 火災警報の出ているときは、屋内の一定の場所以外での喫煙はやめる。
- (7) 寝たばこ、たばこの投げ捨ては絶対にせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が消えたか確認するなど心がける。
- (8) 子どもの火遊びは絶対にさせない。マッチ、ライター等は子どもの手の届かないところに置く。
- (9) こんろから離れるときは、必ず火を止める。
- (10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのでしない。
- (11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取り扱う。
- (12) 消防署の予防査察には協力する。

2 出火したときのために

- (1) 心を落ち着けてすぐに119番通報し、近所の人にも大声で知らせる。
- (2) たとえ小さな火事でも、消防署にすぐ通報する。
- (3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
- (4) 家庭の消火器、近所の人との協力などによる初期消火に努める。
- (5) 火は、煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。
- (6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。
- (7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることもある。
- (8) 電気の火事は、必ずスイッチを切る。
- (9) 化学薬品には有毒ガスが発生するものがあるので、特に注意する。
- (10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団または毛布をかぶる。
- (11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
- (12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
- (13) 近所で火事が発生したときは、出入口、窓などはできるだけ開けない。
- (14) 近所で火事が発生したときは、自分の家が焼けないように屋根や壁等に水を大量にかける。
- (15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどで口を覆う。
- (16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹這いになる。
- (17) 髪の毛には火がつきやすいので注意する。

第4 雷に対する心得

雷光と雷鳴の間隔が短いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。

- (1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、できるだけ屋内に避難する。
- (2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の間を見計らって安全な場所に移る。
- (3) 金属、非金属にかかわらず、傘、ゴルフクラブ等は、頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。

- (4) 樹木や避雷針のない高い物からはすぐに離れる。
- (5) 避雷針は、設置線が完全であることを確認する。
- (6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器具、電気器具等から1 m以上、テレビからは2 m以上離れる。水道管、ガス管も屋外に結合しているので1 m以上離れる。
- (7) 電気器具は、コンセントから電気プラグを抜く。
- (8) 台所、風呂場等、湿気の多い場所は避ける。
- (9) 濡れた衣類や靴を身につけない。

第5 竜巻に対する心得

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する渦巻で、直撃された場合には人的、物的とも大きな被害にあうことから、積乱雲が発達した場合には注意が必要。また、竜巻は、局地的に発生することから予測が難しく、竜巻の予兆を感じたら早めに避難し、万一遭遇してしまった場合には速やかに身を守るための行動をとる。

1 竜巻に関する情報を収集し、発生に備える

- (1) 積乱雲が発達したり、黒い雲が近づいてきたりしたときは、特に注意する。
- (2) 急に冷たい風が吹いたり、雷や雹が発生したりしたときは、特に注意する。
- (3) 竜巻注意情報が発表されたら、不要不急の外出を控える。

2 竜巻が間近に迫ったら

- (1) 竜巻を目撃したら、ただちに身を守るための行動（避難）をする。
- (2) 屋内では次の行動をとる。
 - ア 雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉め、窓から離れる。
 - イ 1階の窓のない、又は窓の少ない部屋に移動する。（トイレや浴室がよい。）
 - ウ 下向きに身を小さくして、頭部や首筋を守る。
- (3) 屋内に避難できないときは、次の行動をとる。
 - ア 頑丈な構造物の物陰に入り、身を小さくして頭部や首筋を守る。
 - イ 物置、プレハブ、カーポート、電柱、樹木などは倒れたり飛ばされたりするおそれがあるので、近寄らない。
 - ウ 身を隠す場所がないときは、窪地に入り身を小さくして、頭部や首筋を守る。

第6 災害に備え家庭に準備すべきもの

- 1 照明用具 … 懐中電灯（ひもつき）、ろうそく、マッチ、ライター等
- 2 食料 … 乾パン、飲料水、缶詰等
- 3 炊事道具 … 携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等
- 4 応急薬品 … 消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等
- 5 携行用品 … リュック、風呂敷、ビニール袋等
- 6 情報手段 … ラジオ、地図、鉛筆等
- 7 その他 … ヘルメット、頭巾、貴重品類等

〈2-4 備蓄品目、数量等一覧〉

防災備蓄品の品目及び数量等一覧 (令和7年1月末現在)

※ () 内数値は、那須塩原市防災備蓄計画 (H25年度版) による計画値

| 品目 | 単位 | 本庁 (大原町含む) | 西那須野 支所 | 塩原支所 | 箒根 出張所 | 公民館 (15箇所) | 地域拠点 (32箇所) | 合計 |
|-----------|------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|------------------|------------------|--------------------|
| アルファ米 | 食 | 4,460 (1,800) | 1,750 (1,800) | 650 (1,800) | 600 (500) | 3,000 (3,000) | 1,350 (3,000) | 11,810 (11,900) |
| 缶詰パン | 食 | 2,136 (900) | 0 (900) | 384 (300) | 168 (250) | 0 (1,500) | 2,304 (1,500) | 4,992 (5,350) |
| おかゆ | 食 | 301 (100) | 250 (100) | 250 (100) | 250 (100) | 0 (450) | 0 (450) | 1,051 (1,300) |
| 離乳食 | 食 | 960 (30) | 0 (30) | 0 (10) | 0 (10) | 0 (75) | 0 (0) | 960 (155) |
| 粉ミルク | 食 | 1,600 (50) | 0 (50) | 0 (50) | 0 (50) | 0 (75) | 0 (0) | 1,600 (275) |
| ペットボトル水 | 本 | 2,640 (1,800) | 1,296 (1,800) | 1,296 (900) | 1,272 (900) | 2,880 (3,000) | 3,840 (3,000) | 13,224 (11,400) |
| 紙おむつ (乳児) | 枚 | 872 (280) | 640 (280) | 0 (250) | 0 (250) | 0 (1,500) | 0 (3,000) | 1,512 (5,560) |
| 紙おむつ (成人) | 枚 | 352 (100) | 300 (100) | 0 (100) | 0 (100) | 0 (300) | 0 (360) | 652 (1,060) |
| 生理用ナプキン | 枚 | 2,712 (1,040) | 1,040 (1,040) | 0 (520) | 0 (300) | 0 (2,700) | 0 (2,700) | 3,752 (8,300) |
| 毛布 | 枚 | 1,777 (750) | 144 (750) | 40 (750) | 111 (150) | 408 (750) | 320 (600) | 2,800 (3,750) |
| タオル | 枚 | 1,480 (1,480) | 1,480 (1,480) | 0 (740) | 0 (500) | 0 (450) | 0 (600) | 2,960 (5,250) |
| 簡易寝袋 | 枚 | 100 (300) | 50 (300) | 60 (150) | 30 (150) | 0 (450) | 0 (600) | 240 (1,950) |
| 断熱シート | 枚 | 0 (20) | 0 (20) | 0 (20) | 0 (20) | 0 (300) | 0 (600) | 0 (980) |
| 簡易トイレ | 基 | 62 (10) | 27 (10) | 10 (10) | 5 (10) | 0 (0) | 64 (60) | 168 (100) |
| LED ライト | 個 | 3 (3) | 6 (3) | 4 (4) | 0 (3) | 75 (75) | 0 (60) | 88 (148) |
| 工具セット | 個 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 15 (15) | 0 (0) | 15 (19) |
| 救急セット | 個 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 15 (15) | 0 (30) | 15 (49) |
| 防水メガホン | 個 | 0 (3) | 0 (3) | 2 (3) | 0 (3) | 15 (15) | 0 (30) | 17 (57) |
| カセットコンロ | 台 | 59 (80) | 0 (10) | 0 (5) | 0 (5) | 0 (30) | 0 (60) | 59 (190) |
| コンロ用燃料 | 本 | 12 (240) | 0 (30) | 0 (15) | 0 (15) | 0 (90) | 0 (180) | 12 (570) |
| 暖房器具 | 個 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 45 (45) | 0 (30) | 45 (75) |
| 投光機 | 基 | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 15 (15) | 0 (0) | 17 (15) |
| 発電機 | 基 | 0 (0) | 0 (0) | 4 (0) | 1 (0) | 15 (15) | 0 (0) | 20 (15) |
| 燃料 (灯油) | リットル | 0 (0) | 0 (0) | 54 (0) | 0 (0) | 270 (150) | 0 (300) | 324 (450) |
| 燃料 (ガソリン) | リットル | 0 (0) | 0 (0) | 60 (0) | 20 (0) | 150 (150) | 0 (300) | 230 (450) |
| ブルーシート | 枚 | 1 (10) | 0 (10) | 13 (10) | 39 (10) | 0 (0) | 0 (150) | 53 (190) |
| 土のう袋 | 枚 | 6,000 (22,000) | 2,400 (20,000) | 2,575 (10,000) | 4,500 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 32,855 (52,000) |
| 段ボールベッド | 台 | 25 (0) | 129 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 51 (0) | 45 (0) | 250 (0) |

〈2-5 塩原温泉旅館協同組合及び板室温泉旅館組合との食料等提供等に関する協定書〉

塩原温泉旅館協同組合（板室温泉旅館組合）と那須塩原市の食料及び宿泊施設等の提供等に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害時に那須塩原市塩原温泉街（板室温泉街）の交通が遮断され救援物資等が輸送できない場合等において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び那須塩原市地域防災計画に基づき、塩原温泉旅館協同組合（板室温泉旅館組合）に加入している旅館・ホテル等の宿泊施設及び貯蔵している食料等を市に提供することで、塩原温泉街（板室温泉街）の被災住民及び要配慮者等へ避難場所等の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、要配慮者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（市が必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者）
- (2) 障害者（市が必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）
- (3) 帰宅困難な宿泊者
- (4) 市が特に配慮が必要と認める市民

（連絡の窓口）

第3条 塩原温泉旅館協同組合（板室温泉旅館組合）と市は、あらかじめ食料及び宿泊施設等の提供等に関する連絡部署を決め、塩原温泉街（板室温泉街）に大規模な災害が発生したときは、速やかに市から連絡するものとする。

（提供等の内容）

第4条 提供等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- (2) 被災住民及び要配慮者等の避難所としての宿泊施設
- (3) 前各号に掲げるもののほか市が必要と認めるもの

（要請の手続）

第5条 市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、口頭等により要請ができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要な品名、数量等
- (3) 前各号に掲げるもののほか市が必要と認めるもの

（経費の負担）

第6条 提供等に要した経費は、原則として市の負担とする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

令和元年5月8日

塩原温泉旅館協同組合理事長
(板室温泉旅館組合 組合長)

那須塩原市長

〈2-6 重要水防箇所一覧表〉

重要水防箇所（令和5年4月1日現在）

| 管理別 | 河川名 | 重要度 | | 左右岸別 | 重要水防箇所地先名 | | 対策水防工法 | 延長 (m) |
|--------|-----|------|----|------|-----------|------|--------|-----------|
| | | 種別 | 階級 | | 町、大字 | 字 | | |
| 県の管理区間 | 燕中川 | 堤防断面 | A | 左・右 | 石林 | | 積土のう | 520 |
| | 箒川 | 堤防高 | A | 右 | 金沢 | 堰場橋下 | 積土のう | 50 |
| | 計 | 2箇所 | | | | | | 570 |

※重要水防箇所評定基準（県及び市町村管理区間）

| 種別 | 重要度 | | | 選定理由 (例示) |
|--------|--|--|--|---|
| | A 水防上最も重要な区間 | B 次に重要な区間 | C やや危険な区間 | |
| 堤防高・河川 | 計画高水流量に対して計画堤防余裕高が 1/5 以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、又は高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。 | 計画高水流量に対して計画堤防余裕高が 1/5 ～1/2 の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、又は高潮区間の堤防にあっては現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。 | 計画高水流量に対して計画堤防余裕高が 1/2 以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。 | ・堤防高不足 |
| 堤防断面 | 一連の堤防のうち計画堤防断面に対して、特に断面が狭小である箇所。又は、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の 1/2 以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが 30cm 以上の箇所。 | 一連の堤防のうち計画堤防断面に対して、断面が狭小である箇所。又は、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の 2/3 以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが 30cm 未満の箇所。 | | ・堤防断面不足 ・堤防の上端幅(天端幅)不足 ・パラペット |
| 堤防強度 | 堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で、法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。 水衝箇所の新堤で完成後 | 堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。 新堤で完成後 3 年以下で安全面に不安が感 | | ・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防 |

| | | | | |
|-------------|--|--|-----------------|--|
| | 3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。 | じられる箇所。 | | |
| 漏水 | 堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はそのおそれが十分ある箇所。 | 漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。 | 漏水等の不安が考えられる箇所。 | ・漏水実績、おそれ |
| 水衝 | 水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。 | 水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。 | | ・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽 |
| 深掘れ (洗掘) | 堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されている所で、堤脚護岸の根固めが現在洗われており、危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお、波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。 | 低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所で、堤脚護岸の根固め水制等が、一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。 | | ・河岸波浪 |
| 工事 施工 | 国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。 | 樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。 | | ・工事中 |
| 工作 物 | 取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 陸閘が設置されている箇所。 | 取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。 | | ・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工 |

〈2-7 土砂災害警戒区域指定箇所一覧表〉

土砂災害警戒区域指定箇所（令和3年12月17日現在）

| No. | 区域の名称 | | 箇所名 | 河川名 | 種類 | 地区 | 指定年月日 |
|-----|--------|--------------|-------|-----|------|----|--------------------------|
| | 位置（大字） | 指定番号 | | | | | |
| 1 | 中塩原 | 410-I-016 | 戦場 | | 急傾斜地 | 塩原 | 平成18年3月27日 |
| 2 | 塩原 | 7708 | 足長沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 3 | 塩原 | 7712 | 追沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 平成18年3月27日 令和3年12月17日 |
| 4 | 中塩原 | 7720 | ツル沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 平成18年3月27日 |
| 5 | 塩原 | 7723 | 学校沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 6 | 金沢 | J7701 | 台沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 平成18年3月27日 令和3年12月17日 |
| 7 | 金沢 | 410-1 | 野沢川北 | | 地すべり | 塩原 | 平成18年3月27日 |
| 8 | 金沢 | 410-2 | 野沢川南 | | 地すべり | 塩原 | 〃 |
| 9 | 塩原 | 410-3 | 石安土 | | 地すべり | 塩原 | 〃 |
| 10 | 塩原 | 410-4 | 須巻 | | 地すべり | 塩原 | 〃 |
| 11 | 中塩原 | 410-6 | 野刈戸 | | 地すべり | 塩原 | 〃 |
| 12 | 関谷 | 410-7 | 塩原ダム | | 地すべり | 塩原 | 〃 |
| 13 | 鳴内 | 7201 | 湯宮三号沢 | 蛇尾川 | 土石流 | 黒磯 | 平成19年3月23日 |
| 14 | 百村 | 7206 | 護安沢 | 熊川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 15 | 鳴内 | O7201 | 鳴内沢A | 熊川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 16 | 中塩原 | 410-5 | 幕岩 | | 地すべり | 塩原 | 〃 |
| 17 | 上塩原 | 410-8 | 上塩原 | | 地すべり | 塩原 | 令和元年9月20日 |
| 18 | 中塩原 | 410-9 | 古町 | | 地すべり | 塩原 | 〃 |
| 19 | 寺子 | 213-III-1203 | 赤沼ⅢB | | 急傾斜地 | 黒磯 | 令和3年12月17日 |
| 20 | 金沢 | I G2103 | 中沢一号沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 21 | 遅野沢 | I G2104 | 菅沢一号沢 | 蛇尾川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |

（備考）1 土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所を除く。

2 急傾斜地の指定番号にある符号区分は、次のとおり（土砂災害特別警戒区域の指定番号符号も同様）。

- I 区域内に保全人家5戸以上又は災害時要援護者関連施設、公共施設が立地する箇所を表す
- II 区域内に保全人家戸数1戸以上5戸未満が立地する箇所を表す
- III 区域内に保全人家はないが、今後住宅等の新築（又は開発）の可能性があると考えられる箇所を表す

〈2-8 土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表〉

土砂災害特別警戒区域指定箇所（令和6年1月12日現在）

| No. | 区域の名称 | | 箇所名 | 河川名 | 種類 | 地区 | 指定年月日 |
|-----|--------|------------|---------|-----|------|----|--------------------------|
| | 位置（大字） | 指定番号 | | | | | |
| 1 | 湯本塩原 | 410-I-001 | 新湯 | | 急傾斜地 | 塩原 | 平成18年3月27日 |
| 2 | 湯本塩原 | 410-I-002 | 元湯 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 3 | 上塩原 | 410-I-003 | 中山 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 4 | 中塩原 | 410-I-005 | 崖下 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 5 | 中塩原 | 410-I-006 | 時ヶ崎中学校裏 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 6 | 中塩原 | 410-I-007 | 八幡下 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 7 | 塩原 | 410-I-008 | 今井 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 8 | 塩原 | 410-I-009 | 須巻 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 9 | 塩原 | 410-I-010 | 畑下 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 10 | 塩原 | 410-I-011 | 塩の湯 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 11 | 塩原 | 410-I-012 | 四季の里 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 12 | 塩原 | 410-I-013 | 塩釜 | | 急傾斜地 | 塩原 | 平成18年3月27日 令和3年12月17日 |
| 13 | 塩原 | 410-I-014 | 七ツ岩 | | 急傾斜地 | 塩原 | 平成18年3月27日 |
| 14 | 塩原 | 410-I-015 | 大網温泉 | | 急傾斜地 | 塩原 | 平成18年3月27日 令和3年12月17日 |
| 15 | 塩原 | 410-I-017 | 塩釜C | | 急傾斜地 | 塩原 | 平成18年3月27日 令和5年6月6日 |
| 16 | 上塩原 | 410-I-018 | 小滝B | | 急傾斜地 | 塩原 | 平成18年3月27日 |
| 17 | 上塩原 | 410-I-019 | 小滝C | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 18 | 中塩原 | 410-I-020 | 小田ヶ市A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 19 | 塩原 | 410-I-023 | 塩釜A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 20 | 塩原 | 410-I-024 | 塩釜B | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 21 | 塩原 | 410-I-025 | 塩の湯A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 22 | 塩原 | 410-I-026 | 福渡A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 23 | 塩原 | 410-I-027 | 福渡C | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 24 | 塩原 | 410-I-028 | 福渡D | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 25 | 関谷 | 410-I-030 | 入勝橋A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 26 | 上塩原 | 410-II-001 | 小滝A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 27 | 上塩原 | 410-II-003 | 堂ノ本B | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 28 | 中塩原 | 410-II-004 | 戦場A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 29 | 中塩原 | 410-II-005 | 幕岩A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 30 | 中塩原 | 410-II-006 | 野刈戸A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 31 | 塩原 | 410-II-007 | 古町A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 32 | 塩原 | 410-II-008 | 古町C | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 33 | 塩原 | 410-II-009 | 古町D | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 34 | 塩原 | 410-II-010 | 畑下A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 35 | 塩原 | 410-II-011 | 須巻A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 36 | 塩原 | 410-II-012 | 甘湯A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |

| No. | 区域の名称 | | 箇所名 | 河川名 | 種類 | 地区 | 指定年月日 |
|-----|---------|------------|--------|-------|------|----|-------------------------|
| | 位置 (大字) | 指定番号 | | | | | |
| 37 | 塩原 | 410-II-013 | 福渡B | | 急傾斜地 | 塩原 | 平成18年3月27日 |
| 38 | 塩原 | 410-II-014 | 福渡E | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 39 | 塩原 | 410-II-015 | 福渡F | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 40 | 塩原 | 410-II-016 | 福渡G | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 41 | 藁沼 | 410-II-017 | 萩平A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 42 | 関谷 | 410-II-018 | 片角A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 43 | 関谷 | 410-II-020 | 元町A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 44 | 金沢 | 7701 | 中沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 45 | 塩原 | 7703 | 福渡沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 平成18年3月27日 令和6年1月12日 |
| 46 | 塩原 | 7704 | 福渡温泉沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 平成18年3月27日 |
| 47 | 塩原 | 7706 | 塩の湯沢 | 鹿股川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 48 | 塩原 | 7709 | 須巻沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 49 | 塩原 | 7710 | 上須巻沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 50 | 湯本塩原 | 7715 | 後沢 | 赤川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 51 | 上塩原 | 7716 | 今尾頭川 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 52 | 上塩原 | 7717 | 元尾頭川 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 53 | 上塩原 | 7718 | 清水沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 54 | 中塩原 | 7721 | 赤沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 55 | 塩原 | 7722 | 平井沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 56 | 金沢 | J7701-1 | 和田山沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 57 | 中塩原 | J7702 | 野刈戸沢 | シラン沢川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 58 | 塩原 | J7703 | 夕の原沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 59 | 鍋掛 | 212-I-001 | 公民館 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 平成19年3月23日 |
| 60 | 橋本町 | 212-I-002 | 橋本町 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 61 | 百村 | 212-I-003 | 阿久戸 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 62 | 百村 | 212-I-004 | 木の俣 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 63 | 板室 | 212-I-005 | 幾世橋 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 64 | 板室 | 212-I-006 | 塩沢 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 65 | 板室 | 212-I-007 | 三斗小屋温泉 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 66 | 百村 | 212-I-008 | 木の俣2 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 67 | 板室 | 212-I-009 | 塩沢2 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 68 | 板室 | 212-I-010 | 深山湖A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 69 | 板室 | 212-I-011 | 白湯山A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 70 | 板室 | 212-I-012 | 白湯山C | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 71 | 板室 | 212-I-013 | 発電所A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 72 | 板室 | 212-I-014 | 塩沢A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 73 | 板室 | 212-I-015 | 塩沢B | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 74 | 百村 | 212-I-016 | 百村A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 75 | 油井 | 212-I-017 | 油井A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 76 | 塩原 | 410-I-022 | 古町E | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 77 | 塩原 | 410-I-029 | 夕の原A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |

| No. | 区域の名称 | | 箇所名 | 河川名 | 種類 | 地区 | 指定年月日 |
|-----|---------|-------------|--------|-----|------|----|--------------------------------------|
| | 位置 (大字) | 指定番号 | | | | | |
| 78 | 嶋内 | 7202 | 成沢 | 熊川 | 土石流 | 黒磯 | 平成 19 年 3 月 23 日 |
| 79 | 嶋内 | 7203 | 下成沢 | 熊川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 80 | 嶋内 | 7204 | 嶋内下沢 | 熊川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 81 | 嶋内 | 7205 | 嶋内沢 | 熊川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 82 | 板室 | 7209 | 温泉沢 | 那珂川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 83 | 板室 | 7210 | 湯川 | 那珂川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 84 | 嶋内 | J 7203 | 嶋内上沢 | 熊川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 85 | 金沢 | 7702 | カブレ沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 平成 19 年 3 月 23 日 令和 3 年 12 月 17 日 |
| 86 | 塩原 | 7711 | 門前向沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 平成 19 年 3 月 23 日 |
| 87 | 鍋掛 | 212-II-001 | 昭明橋 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 平成 22 年 1 月 15 日 |
| 88 | 鳥野目 | 212-II-002 | 鳥野目 | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 89 | 板室 | 212-II-003 | 白湯山 B | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 90 | 百村 | 212-II-004 | 光徳寺 A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 平成 22 年 1 月 15 日 令和 3 年 12 月 17 日 |
| 91 | 百村 | 212-II-005 | 百村 A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 平成 22 年 1 月 15 日 |
| 92 | 油井 | 212-II-006 | 油井 B | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 93 | 油井 | 212-II-007 | 油井 C | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 94 | 細竹 | 212-II-008 | 細竹 A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 95 | 細竹 | 212-II-009 | 細竹 A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 96 | 鳥野目 | 212-II-011 | 鳥野目 A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 97 | 鳥野目 | 212-II-012 | 鳥野目 A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 98 | 東原 | 212-II-013 | 東原中央 A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 99 | 黒磯 | 212-II-014 | 松原町 A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 100 | 黒磯 | 212-II-015 | 下黒磯 A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 101 | 湯宮 | J 7201 | 湯宮一号沢 | 蛇尾川 | 土石流 | 黒磯 | 平成 24 年 3 月 30 日 |
| 102 | 湯宮 | J 7202 | 湯宮二号沢 | 蛇尾川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 103 | 鳥野目 | 212-III-001 | 鳥野目 a | | 急傾斜地 | 黒磯 | 平成 25 年 3 月 29 日 |
| 104 | 湯本塩原 | 410-III-001 | 湯本 a | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 105 | 湯本塩原 | 410-III-002 | 新湯 a | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 106 | 塩原 | 410-III-003 | 畑下 a | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 107 | 塩原 | 410-III-004 | 塩釜 a | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 108 | 塩原 | 410-III-005 | 塩釜 b | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 109 | 塩原 | 410-III-006 | 福渡 a | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 110 | 塩原 | 410-III-007 | 福渡 b | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 111 | 塩原 | 410-III-008 | 夕の原 a | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 112 | 塩原 | 410-III-009 | 大網 a | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 113 | 塩原 | 410-III-010 | 大網 b | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 114 | 関谷 | 410-III-011 | 片角 a | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 115 | 関谷 | 410-III-012 | 片角 b | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 116 | 関谷 | 410-III-013 | 入勝橋 a | | 急傾斜地 | 塩原 | 平成 25 年 3 月 29 日 令和 3 年 12 月 17 日 |

| No. | 区域の名称 | | 箇所名 | 河川名 | 種類 | 地区 | 指定年月日 |
|-----|---------|--------------|-----------|-----|------|------|------------------|
| | 位置 (大字) | 指定番号 | | | | | |
| 117 | 嶋内 | O7202 | 茅ノ沢 A | 蛇尾川 | 土石流 | 黒磯 | 平成 25 年 3 月 29 日 |
| 118 | 嶋内 | O7203 | 茅ノ沢 B | 蛇尾川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 119 | 金沢 | O7701 | 野沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 120 | 関谷 | O7702 | 上の内沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 121 | 遅野沢 | O7703 | 菅沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 122 | 上塩原 | 410-II-1003 | 上塩原 II A | | 急傾斜地 | 塩原 | 令和元年 9 月 20 日 |
| 123 | 中塩原 | 410-III-1001 | 白戸 III A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 124 | 上塩原 | 410-III-1002 | 上塩原 III A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 125 | 上塩原 | 410-III-1004 | 引久保 III B | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 126 | 上塩原 | 410-I-004 | 塚原 | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 127 | 上塩原 | 410-II-002 | 堂ノ本 A | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 128 | 湯宮 | 212-II-1129 | 湯宮 II A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 令和 3 年 12 月 17 日 |
| 129 | 湯宮 | 212-II-1130 | 湯宮 II B | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 130 | 越堀 | 213-I-1201 | 越堀 I A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 131 | 越堀 | 213-I-1202 | 越堀 I B | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 132 | 井口 | 213-I-1203 | 井口 I A | | 急傾斜地 | 西那須野 | 〃 |
| 133 | 西岩崎 | 213-I-1204 | 西岩崎 I A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 134 | 鍋掛 | 213-II-1201 | 鍋掛 II A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 135 | 鍋掛 | 213-II-1202 | 鍋掛 II B | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 136 | 鍋掛 | 213-II-1203 | 鍋掛 II C | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 137 | 鍋掛 | 213-II-1204 | 鍋掛 II D | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 138 | 鍋掛 | 213-II-1205 | 鍋掛 II E | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 139 | 鍋掛 | 213-II-1206 | 鍋掛 II F | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 140 | 黒磯 | 213-II-1207 | 黒磯 II B | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 141 | 西岩崎 | 213-II-1208 | 西岩崎 II A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 142 | 細竹 | 213-II-1209 | 細竹 II A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 143 | 小結 | 213-II-1210 | 小結 II A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 144 | 亀山 | 213-II-1211 | 亀山 II A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 145 | 塩原 | 213-II-1212 | 須巻 II C | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 146 | 越堀 | 213-III-1201 | 越堀 III A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 147 | 寺子 | 213-III-1202 | 赤沼 III A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 148 | 槻沢 | 213-III-1204 | 槻沢 III A | | 急傾斜地 | 西那須野 | 〃 |
| 149 | 小結 | 213-III-1205 | 小結 III A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 150 | 亀山 | 213-III-1206 | 亀山 III A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 151 | 鳥野目 | 213-III-1207 | 鳥野目 III A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 152 | 鳥野目 | 213-III-1208 | 鳥野目 III B | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |
| 153 | 油井 | 213-III-1209 | 油井 III A | | 急傾斜地 | 黒磯 | 〃 |

| No. | 区域の名称 | | 箇所名 | 河川名 | 種類 | 地区 | 指定年月日 |
|-----|--------|-------------|--------|-----|------|----|------------|
| | 位置(大字) | 指定番号 | | | | | |
| 154 | 寺子 | 213-Ⅲ-1210 | 寺子ⅢA | | 急傾斜地 | 黒磯 | 令和3年12月17日 |
| 155 | 中塩原 | 410-I-1103 | 野刈戸ⅠA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 156 | 塩原 | 410-I-1105 | 古町ⅠA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 157 | 塩原 | 410-I-1107 | 畑下ⅠA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 158 | 塩原 | 410-I-1112 | 塩釜ⅠA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 159 | 塩原 | 410-I-1114 | 塩釜ⅠB | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 160 | 関谷 | 410-I-1122 | 上の内ⅠA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 161 | 金沢 | 410-I-1127 | 金沢中ⅠA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 162 | 湯本塩原 | 410-II-1101 | 新湯ⅡA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 163 | 塩原 | 410-II-1104 | 今井ⅡA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 164 | 塩原 | 410-II-1109 | 須巻ⅡA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 165 | 塩原 | 410-II-1110 | 須巻ⅡB | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 166 | 塩原 | 410-II-1111 | 甘湯ⅡA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 167 | 関谷 | 410-II-1118 | 入勝橋ⅡA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 168 | 関谷 | 410-II-1121 | 上の内ⅡA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 169 | 関谷 | 410-II-1123 | 上の内ⅡB | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 170 | 下田野 | 410-II-1124 | 下田野ⅡA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 171 | 下田野 | 410-II-1125 | 下田野ⅡB | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 172 | 金沢 | 410-II-1126 | 金沢上ⅡA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 173 | 宇都野 | 410-II-1128 | 宇都野ⅡA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 174 | 中塩原 | 410-Ⅲ-1101 | 野刈戸ⅢA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 175 | 中塩原 | 410-Ⅲ-1102 | 野刈戸ⅢB | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 176 | 塩原 | 410-Ⅲ-1106 | 古町ⅢA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 177 | 塩原 | 410-Ⅲ-1108 | 須巻ⅢA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 178 | 塩原 | 410-Ⅲ-1113 | 塩釜ⅢA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 179 | 塩原 | 410-Ⅲ-1115 | 福渡ⅢA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 180 | 塩原 | 410-Ⅲ-1116 | 福渡ⅢB | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 181 | 遅野沢 | 410-Ⅲ-1117 | 遅野沢ⅢA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 182 | 関谷 | 410-Ⅲ-1119 | 入勝橋ⅢA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 183 | 関谷 | 410-Ⅲ-1120 | 京町ⅢA | | 急傾斜地 | 塩原 | 〃 |
| 184 | 上塩原 | I G2101 | 引久保沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 185 | 金沢 | I G2102 | 和田山一号沢 | 箒川 | 土石流 | 塩原 | 〃 |
| 186 | 湯宮 | II G2105 | 湯宮四号沢 | 蛇尾川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |
| 187 | 板室 | II G2106 | 白湯山沢 | 那珂川 | 土石流 | 黒磯 | 〃 |

〈2-9 地すべり危険箇所一覧表〉

地すべり危険箇所（栃木県県土整備部所管）一覧表（令和5年3月31日現在）

| No. | 区域の名称 | | 箇所名 | 区域内の保全対象 | | | 土砂災害警戒区域指定 |
|-----|--------|--------|------|----------|----|------|---------------|
| | 位置（大字） | 県整理番号 | | 人家 | 耕地 | 公共施設 | |
| 1 | 金沢 | 410.01 | 野沢川北 | | | | H18.3.27 223号 |
| 2 | 金沢 | 410.02 | 野沢川南 | | | | 〃 |
| 3 | 塩原 | 410.03 | 石安土 | | | 有 | 〃 |
| 4 | 塩原 | 410.04 | 須巻 | 22 | | 有 | 〃 |
| 5 | 中塩原 | 410.05 | 幕岩 | 6 | 有 | 有 | H19.3.23 203号 |
| 6 | 中塩原 | 410.06 | 野刈戸 | 34 | 有 | 有 | H18.3.37 223号 |
| 7 | 関谷 | 410.07 | 塩原ダム | 3 | | 有 | 〃 |
| 8 | 上塩原 | 410-8 | 上塩原 | 3 | | 有 | R1.9.20 267号 |
| 9 | 中塩原 | 410-9 | 古町 | 153 | | 有 | 〃 |

(注) 1 この一覧表は、建設省通知「地すべり危険箇所の再点検について」（平成8年10月4日付け建設省河傾発第40号）によるものである。

2 県土整備部所管の地すべり危険箇所とは、

①砂防指定地に係わるもの

②保安林、保安施設地区、土地改良事業（計画）区域の何れにも該当しないものをいう。

3 危険箇所の範囲は、地すべりにより移動している土地及びそれに隣接して将来地すべりの拡大するおそれのある土地である。

4 調査対象は、5ha（市街化区域又は用途地域では3ha）以上の地すべりであって、

①溪流、河川

②鉄道、道路（迂回路の無い市町村道以上のもの）

③公共建物

④大規模なため池、用排水施設、農道、林道

⑤10戸以上の人家

⑥10ha以上の農地

に被害を及ぼすおそれのあるものである。

地すべり危険箇所（栃木県環境森林部所管）一覧表（令和5年4月1日現在）

| No. | | 地区名 | 大字 | 人家戸数 | 公共施設・種別 |
|-----|-----|---------|----|------|---------|
| 1 | 民有林 | 古町 | 塩原 | 60 | 4施設/県道 |
| 2 | 国有林 | コナコ（金沢） | | | 1施設/林道 |

〈2-10 山地災害危険地区一覧表〉

1 総括表 (令和5年4月1日現在)

| 市町名 | 危険地区数 | | | |
|-------|----------|----------|---------|-------|
| | | 山腹崩壊 | 崩壊土砂流出 | 地すべり |
| 那須塩原市 | 201 (28) | 114 (14) | 85 (13) | 2 (1) |

() 内数字は、国有林内の山地災害危険地区数 (内数)

※危険地区の定義

- 山腹崩壊危険地区 地形 (傾斜、土層深)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
- 崩壊土砂流出危険地区 地形 (傾斜、土層深、溪床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
- 地すべり危険地区 地すべりが発生している、あるいは、地すべりが発生するおそれがある区域のうち、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

2 山地災害危険地区 (民有林) 一覧表 (令和5年4月1日現在)

| No. | | 危険地区区分 | 地区名 | 位置 | | 直接保全対象 | | |
|-------|-----|--------|--------|-----|------|--------|------|----|
| 通しNo. | 区分別 | | | 大字 | 字 | 人家戸数 | 公共施設 | 道路 |
| 1 | 1 | 山腹崩壊 | 地蔵 | 百村 | 屋敷内 | | | 県道 |
| 2 | 2 | 山腹崩壊 | 大深沢 | 百村 | 屋敷内 | | | 県道 |
| 3 | 3 | 山腹崩壊 | 小深沢 | 百村 | 屋敷内 | | | 県道 |
| 4 | 4 | 山腹崩壊 | 塩沢(1) | 板室 | 塩沢 | 6 | | 他 |
| 5 | 5 | 山腹崩壊 | 塩沢(2) | 板室 | 塩沢 | 30 | | 他 |
| 6 | 6 | 山腹崩壊 | 塩沢(3) | 板室 | 程久保 | 50 | | 県道 |
| 7 | 7 | 山腹崩壊 | 塩沢(4) | 板室 | 程久保 | 16 | | 県道 |
| 8 | 8 | 山腹崩壊 | 清水平 | 百村 | 屋敷内 | 28 | | 県道 |
| 9 | 9 | 山腹崩壊 | 鳴内 | 湯宮 | カミケド | 6 | | 他 |
| 10 | 10 | 山腹崩壊 | 木の俣 | 百村 | 屋敷内 | 2 | | 県道 |
| 11 | 11 | 山腹崩壊 | 百村本田 | 百村 | 屋敷内 | 68 | | 他 |
| 12 | 12 | 山腹崩壊 | 阿久戸(1) | 百村 | 街道東 | 19 | | 他 |
| 13 | 13 | 山腹崩壊 | 阿久戸(2) | 板室 | 街道東 | 7 | | 他 |
| 14 | 14 | 山腹崩壊 | 油井(1) | 油井 | 上の平 | 13 | | 他 |
| 15 | 15 | 山腹崩壊 | 油井(2) | 百村 | 石滝 | 1 | | 他 |
| 16 | 16 | 山腹崩壊 | 細竹 | 西岩崎 | 小幡 | 1 | | 他 |
| 17 | 17 | 山腹崩壊 | 赤沼(1) | 寺子 | 飛向 | 1 | | 他 |
| 18 | 18 | 山腹崩壊 | 赤沼(2) | 寺子 | 飛向 | 1 | | |
| 19 | 19 | 山腹崩壊 | 赤沼(3) | 寺子 | 長見 | 1 | | 他 |
| 20 | 20 | 山腹崩壊 | 鳥の目 | 鳥野目 | 道東 | 5 | | 他 |
| 21 | 21 | 山腹崩壊 | 鍋掛 | 鍋掛 | 鍋掛東 | 5 | | 県道 |
| 22 | 22 | 山腹崩壊 | 杉渡土 | 越堀 | | 4 | | |
| 23 | 23 | 山腹崩壊 | 大巻川 | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |

| No. | | 危険地区区分 | 地区名 | 位置 | | 直接保全対象 | | |
|-------|-----|--------|---------|------|-------|--------|------|----|
| 通しNo. | 区分別 | | | 大字 | 字 | 人家戸数 | 公共施設 | 道路 |
| 24 | 24 | 山腹崩壊 | 石田坂 | 寺子 | 石田坂 | 7 | | |
| 25 | 25 | 山腹崩壊 | 地藏(2) | 百村 | 屋敷内 | | | 県道 |
| 26 | 26 | 山腹崩壊 | 板室本村 | 板室 | 東屋敷裏 | 11 | | 県道 |
| 27 | 27 | 山腹崩壊 | 西岩崎 | 西岩崎 | ゴンノシタ | 4 | | 他 |
| 28 | 28 | 山腹崩壊 | 赤沼 | 寺子 | 日向 | 4 | | 他 |
| 29 | 29 | 山腹崩壊 | 程久保 | 板室 | | 2 | | 県道 |
| 30 | 30 | 山腹崩壊 | 乙女の滝(1) | 板室 | | | | 県道 |
| 31 | 31 | 山腹崩壊 | 乙女の滝(2) | 板室 | | 1 | | 県道 |
| 32 | 32 | 山腹崩壊 | 沖戸の目 | 百村 | 大石ヶ下 | | | 他 |
| 33 | 33 | 山腹崩壊 | ウトウ沢(1) | 上塩原 | ウトウ沢 | | | 他 |
| 34 | 34 | 山腹崩壊 | ウトウ沢(2) | 上塩原 | ウトウ沢 | | | 他 |
| 35 | 35 | 山腹崩壊 | 小滝(1) | 上塩原 | 小滝川原 | 14 | | 国道 |
| 36 | 36 | 山腹崩壊 | 二階山 | 上塩原 | 二階山 | 0 | | 他 |
| 37 | 37 | 山腹崩壊 | 中山 | 上塩原 | 中山 | 17 | | 国道 |
| 38 | 38 | 山腹崩壊 | 塚原 | 上塩原 | 上の道裏 | 21 | | 他 |
| 39 | 39 | 山腹崩壊 | 引久保(1) | 上塩原 | 引久保 | 7 | | |
| 40 | 40 | 山腹崩壊 | 引久保(2) | 上塩原 | 下林 | 5 | | 国道 |
| 41 | 41 | 山腹崩壊 | 伊崎(1) | 上塩原 | 平野台 | 34 | | 他 |
| 42 | 42 | 山腹崩壊 | 赤川 | 上塩原 | 畑向 | 14 | | 他 |
| 43 | 43 | 山腹崩壊 | 要害 | 上塩原 | 要害 | 14 | | 他 |
| 44 | 44 | 山腹崩壊 | 戦場(1) | 中塩原 | 戦場 | 8 | | 他 |
| 45 | 45 | 山腹崩壊 | 戦場(2) | 中塩原 | 戦場 | 2 | | 他 |
| 46 | 46 | 山腹崩壊 | 元湯 | 湯本塩原 | 湯本 | 9 | | 他 |
| 47 | 47 | 山腹崩壊 | 地徳原 | 上塩原 | 地徳原 | 48 | | 他 |
| 48 | 48 | 山腹崩壊 | 小田ヶ市 | 中塩原 | 小田ヶ市 | 9 | | 国道 |
| 49 | 49 | 山腹崩壊 | 八幡上 | 塩原 | 今井 | 610 | 3 | 国道 |
| 50 | 50 | 山腹崩壊 | 幕岩 | 中塩原 | 幕岩 | 41 | | 他 |
| 51 | 51 | 山腹崩壊 | 門前 | 塩原 | 門前 | 349 | 2 | 他 |
| 52 | 52 | 山腹崩壊 | 塩竈(1) | 塩原 | 塩釜 | 170 | | 他 |
| 53 | 53 | 山腹崩壊 | 塩竈(2) | 塩原 | 塩釜 | 117 | | 他 |
| 54 | 54 | 山腹崩壊 | 七ツ岩 | 塩原 | 塩釜 | 20 | | 他 |
| 55 | 55 | 山腹崩壊 | 新湯 | 湯本塩原 | 上塩原 | 32 | | 県道 |
| 56 | 56 | 山腹崩壊 | 須巻(1) | 塩原 | 畑下 | 17 | | 国道 |
| 57 | 57 | 山腹崩壊 | 須巻(2) | 塩原 | 畑下 | 28 | | 国道 |
| 58 | 58 | 山腹崩壊 | 富士山下 | 塩原 | ミョウガ | 4 | | 国道 |
| 59 | 59 | 山腹崩壊 | 塩竈(3) | 塩原 | 塩釜 | 61 | | 国道 |
| 60 | 60 | 山腹崩壊 | 福渡(2) | 塩原 | 福渡 | 181 | | 国道 |
| 61 | 61 | 山腹崩壊 | 福渡(3) | 塩原 | 福渡 | 30 | | 国道 |
| 62 | 62 | 山腹崩壊 | 福渡(4) | 塩原 | 福渡 | 34 | | 国道 |
| 63 | 63 | 山腹崩壊 | 夕ノ原 | 塩原 | 福渡 | 38 | | 国道 |

| No. | | 危険地区区分 | 地区名 | 位置 | | 直接保全対象 | | |
|-------|-----|--------|---------|-----|------|--------|------|----|
| 通しNo. | 区分別 | | | 大字 | 字 | 人家戸数 | 公共施設 | 道路 |
| 64 | 64 | 山腹崩壊 | 甘湯沢(2) | 塩原 | ミョウガ | 3 | | 他 |
| 65 | 65 | 山腹崩壊 | 塩ノ湯(1) | 塩原 | 塩ノ湯 | 19 | | 他 |
| 66 | 66 | 山腹崩壊 | 塩ノ湯(2) | 塩原 | 塩ノ湯 | 7 | | 他 |
| 67 | 67 | 山腹崩壊 | 藁沼 | 藁沼 | 蛇尾川 | 2 | | 他 |
| 68 | 68 | 山腹崩壊 | 和田山(1) | 金沢 | 和田山 | 42 | | 他 |
| 69 | 69 | 山腹崩壊 | 和田山(2) | 金沢 | 和田山 | 27 | | 他 |
| 70 | 70 | 山腹崩壊 | 野沢 | 金沢 | 野中 | 1 | | 他 |
| 71 | 71 | 山腹崩壊 | 町井(1) | 金沢 | 町井 | 3 | | 県道 |
| 72 | 72 | 山腹崩壊 | 町井(2) | 金沢 | 町井 | 3 | | 他 |
| 73 | 73 | 山腹崩壊 | 相の沢 | 宇都野 | 前山 | | | 県道 |
| 74 | 74 | 山腹崩壊 | 柿の木沢 | 関谷 | 柿の島 | 5 | | 他 |
| 75 | 75 | 山腹崩壊 | 谷地畑(2) | 塩原 | 今井 | 56 | | 国道 |
| 76 | 76 | 山腹崩壊 | 狭間 | 塩原 | 狭間 | 101 | | 他 |
| 77 | 77 | 山腹崩壊 | 藁沼(2) | 藁沼 | 立石 | 16 | | 他 |
| 78 | 78 | 山腹崩壊 | 八研坂 | 下田野 | 街道西 | 1 | | 県道 |
| 79 | 79 | 山腹崩壊 | 柿の木坂(2) | 塩原 | 塩釜 | 1 | | 他 |
| 80 | 80 | 山腹崩壊 | 和田山(3) | 金沢 | 黒岩 | 2 | | 他 |
| 81 | 81 | 山腹崩壊 | カッパ中 | 上塩原 | | | | 他 |
| 82 | 82 | 山腹崩壊 | 塚原(2) | 上塩原 | 上の道裏 | 17 | | 他 |
| 83 | 83 | 山腹崩壊 | 小滝(2) | 上塩原 | | 12 | | 他 |
| 84 | 84 | 山腹崩壊 | 小滝(3) | 上塩原 | | | | 他 |
| 85 | 85 | 山腹崩壊 | 八幡下(2) | 上塩原 | | 9 | | 国道 |
| 86 | 86 | 山腹崩壊 | 石滝 | 百村 | | 1 | | |
| 87 | 87 | 山腹崩壊 | 鳴内(1) | 鳴内 | | 7 | | |
| 88 | 88 | 山腹崩壊 | 唐滝沢 | 宇都野 | | | | 他 |
| 89 | 89 | 山腹崩壊 | 塩原温泉病院裏 | 塩原 | | 39 | | 国道 |
| 90 | 90 | 山腹崩壊 | 上塩原 | 上塩原 | | 15 | 1 | 国道 |
| 91 | 91 | 山腹崩壊 | 上塩原(1) | 上塩原 | | 5 | 1 | 国道 |
| 92 | 92 | 山腹崩壊 | 中塩原 | 中塩原 | | 8 | | 他 |
| 93 | 93 | 山腹崩壊 | 下塩原 | 塩原 | | | | 他 |
| 94 | 94 | 山腹崩壊 | 金沢 | 金沢 | | 12 | | 他 |
| 95 | 95 | 山腹崩壊 | 伊崎(2) | 上塩原 | 伊崎 | 2 | | 他 |
| 96 | 96 | 山腹崩壊 | 花取沢 | 百村 | 大石ヶ下 | | | 他 |
| 97 | 97 | 山腹崩壊 | 木の俣(2) | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 98 | 98 | 山腹崩壊 | 百村神社裏 | 百村 | 屋敷内 | 25 | | 他 |
| 99 | 99 | 山腹崩壊 | 福渡(5) | 塩原 | 福渡 | 112 | | 国道 |
| 100 | 100 | 山腹崩壊 | 和田山(4) | 金沢 | 和田山 | 1 | | 他 |
| 101 | 1 | 崩壊土砂流出 | 小淵沢 | 百村 | 新山 | | | 他 |
| 102 | 2 | 崩壊土砂流出 | 刑部沢 | 百村 | 新山 | | | 他 |
| 103 | 3 | 崩壊土砂流出 | 大沢 | 百村 | 新山 | | | 他 |

| No. | | 危険地区区分 | 地区名 | 位置 | | 直接保全対象 | | |
|-------|-----|--------|-----------|-----|------|--------|------|----|
| 通しNo. | 区分別 | | | 大字 | 字 | 人家戸数 | 公共施設 | 道路 |
| 104 | 4 | 崩壊土砂流出 | 大深沢 | 百村 | 屋敷内 | | | 県道 |
| 105 | 5 | 崩壊土砂流出 | 湯川 | 板室 | 塩沢 | 39 | | 県道 |
| 106 | 6 | 崩壊土砂流出 | 小沼沢 | 板室 | 西屋敷内 | 40 | | 県道 |
| 107 | 7 | 崩壊土砂流出 | 沢名川 | 板室 | 西屋敷内 | | | 県道 |
| 108 | 8 | 崩壊土砂流出 | 白根沢(1) | 板室 | 程久保 | | | 県道 |
| 109 | 9 | 崩壊土砂流出 | 白根沢(2) | 板室 | 程久保 | | | 県道 |
| 110 | 10 | 崩壊土砂流出 | カニカケ沢 | 板室 | 程久保 | | | 県道 |
| 111 | 11 | 崩壊土砂流出 | 木の俣(4) | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 112 | 12 | 崩壊土砂流出 | 木の俣(3) | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 113 | 13 | 崩壊土砂流出 | 木の俣(2) | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 114 | 14 | 崩壊土砂流出 | 小巻川 | 百村 | 大石下 | | | 他 |
| 115 | 15 | 崩壊土砂流出 | 糸沢 | 鳴内 | 蕨沢 | 7 | | 他 |
| 116 | 16 | 崩壊土砂流出 | 大又木沢 | 鳴内 | 関場 | 65 | | 他 |
| 117 | 17 | 崩壊土砂流出 | 平沢 | 鳴内 | 台久保 | 39 | | 他 |
| 118 | 18 | 崩壊土砂流出 | 成沢 | 鳴内 | 高野 | 33 | 1 | 他 |
| 119 | 19 | 崩壊土砂流出 | 井戸沢 | 湯宮 | カミケド | 26 | | 他 |
| 120 | 20 | 崩壊土砂流出 | 木の俣(1) | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 121 | 21 | 崩壊土砂流出 | 白土川 | 百村 | 屋敷内 | 42 | | 他 |
| 122 | 22 | 崩壊土砂流出 | 茅ノ沢 | 鳴内 | 鳴内 | 18 | | 他 |
| 123 | 23 | 崩壊土砂流出 | 水汲戸沢 | 鳴内 | 鳴内 | 3 | | 他 |
| 124 | 24 | 崩壊土砂流出 | ソリ沢 | 鳴内 | 多木山 | 38 | | 他 |
| 125 | 25 | 崩壊土砂流出 | 猪平沢 | 湯宮 | 猪平 | 1 | | 他 |
| 126 | 26 | 崩壊土砂流出 | 木の俣(5) | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 127 | 27 | 崩壊土砂流出 | 蛙子沢 | 百村 | 大石ヶ下 | | | 他 |
| 128 | 28 | 崩壊土砂流出 | おだん沢 | 百村 | 鳴内 | 24 | | 他 |
| 129 | 29 | 崩壊土砂流出 | 小屋場沢 | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 130 | 30 | 崩壊土砂流出 | 大川支流 | 百村 | 深山 | | | 他 |
| 131 | 31 | 崩壊土砂流出 | 沖戸の目 | 百村 | 大石ヶ下 | | | 他 |
| 132 | 32 | 崩壊土砂流出 | 水割沢 | 百村 | | | | 他 |
| 133 | 33 | 崩壊土砂流出 | 木の俣(6) | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 134 | 34 | 崩壊土砂流出 | 久次郎沢 | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 135 | 35 | 崩壊土砂流出 | 市の沢 | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 136 | 36 | 崩壊土砂流出 | 垂水沢 | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 137 | 37 | 崩壊土砂流出 | 小巻川(1) | 百村 | 深山 | | | 他 |
| 138 | 38 | 崩壊土砂流出 | 小巻川(2) | 百村 | ヒドノ脇 | | | 他 |
| 139 | 39 | 崩壊土砂流出 | 一の沢 | 百村 | 屋敷内 | | | 他 |
| 140 | 40 | 崩壊土砂流出 | ウトウ沢支溪(1) | 中塩原 | 平予塚 | 3 | | 他 |
| 141 | 41 | 崩壊土砂流出 | ウトウ沢支溪(2) | 中塩原 | 手城塚 | 7 | | 他 |
| 142 | 42 | 崩壊土砂流出 | 清水沢 | 上塩原 | 清水原 | 19 | | 国道 |
| 143 | 43 | 崩壊土砂流出 | 引久保(1) | 上塩原 | 引久保 | 34 | | 国道 |

| No. | | 危険地区区分 | 地区名 | 位置 | | 直接保全対象 | | |
|-------|-----|--------|---------|------|--------|--------|------|----|
| 通しNo. | 区分別 | | | 大字 | 字 | 人家戸数 | 公共施設 | 道路 |
| 144 | 44 | 崩壊土砂流出 | 引久保(2) | 上塩原 | 引久保 | 40 | 1 | 国道 |
| 145 | 45 | 崩壊土砂流出 | 伊崎 | 上塩原 | 水の元 | 24 | 1 | 国道 |
| 146 | 46 | 崩壊土砂流出 | ツル沢 | 中塩原 | 中山 | 30 | 2 | 国道 |
| 147 | 47 | 崩壊土砂流出 | 平井沢 | 塩原 | 狭間 | 28 | | 他 |
| 148 | 48 | 崩壊土砂流出 | 小塩沢 | 中塩原 | 柏木平 | | | 県道 |
| 149 | 49 | 崩壊土砂流出 | 新湯(2) | 湯本塩原 | 上塩原 | | | 他 |
| 150 | 50 | 崩壊土砂流出 | 福渡清水沢 | 塩原 | 福渡 | 4 | | 国道 |
| 151 | 51 | 崩壊土砂流出 | トヤ沢 | 藁沼 | トキ沢 | 1 | | 他 |
| 152 | 52 | 崩壊土砂流出 | 菅 | 関谷 | リュウガヌマ | 31 | | 他 |
| 153 | 53 | 崩壊土砂流出 | 上の内 | 関谷 | 滝沢 | 11 | | 他 |
| 154 | 54 | 崩壊土砂流出 | 和田山 | 金沢 | 和田山 | 16 | | 他 |
| 155 | 55 | 崩壊土砂流出 | 曾倉 | 宇都野 | 曾倉 | | | 他 |
| 156 | 56 | 崩壊土砂流出 | 西沢 | 宇都野 | 西沼代 | | | 他 |
| 157 | 57 | 崩壊土砂流出 | カブレ沢 | 金沢 | 黒岩 | 19 | | 県道 |
| 158 | 58 | 崩壊土砂流出 | 塩の沢 | 金沢 | 二階山 | 45 | | 県道 |
| 159 | 59 | 崩壊土砂流出 | 広久保 | 金沢 | 水無沢 | 38 | | 県道 |
| 160 | 60 | 崩壊土砂流出 | 木沢 | 宇都野 | 平那目 | | | 他 |
| 161 | 61 | 崩壊土砂流出 | 棚沢 | 関谷 | 柿の島 | | | 他 |
| 162 | 62 | 崩壊土砂流出 | 谷地畑 | 中塩原 | 谷地畑 | 22 | | 国道 |
| 163 | 63 | 崩壊土砂流出 | 見取沢 | 塩原 | 塩の湯 | 4 | | 他 |
| 164 | 64 | 崩壊土砂流出 | 入勝沢 | 塩原 | 塩釜 | | | 他 |
| 165 | 65 | 崩壊土砂流出 | 甘湯沢 | 塩原 | 塩の湯 | 2 | | 他 |
| 166 | 66 | 崩壊土砂流出 | 塩の沢(2) | 金沢 | 二階山 | 84 | | 県道 |
| 167 | 67 | 崩壊土砂流出 | カラ沢 | 百村 | 大石ヶ下 | | | 他 |
| 168 | 68 | 崩壊土砂流出 | 白戸 | 中塩原 | 白戸 | 21 | | 他 |
| 169 | 69 | 崩壊土砂流出 | 木沢 | 金沢 | 入之坊 | | | 他 |
| 170 | 70 | 崩壊土砂流出 | 湯本塩原(1) | 湯本塩原 | | 8 | | 県道 |
| 171 | 71 | 崩壊土砂流出 | 鳥の木沢 | 百村 | 大石ヶ下 | 45 | | 他 |
| 172 | 72 | 崩壊土砂流出 | 萩平 | 湯宮 | 上毛戸 | 5 | | 他 |
| 173 | 1 | 地すべり | 古町 | 塩原 | | 60 | 4 | 県道 |

3 山地災害危険地区（国有林）一覧表（令和5年4月1日現在）

| No. | | 危険地区区分 | 地区名 | 位置 | | 直接保全対象 | |
|-------|-----|--------|-------------|------|-----------------|--------|-----------------------------|
| 通しNo. | 区分別 | | | 大字 | 国有林名 | 人家戸数 | 公共施設・種類 |
| 1 | 1 | 山腹崩壊 | 県道(大川線)No.1 | | 深山国有林 179 林班 | | 県道 |
| 2 | 2 | 山腹崩壊 | 県道(大川線)No.2 | | 深山国有林 179 林班 | | 県道 |
| 3 | 3 | 山腹崩壊 | 県道(大川線)4号橋先 | | 深山国有林 176 林班 | | 県道 |
| 4 | 4 | 山腹崩壊 | 県道(大川線)大川口 | | 深山国有林 198 林班 | | 県道 |
| 5 | 5 | 山腹崩壊 | 深山発電所管理用道路 | | 白湯山国有林 171 林班 | | 県道 |
| 6 | 6 | 山腹崩壊 | 深山清水 | | 白湯山国有林 158 林班 | | 県道 |
| 7 | 7 | 山腹崩壊 | 矢沢橋 | | 深山国有林 200 林班 | | 県道 |
| 8 | 8 | 山腹崩壊 | 板室温泉園地 | | 屋敷内国有林 173 林班 | | 保養施設/学習センター/県・市道 |
| 9 | 9 | 山腹崩壊 | 地藏沢 | | 東山国有林 447 林班 | | 発電施設/国道 |
| 10 | 10 | 山腹崩壊 | 大網 | | 東山国有林 447 林班 | 3 | 国道 |
| 11 | 11 | 山腹崩壊 | 猿岩 | | 関谷・西山国有林 448 林班 | | 国道 |
| 12 | 12 | 山腹崩壊 | 石安土 | | 関谷・西山国有林 448 林班 | | 国道 |
| 13 | 13 | 山腹崩壊 | 箱の森 | | 中山国有林 442 林班 | 1 | |
| 14 | 14 | 山腹崩壊 | 安戸山 | | 関谷・西山国有林 448 林班 | | 林道 |
| 15 | 1 | 崩壊土砂流出 | 塩沢川 | 湯本塩原 | 前黒国有林 404 林班 | 13 | 国・県・市道/神社/JA |
| 16 | 2 | 崩壊土砂流出 | 後沢 | 湯本塩原 | 前黒国有林 421 林班 | 5 | 市道/林道 |
| 17 | 3 | 崩壊土砂流出 | 棚畑沢川 | 上塩原 | 国有林 423 林班 | 10 | 国・市道 |
| 18 | 4 | 崩壊土砂流出 | 元尾頭沢 | 上塩原 | 北山国有林 426 林班 | | 国道/トンネル電気室 |
| 19 | 5 | 崩壊土砂流出 | 鶴沢 | 中塩原 | 中山国有林 442 林班 | 8 | 国・市道 |
| 20 | 6 | 崩壊土砂流出 | 数小屋沢 | 関谷 | 西山国有林 449 林班 | 19 | 国・県・市道/変電設備/ 簡易取水施設/観光施設 |
| 21 | 7 | 崩壊土砂流出 | 西沢 | 関谷 | 西山国有林 450 林班 | 23 | 国・市道/神社 |
| 22 | 8 | 崩壊土砂流出 | 仙髯の滝 | 関谷 | 西山国有林 449 林班 | | 国道/林道 |
| 23 | 9 | 崩壊土砂流出 | 小滝 | 上塩原 | 北山国有林 427 林班 | 7 | 国・市道 |
| 24 | 10 | 崩壊土砂流出 | 竜化ノ滝右沢 | | 東山国有林 446 林班 | | 国道 |
| 25 | 11 | 崩壊土砂流出 | 上ノ原 | | 前黒国有林 403 林班 | | 国・市道 |
| 26 | 12 | 崩壊土砂流出 | カラ沢 | | 前黒国有林 408 林班 | | 県道 |
| 27 | 13 | 崩壊土砂流出 | スッカシ上流 | | 塩原・西山国有林 389 林班 | | 県道 |
| 28 | 1 | 地すべり | コナコ | | 金沢・西山国有林 372 林班 | | 林道/観光施設 |

〈2-1-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表〉

〈2-1-2 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧〉

【急傾斜Ⅰ】傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上で保全人家 5 戸以上、5 戸未満であっても公共施設、病院、社会福祉施設等がある箇所。

【急傾斜Ⅱ】傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上で保全人家 1 戸以上 5 戸未満の箇所。

【急傾斜Ⅲ】傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上で、人家はないが今後新規に住宅立地等が見込まれる箇所。

1 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

| 番号 | 所在地 | 危険箇所 | 指定年月 | 区域指定番号 | 備考 |
|----|------|-----------|-------|-----------|----|
| 1 | 鍋掛 | 公民館 | H19.3 | 212-I-001 | |
| 2 | 橋本 | 橋本町 | H19.3 | 212-I-002 | |
| 3 | 百村 | 阿久戸 | H19.3 | 212-I-003 | |
| 4 | 百村 | 木の俣 | H19.3 | 212-I-004 | |
| 5 | 板室 | 幾世橋 | H19.3 | 212-I-005 | |
| 6 | 板室 | 塩沢 | H19.3 | 212-I-006 | |
| 7 | 三斗小屋 | 三斗小屋温泉 | H19.3 | 212-I-007 | |
| 8 | 百村 | 木の俣 2 | H19.3 | 212-I-008 | |
| 9 | 板室 | 塩沢 2 | H19.3 | 212-I-009 | |
| 10 | 板室 | 深山湖 A | H19.3 | 212-I-010 | |
| 11 | 板室 | 白湯山 A | H19.3 | 212-I-011 | |
| 12 | 板室 | 白湯山 C | H19.3 | 212-I-012 | |
| 13 | 板室 | 発電所 A | H19.3 | 212-I-013 | |
| 14 | 板室 | 塩沢 A | H19.3 | 212-I-014 | |
| 15 | 板室 | 塩沢 B | H19.3 | 212-I-015 | |
| 16 | 百村 | 百村 A | H19.3 | 212-I-016 | |
| 17 | 油井 | 油井 A | H19.3 | 212-I-017 | |
| 18 | 湯本塩原 | 新湯 | H18.3 | 410-I-001 | |
| 19 | 湯本塩原 | 元湯 | H18.3 | 410-I-002 | |
| 20 | 上塩原 | 中山 | H18.3 | 410-I-003 | |
| 21 | 上塩原 | 塚原 | H18.3 | 410-I-004 | |
| 22 | 中塩原 | 崖下 | H18.3 | 410-I-005 | |
| 23 | 中塩原 | 時ヶ崎（中学校裏） | H18.3 | 410-I-006 | |
| 24 | 中塩原 | 八幡下 | H18.3 | 410-I-007 | |
| 25 | 塩原 | 今井 | H18.3 | 410-I-008 | |
| 26 | 塩原 | 須巻 | H18.3 | 410-I-009 | |
| 27 | 塩原 | 畑下 | H18.3 | 410-I-010 | |
| 28 | 塩原 | 塩の湯 | H18.3 | 410-I-011 | |
| 29 | 塩原 | 四季の里 | H18.3 | 410-I-012 | |

| 番号 | 所在地 | 危険箇所 | 指定年月 | 区域指定番号 | |
|----|-----|---------|-------|------------|--|
| 30 | 塩原 | 塩釜 | H18.3 | 410-I-013 | |
| 31 | 塩原 | 七ツ岩 | H18.3 | 410-I-014 | |
| 32 | 塩原 | 大網温泉 | H18.3 | 410-I-015 | |
| 33 | 中塩原 | 戦場 | H18.3 | 410-I-016 | |
| 34 | 塩原 | 塩釜 C | H18.3 | 410-I-017 | |
| 35 | 上塩原 | 小滝 B | H18.3 | 410-I-018 | |
| 36 | 上塩原 | 小滝 C | H18.3 | 410-I-019 | |
| 37 | 中塩原 | 小田ヶ市 A | H18.3 | 410-I-020 | |
| 38 | 塩原 | 古町 E | H18.3 | 410-I-022 | |
| 39 | 塩原 | 塩釜 A | H18.3 | 410-I-023 | |
| 40 | 塩原 | 塩釜 B | H18.3 | 410-I-024 | |
| 41 | 塩原 | 塩の湯 A | H18.3 | 410-I-025 | |
| 42 | 塩原 | 福渡 A | H18.3 | 410-I-026 | |
| 43 | 塩原 | 福渡 C | H18.3 | 410-I-027 | |
| 44 | 塩原 | 福渡 D | H18.3 | 410-I-028 | |
| 45 | 塩原 | 夕の原 A | H18.3 | 410-I-029 | |
| 46 | 関谷 | 入勝橋 A | H18.3 | 410-I-030 | |
| 47 | 越堀 | 越堀 I A | R3.3 | 213-I-1201 | |
| 48 | 越堀 | 越堀 I B | R3.3 | 213-I-1202 | |
| 49 | 井口 | 井口 I A | R3.3 | 213-I-1203 | |
| 50 | 西岩崎 | 西岩崎 I A | R3.3 | 213-I-1204 | |
| 51 | 中塩原 | 野刈戸 I A | R3.3 | 410-I-1103 | |
| 52 | 塩原 | 古町 I A | R3.3 | 410-I-1105 | |
| 53 | 塩原 | 畑下 I A | R3.3 | 410-I-1107 | |
| 54 | 塩原 | 塩釜 I A | R3.3 | 410-I-1112 | |
| 55 | 塩原 | 塩釜 I B | R3.3 | 410-I-1114 | |
| 56 | 関谷 | 上の内 I A | R3.3 | 410-I-1122 | |
| 57 | 金沢 | 金沢中 I A | R3.3 | 410-I-1127 | |

2 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

（令和5年3月31日現在）

| 番号 | 所在地 | 危険箇所 | 指定年月 | 区域指定番号 | 備考 |
|----|-----|--------|-------|-------------|----|
| 1 | 鍋掛 | 昭明橋 | H22.1 | 212-II-001 | |
| 2 | 鳥野目 | 鳥野目 | H22.1 | 212-II-002 | |
| 3 | 板室 | 白湯山 B | H22.1 | 212-II-003 | |
| 4 | 百村 | 光徳寺 A | H22.1 | 212-II-004 | |
| 5 | 百村 | 百村 A | H22.1 | 212-II-005 | |
| 6 | 油井 | 油井 B | H22.1 | 212-II-006 | |
| 7 | 油井 | 油井 C | H22.1 | 212-II-007 | |
| 8 | 細竹 | 細竹 A | H22.1 | 212-II-008 | |
| 9 | 細竹 | 細竹 A | H22.1 | 212-II-009 | |
| 10 | 鳥野目 | 鳥野目 A | H22.1 | 212-II-011 | |
| 11 | 鳥野目 | 鳥野目 A | H22.1 | 212-II-012 | |
| 12 | 東原 | 東原中央 A | H22.1 | 212-II-013 | |
| 13 | 黒磯 | 松原町 A | H22.1 | 212-II-014 | |
| 14 | 黒磯 | 下黒磯 A | H22.1 | 212-II-015 | |
| 15 | 上塩原 | 上塩原ⅡA | H30.5 | 410-II-1003 | |
| 16 | 上塩原 | 小滝 A | H18.3 | 410-II-001 | |
| 17 | 上塩原 | 堂ノ本 A | H18.3 | 410-II-002 | |
| 18 | 上塩原 | 堂ノ本 B | H18.3 | 410-II-003 | |
| 19 | 中塩原 | 戦場 A | H18.3 | 410-II-004 | |
| 20 | 中塩原 | 幕岩 A | H18.3 | 410-II-005 | |
| 21 | 中塩原 | 野刈戸 A | H18.3 | 410-II-006 | |
| 22 | 塩原 | 古町 A | H18.3 | 410-II-007 | |
| 23 | 塩原 | 古町 C | H18.3 | 410-II-008 | |
| 24 | 塩原 | 古町 D | H18.3 | 410-II-009 | |
| 25 | 塩原 | 畑下 A | H18.3 | 410-II-010 | |
| 26 | 塩原 | 須巻 A | H18.3 | 410-II-011 | |
| 27 | 塩原 | 甘湯 A | H18.3 | 410-II-012 | |
| 28 | 塩原 | 福渡 B | H18.3 | 410-II-013 | |
| 29 | 塩原 | 福渡 E | H18.3 | 410-II-014 | |
| 30 | 塩原 | 福渡 F | H18.3 | 410-II-015 | |
| 31 | 塩原 | 福渡 G | H18.3 | 410-II-016 | |
| 32 | 藁沼 | 荻平 A | H18.3 | 410-II-017 | |
| 33 | 関谷 | 片角 A | H18.3 | 410-II-018 | |
| 34 | 関谷 | 元町 A | H18.3 | 410-II-020 | |
| 35 | 湯宮 | 湯宮ⅡA | R3.3 | 212-II-1129 | |
| 36 | 湯宮 | 湯宮ⅡB | R3.3 | 212-II-1130 | |
| 37 | 鍋掛 | 鍋掛ⅡA | R3.3 | 213-II-1201 | |

| 番号 | 所在地 | 危険箇所 | 指定年月 | 区域指定番号 | 備考 |
|----|------|-------|------|------------|----|
| 38 | 鍋掛 | 鍋掛ⅡB | R3.3 | 213-Ⅱ-1202 | |
| 39 | 鍋掛 | 鍋掛ⅡC | R3.3 | 213-Ⅱ-1203 | |
| 40 | 鍋掛 | 鍋掛ⅡD | R3.3 | 213-Ⅱ-1204 | |
| 41 | 鍋掛 | 鍋掛ⅡE | R3.3 | 213-Ⅱ-1205 | |
| 42 | 鍋掛 | 鍋掛ⅡF | R3.3 | 213-Ⅱ-1206 | |
| 43 | 黒磯 | 黒磯ⅡB | R3.3 | 213-Ⅱ-1207 | |
| 44 | 西岩崎 | 西岩崎ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1208 | |
| 45 | 細竹 | 細竹ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1209 | |
| 46 | 小結 | 小結ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1210 | |
| 47 | 亀山 | 亀山ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1211 | |
| 48 | 塩原 | 須巻ⅡC | R3.3 | 213-Ⅱ-1212 | |
| 49 | 湯本塩原 | 新湯ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1101 | |
| 50 | 塩原 | 今井ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1104 | |
| 51 | 塩原 | 須巻ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1109 | |
| 52 | 塩原 | 須巻ⅡB | R3.3 | 213-Ⅱ-1110 | |
| 53 | 塩原 | 甘湯ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1111 | |
| 54 | 関谷 | 入勝橋ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1118 | |
| 55 | 関谷 | 上の内ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1121 | |
| 56 | 関谷 | 上の内ⅡB | R3.3 | 213-Ⅱ-1123 | |
| 57 | 下田野 | 下田野ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1124 | |
| 58 | 下田野 | 下田野ⅡB | R3.3 | 213-Ⅱ-1125 | |
| 59 | 金沢 | 金沢上ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1126 | |
| 60 | 宇都野 | 宇都野ⅡA | R3.3 | 213-Ⅱ-1128 | |

3 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）

（令和5年3月31日現在）

| 番号 | 所在地 | 危険箇所 | 指定年月 | 区域指定番号 | 備考 |
|----|------|-------|-------|------------|----|
| 1 | 鳥野目 | 鳥野目 a | H25.3 | 212-Ⅲ-001 | |
| 2 | 湯本塩原 | 湯本 a | H25.3 | 410-Ⅲ-001 | |
| 3 | 湯本塩原 | 新湯 a | H25.3 | 410-Ⅲ-002 | |
| 4 | 塩原 | 畑下 a | H25.3 | 410-Ⅲ-003 | |
| 5 | 塩原 | 塩釜 a | H25.3 | 410-Ⅲ-004 | |
| 6 | 塩原 | 塩釜 b | H25.3 | 410-Ⅲ-005 | |
| 7 | 塩原 | 福渡 a | H25.3 | 410-Ⅲ-006 | |
| 8 | 塩原 | 福渡 b | H25.3 | 410-Ⅲ-007 | |
| 9 | 塩原 | 夕の原 a | H25.3 | 410-Ⅲ-008 | |
| 10 | 塩原 | 大網 a | H25.3 | 410-Ⅲ-009 | |
| 11 | 塩原 | 大網 b | H25.3 | 410-Ⅲ-010 | |
| 12 | 関谷 | 片角 a | H25.3 | 410-Ⅲ-011 | |
| 13 | 関谷 | 片角 b | H25.3 | 410-Ⅲ-012 | |
| 14 | 関谷 | 入勝橋 a | H25.3 | 410-Ⅲ-013 | |
| 15 | 中塩原 | 白戸ⅢA | R1.9 | 410-Ⅲ-1001 | |
| 16 | 上塩原 | 上塩原ⅢA | R1.9 | 410-Ⅲ-1002 | |
| 17 | 上塩原 | 引久保ⅢA | R1.9 | 410-Ⅲ-1004 | |
| 18 | 越堀 | 越堀ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1201 | |
| 19 | 寺子 | 赤沼ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1202 | |
| 20 | 寺子 | 赤沼ⅢB | R1.9 | 213-Ⅲ-1203 | |
| 21 | 槻沢 | 槻沢ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1204 | |
| 22 | 小結 | 小結ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1205 | |
| 23 | 亀山 | 亀山ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1206 | |
| 24 | 鳥野目 | 鳥野目ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1207 | |
| 25 | 鳥野目 | 鳥野目ⅢB | R1.9 | 213-Ⅲ-1208 | |
| 26 | 油井 | 油井ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1209 | |
| 27 | 寺子 | 寺子ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1210 | |
| 28 | 中塩原 | 野刈戸ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1101 | |
| 29 | 中塩原 | 野刈戸ⅢB | R1.9 | 213-Ⅲ-1106 | |
| 30 | 塩原 | 古町ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1108 | |
| 31 | 塩原 | 須巻ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1113 | |
| 32 | 塩原 | 塩釜ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1115 | |
| 33 | 塩原 | 福渡ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1116 | |
| 34 | 塩原 | 福渡ⅢB | R1.9 | 213-Ⅲ-1117 | |
| 35 | 遅野沢 | 遅野沢ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1119 | |
| 36 | 関谷 | 入勝橋ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1120 | |
| 37 | 関谷 | 京町ⅢA | R1.9 | 213-Ⅲ-1201 | |

〈2-13 土石流危険渓流一覧表〉

【土石流Ⅰ】谷地形、渓床勾配2度以上で保全人家5戸以上、5戸未満であっても公共施設、病院、社会福祉施設等がある箇所。

【土石流Ⅱ】谷地形、渓床勾配2度以上、保全人家1戸以上5戸未満の箇所。

【土石流Ⅲ】谷地形、渓床勾配2度以上で、人家はないが今後新規に住宅立地等が見込まれる箇所。

1 土石流危険渓流（Ⅰ）

（令和5年3月31日現在）

| 番号 | 所在地 | 渓流名 | 指定年月 | 区域指定番号 | 備考 |
|----|----------|--------|-------|---------|----|
| 1 | 鳴内 湯宮 | 湯宮三号沢 | H19.3 | 7201 | |
| 2 | 鳴内 湯宮 | 成沢 | H19.3 | 7202 | |
| 3 | 鳴内 湯宮 | 下成沢 | H19.3 | 7203 | |
| 4 | 鳴内 湯宮 | 鳴内下沢 | H19.3 | 7204 | |
| 5 | 鳴内 湯宮 | 鳴内沢 | H19.3 | 7205 | |
| 6 | 百村 百村本田 | 護安沢 | H19.3 | 7206 | |
| 7 | 板室 三斗小屋宿 | 温泉沢 | H19.3 | 7209 | |
| 8 | 板室 塩沢 | 湯川 | H19.3 | 7210 | |
| 9 | 金沢 金沢中 | 中沢 | H19.3 | 7701 | |
| 10 | 金沢 金沢上 | カブレ沢 | H19.3 | 7702 | |
| 11 | 塩原 夕の原 | スケート場沢 | H18.3 | 7703 | |
| 12 | 塩原 福渡 | 福渡温泉沢 | H18.3 | 7704 | |
| 13 | 塩原 塩の湯 | 塩の湯沢 | H18.3 | 7706 | |
| 14 | 塩原 須巻 | 足長沢 | H18.3 | 7708 | |
| 15 | 塩原 須巻 | 須巻沢 | H18.3 | 7709 | |
| 16 | 塩原 須巻 | 上須巻沢 | H18.3 | 7710 | |
| 17 | 塩原 古町 | 門前向沢 | H19.3 | 7711 | |
| 18 | 塩原 古町 | 追沢 | H18.3 | 7712 | |
| 19 | 湯本塩原 元湯 | 後沢 | H18.3 | 7715 | |
| 20 | 上塩原 引久保 | 今尾頭川 | H18.3 | 7716 | |
| 21 | 上塩原 小滝 | 元尾頭川 | H18.3 | 7717 | |
| 22 | 上塩原 小滝 | 清水沢 | H18.3 | 7718 | |
| 23 | 中塩原 幕岩 | ツル沢 | H18.3 | 7720 | |
| 24 | 中塩原 八幡町 | 赤沢 | H18.3 | 7721 | |
| 25 | 塩原 門前 | 平井沢 | H18.3 | 7722 | |
| 26 | 塩原 畑下 | 学校沢 | H18.3 | 7723 | |
| 27 | 上塩原 | 引久保沢 | R3.3 | I G2101 | |
| 28 | 金沢 | 和田山一号沢 | R3.3 | I G2102 | |
| 29 | 金沢 | 中沢一号沢 | R3.3 | I G2103 | |
| 30 | 遅野沢 | 菅沢一号沢 | R3.3 | I G2104 | |

2 土石流危険渓流（Ⅱ）

（令和5年3月31日現在）

| 番号 | 所在地 | 渓流名 | 指定年月 | 区域指定番号 | 備考 |
|----|---------|-------|-------|----------|----|
| 1 | 鳴内 鳴内 | 鳴内上沢 | H19.3 | J7203 | |
| 2 | 金沢 金沢下 | 台沢 | H18.3 | J7701 | |
| 3 | 金沢 和田山 | 和田山沢 | H18.3 | J7701-1 | |
| 4 | 中塩原 野刈戸 | 野刈戸沢 | H18.3 | J7702 | |
| 5 | 塩原 夕の原 | 夕の原沢 | H18.3 | J7703 | |
| 6 | 湯宮 | 湯宮四号沢 | R3.3 | II G2105 | |
| 7 | 板室 | 白湯山沢 | R3.3 | II G2106 | |

3 土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）

（令和5年3月31日現在）

| 番号 | 所在地 | 渓流名 | 指定年月 | 区域指定番号 | 備考 |
|----|----------|-------|-------|--------|----|
| 1 | 鳴内 鳴内 | 鳴内沢 A | H25.3 | O7201 | |
| 2 | 鳴内字茅の沢 A | 茅ノ沢 A | H25.3 | O7202 | |
| 3 | 鳴内字茅の沢 | 茅ノ沢 B | H25.3 | O7203 | |
| 4 | 金沢 金沢中 | 野沢 | H25.3 | O7701 | |
| 5 | 関谷 上の内 | 上の内沢 | H25.3 | O7702 | |
| 6 | 遅野沢 菅 | 菅沢 | H25.3 | O7703 | |
| 7 | 鳴内 湯宮 | 湯宮一号沢 | H24.3 | J7201 | |
| 8 | 鳴内 湯宮 | 湯宮二号沢 | H24.3 | J7201 | |

水防倉庫及び水防資機材一覧

| 河川 等名 | 水防倉庫 所在地 | 水 防 器 具 | | | | | | | | | | | 水 防 資 材 | | | | |
|------------|-------------|---------|---|----|----------|----------|----------|----|-----|----------|----------|-----|---------|-------------|----------------|-----|-----|
| | | 鎌 | 鋸 | なた | スコ ップ | つる はし | とう ぐわ | 掛矢 | ペンチ | カッ ター | ハン マー | 一輪車 | 土のう | 縄 ロープ | 杭 | 鉄線 | シート |
| 単位 | | 丁 | 丁 | 丁 | 丁 | 丁 | 丁 | 丁 | 丁 | 丁 | 丁 | 丁 | 袋 | kg (m) | 本 | kg | 枚 |
| 那珂川 | 上黒磯 | 16 | 3 | 10 | 16 | 2 | 3 | 7 | 5 | 2 | 1 | 2 | 5,200 | 23 | 鉄 50 木 60 | 300 | 0 |
| 蛇尾川 熊 川 | 高 林 | 15 | 3 | 4 | 18 | 2 | 3 | 7 | 5 | 2 | 1 | 3 | 3,800 | 24 | 鉄 48 木 60 | 400 | 0 |
| 蛇尾川 | 上中野 | 13 | 3 | 10 | 27 | 1 | 5 | 4 | 3 | 5 | 1 | 2 | 6,000 | 18 | 鉄 20 木 60 | 0 | 0 |
| 余笹川 | 寺 子 | 11 | 3 | 10 | 12 | 2 | 6 | 7 | 5 | 2 | 1 | 2 | 6,800 | 29 | 鉄 47 木 60 | 500 | 0 |
| 黒磯 消防署 | 下厚崎 | 14 | 0 | 0 | 10 | 0 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 | 2 | 900 | 74 | 395 | 375 | 0 |
| 箒 川 | 塩 原 | 5 | 5 | 0 | 21 | 4 | 0 | 3 | 5 | 0 | 1 | 2 | 500 | 42 (260) | 鉄 40 木 120 | 55 | 33 |
| 箒 川 | 関 谷 | 0 | 5 | 5 | 25 | 5 | 0 | 5 | 5 | 4 | 0 | 2 | 300 | 30 (60) | 鉄 100 木 180 | 50 | 20 |

〈2-15 雪崩危険箇所等一覧表〉

1 雪崩危険箇所

(1) 栃木県県土整備部所管分

(令和4年7月現在)

| 箇所 番号 | 箇所名 | 位置 | 人家 (戸) | 公共的建物 の有無 | 摘要 |
|----------|---------|------|-----------|--------------|----|
| | | 大字 | | | |
| 1 | 新湯 | 湯本塩原 | 5 | 有 | |
| 2 | 元湯 | 湯本塩原 | 2 | 有 | |
| 3 | 中山 | 上塩原 | 32 | | |
| 4 | 塚原 | 上塩原 | 8 | 有 | |
| 5 | 戦場 | 中塩原 | 9 | | |
| 6 | 崖下 | 中塩原 | 5 | 有 | |
| 7 | 小田ヶ市 | 中塩原 | 6 | | |
| 8 | 野刈戸 | 中塩原 | 26 | 有 | |
| 9 | 時原 | 中塩原 | 22 | 有 | |
| 10 | 八幡下 | 中塩原 | 20 | 有 | |
| 11 | 今井 | 塩原 | 76 | 有 | |
| 12 | 追沢 | 塩原 | 6 | | |
| 13 | 門前 | 塩原 | 47 | 有 | |
| 14 | 畑下 | 塩原 | 12 | 有 | |
| 15 | 塩釜-1 | 塩原 | 62 | 有 | |
| 16 | 須巻 | 塩原 | 9 | 有 | |
| 17 | 四季の里 | 塩原 | 28 | 有 | |
| 18 | 塩の湯 | 塩原 | 4 | 有 | |
| 19 | 塩釜-2 | 塩原 | 1 | 有 | |
| 20 | 福渡-1 | 塩原 | 41 | 有 | |
| 21 | 福渡-2 | 塩原 | 6 | 有 | |
| 22 | 夕の原 | 塩原 | 9 | | |
| 23 | 大網温泉 | 塩原 | 1 | 有 | |
| 24 | 藁沼 | 藁沼 | | 有 | |
| 25 | 遅野沢 | 遅野沢 | 7 | 有 | |
| 26 | 片角 | 関谷 | 13 | | |
| 27 | 塩原ダム | 関谷 | | 有 | |
| 28 | 沼原発電所-1 | 板室 | | 有 | |
| 29 | 沼原発電所-2 | 板室 | | 有 | |
| 30 | 板室-1 | 板室 | | 有 | |
| 31 | 板室-2 | 板室 | | 有 | |
| 32 | 板室-3 | 板室 | 9 | 有 | |
| 33 | 塩沢 | 板室 | 13 | 有 | |

| 箇所 番号 | 箇所名 | 位置 | 人家 (戸) | 公共的建物 の有無 | 摘要 |
|----------|---------------------------------|----|-----------|--------------|----|
| | | 大字 | | | |
| 34 | 幾世橋 | 板室 | | 有 | |
| 35 | 板室－4 | 板室 | | 有 | |
| 36 | 阿久戸－1 | 板室 | 5 | 有 | |
| 37 | 阿久戸－2 | 板室 | | 有 | |
| 38 | 百村本田－1 | 百村 | 10 | 有 | |
| 39 | 百村本田－2 | 百村 | 5 | | |
| 40 | 鳴内 | 鳴内 | 6 | | |
| 41 | 湯宮－1 | 湯宮 | 5 | | |
| 計 | 41箇所（旧塩原町分小計 27箇所、旧黒磯市分小計 14箇所） | | | | |

(注) 1 この一覧表は、旧建設省通知「雪崩危険箇所の再点検」（平成12年2月16日付け建設省河傾発第4号）により、関係市町及び関係土木事務所に依頼して栃木県が実施した調査によるものである。

この雪崩危険箇所は、斜面勾配15°以上かつ高さ10m以上を有する斜面上部の勾配15°未満となる地点を見通した時に18°以上の角度を有する区域で、雪崩により人家5戸以上（5戸未満であっても重要な公共建物等がある場合を含む）に被害を及ぼすおそれのあるものである。

2 調査対象地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項（昭和38年11月1日、総理府告示第43号）により豪雪地帯に指定された、日光市（旧日光市、旧藤原町、旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町）、那須町の2市1町である。

(2) 栃木県環境森林部所管分

（令和4年6月現在）

| 箇所 番号 | 箇所名 | 位置 | 直接保全対象施設 | |
|----------|-------|----|----------|---------|
| | | 大字 | 人家戸数 | 公共施設・種類 |
| 1 | 板室(1) | 板室 | 3 | 郵便局、県道 |
| 2 | 百村(1) | 百村 | | 県道 |
| 3 | 百村(2) | 百村 | | 県道 |
| 4 | 板室(2) | 板室 | 2 | |
| 5 | 百村(3) | 百村 | | 温泉保養施設 |
| 6 | 深山 | 百村 | | 県道 |
| 計 | 6箇所 | | | |

(注) 1 この一覧表は、林野庁通知「なだれ危険箇所の再点検について」（平成9年4月23日、9林野治第895号）により栃木県が実施した調査によるものである。

2 調査対象地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項（昭和38年11月1日、総理府告示第43号）により豪雪地帯に指定された日光市（旧日光市、旧藤原町、旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町）、那須町の2市1町である。

3 調査対象箇所は、なだれにより保全対象（人家、公共施設等）に被害を与えたか、又は与えるおそれのある「なだれの発生区及びそれに続く斜面」の全部又は一部が林地である箇所。

2 雪崩危険箇所に至る箇所（栃木県県土整備部所管分）

（令和4年7月現在）

| 箇所 番号 | 箇所名 | 位 置 | 人家 (戸) | 公共的建物 の有無 | 摘要 |
|----------|------------------------------|-----|-----------|--------------|----------------------------|
| | | 大 字 | | | |
| 1 | 湯宮2 | 湯宮 | 3 | | 雪崩危険区域内に人家が 1～4戸ある箇所 |
| 2 | 湯宮3 | 湯宮 | 1 | | |
| 3 | 柏木平 | 塩原 | 1 | | |
| 4 | 小滝 | 上塩原 | 2 | | |
| 5 | 白戸1 | 中塩原 | 1 | | |
| 6 | 白戸2 | 中塩原 | 2 | | |
| 7 | 菅 | 遅野沢 | 1 | | |
| 8 | 和田山 | 金沢 | 4 | | |
| 9 | 油井 | 油井 | | | 人家や宿泊施設等が建設 される可能性が高い箇所 |
| 計 | 9箇所（旧塩原町分小計 6箇所、旧黒磯市分小計 3箇所） | | | | |

(注) 1 この一覧表は、旧建設省通知「雪崩危険箇所の再点検」（建設省河傾発第4号、平成12年2月16日）により栃木県が実施した調査によるものである。

この雪崩危険箇所に至る箇所は、斜面勾配15°以上かつ高さ10m以上を有する斜面上部の勾配15°未満となる地点を見通した時に18°以上の角度を有する区域で、雪崩により人家1～4戸に被害を及ぼすおそれのある箇所又は人家や宿泊施設等が建設される可能性が高い箇所である。

2 調査対象地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項（昭和38年11月1日、総理府告示第43号）により豪雪地帯に指定された日光市（旧日光市、旧藤原町、旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町）、那須町の2市1町である。

〈 2 - 1 6 農業用ダム等一覧表〉

市内の主な農業用ダム等

| 名 称 | 河川名 | 所在地 | 総貯水量 | | 堤 体 諸 元 | | | 連絡先 | |
|-------|--------------|-----|---------------------|------------------------------|------------------------------|---------|---------|--------------|--------------|
| | | | 千立方 ^{メートル} | 有効貯水量 千立方 ^{メートル} | 型式 | 堤高 m | 堤長 m | 管理者 | 電話番号 |
| | | | | | | | | | |
| 深山ダム | 那珂川水系 那珂川 | 百村 | 25,800 | 20,900 | 表面アスファルト 遮水壁型 ロックフィルダム | 75.5 | 333.8 | 栃木県 | 0287-69-0101 |
| 板室ダム | 那珂川水系 那珂川 | 板室 | 260 | 170 | 重力式コンクリートダム | 16.8 | 76.0 | 栃木県 | 0287-69-0101 |
| 戸田調整池 | 那珂川水系 | 戸田 | 1,039 | 1,019 | 傾斜コア型 フィルダム | 14.3 | 1,471.0 | 那須野ヶ原土地改良区連合 | 0287-36-0632 |
| 赤田調整池 | 那珂川水系 | 赤田 | 1,215 | 1,200 | 傾斜コア型 フィルダム | 14.8 | 1,608.1 | 那須野ヶ原土地改良区連合 | 0287-36-0632 |

〈2-17 市内雨量・水位観測所一覧表〉

○雨量観測所

| 観測所名 | 所在地 | 関係河川名 | 設置者 |
|---------|---------------------|-------|-----------------|
| 百村 | 百村3646 | 熊川 | 栃木県 大田原土木事務所 |
| 湯宮 | 湯宮983-1 | 蛇尾川 | |
| 八方ヶ原 | 宇都野1981-1 | 内川 | |
| 上ノ原 | 塩原1997-1 | 箒川 | |
| 鳥野目 | 鳥野目132-2 | 那珂川 | |
| 板室 | 板室703-1 | 小沢名川 | |
| 沼ッ原 | 板室字白湯山国有林151林班た小班 | 沢名川 | |
| 新湯 | 湯本塩原字前黒国有林399林班る9小班 | 箒川 | |
| 塩原ダム | 金沢 | 箒川 | |
| 上塩原 | 上塩原898-4 | 箒川 | |
| 板室 | 板室(沼原調整池) | 那珂川 | 国土交通省常陸河川国道事務所 |
| 高林 | 高林(高林小学校) | 蛇尾川 | |
| 下塩原 | 塩原(新湯神社北東) | 箒川 | |
| 南公民館 | 二区町401 | — | 那須塩原市 |
| 西那須野消防署 | 三島5丁目1-251 | — | |
| 塩原分署 | 塩原2346-1 | — | |
| ハロープラザ | 関谷1266-4 | — | |
| 鍋掛公民館 | 鍋掛531 | — | |
| 青木小学校 | 青木12 | — | |
| 東那須野中学校 | 島方689 | — | |

○地域気象観測所(アメダス)

| 観測所名 | 所在地 | 種類 | 設置者 |
|------|-------|---------------------|---------------|
| 黒磯 | 埼玉9-5 | 地気(気温・風向・風速・日照・降水量) | 気象庁(宇都宮地方気象台) |

○水位観測所

| 河川名 | 地区名 | 観測所名 | 水防団 待機水位 | 氾濫 注意水位 | 避難 判断水位 | 氾濫 危険水位 |
|-----|-----|------|-------------|------------|------------|------------|
| 那珂川 | 黒磯 | 晩翠橋 | 2.0m | 2.8m | 5.0m | 5.5m |
| 蛇尾川 | 大田原 | 蛇尾橋 | 1.7m | 2.3m | 3.4m | 3.9m |
| 箒川 | 塩原 | 和田山 | 2.8m | 3.5m | — | — |
| | 大田原 | 佐久山 | 1.9m | 2.5m | 3.5m | 4.0m |
| 熊川 | 黒磯 | 中内橋 | 1.0m | 1.4m | — | — |
| 余笹川 | 那須 | 中余笹橋 | 1.3m | 1.8m | 2.3m | 2.8m |

※和田山、中内橋については、特別警戒水位、危険水位の数値設定なし

〈2-18 防災情報伝達システム（防災ラジオ）屋外拡声子局配備一覧〉

防災情報伝達システム（防災ラジオ）屋外拡声子局設置場所

（令和7年1月1日現在）

| 子局No. | 屋外子局名称 | 設置場所 | 子局No. | 屋外子局名称 | 設置場所 |
|-------|--------|----------|-------|--------|-----------|
| 1 | 福渡 | 塩原56 | 12 | 上の原 | 塩原1987-1 |
| 2 | 塩釜 | 塩原字前山国有林 | 13 | 畑下 | 塩原479-1-1 |
| 3 | 門前 | 塩原675-9 | 14 | 古町 | 塩原2477 |
| 4 | 八幡下 | 中塩原1-2 | 15 | 夕の原 | 塩原20-3 |
| 5 | 松の木平 | 中塩原547 | 16 | 上の原2 | 塩原2190-1 |
| 6 | 白戸 | 中塩原356 | 17 | 新湯2 | 湯本塩原50 |
| 7 | 野刈戸 | 中塩原2037 | 18 | メープル | 上塩原58-3 |
| 8 | 堂の本 | 上塩原104-1 | 19 | 沼ッ原 | 板室白湯山国有林 |
| 9 | 小滝 | 上塩原651-1 | 20 | 白笹管理棟 | 板室1173-30 |
| 10 | 引久保 | 上塩原421 | 21 | 板室 | 板室844-20 |
| 11 | 新湯 | 湯本塩原117 | 22 | 笹野曾里 | 百村3609-1 |

〈2-19 消防団緊急伝達システム設置一覧〉

消防団緊急伝達システム子局設置場所一覧

○黒磯支団

(令和7年1月1日現在)

| No. | 分団部名 | 設置場所 | 管轄地区名 | |
|-----|------|---------|--------------|--------|
| 1 | 第1分団 | 1部 | 1-1 詰所 | 新朝日 |
| 2 | | 2・3部 | 黒磯保健センター | 黒磯幸町 |
| 3 | | 4部 | いきいきふれあいセンター | 材木町 |
| 4 | | 5部 | 1-5 詰所 | 埼玉 |
| 5 | | 6部 | 1-6 詰所 | 下厚崎 |
| 6 | | 7部 | 1-7 詰所 | 上厚崎 |
| 7 | | 8部 | 1-8 詰所 | 豊浦 |
| 8 | | 9部 | 阿波町ケーズデンキ脇 | 豊浦中町 |
| 9 | | 10部 | 1-10 詰所 | 東原 |
| 10 | | | 鳥野目河川公園キャンプ場 | 鳥野目 |
| 11 | | | 小結りんどう大橋手前 | 小結 |
| 12 | | 11部 | 1-11 詰所 | 東栄 |
| 13 | | 12部 | 1-12 詰所 | 稲村 |
| 14 | 第2分団 | 1部 | 2-1 詰所 | 越堀 |
| 15 | | 2部 | 2-2 詰所 | 鍋掛 |
| 16 | | 3部 | 2-3 詰所 | 寺子 |
| 17 | | | 赤沼公民館 | 赤沼 |
| 18 | | 4部 | 野間地区火の見 | 野間 |
| 19 | | 5部 | 2-5 詰所 | 長久保 |
| 20 | | 6部 | 2-6 詰所 | 望田 |
| 21 | 第3分団 | 1・2部 | 3-1 詰所 | 那須塩原駅前 |
| 22 | | 3部 | 3-3 詰所 | 杓掛 |
| 23 | | 4部 | 三本木地区火の見 | 三本木 |
| 24 | | 5部 | 3-5 詰所 | 沼野田和 |
| 25 | | 6部 | 3-6 詰所 | 下中野 |
| 26 | | 7部 | 3-7 詰所 | 方京 |
| 27 | | | ブリヂストン栃木工場前 | 島方 |
| 28 | | 8部 | 3-8 詰所 | 北和田 |
| 29 | | | 笹沼公民館 | 笹沼 |
| 30 | | | 中島、田代電工資材置場脇 | 中島 |
| 31 | | 9部 | 3-9 詰所 | 塩野崎 |
| 32 | | 10部 | 3-10 詰所 | 中内 |
| 33 | | | 上郷屋公民館 | 上郷屋 |
| 34 | | | 無栗屋公民館 | 無栗屋 |
| 35 | 11部 | 3-11 詰所 | 佐野 | |

| No. | 分団部名 | 設置場所 | 管轄地区名 | |
|-----|------|---------|----------------|---------|
| 36 | 第4分団 | 1部 | 4-1 詰所 | 高林 |
| 37 | | 2部 | 4-2 詰所 | 木綿畑本田 |
| 38 | | 3部 | 4-3 詰所 | 木綿畑新田 |
| 39 | | 4部 | 4-4 詰所 | 百村新田 |
| 40 | | 5部 | 4-5 詰所 | 百村本田 |
| 41 | | 6部 | 4-6 詰所 | 穴沢 |
| 42 | | 7部 | 4-7 詰所 | 板室本村 |
| 43 | | | 板室健康のゆグリーングリーン | 塩沢 |
| 44 | | | 黒磯観光分譲地管理事務所前 | 黒磯観光分譲地 |
| 45 | | | 那須フィッシュランド | 油井、阿久戸 |
| 46 | | 8部 | 4-8 詰所 | 箕輪 |
| 47 | | | 西山開拓、相馬春夫宅脇 | 西山開拓 |
| 48 | | 9部 | 4-9 詰所 | 箭坪 |
| 49 | | | 柏林公民館 | 柏林 |
| 50 | | 10部 | 4-10 詰所 | 鳴内 |
| 51 | | 11部 | 4-11 詰所 | 湯宮 |
| 52 | | 12部 | 4-12 詰所 | 青木 |
| 53 | | 13部 | 4-13 詰所 | 戸田 |
| 54 | 14部 | 4-14 詰所 | 西岩崎 | |
| 55 | | 亀山地内 | 亀山 | |

○西那須野支団

(令和7年1月1日現在)

| No. | 分団部名 | 設置場所 | 管轄地区名 | |
|-----|------|------|--------------------|-----------------------|
| 1 | 第1分団 | 1部 | 1-1 防災コミュニティ消防センター | 永田区・太夫塚 |
| 2 | | 2部 | 1-2 防災コミュニティ消防センター | 三島・東三島・西三島 (烏ヶ森含む) |
| 3 | | 3部 | 1-3 防災コミュニティ消防センター | 五軒町・第一南・南郷屋・睦 |
| 4 | 第2分団 | 1部 | 2-1 防災コミュニティ消防センター | 二つ室・北二つ室・緑 |
| 5 | | 2部 | 2-2 防災コミュニティ消防センター | 一区町 |
| 6 | | 3部 | 2-3 防災コミュニティ消防センター | 二区町 |
| 7 | 第3分団 | 1部 | 3-1 防災コミュニティ消防センター | 三区町 |
| 8 | | 2部 | 3-2 防災コミュニティ消防センター | 四区町・千本松 |
| 9 | | 3部 | 3-3 防災コミュニティ消防センター | 全赤田 |
| 10 | 第4分団 | 1部 | 4-1 防災コミュニティ消防センター | 上井口・下井口・西富山・高柳 |
| 11 | | 2部 | 4-2 防災コミュニティ消防センター | 槻沢・関根・遅沢・東関根 |
| 12 | | 3部 | 4-3 防災コミュニティ消防センター | 石林・新南 |
| 13 | | 4部 | 4-4 防災コミュニティ消防センター | 下永田 |

○塩原支団

(令和7年1月1日現在)

| No. | 分団部名 | 設置場所 | 管轄地区名 | |
|-----|------|------|--------|---------------|
| 1 | 第3分団 | 1部 | 3-1 詰所 | 金沢(向山除く) |
| 2 | | 2部 | 3-2 詰所 | 宇都野 |
| 3 | | 3部 | 3-3 詰所 | 下大貫 |
| 4 | | 4部 | 3-4 詰所 | 上大貫 |
| 5 | | 5部 | 3-5 詰所 | 高阿津 |
| 6 | 第4分団 | 1部 | 4-1 詰所 | 関谷・下田野・金沢(向山) |
| 7 | | 2部 | 4-2 詰所 | 遅野沢・藁沼 |
| 8 | | 3部 | 4-3 詰所 | 折戸・上横林 |
| 9 | | 4部 | 4-4 詰所 | 横林・接骨木 |

〈2-20 県が締結した災害時における放送要請に関する協定〉

(1) 日本放送協会宇都宮放送局

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が日本放送協会宇都宮放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事は、NHKに対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 NHKは、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埴田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市中央3-1-2

日本放送協会宇都宮放送局 局長

(2) (株) 栃木放送

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社栃木放送（以下「栃木放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに栃木放送に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事は栃木放送に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 栃木放送は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及び栃木放送業務局長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及び栃木放送が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埴田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市本町12-11

株式会社栃木放送代表取締役

(3) (株) エフエム栃木

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社エフエム栃木（以下「エフエム栃木」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにエフエム栃木に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事はエフエム栃木に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 エフエム栃木は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びエフエム栃木放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びエフエム栃木が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

宇都宮市塙田1-1-20
栃木県知事
宇都宮市一条3-1-19
株式会社エフエム栃木代表取締役社長

(4) (株)とちぎテレビ

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び大規模震災対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、栃木県知事（以下「県」という。）が株式会社とちぎテレビ（以下「とちぎテレビ」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 県は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにとちぎテレビに対し放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、県が大震法第9条の基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、とちぎテレビに対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、県は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、とちぎテレビに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 県はとちぎテレビに対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 とちぎテレビは、県から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県総務部消防防災課長及びとちぎテレビ報道制作局長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、県及びとちぎテレビが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成11年7月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市塙田1-1-20
栃木県知事
宇都宮市昭和2-2-2
株式会社とちぎテレビ代表取締役

〈2-2-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表〉

1 那須塩原市指定避難所一覧表

- (注) 1 本表記載の避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定による指定避難所である。
- 2 収容地区については目安であり、災害の規模や状況により開設される避難所はその都度決定される。
- 3 収容可能人員は、収容可能面積（各施設の床面積のうち、廊下、事務室、倉庫等の非居住区画の面積を除いた概算値）をもとに、避難者1人当たり2.2㎡で算出したものであり、実際の避難の状況によっては、実収容人員は前後する場合がある。
- 4 避難所として指定している施設は本表記載のとおりであるが、災害の規模や時期等を勘案し、指定施設以外のもの（例えば小中学校の教室等）や、指定避難所以外の建物（例えば、今後協定を締結する民間施設等）を避難所として使用する場合がある。

黒磯地区

| 指定避難所 | 電話番号 | 所在地 | 収容地区名 | 収容可能 人員(人) | 施設の種別 [収容可能面積㎡] |
|--------------|---------|-----------|------------|---------------|--------------------|
| 黒磯小学校 | 60-1290 | 豊町2-1 | 黒磯公民館内地区 | 369 | 体育館 813 |
| いきいきふれあいセンター | 60-1115 | 桜町1-5 | | 563 | 多目的ホール等 1,246 |
| 黒磯中学校 | 60-1010 | 豊町5-3 | | 415 | 体育館 914 |
| 共英小学校 | 60-1295 | 共墾社99-1 | 厚崎公民館内地区 | 255 | 〃 561 |
| 埼玉小学校 | 60-1293 | 埼玉99 | | 339 | 〃 745 |
| 厚崎中学校 | 60-1008 | 上厚崎385 | | 317 | 〃 699 |
| くろいそ運動場武道館 | 60-1113 | 上厚崎664 | | 695 | 武道館 1,531 |
| 厚崎公民館 | 60-1166 | 上厚崎500-1 | | 220 | 研修室等 489 |
| 黒磯文化会館 | 63-3219 | 上厚崎490 | | 323 | 練習室等 724 |
| 稲村小学校 | 60-1291 | 埼玉8 | | 稲村公民館内地区 | 404 |
| 東原小学校 | 60-1292 | 東原4 | 361 | | 〃 795 |
| 黒磯北中学校 | 60-1012 | 埼玉6 | 445 | | 〃 979 |
| 稲村公民館 | 64-3998 | 若草町117-1 | 192 | | 多目的ホール等 427 |
| 豊浦小学校 | 60-1294 | 豊浦17 | とようら公民館内地区 | 248 | 体育館 546 |
| 日新中学校 | 60-1009 | 鍋掛1087 | | 362 | 〃 797 |
| とようら公民館 | 60-3122 | 東豊浦23-110 | | 96 | 多目的ホール等 216 |
| シニアセンター | 73-2210 | 鍋掛1429-34 | | 68 | 多目的ホール等 150 |
| 鍋掛小学校 | 60-1296 | 鍋掛1019 | 鍋掛公民館内地区 | 148 | 体育館 326 |
| 旧寺子小学校 | — | 寺子1146-2 | | 704 | 〃、校舎 1,559 |
| 鍋掛公民館 | 60-1164 | 鍋掛531 | | 105 | 多目的ホール等 232 |
| 大原間小学校 | 67-1055 | 方京3-14-6 | 東那須野公民館内地区 | 278 | 体育館 612 |
| 波立小学校 | 67-1056 | 波立228 | | 147 | 〃 325 |
| 東那須野中学校 | 67-1166 | 島方689 | | 405 | 〃 893 |
| 東那須野公民館 | 67-1163 | 東小屋474-11 | | 171 | 多目的室等 383 |
| 高林小学校 | 68-7118 | 高林483 | 高林公民館内地区 | 310 | 体育館 683 |
| 青木小学校 | 62-1293 | 青木12 | | 169 | 〃 373 |
| 高林中学校 | 68-7116 | 箭坪353 | | 480 | 〃 1,057 |
| 高林公民館 | 68-0115 | 箭坪347-1 | | 203 | 多目的ホール等 452 |

西那須野地区

| 指定避難所 | 電話番号 | 所在地 | 収容地区名 | 収容可能 人員(人) | 施設の種別 [収容可能面積㎡] |
|-----------|---------|-------------|----------------|---------------|--------------------|
| 三島小学校 | 36-0103 | 三島1-21 | 三島小学校学区 | 237 | 体育館 522 |
| 槻沢小学校 | 36-0246 | 槻沢1 | 槻沢小学校学区 | 240 | 〃 530 |
| 東小学校 | 36-0066 | 太夫塚1-193 | 東小学校学区 | 504 | 〃 1,110 |
| 南小学校 | 36-0244 | 二区町399 | 南小学校学区 | 210 | 〃 463 |
| 西小学校 | 36-0243 | 四区町662 | 西小学校学区 | 432 | 〃 952 |
| 大山小学校 | 36-4192 | 下永田8-7 | 大山小学校学区 | 266 | 〃 586 |
| 三島中学校 | 36-0209 | 東三島1-104 | 三島小、西小、槻沢小学校学区 | 496 | 〃 1,092 |
| 西那須野中学校 | 36-0146 | 下永田4-3 | 東小、南小、大山小学校学区 | 488 | 〃 1,075 |
| 西那須野公民館 | 36-1143 | 太夫塚1-194-78 | 東小学校学区 | 290 | 多目的ホール等 646 |
| 狩野公民館 | 37-3528 | 槻沢231 | 槻沢小学校学区 | 213 | 体育館等 474 |
| 南公民館 | 36-7341 | 二区町401 | 南小学校学区 | 137 | 大広間等 305 |
| 西公民館 | 37-1677 | 四区町661 | 西小学校学区 | 188 | ホール等 416 |
| 三島公民館 | 36-8531 | 東三島6-337 | 三島小学校学区 | 1,362 | 講座室等 2,998 |
| 大山公民館 | 37-6130 | 下永田8-7-86 | 大山小学校学区 | 171 | 多目的ホール等 380 |
| 三島体育センター | 36-4787 | 三島5-1 | 三島小学校学区 | 817 | 体育館 1,799 |
| にしなすの運動公園 | 36-4785 | 高柳10 | 三島小、槻沢小学校学区 | 2,169 | 〃 4,772 |
| 健康長寿センター | 38-1355 | 南郷屋5-163 | 三島小、槻沢小学校学区 | 227 | 和室等 500 |

塩原地区

| 指定避難所 | 電話番号 | 所在地 | 収容地区名 | 収容可能 人員(人) | 施設の種別 [収容可能面積㎡] |
|-----------|---------|-----------|----------|---------------|--------------------|
| 塩原公民館 | 32-3812 | 中塩原1-2 | 塩原温泉地区 | 56 | 会議室等 125 |
| 宿泊体験館メープル | 32-2909 | 上塩原58-3 | | 490 | 体育館 1,079 |
| 箒根学園 | 35-2034 | 関谷2018-1 | ハロープラザ地区 | 458 | 体育館、武道館1,007 |
| ハロープラザ | 35-2006 | 関谷1266-4 | | 503 | 多目的ホール等 1,107 |
| 旧箒根中学校 | — | 関谷1251 | | 357 | 体育館 787 |
| 旧金沢小学校 | — | 金沢1969-2 | | 423 | 校舎 937 |
| 旧大貫小学校 | — | 上大貫2077-2 | | 147 | 体育館 324 |
| 旧横林小学校 | — | 横林137-5 | | 180 | 〃 396 |

※地区別収容可能人数

| | |
|--------|---------|
| 黒磯地区 | 8,792人 |
| 西那須野地区 | 8,447人 |
| 塩原地区 | 2,614人 |
| 合計 | 19,853人 |

2 那須塩原市指定避難所一覧表

(注) 1 本表記載の避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定による指定緊急避難場所である。

| 名称 | 所在地 | 災害種別 |
|--------------|-------------------|-------------------------------|
| いきいきふれあいセンター | 那須塩原市桜町 1-5 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 厚崎公民館 | 那須塩原市上厚崎 500-1 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 稲村公民館 | 那須塩原市若草町 117-1 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| とようら公民館 | 那須塩原市東豊浦 23-110 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 鍋掛公民館 | 那須塩原市鍋掛 531 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 東那須野公民館 | 那須塩原市東小屋 474-11 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 高林公民館 | 那須塩原市箭坪 347-1 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災、火山現象 |
| 西那須野公民館 | 那須塩原市太夫塚 1-194-78 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 狩野公民館 | 那須塩原市槻沢 231 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 南公民館 | 那須塩原市二区町 401 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 西公民館 | 那須塩原市四区町 661 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 三島公民館 | 那須塩原市東三島 6-337 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 大山公民館 | 那須塩原市下永田 8-7-86 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| ハロープラザ | 那須塩原市関谷 1266-4 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 塩原公民館 | 那須塩原市中塩原 1-2 | がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 黒磯文化会館 | 那須塩原市上厚崎 490 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| くろいそ運動場 | 那須塩原市上厚崎 664 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| 三島体育センター | 那須塩原市三島 5-1 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |
| にしなすの運動公園 | 那須塩原市高柳 10 | 洪水、がけ崩れ土石流及び地滑り、地震、大規模火災 |

〈2-2-2 県が締結した災害時における医療救護に関する協定〉

(1) 一般社団法人栃木県医師会

災害時の医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護）

第2条 乙は、前条の規定に基づく医療救護活動の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護活動計画の策定に努めるものとする。

2 医療救護活動は、次の事項等とする。

- (1) 医療救護班の編成及び医療救護活動に関すること。
- (2) 医療機関における救護に関すること。
- (3) 郡市医師会等関係機関との連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震による規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により医療救護班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班の指揮は、甲が指定する者が行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等において医療救護活動を行うことを原則とする。

ただし、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に対し派遣要請があった場合には、できる限りこれに協力するものとする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死体の検案

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第8条 救護所、災害現場等における医療費は原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則患者負担とする。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

2 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に行えるよう、県内各地の拠点となる病院に対し、協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等病院の状況について、把握しておくものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

(その他)

第14条 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 平成11年7月1日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 栃木県知事

乙 一般社団法人栃木県医師会 会長

(2) 社団法人栃木県薬剤師会

災害時の医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と社団法人栃木県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書第3条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

2 甲及び乙は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区薬剤師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、法及び防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震の規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により薬剤師班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

(医療救護計画の策定)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の業務)

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所、医薬品等の集積場所その他甲が指定する場所において医療救護活動を行うことを原則とする。

ただし、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に対し派遣要請があった場合には、できる限りこれに協力するものとする。

2 薬剤師班の業務は次のとおりとする。

- (1) 救護所等において、調剤及び服薬指導を行う。
- (2) 救護所等において、服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供する。
- (3) 医薬品等の集積場所において、医薬品の仕分け、保管、管理、救護所等への医薬品の供給を行う。
- (4) その他医療救護活動において必要な業務を行う。

(指揮命令)

第5条 乙により派遣された薬剤師班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(調剤費)

第7条 救護所等における調剤費は、原則として無料とする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡

した場合の扶助費

(4) 前各号以外の経費で、この協定実施のために要した経費のうち甲が特に必要と認める費用

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 栃木県知事

乙 社団法人栃木県薬剤師会 会長

〈2-23 危険物規制対象数一覧〉

市内危険物規制対象施設数

(令和7年1月1日現在)

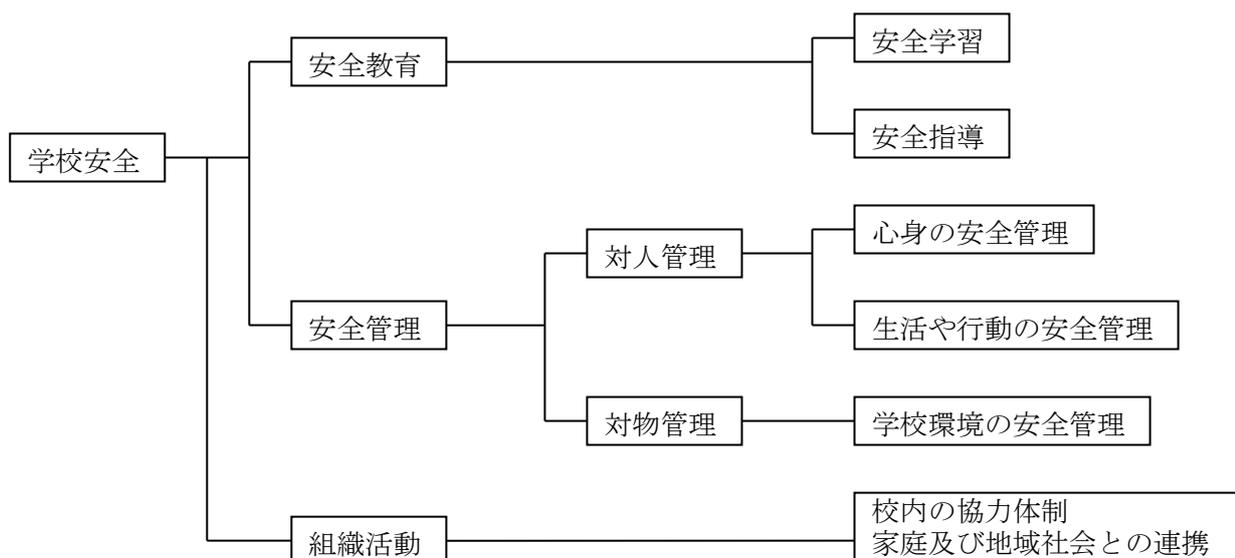
| 区 分 | | 黒磯地区 | 西那須野地区 | 塩原地区 | 合 計 |
|-----|----------|------|--------|------|-----|
| 製造所 | | 0 | 2 | 1 | 3 |
| 貯蔵所 | 屋内貯蔵所 | 37 | 28 | 3 | 68 |
| | 屋外タンク貯蔵所 | 14 | 25 | 11 | 50 |
| | 屋内タンク貯蔵所 | 6 | 2 | 4 | 12 |
| | 地下タンク貯蔵所 | 54 | 29 | 45 | 128 |
| | 簡易タンク貯蔵所 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 移動タンク貯蔵所 | 30 | 35 | 8 | 73 |
| | 屋外貯蔵所 | 5 | 3 | 2 | 10 |
| | 小 計 | 146 | 122 | 73 | 341 |
| 取扱所 | 給油取扱所 | 50 | 35 | 6 | 91 |
| | 第1種販売取扱所 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 第2種販売取扱所 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 移送取扱所 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般取扱所 | 48 | 30 | 18 | 96 |
| | 小 計 | 98 | 67 | 24 | 189 |
| 合 計 | | 244 | 191 | 98 | 533 |

〈2-24 学校安全計画の概要〉

(文部科学省安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より抜粋)

○学校安全の定義

学校安全は、学校における児童生徒等の安全に関する諸活動、すなわち、児童生徒等が主体（自分自身）や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動である安全教育及び児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動である安全管理によって構成される。また、安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための組織活動の役割も重要である。



また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3つの領域が挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、近年、児童生徒等が犯罪の被害に遭うことも少なくないことから、防犯も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

○学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健法で作成が義務付けられている学校保健安全計画のうち、安全に関する計画として位置付けられる。学校安全計画は、一般に安全管理を内容として作成される場合が多い。しかしながら、学校における安全管理は安全教育と一体的に推進されてこそ効果が高められるものであり、学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全校的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案することが望ましい。

※学校安全計画の内容として考えられる事項

1 安全教育に関する事項

- ア 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- イ 学年別・月別の安全指導の指導事項
- ウ 学級（ホームルーム）活動、学校行事、児童（生徒）会活動、クラブ活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

- エ 課外における指導事項
 - オ 個別指導に関する事項
 - カ その他必要な事項
- 2 安全管理に関する事項
- (1) 生活安全（省略）
 - (2) 交通安全（省略）
 - (3) 災害安全
 - ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
 - イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
 - ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
 - エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
 - オ その他必要な事項

※災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

※危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防 災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。
 - (4) 通学の安全
 - ア 通学路の設定と安全点検
 - イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定

※交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、 災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。
- 3 安全に関する組織活動
- ア 家庭、地域社会との連携を密にするための学校安全委員会等の開催
 - イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する 校内研修事項
 - ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項
 - エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
 - オ その他必要な事項

〈2-25 災害時における市町村相互応援関係〉

(1) 災害時における市町村相互応援に関する協定書

災害時における市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応

援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡協議会の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

49市町村長

栃木県知事

(2) 災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。)するものとする。

(応援ブロック)

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前号に定める請求は、応援市町村長名による請求(関係書類添付)により、被災市町村長に請求するものとする。

(災害対策連絡会議)

第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

- 2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。
- 3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

- (1) 応援体制に関する事項
- (2) 備蓄体制に関する事項
- (3) 防災訓練に関する事項
- (4) その他必要な事項

4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表 1

(略)

別表 2 市町村の区分

| ブロック名 | 構成市町村 |
|---------|--------------------------|
| 北那須ブロック | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 日光ブロック | 日光市 |
| 南那須ブロック | 那須烏山市、那珂川町 |
| 塩谷ブロック | 矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町 |
| 県央ブロック | 宇都宮市、鹿沼市 |
| 芳賀ブロック | 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 |
| 県南ブロック | 栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町 |
| 安足ブロック | 足利市、佐野市 |

別表 3 応援ブロック

| 被災ブロック名 | 応援ブロック名 |
|---------|--------------------------------------|
| 北那須ブロック | 日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック |
| 日光ブロック | 北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック |
| 南那須ブロック | 北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック |
| 塩谷ブロック | 北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック |
| 県央ブロック | 日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック |
| 芳賀ブロック | 南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック |
| 県南ブロック | 日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック |
| 安足ブロック | 県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック |

〈2-26 那須塩原市と県外市等との相互応援協定書〉

(1) 東京都足立区との協定書

那須塩原市と足立区との災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 那須塩原市(以下「甲」という。)と足立区(以下「乙」という。)は、いずれかの地域において地震、風水害等による大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に、相互に援助することにより、被災地の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 甲と乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当窓口を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに、速やかに応援することができる。

(応援の内容)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援物資の提供
- (2) 医療資器材、防疫資器材、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) ボランティアの派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設等の提供及び紹介
- (6) その他、特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した自治体が負担するものとする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した自治体から依頼があった場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時立替支弁するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙双方の協議により定めるものとする。

(施行日及び前協定の失効)

第8条 この協定は、平成17年8月1日から施行する。

2 平成7年8月21日付けで塩原町と足立区が締結した「塩原町と足立区との災害時における相互応援に関する協定」は、この協定の締結とともに効力を失う。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年8月1日

那須塩原市長
足立区長

(2) 茨城県ひたちなか市との協定書

災害時における相互応援に関する協定書

ひたちなか市と那須塩原市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合には、応援を要請された市は一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、両市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第6条 両市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 平成7年8月11日付けでひたちなか市と黒磯市が締結した「災害時相互応援協定」は、この協定の締結とともにその効力を失う。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年3月24日

那須塩原市長

ひたちなか市長

(3) 埼玉県新座市との協定

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、那須塩原市又は新座市（以下「市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した市の要請にこたえ、相互に救援協力し、被災した市の応急対策を円滑に遂行するため、締結するものである。

(連絡の窓口)

第2条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与並びに応急対策用資機材の提供及びあっせん

- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるもののうち必要な品名、数量等
- (3) 応援場所及び当該場所への経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申出があった場合には、応援した市は当該費用を一時立替支弁するものとする。

(資料及び情報の交換)

第6条 この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(施行日)

第8条 この協定は、平成17年11月1日から施行する。

2 平成17年11月1日付けで西那須野町と新座市が締結した「災害時における相互応援に関する協定書」は、この協定の締結とともにその効力を失う。

この協定の成立を証するため、この協定書に署名する。

平成17年11月1日

栃木県那須塩原市長
埼玉県新座市長

(4) 福島県白河市との協定

災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 那須塩原市及び白河市(以下「両市」という。)は、いずれかの市域において地震、風水害等による大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した市の要請に応え、応援することにより、被災した市の災

害対応を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡する。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与及び応急対策用資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) ボランティアの派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるもののうち必要な品名、数量等
- (3) 応援場所及び当該場所への経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として応援を受けた側が負担するものとし、これにより難しいときは、両市が協議して定めるものとする。

(資料及び情報の交換)

第6条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、各1通を保有する。

平成24年7月2日

栃木県那須塩原市長

福島県白河市長

(5) 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体との協定

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- (1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
- (2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路
- (3) 第2条第2号に規定する応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。

3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があつた場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担するものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日 (那須塩原市協定参加 平成25年9月25日)

加盟団体 65市町村長

(6) 埼玉県さいたま市との協定

危機発生時における相互応援に関する協定書

さいたま市及び那須塩原市は、地震、風水害その他危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態をいう。以下「危機」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「危機発生時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置ができないときに、相互の応援・協力を円滑かつ迅速に行うため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(事前対策)

第1条 両市は、危機発生時に備え、平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 防災計画その他危機管理に必要な資料等の相互提供
- (3) その他必要な事項

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与並びに応急対策用資機材の提供及びあっせん
- (3) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん並びに民間宿泊施設の提供

- (5) ボランティアの派遣
- (6) 危機が発生し、又は発生するおそれがある他の都市に応援等を行う場合における、当該他の都市への中継基地としての受入れ並びに燃料及び宿泊施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項
(応援の要請)

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、救援用物資等の品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、期間及び人員
- (4) 危機の発生場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

- 2 応援を要した市が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、同市から申し出があった場合には、応援を要請された市は、当該経費を立て替えるものとする。
- 3 応援を要請した市は、前項の規定により立て替えられた経費を、速やかに応援を要請された市に返還するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月10日

那須塩原市長

さいたま市長

危機発生時における相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、さいたま市（以下「甲」という。）と那須塩原市（以下「乙」という。）との危機発生時における相互応援に関する協定（平成26年10月10日締結。以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前対策)

第2条 協定第1条第1号に規定する連絡体制の整備に当たり、甲及び乙の総合連絡担当窓口を次のと

おり指定する。

(甲) 略

(乙) 略

2 協定第1条第2号に規定する防災計画の相互提供については、防災計画及び防災計画に付随する資料を、その改正の都度提供することとする。

(応援の種類等)

第3条 甲及び乙は、協定第2条第4号に規定する民間宿泊施設の情報提供のうち、危機発生時における市民の避難行動に資すると認められるものについては、あらかじめ市民へ情報を提供するものとする。

(応援の手続き)

第4条 協定第3条に規定する文書による応援の要請は、危機発生時応援要請書(別記様式)により行うものとする。

附則

この実施細目は、平成26年10月10日から実施する。

別記様式(第4条関係) 略

(7) 八溝山周辺地域定住自立圏の構成自治体との協定書

八溝山周辺地域定住自立圏災害時における相互応援に関する協定書

八溝山周辺地域定住自立圏を構成する大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町、棚倉町、矢祭町、埴町、大子町(以下「構成自治体」という。)は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害において、比較的被害が軽く余力のある構成自治体が、被害の大きい構成自治体の応急対策等を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

(応援の種類等)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材等の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の貸与
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等施設の相互利用
- (6) 被災者に対する住宅の提供及びあっせん
- (7) 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力
- (8) 前各号の掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする自治体は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日災害応援要請書（様式は任意とする。）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (3) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種別人員及び派遣期間
 - (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、希望する被災者の世帯数、人員及び期間
 - (6) その他応援を必要とする事項等
- （緊急応援）

第4条 応援を行う構成自治体は、応援を受ける構成自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける構成自治体の要請を待たずに応援を開始するものとする。

2 前項の応援については、第3条の応援の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、原則として応援を受けた構成自治体の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた構成自治体と、応援を行う構成自治体が協議して定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第6条 構成自治体は、あらかじめ相互応援に関する担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互提供するものとする。

（応援の調整）

第7条 この協定に基づいて、応援を行う構成自治体が複数あるときは、応援活動を有効に行うため、応援を行う構成自治体間で協議し、調整を行う構成自治体を定めるものとする。

（連絡会の設置）

第8条 構成自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年度1回以上、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、構成自治体の防災主管課担当職員で構成し、事務局は大田原市の防災担当主管課が担当する。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、構成自治体が既に締結している他の相互応援協定に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、構成自治体とその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月30日

構成自治体 8市町長

〈2-27 特殊災害消防相互応援協定〉

特殊災害消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対象災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理等の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は接触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

栃木県広域消防応援等計画

第1章 総則

(本計画の目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条（特殊災害消防相互応援協定書（昭和56年5月20日締結。以下「協定書」という。）を含む。）及び第43条に基づき、栃木県広域消防応援隊（以下「県内応援隊」という。）の効率的かつ円滑な活動及び運用ができる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被災地とは、大規模災害等が発生した市町をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町長又は当該市町長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 応援消防機関とは、県内応援隊を出動させる又は出動させた消防機関をいう。
- (6) 県内応援隊とは、被災地に対し、県内各消防機関から参集した応援隊をいう。
- (7) 中隊とは、第二次応援体制における、消火、救助、救急等の任務単位をいい、中隊長の職には、原則として、県内応援隊長の所属する消防本部の職員をもって充てるものとする。
- (8) 代表消防機関とは、栃木県内消防機関の代表として、栃木県及び各消防機関との連絡調整、情報交換を行う消防機関をいい、宇都宮市消防局がその任にあたる。ただし、宇都宮市消防局管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は、次の消防本部がこれを代行（以下「代表消防機関代行」という。）するものとする。

| 適用順序 | 消防本部名 |
|------|----------|
| 1 | 小山市消防本部 |
| 2 | 那須地区消防本部 |

- (9) ブロックとは、県内応援隊の編成、出動等を効率的にするため、栃木県を5つの区域に分けた地区をいう。
- (10) 県内各ブロックにおける幹事消防本部及びブロック内消防機関は、次のとおりとする。なお、幹事消防本部管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は幹事消防本部代行がこれを代行するものとする。

| ブロック | 幹事消防本部 | ブロック内消防機関 (○印は幹事消防本部代行) |
|------|----------|------------------------------------|
| 中央 | 宇都宮市消防局 | — |
| 南東 | 小山市消防本部 | ○石橋地区消防組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部 |
| 北東 | 那須地区消防本部 | ○塩谷広域行政組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部 |

| | | |
|----|---------|---------------------|
| 南西 | 足利市消防本部 | ○佐野市消防本部 栃木市消防本部 |
| 北西 | 日光市消防本部 | ○鹿沼市消防本部 |

(11) 現地合同調整所とは、災害現場において、関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うための拠点をいう。

(応援体制)

第3 第一次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、当該ブロック内の他の消防機関が応援出動する。ただし、宇都宮市消防局にあつては、北西ブロック幹事消防本部に要請し、当該ブロック内消防機関が応援出動する。

2 第二次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、県内の消防機関が応援出動する。

(県内応援隊統括班長及び県内応援隊長の指定)

第4 県内応援隊統括班長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、指揮本部内で県内応援隊の管理を行うため応援参集した班員の長をいい、代表消防機関職員（代表消防機関が任務を遂行できない場合は代表消防機関代行職員とする。以下同じ。）を充てるものとする。

2 県内応援隊長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、災害現場において県内応援隊の活動の指揮をする者をいい、代表消防機関職員を充てるものとする。

第2章 指揮体制及び情報連絡体制

(指揮系統)

第5 指揮系統については、図1のとおりとする。

2 指揮者は、指揮本部を統括し、被災地の活動隊を指揮するものとする。

3 県内応援隊統括班長は、指揮者の指揮の下で、県内応援隊の管理を行うものとする。

4 県内応援隊長は、指揮者の指揮に基づく、県内応援隊統括班長の管理の下で、当該県内応援隊の活動の指揮を行うものとする。

5 中隊長は、県内応援隊長の管理の下で、小隊の活動を管理するものとする。

6 小隊長は、中隊長の管理の下で、隊員の活動を管理するものとする。

7 第一次応援体制時の県内応援隊は、指揮者の指揮の下又は被災地消防本部指揮隊の指揮の下で消防応援活動を行うものとする。

(情報連絡体制)

第6 栃木県、被災市町、代表消防機関、被災地消防本部及び県内応援隊等は、迅速かつ効率的な広域消防応援活動を実施するため、次により、被害状況、活動状況及び活動の調整等の連絡を行うものとする。連絡窓口は、別表1-1、1-2のとおりとし、応援体制が決定した後、速やかに別記様式1により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 第一次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。

(1) 被災地消防本部は当該幹事消防本部へ連絡し、当該幹事消防本部は、当該ブロック内消防機関、栃木県及び代表消防機関へ連絡するものとする。

(2) 幹事消防本部から連絡を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。

3 第二次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。

(1) 被災地消防本部は、栃木県及び代表消防機関へ連絡し、栃木県は被災地消防本部及び代表消防機関以外の消防機関へ連絡するものとする。

4 情報連絡の手段は、次に掲げるとおりとする。

(1) 栃木県、市町、指揮本部、現地指揮所等及び関係機関等間の連絡は、電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、市町防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）とする。

(2) 活動中の被災地消防本部及び県内応援隊の各隊長間の連絡は、原則として主運用波1とする。(別表2 県内の無線通信運用体制のとおり)

(情報共有)

第7 栃木県、被災地消防本部及び県内応援隊等は、支援情報共有ツールを活用し情報の共有に努めるものとする。

第3章 応援要請

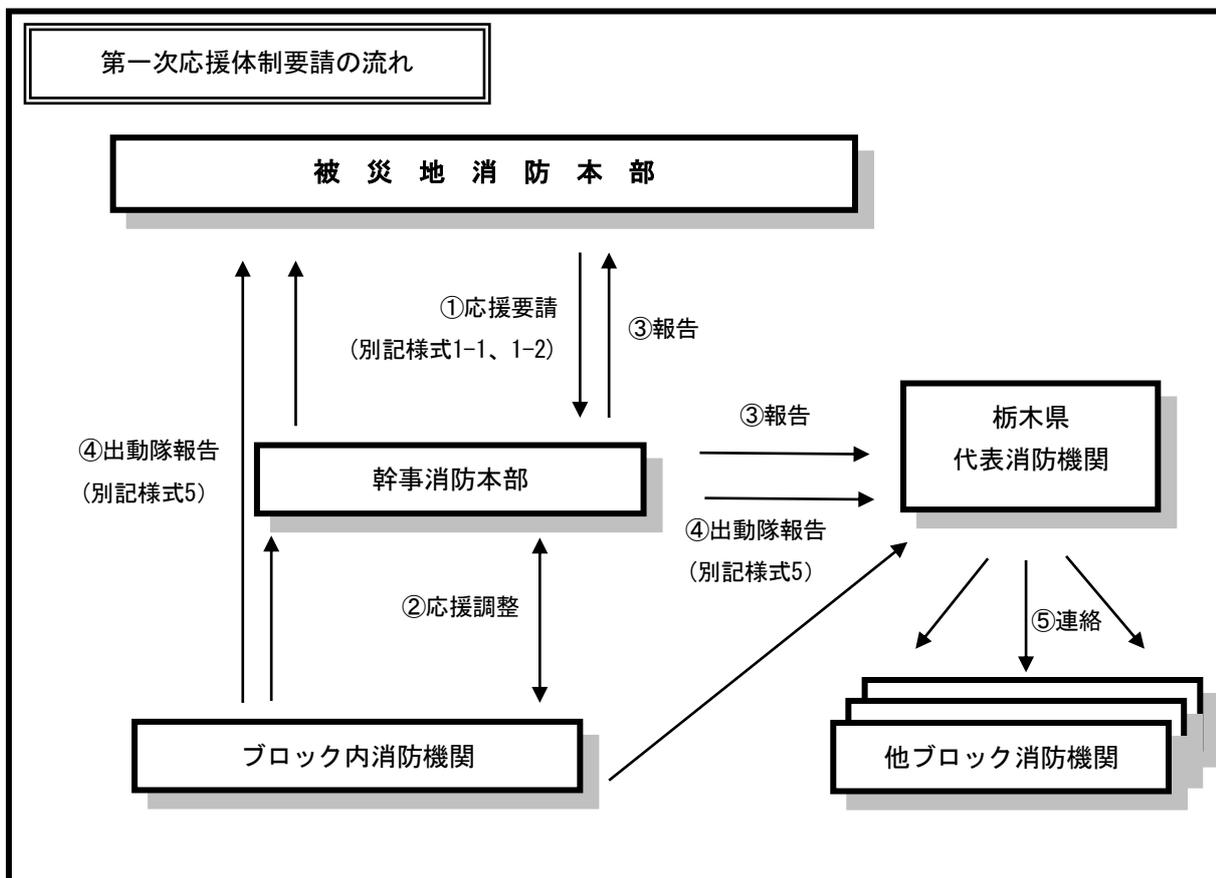
(応援要請準備)

第8 被災地消防本部は、災害の規模等に照らし、他の消防機関の応援要請が予想される場合は、速やかに被害状況を取りまとめ、別記様式1-1、1-2により当該幹事消防本部又は栃木県及び代表消防機関へ要請の準備を行うものとする。なお、第一次応援体制、第二次応援体制の判断は、被災地消防本部の長が行うものとする。

(第一次応援体制に基づく要請)

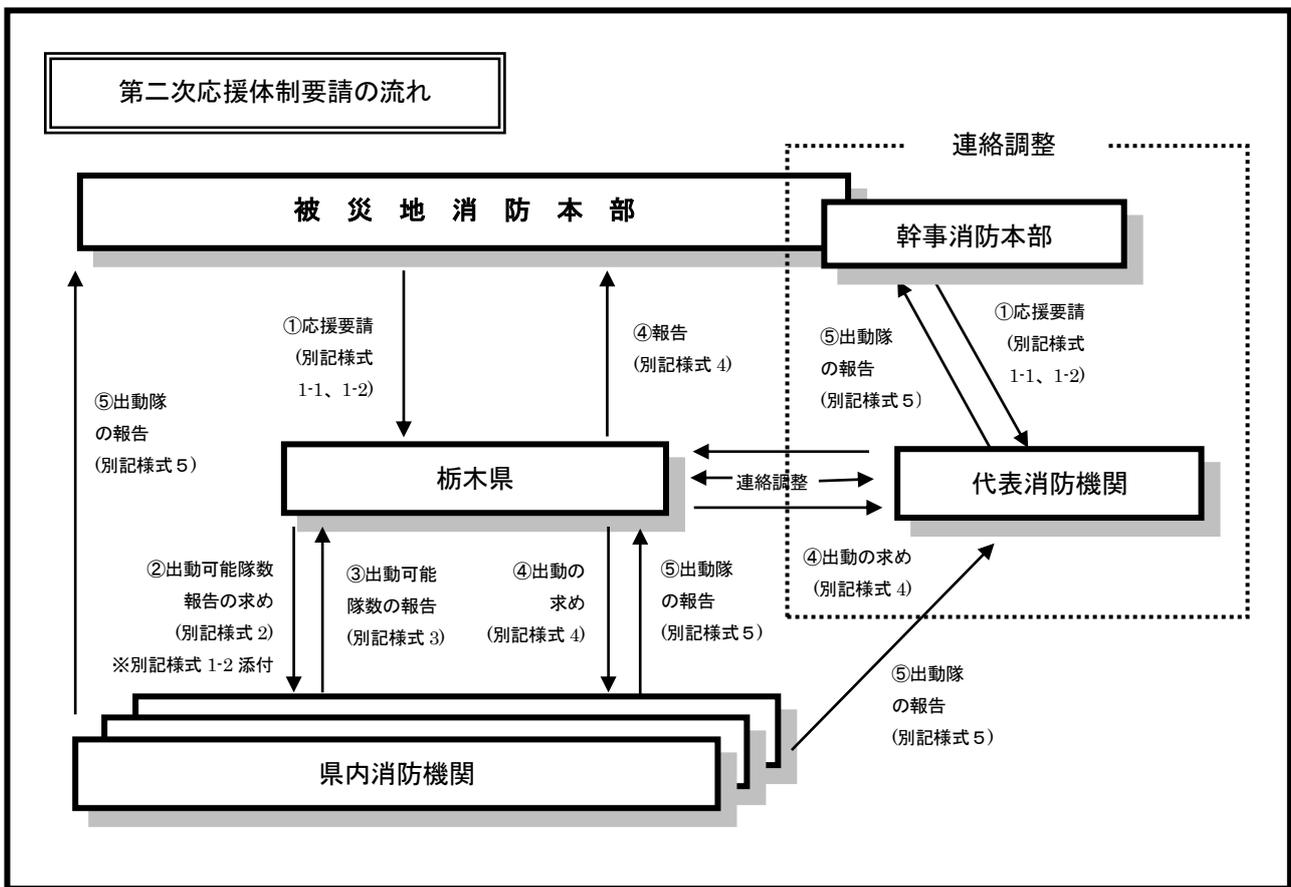
第9 被災地消防本部は、ブロック内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、被災地の市町長に報告後、幹事消防本部に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。)により別記様式1-1、1-2を連絡する。

- 2 応援要請を受けた幹事消防本部は、その旨をブロック内消防機関に連絡し、応援出動の可否等を取りまとめ、その結果を被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関へ報告する。
- 3 応援消防機関は、被災地消防本部、幹事消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行う。
- 4 出動隊の報告を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。
- 5 第一次応援体制から第二次応援体制に移行する場合は、第10の手続きによるものとする。



(第二次応援体制に基づく要請)

- 第10 被災地消防本部は、県内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、幹事消防本部及び代表消防機関と調整の上、被災地の市町長に報告後、栃木県及び代表消防機関に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリにより別記様式1-1、1-2を連絡する。
- 2 応援要請を受けた栃木県は、県内消防機関に対して、別記様式2により出動可能隊数の報告の求めを行う。
 - 3 県内消防機関は、栃木県に対して、別記様式3により出動可能隊数の報告を行う。
 - 4 栃木県と代表消防機関は、出動隊について調整の上、県内応援隊を編成する。
 - 5 栃木県は、別記様式4により県内応援隊の出動の求めを応援消防機関に対して行い、併せて被災地消防本部へ報告を行う。
 - 6 応援消防機関は、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行う。



(知事による応援指示)

- 第11 知事は、被災地との通信断絶等により、連絡手段が取れない場合、又は、栃木県消防防災航空隊による状況調査の結果等により知事が非常事態と認めた場合は、被災地消防本部からの連絡要請を待たずに県内各消防機関に対し、出動可能隊数の調査 (別記様式2) を行うものとし、代表消防機関等と協議の上、県内応援隊を編成し、出動を指示するものとする。
- 2 知事は、県内の被害状況、県内の消防力、被災地市町等の消防力及び県内応援隊の消防力を考慮し、緊急消防援助隊の出動が必要な非常事態と判断した場合は、法第44条第1項に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
 - 3 緊急消防援助隊の応援要請に係る事項については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるとおりとする。

第4章 受援体制

(指揮本部の設置)

第12 被災地消防本部は、県内応援隊の応援出動が決定した場合において、同隊を円滑に運用し、災害防御及び人命救助等の消防活動を実施するため、指揮本部を設置するものとする。

なお、指揮本部体制等については、各消防機関受援計画で定めるものとする。

(県内応援隊統括班の設置)

第13 指揮者は、第二次応援体制に基づく応援が決定した場合は、指揮本部内に県内応援隊統括班を設置し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 県内応援隊の管理及び安全管理に関すること
- (2) 被害状況及び災害対策等の各種情報の集約、整理及び共有に関すること
- (3) 緊急消防援助隊出動決定時における応援等支援班の管理に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

2 県内応援隊統括班は次に掲げる班員で構成するものとする。

- (1) 代表消防機関職員（2名）
- (2) 当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）職員（4名）
- (3) 代表消防機関及び当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）のみでは班員6名を確保できない場合において、代表消防機関代行が班員の不足を補う。

3 県内応援隊統括班に派遣された代表消防機関職員は、県内応援隊統括班長として、県内応援隊統括班を統括するものとする。

(現地合同調整所の設置)

第14 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、栃木県DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置するものとする。

(任務付与及び情報提供)

第15 指揮者は、指揮本部に到着した県内応援隊統括班長より県内応援隊の進出状況等の報告を受け、次に掲げる事項について任務付与及び情報提供をするものとする。

- (1) 災害の現況
- (2) 活動場所及び任務
- (3) 活動中の隊名、部隊数、現場指揮隊長名
- (4) 活動方針
- (5) 使用無線系統
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他必要な事項

(市町災害対策本部への派遣)

第16 指揮本部は、市町に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、当該市町災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

(県災害対策本部への派遣)

第17 指揮本部及び代表消防機関は、県に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、県災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

(県内応援隊の進出拠点)

第18 県内応援隊の活動及び集結等のための進出拠点は、次に掲げる事項を考慮し別表3のとおりとする。

- (1) 地理的条件の良い幹線道路の近接場所
- (2) 多数の隊が集結できる場所
- (3) 避難所と異なる場所

- (4) その他進出拠点として適当と思われる場所
- 2 指揮本部は、必要に応じ進出拠点を設置するものとする。

(誘導員の配置)

第19 指揮本部は、県内応援隊の誘導員を必要に応じて確保するものとする。

(その他)

第20 医療機関の所在は、別表4のとおりとする。

- 2 各消防機関等は、消防活動上必要な地図を事前に整備するものとする。

第5章 応援等出動

(応援準備)

第21 応援消防機関は、大規模災害等の発生を覚知した場合、あらかじめ定めた部隊編成等に基づき、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 応援出動の可否
- (2) 対応可能な災害種別
- (3) 応援必要資機材
- (4) 残留消防力
- (5) その他必要な事項

(県内応援隊統括班員の派遣)

第22 県内応援隊の応援出動が決定した場合は、第13第2項に定める該当消防本部は、指揮本部へ県内応援隊統括班員を派遣するものとする。

- 2 県内応援隊統括班は、県内応援隊及び関係機関と連絡を取り、効率的な活動を行うため、携帯無線機等の通信機器を持参するものとする。
- 3 県内応援隊統括班に派遣する職員については、各消防機関で事前に指名しておくものとする。

(県内応援隊の部隊編成)

第23 県内応援隊の第一次第二次別の部隊編成は、ブロック内消防機関間で協議の上、あらかじめ定めるものとし、栃木県及び代表消防機関に報告するものとする。

(応援活動のための資機材)

第24 県内応援活動に備え、各消防機関は保有資機材の状況を明らかにするとともに、その整備に努めるものとする。

(県内応援隊の応援出動)

第25 県内応援隊の応援出動が決定した場合、応援消防機関は、次に掲げる事項について確認し、速やかに出動するものとする。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 活動地域及び任務
- (3) 災害対応に必要な資機材
- (4) 活動拠点及び出動ルート

(現場到着報告)

第26 県内応援隊長は、現地到着後、速やかに隊名、規模及び保有資機材等について現場指揮隊長及び県内応援隊統括班長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害の現況
- (2) 活動場所及び任務
- (3) 活動中の隊名、隊数
- (4) 活動方針
- (5) 使用無線系統
- (6) 安全管理上の注意事項

(7) その他活動上必要な事項

2 県内応援隊は、現地到着後、隊名、規模及び保有資機材等について、県内応援隊長に対して報告するとともに、前項の事項について情報を共有するものとする。

(応援の期間)

第27 応援の期間は、各消防機関からの出動時から帰署(所)までの間とする。

(応援の中断)

第28 応援消防機関の事情等で県内応援隊の派遣を中止しなければならない特別な事由が生じた場合、応援消防機関は、指揮者及び県内応援隊統括班長に連絡の上、応援を中断することができる。

第6章 後方支援活動

(後方支援体制)

第29 指揮者は、第二次応援体制時において、県内応援隊の活動が長期化し後方支援活動が必要と判断した場合は、県内応援隊統括班長と協議の上、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制を構築するものとする。

2 栃木県及び県内消防機関は、後方支援体制の整備のため相互協力に努めるものとする。

(後方支援活動拠点)

第30 後方支援活動拠点は別表5のとおりとする。

2 指揮本部は、栃木県及び代表消防機関と協議の上、必要に応じ後方支援活動拠点を設置するものとする。

(後方支援隊の任務)

第31 後方支援隊は、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援場所の設置及び維持
- (2) 物資の調達及び搬送
- (3) 車両及び資機材の保守管理
- (4) 交代要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

(県内応援隊の交代)

第32 応援消防機関は、県内応援隊の活動が長期化した場合、応援消防機関ごとに出動隊の活動期間を決定し、交代要員を派遣するものとする。

2 応援消防機関は、出動隊の交代要員を派遣した場合、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行うものとする。

第7章 活動終了

(県内応援隊引揚げの決定)

第33 第一次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

(1) 指揮者は、現地指揮所等からの活動報告を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。

(2) 指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、第6の方法により関係機関へ連絡するものとする。

2 第二次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

(1) 指揮者は、現地指揮所等及び県内応援隊長からの活動報告、県内応援隊統括班長との調整の結果等を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。

(2) 指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、県内応援隊統括班長を経由し、各県内応援隊へ連絡するとともに、第6の方法により関係機関へ連絡をするものとする。

(活動終了報告)

第34 第一次応援体制に基づき参集した県内応援隊は、県内応援隊引揚げの決定がされた場合、次に掲げる事項を現地指揮所等へ報告の上、被災地から引揚げるとし、報告を受けた現地指揮所等は、指揮者へ報告するものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

2 第二次応援体制に基づき参集した県内応援隊長は、県内応援隊の引揚げが決定された場合、当該県内応援隊について、前項に掲げる事項を県内応援隊統括班長へ報告し、被災地から引揚げるとし、報告を受けた県内応援隊統括班長は、指揮者へ報告するものとする。

(帰署(所)報告)

第35 県内応援隊が帰署(所)した場合、当該隊の属する消防機関は、次に掲げる機関へ、速やかにその旨を報告するものとする。

- (1) 第一次応援体制 栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部
- (2) 第二次応援体制 栃木県及び代表消防機関

(活動結果報告)

第36 出動した県内応援隊の属する消防機関は、別記様式6により活動結果報告を次に掲げる機関へ報告するものとする。

- (1) 第一次応援体制 栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部
- (2) 第二次応援体制 栃木県及び代表消防機関

第8章 その他

(消防応援等連絡会議の実施)

第37 栃木県は、消防の応援及び受援体制の円滑な推進を図るため、県内消防機関及び関係機関等と消防応援等連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第38 栃木県及び代表消防機関は、第一次応援体制及び第二次応援体制の迅速かつ円滑な運用を図るため、情報伝達、県内応援隊編成及び指揮運用等について訓練を実施するものとする。

(経費の負担)

第39 応援に要した費用は、協定書第7条に定める経費の負担とする。

附則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

※図1(略)

別表1～5(略)

別記様式1～6(略)

〈2-29 那須塩原市災害対策本部条例〉

那須塩原市災害対策本部条例

平成17年1月1日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、那須塩原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属部署の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

〈2-30 栃木県火災・災害等即報要領〉

栃木県火災・災害等即報要領

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部(局)が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部(局)にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部(局)と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部(局)が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部(局)又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部(局)が報告するものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部(局)からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町又は消防本部(局)は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部(局)からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部(局)からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部(局)が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するも

のとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部(局)が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部(局)が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- (d) 特定違反對象物の火災
- (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (g) 損害額1億円以上と推定される火災
- (h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

(イ) 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請又は実施したもの
- (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

(ウ) 交通機関の火災

(a) 航空機火災

(b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの

(c) トンネル内車両火災

(d) 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）
（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
（例示）台風、豪雨、豪雪
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部(局)は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 危険物等に係る事故

ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 原子力災害等

第2の1の(2)のウに同じ。

(4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

- (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ア)において同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 市町及び消防本部(局)の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部(局)名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

(例示)・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）

不審物（爆発物）の有無

立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部(局)から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部(局)、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ロ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(ハ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

この要領は、平成 2年 5月 15日から施行する。

この要領は、平成 7年 1月 17日から施行する。

この要領は、平成 8年 5月 15日から施行する。

この要領は、平成 12年 2月 15日から施行する。

この要領は、平成 12年 12月 1日から施行する。

この要領は、平成 15年 6月 27日から施行する。

この要領は、平成 15年 10月 15日から施行する。

この要領は、平成 16年 3月 1日から施行する。

この要領は、平成 16年 11月 1日から施行する。

この要領は、平成 18年 3月 20日から施行する。

この要領は、平成 19年 3月 31日から施行する。

この要領は、平成 20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成 20年 5月 1日から施行する。

この要領は、平成 20年 9月 9日から施行する。

この要領は、平成 21年 3月 23日から施行する。

この要領は、平成 22年 3月 29日から施行する。

この要領は、平成 24年 3月 30日から施行する。

この要領は、平成 24年 5月 31日から施行する。

この要領は、平成 27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成 30年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 元年 6月 14日から施行する。

この要領は、令和 3年 6月 8日から施行する。

この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 5年 5月 12日から施行する。

別表1 連絡先

| | | | | | |
|-----|-----------------------------------|----------------------|----------------|-------|---|
| 県 | 終 日 | 県危機管理 防災局 | 防災行政 ネットワーク | 電話 | 5 0 0 - 2 1 3 6 |
| | | | | F A X | 5 0 0 - 2 1 4 6 |
| | | 危機管理課 及び 消防防災課 | N T T回線 | 電話 | 0 2 8 - 6 2 3 - 2 1 3 6 |
| | | | | F A X | 0 2 8 - 6 2 3 - 2 1 4 6 |
| 消防庁 | 勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時15分) | 応急 対策室 | N T T回線 | 電話 | 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7 |
| | | | | F A X | 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7 |
| | | | 地域衛星 ネットワーク | 電話 | 発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 1 3 |
| | | | | F A X | 発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 3 |
| | 勤務時間外 | 宿直室 | N T T回線 | 電話 | 0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7 |
| | | | | F A X | 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3 |
| | | | 地域衛星 ネットワーク | 電話 | 発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 1 0 2 |
| | | | | F A X | 発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6 |

| | | | |
|--|--|---------------|-----------|
| 送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 | | 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146/ | | |
| 第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136) | | 市町 (消防本部名) | |
| (月 日 時 分現在) | | 報告者名 | (TEL) |

※ 特定の事故を除く。

| | | | |
|------------------|--|----------------|---|
| 火災種別 | 1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他 | | |
| 出火場所 | | | 栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字) |
| 出火日時 (覚知日時) | (月 日 時 分) (月 日 時 分) | (鎮圧日時) 鎮火日時 | (月 日 時 分) (月 日 時 分) |
| 火元の業態・ 用 途 | 事業所名 (代表者氏名) | | |
| 出火箇所 | 出火原因 | | |
| 死傷者 | 死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人 | 死者の生じた 理 由 | |
| 建物の概要 | 構造 階層 | 建築面積 延べ面積 | m ² m ² |
| 焼損程度 | 焼損棟数 } 全 焼 棟 } 半 焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼ や 棟 | 焼損面積 | 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha |
| り災世帯数 | 世帯 | 気象状況 | |
| 消防活動状況 | 消防本部 (署) 台 消 防 団 台 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 | 人 人 人 | |
| 救急・救助 活動状況 | | | |
| 災害対策本部等 の設置状況 | | | |
| その他参考事項 | | | |

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

| | | | |
|--|--|---------------|-----------|
| 送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 | | 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | | |
| 第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136) | | 市町 (消防本部名) | |
| 事故名 | { 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在) | 報告者名 | (TEL) |

| | | | | |
|-------------------------------------|---|----------------|---------|-------|
| 事故種別 | 1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 () | | | |
| 発生場所 | | | | |
| 事業所名 | | | | |
| 発生日時 (覚知日時) | 月 日 時 分 (月 日 時 分) | 発見日時 | 月 日 時 分 | |
| | | 鎮火日時 (処理完了) | 月 日 時 分 | |
| 消防覚知方法 | 気象状況 | | | |
| 物質の区分 | 1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 () | 物質名 | | |
| 施設の区分 | 1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 () | | | |
| 施設の概要 | 危険物施設の区分 | | | |
| 事故の概要 | | | | |
| 死傷者 | 死者 (性別・年齢) | 人 | 負傷者等 | |
| | | | 重症 | |
| | | | 中等症 | |
| | | | 軽症 | |
| 消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況 | 出場機関 | | 出場人員 | 出場資機材 |
| | 事業所 | 自衛防災組織 | 人 | |
| | | 共同防災組織 | 人 | |
| | | その他 | 人 | |
| | 消防本部 (署) | | 台 | |
| | 消防団 | | 台 | |
| | 消防防災ヘリコプター | | 機 | |
| | 海上保安庁 | | 人 | |
| | 自衛隊 | | 人 | |
| | その他 | | 人 | |
| 警戒区域の設定 | 月 日 時 分 | | | |
| 使用停止命令 | 月 日 時 分 | | | |
| 災害対策本部等の設置状況 | | | | |
| その他参考事項 | | | | |

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------------|-----------|
| 送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 | | 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | | |
| ※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) | | 市町 (消防本部名) | |
| | | 報告者名 | (TEL) |

(月 日 時 分現在)

| | | | | |
|----------------|--|-------------------------------------|--|--|
| 事故災害種別 | 1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害 | | | |
| 発生場所 | | | | |
| 発生日時 (覚知日時) | 月 日 時 分 (月 日 時 分) | 覚知方法 | | |
| 事故等の概要 | | | | |
| 死傷者等 | 死者（性別・年齢） | 負傷者等 人（ 人） | | |
| | 計 人 | { 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽症 人（ 人） | | |
| | 不明 人 | | | |
| 救助活動の要否 | | | | |
| 要救護者数（見込） | | 救助人員 | | |
| 消防・救急・救助活動状況 | | | | |
| 災害対策本部等の設置状況 | | | | |
| その他参考事項 | | | | |

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------------|-----------|
| 送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 | | 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | 市町 (消防本部名) | |
| ※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) | | | |

(月 日 時 分現在)

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------|----|---|----|---|------|------|------|---------|---|--|
| 災害の概況 | 発生場所 | | | | | | | 発生日時 | 月 日 時 分 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 被害の状況 | 人的被害 | 死者 | 人 | 重傷 | 人 | 住家被害 | 全壊 | 棟 | 床上浸水 | 棟 | |
| | | 不明 | 人 | 軽傷 | 人 | | 半壊 | 棟 | 床上浸水 | 棟 | |
| | | | | | | | 一部損壊 | 棟 | 未分類 | 棟 | |
| | 119番通報の件数 | | | | | | | | | | |
| 応急対策の状況 | 災害対策本部等の設置状況 | | | | | | | | | | |
| | 消防機関等の活動状況 | | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。) | | | | | | | | |
| | 自衛隊派遣要請の状況 | | | | | | | | | | |
| | その他市町が講じた応急対策 | | | | | | | | | | |

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示(緊急)・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に記入すること。

第4号様式（その1）別紙
（避難勧告等の発令状況）

| 終日 | | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | | 送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】 | | | | | |
|-----|----------|---------------------------------------|------|---|---------|------|----------|---------|------|
| 市町名 | 緊急安全確保 | | 発令日時 | 避難指示 | | 発令日時 | 高齢者等避難 | | 発令日時 |
| | 対象世帯数(※) | 対象人数(※) | 解除日時 | 対象世帯数(※) | 対象人数(※) | 解除日時 | 対象世帯数(※) | 対象人数(※) | 解除日時 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）〔被害状況即報〕

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------|---------------------------------------|-------|-------|---|--------|-------|-------|----------|------------|---|----------|-----------------|----|------|----|
| 終日 | | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | | | 送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】 | | | | | | | | | | | |
| 市町名 (消防本部名) | | 区分 | | | 被害 | | 区分 | | 被害 | | 災害対策本部等の設置状況 | 県 | | | | |
| 報告者名 (〒) | | 田 | 流出・埋没 | ha | | 公立文教施設 | 千円 | | | | | | 市町 | | | |
| 災害名 ・ 報告番号 | | 災害名 第 報 (月 日 時現在) | | | 畑 | 冠水 | ha | | 農林水産業施設 | 千円 | | 計 | | 団体 | | |
| 区分 | | 被害 | | | | 流出・埋没 | ha | | 公共土木施設 | 千円 | | | 災害救助法 適用市町村名 | | 計 | 団体 |
| 人的被害 | 死者 | 人 | | | その他 | 冠水 | ha | | その他の公共施設 | 千円 | | 119番通報件数 | | 件 | | |
| | 行方不明者 | 人 | | | | その他 | 文教施設 | 箇所 | | 小計 | 千円 | | | | 被害総額 | 千円 |
| | 負傷者 | 重傷 | 人 | | | | その他 | 病院 | 箇所 | | 公共施設被害市町数 | | 団体 | | | |
| 軽傷 | | 人 | | | その他 | | | 道路 | 箇所 | | 農産被害 | 千円 | | | | |
| 住家被害 | 全壊 | 棟 | | | | その他 | | 橋りょう | 箇所 | | その他 | 林産被害 | 千円 | | | |
| | | 世帯 | | | | | 災害の概要 | 河川 | 箇所 | | | 畜産被害 | 千円 | | | |
| | 半壊 | 棟 | | | 災害の概要 | | | 砂防 | 箇所 | | | 水産被害 | 千円 | | | |
| | | 世帯 | | | | | | 災害の概要 | 清掃施設 | 箇所 | | 商工被害 | 千円 | | | |
| | 一部破損 | 棟 | | | | | 災害の概要 | | 崖くずれ | 箇所 | | その他 | 千円 | | | |
| | | 世帯 | | | 災害の概要 | | | | 鉄道不通 | 箇所 | | 被害総額 | 千円 | | | |
| | 床上浸水 | 棟 | | | | | | 災害の概要 | 被害船舶 | 隻 | | 119番通報件数 | 件 | | | |
| | | 世帯 | | | | | 災害の概要 | | 水道 | 戸 | | | | | | |
| | 床下浸水 | 棟 | | | 災害の概要 | | | | 電話 | 回線 | | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | | 災害の概要 | 電気 | 戸 | | | | | | |
| | 公共建物 | 棟 | | | | | 災害の概要 | | ガス | 戸 | | | | | | |
| | | 世帯 | | | 災害の概要 | | | | ブロック塀等 | 箇所 | | | | | | |
| その他 | 棟 | | | 災害の概要 | | | | | | | | | | | | |
| | 世帯 | | | | | 災害の概要 | | | | | | | | | | |
| 非住家※1 | 棟 | | | | 災害の概要 | | | | | | | | | | | |
| | 世帯 | | | 災害の概要 | | | | | | | | | | | | |
| | 人 | | | | | 災害の概要 | | | | | | | | | | |
| 棟 | | | 災害の概要 | | り災世帯数※2 | | 世帯 | | 応急対策の状況 | 消防機関等の活動状況 | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。) | | | | | |
| 世帯 | | | | 災害の概要 | り災者数※2 | | 人 | | | | 自衛隊の災害派遣 | その他 | | | | |
| 人 | | | | | 災害の概要 | 火災発生※3 | 建物 | 件 | | | | | | | | |
| 棟 | | | 災害の概要 | | | | 危険物 | 件 | | | | | | | | |
| 世帯 | | | | 災害の概要 | | | その他 | 件 | | | | | | | | |
| 人 | | | | | 災害の概要 | | | | | | | | | | | |

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。
 ※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
 ※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
 ※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。
 ◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

〈2-31 即報基準一覧〉

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

| | | | | | | | |
|---|--------------------------|---------|--------------------|-------------|----------------------------|--------------------|--|
| 県 | (終日⇒ 危機管理課・ 消防防災課) | 防災行政 NW | 500-2136 | 消 防 庁 | (勤務時間内 ⇒ <u>応急対策室</u>) | NTT 回線 | 03-5253-7527 |
| | | | 500-2146 (FAX) | | | 03-5253-7537 (FAX) | |
| | | NTT 回線 | 028-623-2136 | | (勤務時間外 ⇒ <u>宿直室</u>) | NTT 回線 | 03-5253-7777 |
| | | | 028-623-2146 (FAX) | | | 03-5253-7553 (FAX) | |
| | | | | | | 地域衛星 NW | 発信特番-048-500-90-49013 発信特番-048-500-90-49033 (FAX) |
| | | | | | | 地域衛星 NW | 発信特番-048-500-90-49012 発信特番-048-500-90-49036 (FAX) |

【留意事項】

①報告すべき火災・災害等を覚知したとき直ちに第1報を報告（判断に迷う場合は報告）

⇒できるだけ早く、わかる範囲で構わない。

(以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。)

②直接即報基準 (囲みの項目) にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、県に対してだけでなく、消防庁に対しても直接第1報報告。(要請があった時は以降も引き続き報告)

第1号様式使用

1 火災発生 (おそれ含む)

① 一般基準

- 死者3人以上発生
- 死者及び負傷者の合計10人以上発生
- 自衛隊に災害派遣を要請

② 個別基準

A 建物火災

- 特定防火対象物で死者発生
(例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等)
- ホテル、病院、映画館、百貨店での火災
- 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難
- 大使館・領事館及び国指定重要文化財
- 特定違反対象物(床面積1500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、所定の消防設備が未設置であるもの)
- 建物焼損延べ面積3,000㎡以上(推定)
- 他の建築物への延焼が10棟以上(見込み含む)
- 損害額1億円以上(推定)
- 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)

B 林野火災

- 焼損面積10ha以上(推定)
- 空中消火要請(栃木県防災ヘリ「おおりり」等要請)又は実施
- 住家等へ延焼するおそれがあるもの
- 送電線・配電線が近距離

C 交通機関の火災

- 航空機
- 社会的影響度が高い船舶
- トンネル内の車両
- 列車

D その他

- 特殊な原因、特殊な様態の火災

(例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災)

E 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高

爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃・緊急対処事態発展の可能性が有るものを含む）

第2号様式使用

2 特定の事故発生（おそれ含む）

① 一般基準

- 死者3人以上発生
- 死者及び負傷者の合計10人以上発生
- 自衛隊に災害派遣を要請

② 個別基準

A 危険物等（危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故

- 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生
- 負傷者5人以上発生
- 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
- 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響有
- 500kl以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
- 湖沼、河川への流出
- 施設から危険物等の漏洩事故で次に該当
 - ▽ 湖沼、河川へ流出し、防除・回収等が必要
 - ▽ 500kl以上のタンクからの漏洩等
- 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故で次に該当
 - ▽ 火災
 - ▽ 漏洩
 - ▽ 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要

B 原子力災害等

- 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生
- 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩

C その他特定の事故

- 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高

D 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高

爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃・緊急対処事態発展の可能性が有るものを含む）

第3号様式使用

3 救急・救助事故発生（おそれ含む）

- 死者5人以上の救急事故
- 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故

- 要救助者5人以上の救助事故
 - 覚知から救助完了までの所要時間5時間以上の救助事故
 - 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
(当面の間、消防本部や消防団、市町防災部局が運用する無人航空機(周辺機器を含む)の落下による人身事故とこれらに起因する火災等が発生した場合も上記に準じて報告する。「運用」には民間委託を含む。)
 - 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
 - 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。)
- 例・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
- 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの**
 - ▽ **列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故**
 - ▽ **バスの転落等による救急・救助事故**
 - ▽ **ハイジャックによる救急・救助事故**
 - ▽ **映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故**
 - ▽ **その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高**
 - 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害**
 - 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害**

第4号様式使用

4 災害発生(おそれ含む)

① 一般基準

- 災害救助法の適用基準に合致
- 市町村が災害対策本部設置
- 2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生
(例：台風・豪雨・豪雪)
- 大雨、火山噴火等に係る特別警報発表
- 自衛隊に災害派遣を要請したもの

② 個別基準

A 地震

- 当該市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- 人的被害又は住家被害を生じたもの
- 当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わず)**

B 風水害

- 崖崩れ、地すべり、土石流等による※人的・住家被害
- 河川の溢水、堤防の決壊等による※人的・住家被害
- 台風・豪雨による※人的・住家被害
- 強風、竜巻などの突風等による※人的・住家被害

死者又は行方不明者の発生

C 雪害

積雪、雪崩等による※人的・住家被害

積雪、道路の凍結、雪崩等による孤立集落発生

D 火山災害

噴火警報（火口周辺）発表

火山の噴火による※人的・住家被害

死者又は行方不明者の発生

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害＝死者、負傷者、行方不明

※住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

〈2-32 災害救助法施行細則〉

災害救助法施行細則

昭和35年5月2日 栃木県規則第35号

災害救助法施行細則を次のように定める。

(災害の程度に係る報告等)

- 第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。
- 2 知事は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

- 第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の定めるところによる。ただし、
- やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、知事が内閣総理大臣と協議し、別に定めるところによる。

(物資の保管等に係る公用令書等)

- 第3条 災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
- (1) 公用令書(別記様式第1号の1から別記様式第1号の4まで)
 - (2) 公用変更令書(別記様式第2号)
 - (3) 公用取消令書(別記様式第3号)
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳(別記様式第4号)に登録しなければならない。
- 3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあっては、変更事項を記録しなければならない。
- い

(受領調書の作成)

- 第4条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書(別記様式第5号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

- 第5条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第6号による。
- 2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令に係る公用令書等)

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 公用令書 (別記様式第7号)
- (2) 公用取消令書 (別記様式第8号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳 (別記様式第9号) に所要事項を登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

第7条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償)

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(実費弁償請求書)

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

(立入検査証票)

第10条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

(扶助金支給申請書等)

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村長への通知)

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第7号）（※最終改正）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号の1～別記様式第13号 （略）

〈2-33 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

第1章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第1条 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第4条第1項各号及び第2項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第2条 法第4条第1項第1号及び第2項の避難所並びに同条第1項第1号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

- イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、1人1日当たり340円以内とすること。
- ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。
- ヘ 法第4条第1項第1号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775千円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第4条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,230円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第4条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 季別 | 1人世帯の額 | 2人世帯の額 | 3人世帯の額 | 4人世帯の額 | 5人世帯の額 | 世帯人数が6人以上1人を増すごとに加算する額 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------|
| 夏季 | 19,200円 | 24,600円 | 36,500円 | 43,600円 | 55,200円 | 8,000円 |
| 冬季 | 31,800円 | 41,100円 | 57,200円 | 66,900円 | 84,300円 | 11,600円 |

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 季別 | 1人世帯の額 | 2人世帯の額 | 3人世帯の額 | 4人世帯の額 | 5人世帯の額 | 世帯人数が6人以上1人を増すごとに加算する額 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------|
| 夏季 | 6,300円 | 8,400円 | 12,600円 | 15,400円 | 19,400円 | 2,700円 |
| 冬季 | 10,100円 | 13,200円 | 18,800円 | 22,300円 | 28,100円 | 3,700円 |

4 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第5条 法第4条第1項第4号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療

- イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。
- ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。

2 助産

- イ 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。
- ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とすること。

(被災者の救出)

第6条 法第4条第1項第5号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- 3 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。
 - ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり5万円以内とすること。
 - ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。
- 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
 - ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - (1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 76,000 円
 - (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 34万3千円
 - ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第214条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第8条 法第4条第2項1第7号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- 3 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。
 - イ 生業費1件当たり3万円
 - ロ 就職支度費1件当たり1万5千円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。
 - イ 貸与期間2年以内
 - ロ 利子無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないこと。

（学用品の給与）

第9条 法第4条第1項第8号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。
 - イ 教科書代
 - (1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を

受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童1人当たり4,800円

(2) 中学校生徒1人当たり5,100円

(3) 高等学校等生徒1人当たり5,600円

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第10条 法第4条第1項第9号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人21万9,100円以内、小人17万5,200円以内とすること。

4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第4条第1項第10号の規定に基づく令第2条第1号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

2 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第4条第1項第10号の規定に基づく令第2条第2号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができ

ない者に対して行うものであること。

- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が13万8,700円以内とすること。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第4条第1項各号及び第2項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 被災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 死体の搜索
 - ヘ 死体の処理
 - ト 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
- 3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第2章 実費弁償

(実費弁償)

第14条 法第7条第5項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
 - イ 日当
法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。
 - ロ 時間外勤務手当
職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。
 - ハ 旅費
職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。
- 2 令第4条第5号から第10号までに規定する者業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。

第3章 災害救助事務

(救助事務費)

第15条 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- 1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。
 - イ 時間外勤務手当
 - ロ 賃金職員等雇上費
 - ハ 旅費
 - ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
 - ホ 使用料及び賃借料
 - ヘ 通信運搬費

ト 委託費

- 2 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。
- イ 3,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 10
 - ロ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 9
 - ハ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8
 - ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7
 - ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6
 - ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5
 - ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4
- 3 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第 2 条から第 13 条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第 14 条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前文〔抄〕（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 19 号）

平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

前文〔抄〕（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 44 号）

平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

前文〔抄〕（平成 28 年 3 月 31 日内閣府告示第 112 号）

平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

前文〔抄〕（平成 29 年 3 月 31 日内閣府告示第 535 号）

平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

前文〔抄〕（平成 30 年 3 月 30 日内閣府告示第 51 号）

平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

前文〔抄〕（平成 31 年 4 月 1 日内閣府告示第 37 号）

前文〔抄〕（令和元年 9 月 30 日内閣府告示第 89 号）

令和元年 10 月 1 日から適用する。

前文〔抄〕（令和元年 10 月 23 日内閣府告示第 378 号）

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年 8 月 28 日から適用する。

前文〔抄〕（令和 3 年 5 月 20 日内閣府告示第 71 号）

令和 3 年 5 月 20 日から適用する。

前文〔抄〕（令和 3 年 6 月 18 日内閣府告示第 76 号）

公布の日から施行する。

前文〔抄〕（令和 4 年 3 月 31 日内閣府告示第 37 号）

令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

前文〔抄〕（令和 5 年 3 月 31 日内閣府告示第 36 号）

令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

前文〔抄〕（令和 5 年 6 月 16 日内閣府告示第 91 号）

公布の日から施行し、改正後の規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

〈2-34 市内医療機関一覧〉

(令和6年4月1日現在)

1 病院

| 番号 | 名称 | 所在地 (那須塩原市) | 診療科目 | 病床数 | 電話番号 (0287) |
|----|--------------|----------------|--|-----|----------------|
| 1 | 菅間記念病院 | 大黒町 2-5 | 内、神内、呼内、呼外、消内、消外、循内、小、外、整外、脳外、皮、泌、肛、放、麻、リハ、放、麻、歯、歯口、小歯、腎、糖、産、耳、病、他 | 338 | 62-0733 |
| 2 | 黒磯病院 | 高砂町 3-5 | 内、神内、消内、リ | 22 | 62-0961 |
| 3 | 国際医療福祉大学病院 | 井口 537-3 | 内、精、神内、呼内、消内、循内、循外、ア膠、糖、腎、小、小外、整外、脳外、呼外、消外、循外、乳、皮、肛、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、歯口、血、臨検、救、心内、他 | 408 | 37-2221 |
| 4 | 栃木県医師会塩原温泉病院 | 塩原 1333 | 内、神内、リ、整外、消内、リハ、他 | 199 | 32-4111 |
| 5 | 那須北病院 | 野間 453-14 | 内、神内、循内、整外、脳外、リハ、消内、消外 | 100 | 62-5500 |
| 6 | 福島整形外科病院 | 弥生町 1-10 | 整外 | 60 | 62-0805 |

2 診療所

| 番号 | 名称 | 所在地 (那須塩原市) | 診療科目 | 病床数 | 電話番号 (0287) |
|----|------------------------|----------------|-----------------|-----|----------------|
| 1 | 阿久津整形外科 | 永田町 3-16 | 内、リ、外、整外、リハ | 0 | 36-3639 |
| 2 | 石塚産婦人科医院 | 三島 2-14-9 | 産婦 | 0 | 36-6231 |
| 3 | いしばし眼科 | 睦 146-12 | 眼 | 0 | 47-7766 |
| 4 | いたむろクリニック | 百村 3042-31 | 内、リ、整外 | 0 | 69-0316 |
| 5 | 伊野田眼科クリニック | 方京 1-1-18 | 眼 | 8 | 65-3787 |
| 6 | 医療法人社団 小沼内科胃腸科クリニック | 西朝日町 6-42 | 内、胃、小 | 0 | 37-5353 |
| 7 | 医療法人修英会中川医院 | 黒磯幸町 6-27 | 内、呼、消、循、小、外、皮、肛 | 0 | 62-0040 |
| 8 | 運天眼科 | 豊住町 79-13 | 眼 | 0 | 73-6601 |
| 9 | 大柿耳鼻咽喉科医院 | 弥生町 1-18 | 耳 | 0 | 62-8741 |
| 10 | 大島内科小児科医院 | 錦町 4-20 | 内、呼、消、循、小、皮 | 0 | 62-0106 |
| 11 | 大原クリニック | 東三島 3-67 | 内、小、眼、耳 | 0 | 37-1133 |
| 12 | おひさまクリニック | 阿波町 99-55 | 皮 | 0 | 62-2200 |
| 13 | 尾形クリニック那須 | 沓掛 2-10-3 | 内、腎、糖、他 | 0 | 65-0755 |
| 14 | かつらクリニック | 方京 2-2-1 | 整外、小 | 0 | 67-3350 |
| 15 | 金澤医院 | 中央町 1-8 | 内、消、循、小 | 0 | 62-0029 |
| 16 | 菅間在宅診療所 | 大黒町 2-5 | 内、外 | 0 | 62-0733 |

| | | | | | |
|----|----------------------------|-------------|---------------------------|---|---------|
| 17 | 菅間付属診療所 | 大黒町 2-5 | 内、呼内、消内、循内、 外、皮、リハ、放、糖 | 0 | 67-1570 |
| 18 | きくち内科クリニック | 下田野 531-130 | 内 | 0 | 34-0678 |
| 19 | 源泉整腸クリニック | 井口 548 | 消 | 0 | 36-6802 |
| 20 | 小関整形外科 | 扇町 12-12 | 整外、リハ | 0 | 36-0203 |
| 21 | さいとうクリニック | 西幸町 7-13 | 内、小、麻 | 0 | 39-1805 |
| 22 | 佐藤医院 | 西栄町 7-16 | 内、小、皮 | 0 | 36-0147 |
| 23 | 鈴木内科外科クリニック | 上厚崎 323-12 | 内、胃、外、肛、リハ | 0 | 62-2337 |
| 24 | 須田医院 | 高林 1206-8 | 内、小 | 0 | 68-0006 |
| 25 | 高澤クリニック | 緑 1-8-472 | 内、外、肛、他 | 0 | 37-9901 |
| 26 | 滝田メディカルクリニック | 本町 9-26 | 内、胃、外、皮、泌、肛 | 0 | 62-0392 |
| 27 | つばさクリニック那須 | 南郷屋 1-106 | 内、皮、精 | 0 | 53-7567 |
| 28 | 特別養護老人ホーム 青葉の杜医務室 | 大原間西 1-19-6 | 内、消、皮、ア | 0 | 65-3070 |
| 29 | 特別養護老人ホーム あじさい苑医務室 | 東原 166 | 内 | 0 | 62-3500 |
| 30 | 特別養護老人ホーム 生きいきの里医務室 | 下田野 282 | 内 | 0 | 35-3734 |
| 31 | 特別養護老人ホーム さちの森内診療所 | 野間 453-23 | 内、脳外 | 0 | 60-1331 |
| 32 | 特別養護老人ホーム 寿山荘医務室 | 住吉町 5-10 | 内、外 | 0 | 64-2511 |
| 33 | 特別養護老人ホーム寿山荘 ランチさきたま医務室 | 埼玉 3-17 | 内 | 0 | 60-0061 |
| 34 | 特別養護老人ホーム 那須順天荘診療所 | 上赤田 238-1 | 内 | 0 | 36-8010 |
| 35 | 特別養護老人ホーム 那須友愛苑医務室 | 西富山 58-1 | 内、消 | 0 | 47-5501 |
| 36 | 特別養護老人ホーム つばきハウス診療室 | 木綿畑 529-2 | 内 | 0 | 68-0160 |
| 37 | 栃の実荘診療所 | 井口 533-20 | 内 | 0 | 37-1160 |
| 38 | 那須あいクリニック | 沓掛 3-12-2 | 内、整外、リハ | 0 | 74-3888 |
| 39 | 那須高原クリニック | 唐杉 31-2 | 内、呼、ア、リ、小、整外 | 0 | 67-2701 |
| 40 | 那須こころの医院 | 方京 1-16-2 | 心内、精 | 0 | 74-3233 |
| 41 | なすこどもクリニック | 沓掛 2-19-1 | 小、ア | 0 | 67-0011 |
| 42 | 那須塩原市黒磯保健センタ ー診療所 | 黒磯幸町 8-10 | 内、小、整外、歯 | 0 | 63-1100 |
| 43 | 那須塩原市西那須野保健セ ンター診療所 | 南郷屋 5-163 | 内、小、歯 | 0 | 38-1356 |
| 44 | なすのクリニック | 共墾社 83-24 | 内、糖内、消内、循内、整外、 リハ | 0 | 60-5211 |
| 45 | 那須訪問診療所 | 佐野 2-19 | 内、消内、精、感 | 0 | 73-5047 |
| 46 | 西那須野内科循環器科クリニック | 永田町 7-13 | 内、呼、循 | 0 | 36-1100 |
| 47 | はらくクリニック | 東三島 4-54-7 | 内、胃、外 | 0 | 39-5232 |

| | | | | | |
|----|--------------|------------|---|---|---------|
| 48 | 原内科小児科医院 | 西原町 8-35 | 内、小 | 0 | 36-0732 |
| 49 | ふくだ内科クリニック | 新町 115-3 | 内、消内、他 | 0 | 73-8170 |
| 50 | ふじおか内科小児科 | 豊浦 93-15 | 内、小 | 0 | 64-3366 |
| 51 | 藤田産婦人科医院 | 宮町 5-19 | 産婦 | 0 | 62-0115 |
| 52 | ふみの耳鼻咽喉科 | 沓掛 1-11-5 | 耳 | 0 | 65-3387 |
| 53 | ブリジストン栃木診療所 | 上中野 10 | 内、泌 | 0 | 65-3211 |
| 54 | ブリジストン那須診療所 | 東大和町 3-1 | 内 | 0 | 63-2327 |
| 55 | ぽっぽクリニック | 石林 666-10 | 内、外 | 0 | 46-5103 |
| 56 | ホロス那須塩原クリニック | 沓掛 2-17-8 | 心内、精、内 | 0 | 73-8423 |
| 57 | みずぬまクリニック | 東三島 2-80-6 | 呼内、循内 | 0 | 39-1581 |
| 58 | みどりクリニック | 一区町 160-1 | 内、呼、消、胃、循、小、外、 整外、皮、泌、眼、耳、リハ、 放、麻 | 0 | 37-8231 |
| 59 | 緑の杜クリニック | 大原間西 1-6-7 | 内、消 | 0 | 67-3339 |
| 60 | 三森医院 | 宮町 1-9 | 内、呼、胃、循、小、外、皮、 放 | 0 | 62-1095 |
| 61 | 宗形医院 | 弥生町 9-16 | 小 | 0 | 62-1360 |
| 62 | ムラキクリニック | 沓掛 3-8-25 | 内、泌、外 | 0 | 74-6662 |
| 63 | 米倉クリニック | 本町 2-4 | 内、整外 | 0 | 64-3335 |
| 64 | 渡部医院 | 大原間 140-1 | 内、呼、消、循、小、皮、泌、 性、放 | 0 | 65-3535 |

3 歯科診療所

| 番号 | 名称 | 所在地 (那須塩原市) | 診療科目 | 病床数 | 電話番号 (0287) |
|----|------------------------|----------------|------------|-----|-------------------|
| 1 | 秋田歯科医院 | 本町 8-25 | 歯 | 0 | 62-0055 |
| 2 | 荒井歯科医院 | 大原間 378-6 | 歯 | 0 | 65-1180 |
| 3 | 生駒デンタルクリニック 矯正歯科 | 太夫塚 1-195-21 | 歯、小歯、矯歯 | 0 | 36-4545 |
| 4 | いずみ歯科医院 | 豊浦中町 100-103 | 歯 | 0 | 63-0048 |
| 5 | いずみデンタルクリニック 歯科矯正歯科 | 豊住町 80-90 | 歯、矯歯 | 0 | 080-9276 -0048 |
| 6 | 礪歯科医院 | 高砂町 4-6 | 歯 | 0 | 64-2171 |
| 7 | 医療法人社団賢優会 伊藤歯科医院 | 扇町 6-16 | 歯、矯歯、小歯 | 0 | 36-7120 |
| 8 | 医療法人皓那会 大野歯科クリニック | 東原 3-1493 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 60-5181 |
| 10 | 印南歯科医院 | 下田野 420-25 | 歯 | 0 | 35-4373 |
| 11 | うすい歯科医院 | 太夫塚 6-232-474 | 歯、歯口 | 0 | 46-5135 |
| 11 | 江口歯科医院 | 大原間西 1-8-2 | 歯 | 0 | 65-2133 |
| 12 | 大田原歯科医院 | 住吉町 3-34 | 歯 | 0 | 63-9323 |
| 13 | おがわ歯科医院 | 下永田 3-1173-2 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 39-6656 |
| 14 | おとなとこどもの歯医者さん 小野歯科 | 下永田 7-7-132 | 歯、小歯 | 0 | 47-7900 |

| | | | | | |
|----|--------------------|--------------|--------------|---|---------|
| 15 | グリーン歯科本田クリニック | 材木町 6-32 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 64-2332 |
| 16 | 五味渕歯科医院 | 永田町 7-10 | 歯 | 0 | 36-0253 |
| 17 | 坂元クリニック | 中央町 4-21 | 歯、歯口 | 0 | 60-1414 |
| 18 | さとみ歯科クリニック | 阿波町 99-82 | 歯 | 0 | 64-3200 |
| 19 | 渋井歯科医院 | 西幸町 7-10 | 歯 | 0 | 37-1444 |
| 20 | しのはら歯科 | 西朝日町 6-19 | 歯 | 0 | 47-7922 |
| 21 | 清水歯科医院 | 豊浦 11-184 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 64-2525 |
| 22 | 新藤歯科医院 | 上厚崎 721-1 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 64-4182 |
| 23 | せきぐち歯科医院 | 上厚崎 582-5 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 62-6487 |
| 24 | たかさき歯科医院 | 南郷屋 4-31-158 | 歯、小歯 | 0 | 36-6321 |
| 25 | 高野歯科医院 | 東三島 2-79-2 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 36-5590 |
| 26 | 武田歯科医院 | 西栄町 4-4 | 歯 | 0 | 36-0409 |
| 27 | たさき歯科 | 黒磯幸町 5-21 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 74-3626 |
| 28 | たなべ歯科クリニック | 東三島 6-396-16 | 歯、小歯、歯口 | 0 | 47-5166 |
| 29 | DENTAL CLINIC M' S | 方京 1-6-2 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 65-4505 |
| 30 | 中江歯科医院 | 永田町 2-4 | 歯 | 0 | 36-0017 |
| 31 | なべかけ歯科 | 鍋掛 1475-642 | 歯、矯歯 | 0 | 60-1717 |
| 32 | 西田歯科医院 | 下永田 7-1098-3 | 歯、小歯 | 0 | 37-9511 |
| 33 | 桧山歯科クリニック | 弥生町 2-28 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 64-1180 |
| 34 | ヒライデ歯科医院 | 五軒町 2-25 | 歯、小歯 | 0 | 37-0580 |
| 35 | 平野歯科医院 | 三島 1-15 | 歯 | 0 | 37-6681 |
| 36 | ピレネー歯科 | 青木 27-2392 | 歯、矯歯、小歯、歯口、他 | 0 | 63-4182 |
| 37 | ましこ歯科医院 | 錦町 3-26 | 歯 | 0 | 63-8648 |
| 38 | マジマ歯科医院 | 末広町 65-78 | 歯、小歯、歯口、矯歯 | 0 | 63-8833 |
| 39 | 増渕歯科医院 | 西三島 1-155-3 | 歯 | 0 | 36-7750 |
| 40 | 松井歯科診療室 | 東小屋 193-2 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 65-4618 |
| 41 | 松本歯科・矯正歯科 | 鍋掛 1087-398 | 歯、小歯、矯歯 | 0 | 63-5919 |
| 42 | 馬渡歯科医院 | 高林 1201-23 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 68-1356 |
| 43 | 三島歯科クリニック | 三島 2-121-10 | 歯 | 0 | 36-6672 |
| 44 | 水谷歯科医院 | 共墾社 1-82-5 | 歯、矯歯、小歯、歯口 | 0 | 64-3111 |
| 45 | みゆき歯科 | 高柳 61-18 | 歯、小歯、歯口 | 0 | 39-6061 |
| 46 | 室賀歯科医院 | 豊浦 93 | 歯 | 0 | 63-8851 |
| 47 | 雄歯科 | 島方 538-14 | 歯、歯口 | 0 | 65-1235 |
| 48 | 渡邊歯科医院 | 埼玉 78-86 | 歯、小歯 | 0 | 64-3911 |
| 49 | 渡辺歯科クリニック | 西三島 2-178-18 | 歯、小歯、矯歯、歯口 | 0 | 36-8241 |
| 50 | ワタナベミキヒコ歯科クリニック | 関谷 2040-2 | 歯、小歯 | 0 | 34-0005 |

〈2-35 米穀の買入れ、販売等に関する基本要領（抜粋）〉

「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（抜粋）

制 定 平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知
最終改正 令和6年11月1日付け6農産局長通知

政府による米穀の買入れ・保管・販売等は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第29条、第30条、第31条及び第33条の規定に基づくものとし、その具体的な手続はこの要領の定めるところによる。

第4章 政府所有米穀の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1)のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書により契約を締結するものとする。

〈2-36 那須塩原市被災者義援金配分委員会設置要綱〉

那須塩原市被災者義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 那須塩原市における災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう那須塩原市被災者義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し決定する。

- (1) 配分対象者に関する事。
- (2) 配分基準に関する事。
- (3) 配分時期に関する事。
- (4) 配分方法に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 副市長
 - (2) 総務部長、保健福祉部長、建設部長、産業観光部長
- 2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げる職員以外の職員を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年9月24日から施行する。

< 2-37 那須塩原市自主防災組織の育成等に関する要綱 >

那須塩原市自主防災組織の育成等に関する要綱

平成22年4月23日
那須塩原市告示第78号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の育成等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は災害を予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織で市長の認定を受けたものをいう。
- (2) 住民組織 単一又は複数の自治会等の地域住民により組織された団体をいう。

(認定の基準及び認定)

第3条 市長は、次に掲げる基準に適合するものを自主防災組織として認定するものとする。

- (1) 住民組織であること。
 - (2) 組織規約が作成されている組織であること。
 - (3) 情報班、避難誘導班、給水給食班、救助救護班、消火班等を編成し、かつ、役割分担に基づいて活動する組織であること。
 - (4) 自主防災組織結成届出書（様式第1号）を市長に提出した組織であること。
- 2 市長は、前項第4号の規定による届出が提出され、適正な組織と認められる場合には、自主防災組織認定証（様式第2号）を当該組織に交付するものとする。

(育成方針)

第4条 市長は、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成について働きかけるものとする。

- 2 市長は、自主防災組織について、地域住民の自主性を尊重し、その実効性を発揮するため、自発的な活動を計画的に行うよう働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう助言するものとする。
- 3 市長は、自主防災組織の結成、育成及び充実を図るため、自主防災組織の結成及び自主防災組織の防災活動に必要な経費、防災資機材等の購入に要する経費について、予算の範囲内で那須塩原市地域自主防災活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。
- 4 補助金の交付に関しては、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業等は、別表のとおりとする。

(変更届)

第6条 自主防災組織の代表者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、自主防災組織変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織名
- (2) 代表者

- (3) 構成自治会
- (4) 組織規約
- (5) 組織図
(管理台帳)

第7条 市長は、第3条第2項の規定により自主防災組織認定証を交付したとき、及び前条の規定による変更の届出があったときは、自主防災組織管理台帳（様式第4号）に必要な事項を記載するものとする。

2 自主防災組織管理台帳は、本庁及び各支所の防災担当部局において備えておくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年5月1日から施行する。

(那須塩原市地域自主防災活動支援補助金交付要綱の廃止)

2 那須塩原市地域自主防災活動支援補助金交付要綱（平成18年那須塩原市告示第74号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年7月16日から施行する。

別表（第5条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象団体 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|--------------------------------|---------------------|--|--|
| 自主防災組織結成事業 | 自主防災組織を結成しようとする自治会等 | 結成に係る説明会の開催、普及啓発資料の作成、防災マップの作成その他新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費 | 3万円 |
| 資機材等整備事業 | 自主防災組織 | メガホン、強力ライト、救急箱、担架、救助用工具、消火器、防災倉庫その他自主防災組織の整備に必要な資機材の購入に要する経費 | 30万円 |
| 自主防災組織運営事業 | 自主防災組織 | 防災訓練、普及啓発活動、防災マップの更新、救急薬品及び備蓄食料の購入その他自主防災組織の運営に要する費用 | 次に掲げる額のうちいずれか多い額 (1) 1万5,000円 +戸数×50円 (2) 2万円 |
| 自治総合センターコミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成) | 自主防災組織 | 一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業の地域防災組織育成事業の対象として実施する地域の | 一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業実施要綱で定める額 |

| | | | |
|-----|--|-------------------------------------|--|
| 事業) | | 防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く。）の整備に要する経費 | |
|-----|--|-------------------------------------|--|

備考

- 1 自主防災組織結成事業及び資機材等整備事業において行う1組織当たりの補助は、それぞれ1回限りとする。
- 2 自主防災組織運営事業における戸数は、申請時点のものとする。

様式第1～4号（略）

那須塩原市認定自主防災組織一覧表

(認定順) R6.4.12 現在

【黒磯地区】

| No | 自主防災組織の名称 | 構成自治会 | 認定年月日 | 備考 |
|----|---------------------|-------------|-----------|----|
| 1 | 沓掛新田自治会自主防災会 | 沓掛新田 | H22.7.23 | |
| 2 | 石田坂・赤沼自治会自主防災会 | 石田坂・赤沼 | H22.7.26 | |
| 3 | 嶋内自治会自主防災会 | 嶋内 | H22.8.2 | |
| 4 | 方京自治会自主防災会 | 方京 | H22.8.27 | |
| 5 | 樋沢自治会自主防災会 | 樋沢 | H22.9.1 | |
| 6 | 湯宮自治会自主防災会 | 湯宮 | H22.10.8 | |
| 7 | 上厚崎一丁目自治会自主防災会 | 上厚崎1丁目 | H22.10.8 | |
| 8 | 緑ヶ丘自治会自主防災会 | 緑ヶ丘団地 | H22.10.15 | |
| 9 | 三本木自治会自主防災会 | 三本木 | H22.10.15 | |
| 10 | 青木1区自治会自主防災会 | 青木1区 | H22.10.15 | |
| 11 | 青木2区自治会自主防災会 | 青木2区 | H22.10.15 | |
| 12 | 青木3区自治会自主防災会 | 青木3区 | H22.10.15 | |
| 13 | 青木4区自治会自主防災会 | 青木4区 | H22.10.15 | |
| 14 | 青木東昭区自治会自主防災会 | 青木東昭区 | H22.10.15 | |
| 15 | 桜町防災組織 | 桜町 | H22.11.22 | |
| 16 | 望田自治会自主防災会 | 望田 | H22.12.7 | |
| 17 | 中央町自治会自主防災会 | 中央町 | H22.12.16 | |
| 18 | 上厚崎2丁目自主防災会 | 上厚崎2丁目 | H22.12.21 | |
| 19 | 越堀自治会自主防災会 | 越堀 | H22.12.24 | |
| 20 | 沓掛自治会自主防災会 | 沓掛 | H23.1.20 | |
| 21 | 熊久保自治会自主防災会 | 熊久保 | H23.1.20 | |
| 22 | 清住町自治会自主防災会 | 清住町 | H23.2.14 | |
| 23 | 柏林自治会自主防災会 | 柏林 | H23.3.31 | |
| 24 | 稲村西町自治会自主防災会 | 稲村西町 | H23.3.31 | |
| 25 | 木綿畑新田自治会自主防災会 | 木綿畑 | H23.3.31 | |
| 26 | 錦町自治会自主防災会 | 錦町 | H23.3.31 | |
| 27 | 鍋掛自治会自主防災会 | 鍋掛 | H23.4.15 | |
| 28 | 上厚崎4丁目自治会自主防災会 | 上厚崎4丁目 | H23.4.15 | |
| 29 | 新上厚崎自治会自主防災会 | 新上厚崎 | H23.4.15 | |
| 30 | 住吉町自治会自主防災会 | 住吉町 | H23.4.15 | |
| 31 | 松浦町自治会自主防災会 | 松浦町 | H23.4.15 | |
| 32 | 上厚崎五丁目自治会自主防災会 | 上厚崎5丁目 | H23.4.15 | |
| 33 | 箕輪自治会自主防災会 | 箕輪 | H23.7.1 | |
| 34 | 共墾社一区自治会自主防災会 | 共墾社一区 | H23.8.31 | |
| 35 | 豊浦中町・上豊浦3-1自治会自主防災会 | 豊浦中町・上豊浦3-1 | H23.9.29 | |
| 36 | 鍋掛東町自治会自主防災会 | 鍋掛東町 | H23.9.26 | |
| 37 | 共墾社二区自治会自主防災会 | 共墾社二区 | H24.1.6 | |

| | | | | |
|----|---------------|-------|-----------|--|
| 38 | 沼野田和地区自主防災会 | 沼野田和 | H24.2.7 | |
| 39 | 東栄二丁目自治会自主防災会 | 東栄二丁目 | H24.4.27 | |
| 40 | 新町自治会自主防災会 | 新町 | H24.4.27 | |
| 41 | 下黒磯自治会自主防災会 | 下黒磯 | H24.7.30 | |
| 42 | 西新町自治会自主防災会 | 西新町 | H24.9.13 | |
| 43 | 新緑町自主防災会 | 新緑町 | H24.9.28 | |
| 44 | 豊浦町自治会自主防災会 | 豊浦町 | H24.9.28 | |
| 45 | 黒磯七区自治会自主防災会 | 黒磯七区 | H24.11.13 | |
| 46 | 豊浦南町自治会自主防災会 | 豊浦南町 | H24.12.27 | |
| 47 | 並木町自治会自主防災会 | 並木町 | H25.3.12 | |
| 48 | 青葉台自治会自主防災会 | 青葉台 | H25.5.1 | |
| 49 | 春日町自主防災会 | 春日町 | H25.5.1 | |
| 50 | 下厚崎渡辺自主防災会 | 下厚崎渡辺 | H25.8.1 | |
| 51 | 野間自治会自主防災会 | 野間 | H25.11.13 | |
| 52 | 寺子自主防災会 | 寺子 | H26.1.21 | |
| 53 | 佐野自治会自主防災会 | 佐野 | H26.3.5 | |
| 54 | 東原四区自治会自主防災会 | 東原四区 | H26.4.15 | |
| 55 | 下豊浦自治会自主防災会 | 下豊浦 | H26.4.21 | |
| 56 | 若松団地自治会自主防災会 | 若松団地 | H26.4.23 | |
| 57 | 稲村二区自治会自主防災会 | 稲村二区 | H26.7.25 | |
| 58 | 東原一区自治会自主防災会 | 東原一区 | H27.3.10 | |
| 59 | 上黒磯自治会自主防災会 | 上黒磯 | H27.4.1 | |
| 60 | 藤田一区自治会自主防災会 | 藤田一区 | H27.4.1 | |
| 61 | 高砂町自治会自主防災会 | 高砂町 | H27.4.1 | |
| 62 | 小結開拓自主防災会 | 小結開拓 | H27.4.10 | |
| 63 | 豊町自治会自主防災会 | 豊町 | H27.9.24 | |
| 64 | 下の内自治会自主防災会 | 下の内 | H27.10.1 | |
| 65 | 中島自治会自主防災会 | 中島 | H28.2.12 | |
| 66 | 松原町自治会自主防災会 | 松原町 | H28.7.29 | |
| 67 | 無栗屋自治会自主防災会 | 無栗屋 | H28.11.30 | |
| 68 | 高林自治会自主防災会 | 高林 | H29.4.6 | |
| 69 | 川原向自治会自主防災会 | 川原向 | H29.5.18 | |
| 70 | 東原三区自治会自主防災会 | 東原三区 | H30.4.10 | |
| 71 | 稲村一区自治会自主防災会 | 稲村一区 | H31.4.10 | |
| 72 | 戸田自治会自主防災会 | 戸田 | H31.4.10 | |
| 73 | 若草町自治会自主防災会 | 若草町 | R1.5.16 | |
| 74 | 板室自治会自主防災会 | 板室 | R1.6.27 | |
| 75 | 黒磯幸町自治会自主防災会 | 黒磯幸町 | R1.6.27 | |
| 76 | 長久保自治会防災会 | 長久保 | R1.7.5 | |
| 77 | 南埼玉3区自治会自主防災会 | 南埼玉3区 | R2.6.22 | |
| 78 | 南埼玉2区自主防災会 | 南埼玉2区 | R4.6.3 | |
| 79 | 北栄町自治会自主防災会 | 北栄町 | R5.2.22 | |

◆黒磯地区 認定組織数 79 組織率 54.9% (79/144)

【西那須野地区】

| No | 自主防災組織の名称 | 構成自治会 | 認定年月日 | 備考 |
|----|--------------|-------|-----------|----|
| 1 | 永田自治会自主防災委員会 | 永田 | H22.6.22 | |
| 2 | 南郷屋自治会自主防災会 | 南郷屋 | H22.6.24 | |
| 3 | 西三島自治会自主防災会 | 西三島 | H22.7.20 | |
| 4 | 太夫塚自治防災会 | 太夫塚 | H22.8.20 | |
| 5 | 高柳自治会自主防災会 | 高柳 | H22.8.20 | |
| 6 | 三島自治会防災会 | 三島 | H22.10.6 | |
| 7 | 下永田自治会自主防災会 | 下永田 | H22.10.6 | |
| 8 | 第一南区自治会自主防災会 | 第一南区 | H22.10.8 | |
| 9 | 二区町自主防災会 | 二区町 | H22.10.20 | |
| 10 | 遅沢自治会自主防災会 | 遅沢 | H22.11.4 | |
| 11 | 石林自治会自主防災会 | 石林 | H22.12.1 | |
| 12 | 五軒町防災会 | 五軒町 | H23.1.5 | |
| 13 | 東三島自治会自主防災会 | 東三島 | H23.1.6 | |
| 14 | 槻沢自主防災会 | 槻沢 | H23.1.6 | |
| 15 | 四区町自主防災会 | 四区町 | H23.1.21 | |
| 16 | 一区町自治会自主防災会 | 一区町 | H23.2.1 | |
| 17 | 南赤田自治会自主防災会 | 南赤田 | H23.3.9 | |
| 18 | 西富山自治会自主防災会 | 西富山 | H23.3.31 | |
| 19 | 千本松自治会自主防災会 | 千本松 | H23.3.31 | |
| 20 | 上赤田自治会自主防災会 | 上赤田 | H23.7.31 | |
| 21 | 上井口自治会防災会 | 上井口 | H23.8.30 | |
| 22 | 北赤田自治会自主防災会 | 北赤田 | H24.2.27 | |
| 23 | 新南防災会 | 新南 | H24.3.19 | |
| 24 | 二つ室自治会自主防災会 | 二つ室 | H25. | |
| 25 | 下井口自治会自主防災会 | 下井口 | H26.2 | |
| 26 | 西赤田自治会自主防災会 | 西赤田 | H26.7.3 | |
| 27 | 三区町自治会自主防災会 | 三区町 | H27.3.16 | |
| 28 | 東赤田自治会自主防災会 | 東赤田 | H27.3.31 | |
| 29 | 関根自治会自主防災会 | 関根 | H30.4.16 | |
| 30 | 東関根自治会自主防災会 | 東関根 | H30.4.16 | |

◆西那須野地区 認定組織数 30 組織率 100.0% (30/30)

【塩原地区】

| No | 自主防災組織の名称 | 構成自治会 | 認定年月日 | 備考 |
|----|-------------|-------|----------|----|
| 1 | 塩の湯自治会自主防災会 | 塩の湯 | H24.3.26 | |
| 2 | 畑下自主防災会 | 畑下 | H25.3.27 | |
| 3 | 元町自治会自主防災会 | 元町 | H25.4.1 | |
| 4 | 京町自治会自主防災会 | 京町 | H25.5.10 | |
| 5 | 下大貫自主防災会 | 下大貫 | H25.9.3 | |

| | | | | |
|----|-------------|------------------|----------|--|
| 6 | 旭町自治会自主防災会 | 旭町 | H26.1.8 | |
| 7 | 関谷上町自主防災会 | 関谷上町自治会 | H26.4.1 | |
| 8 | 関谷上の内自主防災会 | 関谷上の内 | H27.2.24 | |
| 9 | 中塩原自治会自主防災会 | 中塩原 | H28.3.30 | |
| 10 | 塩釜自治会自主防災会 | 塩釜上自治会 塩釜下自治会 | H29.2.4 | |
| 11 | 門前自治会自主防災会 | 門前自治会 | H29.7.1 | |
| 12 | 下田野自治会自主防災会 | 下田野自治会 | H29.9.1 | |
| 13 | 福渡自主防災会 | 福渡自治会 | H30.4.10 | |
| 14 | 日の出東自治会防災会 | 日の出東自治会 | R3.4.9 | |

◆塩原地区 認定組織数 14 組織率 35% (14/40)

【全体】

認定組織数 123 組織率 57.48% (123/214)

地区防災計画策定組織一覧表

(令和6年11月19日現在)

| 組織名 | 計画策定年度 | 防災会議認定日 |
|-------------|--------|------------|
| 黒磯七区自主防災会 | 令和2年度 | 令和6年11月19日 |
| 門前自治会自主防災会 | 令和4年度 | 令和6年11月19日 |
| 関根自治区自主防災会 | 令和4年度 | 令和6年11月19日 |
| 北栄町自治会自主防災会 | 令和4年度 | 令和6年11月19日 |

第1章 1 避難行動要支援者支援事業とは

災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）を、自治会を中心とした地域の支援者の可能な範囲で支援する事業です。

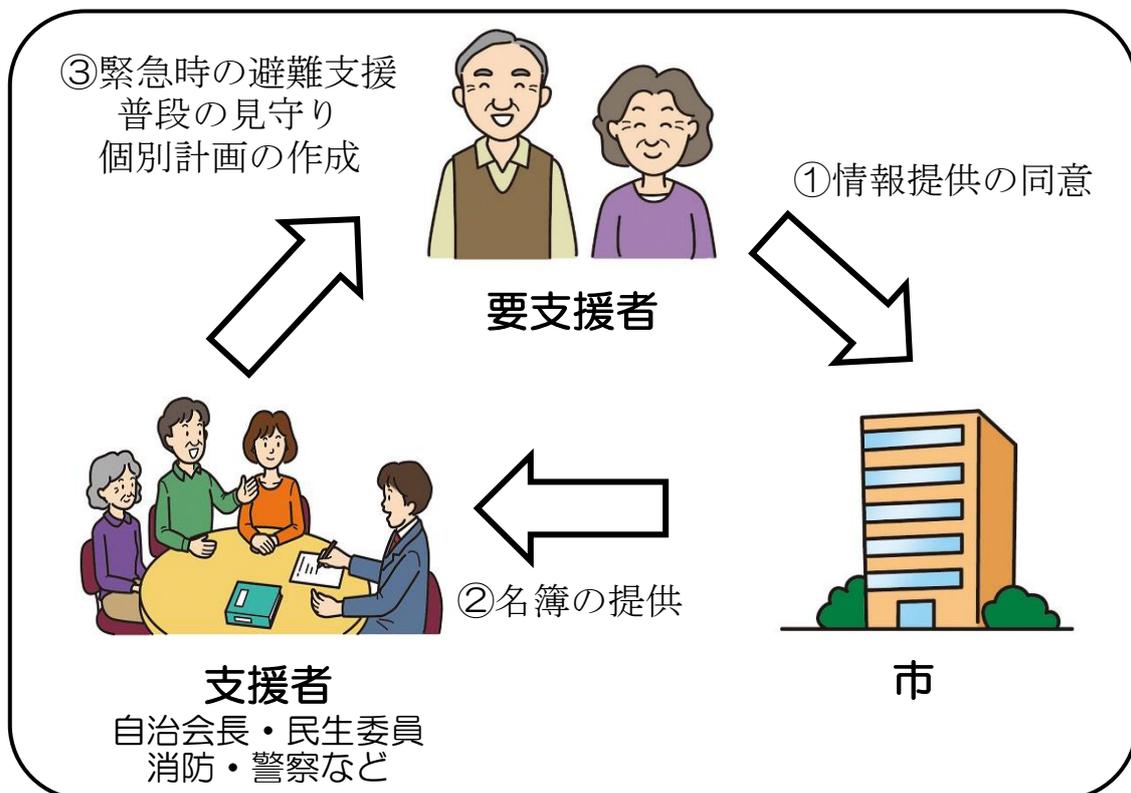
地域に個人情報を提供することで、災害時等における避難支援、安否確認、日頃の見守り活動をしやすくすることを目的としています。

！ 御注意 ！

災害時の支援や日頃の見守りが必ず行われることを保証するものではありません。

また、支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。

【 事業の流れ 】



《避難行動要支援者の支援体制》

| 市の役割 | 地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員）の役割 |
|--|-----------------------------|
| 避難行動要支援者名簿の作成、更新 | 日頃の活動を通じての地域における支援が必要な者の把握 |
| 避難行動要支援者名簿登載者に対する同意者名簿への掲載の同意確認 | 同意確認に対する支援（対象者への声掛け） |
| 同意者名簿の作成、更新 | 支援者への協力呼び掛け |
| 同意者名簿の提供 （自治会、自主防災組織、警察、消防、民生委員・児童委員 他） | 同意者名簿の管理 |
| 事業の普及・啓発 | 個別計画の作成、更新、管理 |
| 個別計画の管理等 | 災害時の情報伝達、安否確認、避難支援等 |

2 事業を利用するためには

要支援者の要件（P 5）に該当し、事業の利用を希望される方は、個人情報提供同意届出書を市へ提出してください。なお、年度ごとの新規該当者には「個人情報提供同意届出書」を郵送しています。

3 利用を希望される方へ

災害時の避難支援は、自治会を中心とした地域の支援者の可能な範囲で行っていくものです。自治会に未加入の方は、自治会への加入を御検討ください。

第2章 1 基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援は、避難行動要支援者も含めて、まずは一人一人が自分や家族の身は自分たちで守るという意識のもとに行う「自助」、その上で、隣近所への声掛けや安否確認、さらには自主防災組織等による組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われることが基本となります。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域での見守りや声掛けを実施するなど、支援体制の構築に向けた日頃の活動が重要です。また、避難支援に当たっては、「地域の人材は地域で守る」を基本とし、地域において平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが大切です。

「自助」とは…

自分自身や家族の命と財産を守るために「自分（家族）の身は自分（家族）で守る」の考えのもと、自分や家族と一緒に、日頃の災害に対する備えや災害時の対応を行っていくことを言います。要支援者を含め、すべての人に当てはまります。

「共助」とは…

災害時に、まず自分自身や家族の安全を確保した後に近所や地域の方々と助け合うことを言います。また、災害時に円滑に助け合いができるよう、日頃からの地域における住民相互の助け合いが重要です。

「公助」とは…

市役所、消防、警察、自衛隊等による情報の収集及び発信、ライフラインの復旧、避難所の開設、救助活動、支援物資の提供などの公的な支援を言います。

2 定義（略名）

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

(2) 避難行動要支援者（要支援者）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者

(3) 避難支援等関係者（支援者）

避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う者

（市、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防、警察、地域包括支援センター、その他福祉関係機関等）

(4) 避難行動要支援者名簿（要支援者名簿）

要配慮者のうち次の3に掲げる要件に該当している者の名簿

毎年1月1日を基準日として更新します。更新の際には、新たに名簿掲載対象となる方に対して、平常時から自治会や民生委員・児童委員などの名簿提供者へ自分の情報を提供することについて、同意の確認を行います。要支援者の転居、死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、名簿から削除します。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に提供することができます。

(5) 避難行動要支援同意者名簿（同意者名簿）

(4)に掲げる要支援者名簿の登載者のうち、避難支援者への情報提供に同意した者及び自ら支援を希望し、個人情報提供に同意した者の名簿

(6) 避難行動要支援者個別計画（個別計画）

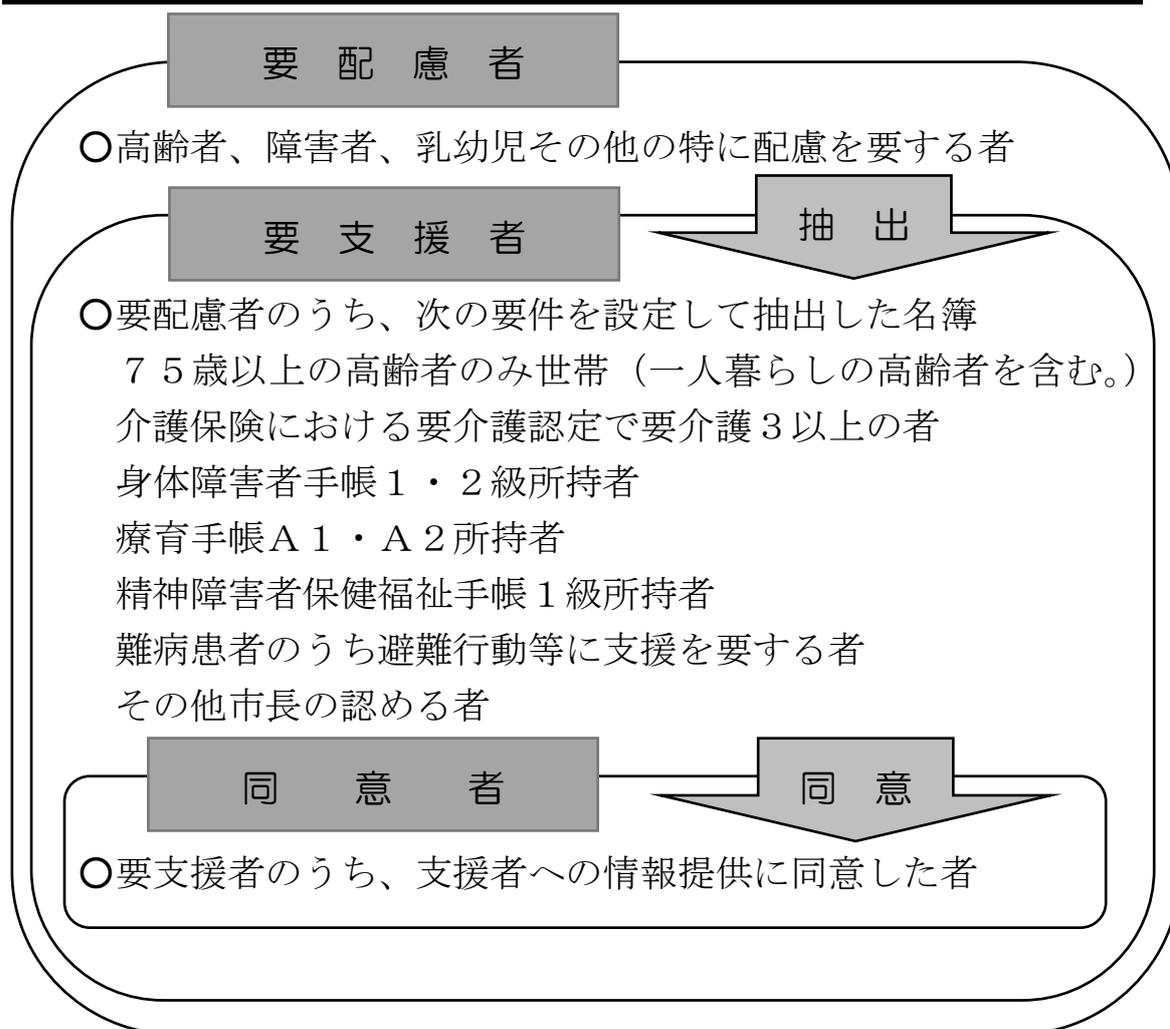
災害発生時に要支援者一人一人について必要となる避難支援方法等を具体的に示したもの

3 避難行動要支援者の対象要件（市地域防災計画で規定）

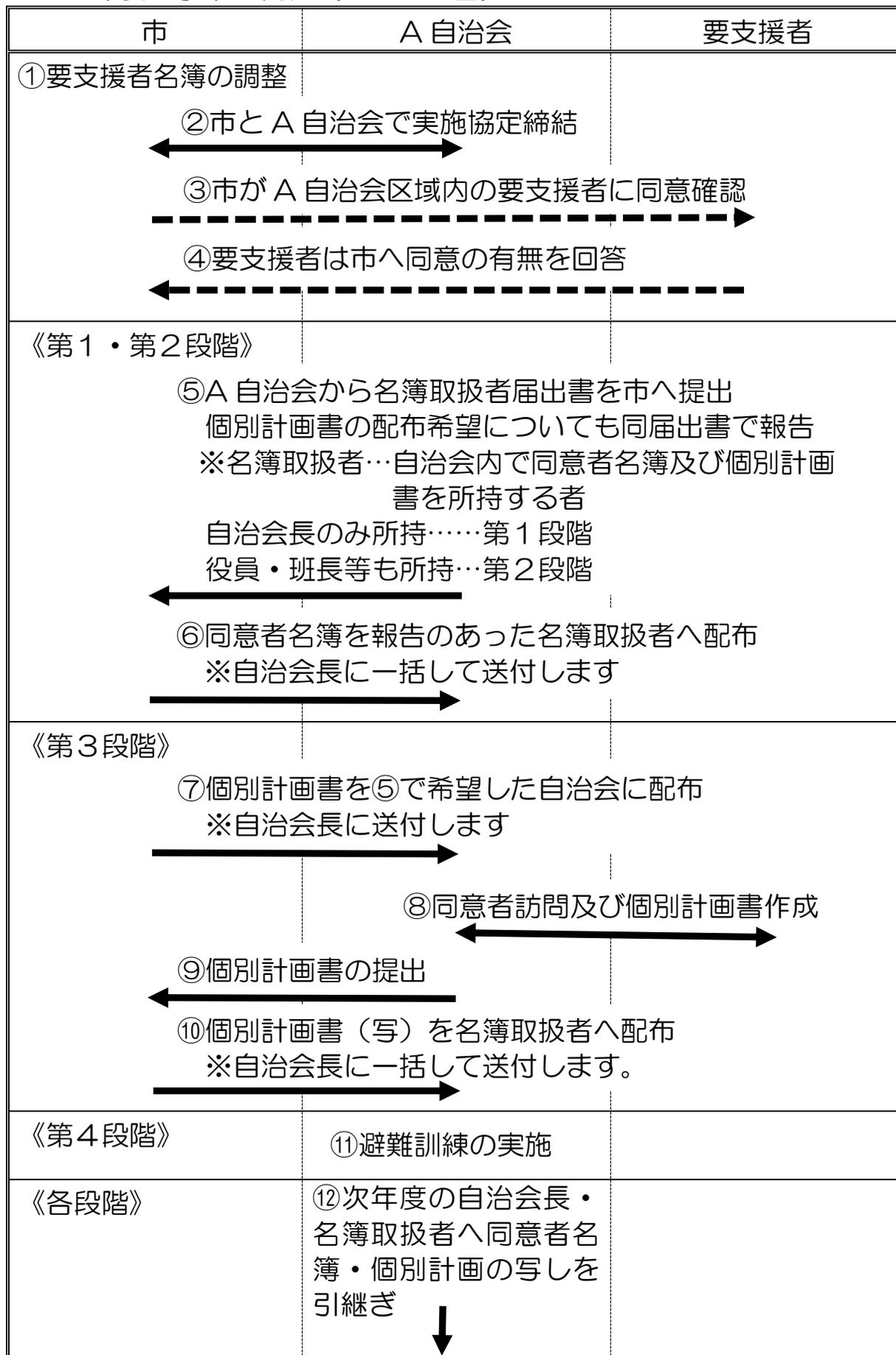
対象者は、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）」のうち、以下の（１）から（７）に該当する方です。

- （１） 75歳以上の高齢者のみ世帯（一人暮らしの高齢者を含む。）
- （２） 介護保険における要介護認定で要介護3以上の者
- （３） 身体障害者手帳1・2級所持者
- （４） 療育手帳A1・A2所持者
- （５） 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- （６） 難病患者のうち避難行動等に支援を要する者
- （７） その他市長の認める者

要配慮者と要支援者のイメージ



4 年度の事業の流れ（イメージ図）



5 地域（自治会）における支援体制の構築

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、支援を必要としている地域住民の安否をより早く、正確に確認することが大切です。

安否確認の実施に当たっては、地域住民の全員が対象となりますが、特に要支援者は、自ら避難するなどの行動をとることが困難であるため、その安否をいち早く把握することが、犠牲者を減らす第一歩となります。

なお、自治会の状況により、個別計画の作成が困難な場合でも、同意者名簿を活用した緊急連絡網等により安否確認を行うことができる体制を構築し、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

6 支援体制状況による段階分け

自治会の支援体制の構築段階を次のように分けて考えます。

また、要支援者を含めた自治会加入者は、加入している自治会がどの段階にあるのかを確認することができます。

- 第1段階 自治会長が同意者名簿を所持する。
- 第2段階 自治会長のほか、役員、班長等の名簿取扱者が同意者名簿を所持する。
- 第3段階 個別計画を作成する。
- 第4段階 要支援者を含めて避難訓練を実施する。

※第1・2段階は、個別計画を作成する段階ではありませんが、将来的に個別計画を作成し、同意者名簿を活用した避難訓練を実施できるような支援体制の構築（地域づくり）を推進してください。

第3章 個別計画の作成について

(1) 個別計画とは

災害発生時等においては、要支援者に対する効率的な避難支援が必要になります。そのために、平常時から要支援者一人一人について誰が支援し、どこの避難所へ、どのような方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

(2) 個別計画の作成

個別計画は、要支援者本人に必要な支援内容を確認するための手段であることから、自治会等の支援者が中心となって要支援者を訪問し、要支援者本人、家族及び支援者とともに、打合せをしながら作成します。また、支援者は、安否確認や避難所への避難支援を行うため、可能な限り御近所の方になっていただくことが望ましいです。

《個別計画事項》

避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法等

(3) 個別計画の管理

個別計画は、市が原本を保管し、その写しを要支援者の所在する自治会の自治会長及び名簿共有者、並びに民生委員その他支援者に提供します。

(4) 個別計画の変更

個別計画の作成内容に変更が生じた場合は、個別計画を随時修正し、最新の情報に更新するものとします。その際には、市に必ず届け出てください。

(5) 要支援者訪問時のポイント

訪問の目的や事業の内容などを伝え、要支援者の理解を得てから、支援者の選任や避難場所の選定を行ってください。要支援者の特性を理解するとともに、必要に応じて御近所の方を同伴して訪問するなど、要援護者に十分配慮した対応を心掛けましょう。

(6) 支援者の選任

要支援者本人が希望する御近所の顔なじみの方を2名以上（が望ましい）選び、その御近所の方々（避難支援者）の承諾（署名）を得てください。

災害時の機動性や避難支援者の負担等を考慮し、1人の避難支援者が複数の要支援者を掛け持つことは、できる限り避けましょう。

なお、要支援者本人の承諾を得た上であれば、要支援者の所属する自治会の班等が避難支援者を務めていただくことも可能です。

要支援者と避難支援者で共通認識・理解のもと、避難経路や危険箇所などを考慮し、避難場所を選びましょう。

第4章 1 支援者の主な役割・活動内容

【平常時】

- ・ 要支援者への「声掛け（あいさつ）」や「見守り」
- ・ 個人情報（要支援者情報）の適正管理
- ・ 避難経路や危険箇所の確認
- ・ 地域の防災訓練への積極的参加
- ・ 常備薬や非常持ち出し品の有無、保管場所の確認等
- ・ 災害情報に関するメール配信サービス（みるメール）の登録

※市では、市ホームページによる周知のほか、気象情報（警報関連）や避難情報等に関するメール配信サービス（みるメール）（登録制）を行っています。

みるメールの登録専用 QR コード →



【災害時】

- ・ 災害情報の要支援者への速やかな伝達
市やテレビ、ラジオ等から発信される避難情報に基づき、可能な範囲で要支援者や避難支援者に災害情報を伝達してください。
 - ・ 避難場所への避難誘導
 - ・ 要支援者の安否確認
要支援者の安否確認（台風等の災害発生が予測できる場合は事前に行ってください。）や避難場所への避難誘導を行ってください。
- ※支援者自身や家族の安全を確保した上で御対応ください。

2 避難情報とは

(1) 「避難準備・高齢者等避難開始」

避難勧告や避難指示に先立って発令される災害情報で、避難に時間がかかる要支援者の方は避難を開始し、一般の方は避難の準備を始めます。

(2) 「避難勧告」

災害発生のおそれがある場合に発令される災害情報で、一般の方も避難を開始します。

(3) 「避難指示（緊急）」

人的被害が発生する危険性が極めて高い場合に発令される災害情報で、まだ避難していない方は直ちに避難を開始しなければなりません。

(4) 要支援者の避難場所

通常、災害などにより被害を受け、自分の家に居住できなくなった場合、小中学校等の避難施設で一定の期間生活を送ることになります。

しかし、要支援者の中には、介護が必要な高齢者や障害者など、小中学校等の一般の避難施設では生活を送ることが困難な方もいます。

このような方の対応として、本市では、公民館を地域福祉避難所（一次）とし、黒磯保健センター、西那須野保健センター、塩原支所を拠点福祉避難所（二次）として、要支援者をはじめとする要配慮者の受け入れに関する協定を市と締結した福祉施設を民間福祉避難所（二次）として指定し、二段階の受入体制により、避難行動要支援者の福祉避難所への受入体制づくりを進めています。

第5章 情報漏洩の防止のために

(1) 名簿取扱者の限定

市は、同意者名簿及び個別計画の写しを名簿取扱者、民生委員等の各支援者に限定して提供することとし、その他の者には提供しません。

(2) 秘密保持の義務

名簿の提供を受けた者は、災害対策基本法第49条の13により、秘密保持の義務がありますので、注意してください。

(3) 複写・複製の禁止

市から貸与、又は、提供された資料（台帳、同意者名簿、地図等）の複写、複製及び貸与は禁止です。

(4) 同意者名簿の管理方法

紛失・盗難防止や個人情報流出防止のため、日頃から同意者名簿、個別計画等は施錠可能で安全な場所に厳重に保管しておいてください。

(5) 同意者名簿の返却

同意者名簿の更新の際は、古い名簿は市へ返却してください。

(6) 事故発生時の対応

万一、同意者名簿等を紛失した場合、又は、盗難にあってしまった場合は、直ちに市に連絡してください。

〈2-40 福祉避難所一覧〉

福祉避難所一覧表

1 地域福祉避難所

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 備 考 |
|-----|---------|-----------------|--------------|---------|
| 1 | 黒磯公民館 | 桜町 1-5 | 0287-60-1115 | |
| 2 | 厚崎公民館 | 上厚崎 500-1 | 0287-60-1166 | |
| 3 | 稲村公民館 | 若草町 117-1 | 0287-64-3998 | |
| 4 | とようら公民館 | 東豊浦 23-110 | 0287-60-3122 | |
| 5 | 鍋掛公民館 | 鍋掛 531 | 0287-60-1164 | |
| 6 | 東那須野公民館 | 東小屋 474-11 | 0287-60-1163 | |
| 7 | 高林公民館 | 箭坪 347-1 | 0287-68-0115 | |
| 8 | 西那須野公民館 | 太夫塚 1 丁目 194-78 | 0287-36-1143 | |
| 9 | 狩野公民館 | 槻沢 231 | 0287-37-3528 | |
| 10 | 南公民館 | 二区町 401 | 0287-36-7341 | |
| 11 | 西公民館 | 四区町 661 | 0287-37-1677 | |
| 12 | 三島公民館 | 東三島 6 丁目 337 | 0287-36-8531 | |
| 13 | 大山公民館 | 下永田 8 丁目 7-86 | 0287-37-6130 | |
| 14 | 塩原公民館 | 中塩原 1-2 | 0287-32-3812 | 塩原支所と併設 |
| 15 | ハロープラザ | 関谷 1266-4 | 0287-35-2006 | |

2 拠点福祉避難所

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 設置者 | 備考 |
|-----|------------|--------------|--------------|-------|----|
| 1 | 黒磯保健センター | 黒磯幸町 8-10 | 0287-63-1100 | 那須塩原市 | |
| 2 | 西那須野保健センター | 南郷屋 5 丁目 163 | 0287-38-1356 | 那須塩原市 | |
| 3 | 塩原支所 | 中塩原 1-2 | 0287-32-2911 | 那須塩原市 | |

3 民間福祉避難所（協定に基づく指定）

| No. | 施設運営法人名称 | 法人所在地 | 電話番号 | 指定施設数 | 備考 |
|-----|---------------|----------------|--------------|-------|----|
| 1 | 社会福祉法人京福会 | 住吉町 5-10 | 0287-64-2511 | 9 | |
| 2 | 社会福祉法人清幸会 | 東原 166 | 0287-73-8822 | 4 | |
| 3 | 社会福祉法人邦友会 | 大田原市北金丸 2600-7 | 0287-20-5100 | 1 | |
| 4 | 社会福祉法人誠心会 | 東赤田 385-11 | 0287-36-4178 | 2 | |
| 5 | 社会福祉法人悠々の郷 | 下田野 282 | 0287-35-3734 | 1 | |
| 6 | 社会福祉法人那須四季会 | 野間 453-23 | 0287-60-1331 | 1 | |
| 7 | 社会福祉法人太陽の里福祉会 | 上中野 53 | 0287-65-2288 | 1 | |
| 8 | 社会福祉法人明德舎 | 大原間西 1-19-6 | 0287-65-3070 | 1 | |

〈2-41 消防法上の危険物〉

消防法上の危険物一覧（消防法別表及び政令指定物品）

| 類 | 性質 | 品名 | 類 | 性質 | 品名 | | |
|------------------------|-------------------------|------------------------------------|-----|---------|------------------------|--|--|
| 第1類 | 酸化性固体 | 1 塩素酸塩類 | 第4類 | 引火性液体 | 1 特殊引火物 | | |
| | | 2 過塩素酸塩類 | | | 2 第一石油類 | | |
| | | 3 無機過酸化物 | | | 3 アルコール類 | | |
| | | 4 亜塩素酸塩類 | | | 4 第二石油類 | | |
| | | 5 臭素酸塩類 | | | 5 第三石油類 | | |
| | | 6 硝酸塩類 | | | 6 第四石油類 | | |
| | | 7 よう素酸塩類 | | | 7 動植物油類 | | |
| | | 8 過マンガン酸塩類 | 第5類 | 自己反応性物質 | 1 有機過酸化物 | | |
| | | 9 重クロム酸塩類 | | | 2 硝酸エステル類 | | |
| | | 10 その他のもので政令で定めるもの | | | 3 ニトロ化合物 | | |
| | | ① 過よう素酸塩類 | | | 4 ニトロソ化合物 | | |
| ② 過よう素酸 | 5 アゾ化合物 | | | | | | |
| ③ クロム、鉛又はよう素の酸化物 | 6 ジアゾ化合物 | | | | | | |
| ④ 亜硝酸塩類 | 7 ヒドラジンの誘導体 | | | | | | |
| ⑤ 次亜塩素酸塩類 | 8 ヒドロキシルアミン | | | | | | |
| ⑥ 塩素化イソシアヌル酸 | 9 ヒドロキシルアミン塩類 | | | | | | |
| ⑦ ペルオキシ二硫酸塩類 | 10 その他のもので政令で定めるもの | | | | | | |
| ⑧ ペルオキシほう酸塩類 | ① 金属のアジ化物 | | | | | | |
| ⑨ 炭酸ナトリウム過酸化水素付加物 | ② 硝酸グアニジン | | | | | | |
| 11 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの | ③ 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン | | | | | | |
| 第2類 | 可燃性固体 | 1 硫化りん | 第6類 | 酸化性液体 | ④ 4-メチリデンオキセタン-2-オン | | |
| | | 2 赤りん | | | 11 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの | | |
| | | 3 硫黄 | | | 1 過塩素酸 | | |
| | | 4 鉄粉 | | | 2 過酸化水素 | | |
| | | 5 金属粉 | | | 3 硝酸 | | |
| | | 6 マグネシウム | | | 4 その他のもので政令で定めるもの | | |
| | | 7 その他のもので政令で定めるもの（未制定） | | | ① ハロゲン間化合物 | | |
| | | 8 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの | | | 5 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの | | |
| | | 9 引火性固体 | | | | | |
| 第3類 | 自然発火性物質及び禁水性物質 | 1 カリウム | | | / | | |
| | | 2 ナトリウム | | | | | |
| | | 3 アルキルアルミニウム | | | | | |
| | | 4 アルキルリチウム | | | | | |
| | | 5 黄りん | | | | | |
| | | 6 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く）及びアルカリ土類金属 | | | | | |
| | | 7 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く） | | | | | |
| | | 8 金属の水素化物 | | | | | |
| | | 9 金属のりん化物 | | | | | |
| | | 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 | | | | | |
| | | 11 その他のもので政令で定めるもの | | | | | |
| | | ① 塩素化けい素化合物 | | | | | |
| 12 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの | | | | | | | |

〈2-42 県が締結した災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書〉

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、栃木県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定書において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が、負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、栃木県土木部住宅課、乙においては、社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設において、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(摘要)

第11条 この協定は、平成8年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年10月24日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県知事

乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番6号
社団法人プレハブ建築協会会長

〈2-43 県が締結した災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定〉

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）及び { 公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会 } (以下「乙」という。)
 { 公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部 }

は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次の事項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、栃木県及び近都県等において災害が発生した場合において、甲が被災者に対し、民間賃貸住宅を借上げて応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、提供するとともに、民間賃貸住宅の情報提供を行うため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力事項)

第2条 乙は、甲から要請を受けた場合、速やかに次の事項について協力するものとする。

- (1) 応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供
- (2) (1)以外の住宅支援のための、民間賃貸住宅の情報提供

(緊急時の扱い)

第3条 乙は、前条の規定による協力要請を受ける前であっても、災害規模その他の事情に照らし緊急を要すると認められる場合には、甲と市町の長が別途協議して定めることにより、市町の長から同条第2号の事項について協力の要請を受けることができる。この場合において、乙は速やかにその旨を甲に通知するものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供及び民間賃貸住宅の情報提供に関する下記の事務を行う。

| | ①応急借上げ住宅の提供 | ②民間賃貸住宅の情報提供 |
|------|--|--|
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅の募集に関すること ・住宅の借上げに関すること ・入居許可及び退去に関すること ・賃料等の支払いに関すること ・関係者との調整に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅の情報提供に関すること |

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を乙に委託することができる。

(乙の役割)

第5条 乙は、第2条に基づき甲に協力するため、下記の事務を行う。

| | ①応急借上げ住宅の提供 | ②民間賃貸住宅の情報提供 |
|------|---|---|
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度の事前周知 ・民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること ・提供可能物件リスト作成に関すること ・提供可能物件の情報提供に関すること ・関係者との調整に関すること ・甲から委託を受けた業務に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・制度の事前周知 ・民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する提供依頼及び意向確認に関すること ・提供可能物件リスト作成に関すること ・提供可能物件の情報提供に関すること ・関係者との調整に関すること ・市町別の担当者（業者）の名簿作成に関すること |

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上別途定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は平成28年9月6日から適用することとし、平成20年7月1日付けで締結した「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年9月6日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県知事

乙 栃木県宇都宮市西一の沢町6番27号
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会会長
栃木県宇都宮市中央1丁目9番11号大銀杏ビル7階
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部本部長

〈2-4-4 災害時における物資供給等の協力に関する協定〉

(1) とちぎコープ生活協同組合及びとちぎよつ葉生活協同組合

災害時における食糧及び生活必需品の確保に関する協定

那須塩原市（以下「甲」という。）ととちぎコープ生活協同組合及びとちぎよつ葉生活協同組合（以下「乙」という。）は、那須塩原市域内において、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、住民に食糧及び生活必需品等（以下「食糧等」という。）を供給する必要がある場合、乙が保有する食糧等を甲に優先的に供給することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において乙の保有する食糧等の供給が必要であると認めるとき、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書（別記様式）により、その供給の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出することができるものとする。

- (1) 必要とする食糧等の品名及び数量
- (2) 引渡しの日時及び場所
- (3) その他必要とする事項

2 前項の要請は、とちぎコープ生活協同組合に対し行うものとする。

（供給の協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から食糧等の供給の協力の要請を受けたときは、乙の保有する食糧等を積極的に甲に供給するものとする。

（食糧等の運搬）

第3条 供給する食糧等の運搬については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取）

第4条 食糧等の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、乙の納品書等により供給食糧等を確認の上、これを引き取るものとする。

（食糧等の範囲）

第5条 乙は、供給可能な食糧等の品目及び数量等を常に把握するとともに、甲に定期的に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第1条に規定する協力要請により乙が供給した食糧等に関する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な取引価格等により、甲乙協議の上決定するものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定により決定された費用について請求されたときは、速やかにその支払いをするものとする。

（法令の遵守）

第8条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第20号）その他の法令を遵守するものとする。

（協議等）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決

定するものとする。

(実施日)

第10条 この協定は、平成21年7月16日から実施する。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月16日

甲 那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 宇都宮市川田町858番地
とちぎコープ生活協同組合理事長

小山市栗宮1223番地
とちぎよつ葉生活協同組合理事長

別記様式

年 月 日

様

那須塩原市長

物資供給協力要請書

「災害時における食糧及び生活必需品等の確保に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

| 納入品目・数量 | 食糧・食料品 | 品 目 名 | 数 量 |
|---------|---------------------------------|----------------------------|-----|
| | | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ | |
| 納入品目・数量 | 生活必需品 | 品 目 名 | 数 量 |
| | | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ | |
| 納入日時 | 納品日 : 年 月 日 納品時間 : 午前・午後 時 分 | | |
| 納入場所 | | | |
| その他 | | | |
| 連絡先 | | | |

(2) イオンビッグ株式会社

災害時における支援協力に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）とイオンビッグ株式会社 ザ・ビッグエクストラ那須塩原店（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（避難場所の提供）

第9条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 2月13日

甲 那須塩原市共墾社108番地2
栃木県那須塩原市長

乙 名古屋市中村区名駅5-25-8
イオンビッグ株式会社代表取締役

(3) 株式会社カインズ

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

那須塩原市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 2月13日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜1丁2番1号
株式会社カインズ代表取締役社長

(4) NPO法人コメリ災害対策センター

災害時における物資供給に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月22日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
栃木県那須塩原市

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター理事長

(5) 那須塩原市商工会及び西那須野商工会

災害発生時等の支援協力に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）と那須塩原市商工会・西那須野商工会（以下「乙」という。）とは、那須塩原市において甚大な被害が生じる災害が発生した際（以下「災害発生時」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に甲が乙に対して行う支援協力の要請に関し、必要な事項について定め、もって、乙が甲に対し行う支援協力が円滑に実施されることを目的とする。

（支援協力要請）

第2条 甲は、災害発生時における応急対策のため、緊急に物資を調達する必要があるときは、乙に対して支援協力を要請できるものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が、乙に協力を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として、乙が供給できるもの

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、災害発生時協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、急を要するときは電話またはファックス等により要請し、その後、速やかに災害発生時協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲からの協力要請を受けたときは、調達可能な物資の供給及び運搬に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を災害発生時協力報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における適正な価格とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 乙が供給した物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、乙に対し30日以内に支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第9条 甲と乙は、災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平時から協力体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

2 甲と乙は、相互に担当者の連絡先を毎年確認するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の効力は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、甲又は乙が協定の満了する日の30日前までに、文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月26日

甲 那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 那須塩原市商工会
西那須野商工会

別表

災害時において、調達供給に協力する物資

1. 食料品
2. 衣類
3. 寝具
4. 日用品
5. 燃料

災害発生時協力要請文書（様式第1号）

那須塩原市商工会 様

西那須野商工会 様

災害発生時協力要請書

| | |
|-------|---------------|
| 要請理由 | |
| 要請物資 | |
| 数量 | |
| 搬入場所 | |
| 搬入日時 | 月 日 午前・午後 時 分 |
| その他 | |
| 担当責任者 | |
| 連絡先 | |
| 緊急連絡先 | |

以上、災害発生時に係る支援協力を要請いたします。

令和 年 月 日

那須塩原市長

災害発生時協力活動報告書（様式第2号）

那須塩原市長 _____ 様

災害発生時協力報告書

| | |
|--------------|---------------|
| 協力物資 | |
| 数 量 | |
| 供給場所 | |
| 供給日時 | 月 日 午前・午後 時 分 |
| 運搬方法 | |
| 調達先 (購入先) | |
| その他 | |

以上、災害発生時協力について報告いたします。

(6) 株式会社ヨークベニマル

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

那須塩原市（以下「甲」という。）と株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 飲料品
- (2) 食料品
- (3) 日常生活品
- (4) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡調整）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練)

第10条 乙は甲から防災訓練への参加要請を受けた場合は、特段の理由が無い限りこれに協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年4月21日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 福島県郡山市谷島町5番42号
株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長

(7) アークライズ株式会社

災害時における物資の供給に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）とアークライズ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(窓口となる施設)

第2条 この協定に基づく物資の供給に関する窓口となる施設は以下のとおりとする。

店舗名：スーパービバホーム那須塩原店（以下「本件店舗」という。）

住所：栃木県那須塩原市豊浦12番地1

(協力の内容)

第3条 災害時において、甲は、甲が必要とする物資のうち乙が本件店舗において取り扱っており、かつ、その時点で乙が供給可能と判断した物資（以下「本物資」という。）の有償による供給を、乙に対し要請することができる。

(要請の手続等)

第4条 甲が乙に対して前項の要請をするときは、災害時物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに災害時物資供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、可能な限り協力するものとする。

- (1) 災害により供給能力が低下した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合
- (4) 乙が顧客を優先すべきと判断した場合
- (5) 窓口となる施設の営業時間外に要請を受けた場合

（物資の供給）

第6条 本物資の引き渡し場所は、原則として本件店舗とし、甲は確認の上引き取り、運搬するものとする。ただし、乙による運搬が可能な場合は、乙の事前承諾を得た上、甲の指定する場所へ搬送する。

（費用負担）

第7条 乙が供給した本物資の代金（消費税込）は、災害時の直前における適正価格を基に、甲が負担するものとする。

2 前条に基づき、乙が甲の指定する場所に本物資を搬送した場合の搬送に係る一切の費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第8条 本物資の代金及び搬送に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（供給可能物資の数量の報告）

第9条 甲は、乙が災害時に供給可能な本物資の数量について、乙に対して報告を求めることができる。

（連絡調整）

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める連絡責任者届（様式第2号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（防災訓練）

第11条 乙は甲から防災訓練への参加要請を受けた場合は、特段の理由が無い限りこれに協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めるものの他、必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年9月1日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号
アークランズ株式会社

(8) 株式会社 ダイユー

災害時における食料等の供給に関する協定

那須塩原市（以下「甲」という。）と株式会社ダイユー（以下「乙」という。）は、災害時における食料等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、食料等の供給に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が食料等を必要とする時は、乙に対し食料等の供給について協力を要請することができる。

（協力要請の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する食料等の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 飲料品
- (2) 食料品
- (3) 店舗等における炊き出し
- (4) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「協力要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話またはその他の方法をもって要請し、事後「協力要請書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、食料等の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により食料等の供給を実施したときは、速やかに別に定める「食料等供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 店舗等における炊き出しを除き、食料等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により食料等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が提供した食料等の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 食料等の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡調整)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練)

第10条 乙は甲から防災訓練への参加要請を受けた場合は、特段の理由が無い限りこれに協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年9月15日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 栃木県那須塩原市上厚崎406番地16
株式会社ダイユー 代表取締役社長

〈2-45 関東地方整備局との災害時の情報交換に関する協定〉

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、那須塩原市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、那須塩原市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 那須塩原市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 那須塩原市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年8月18日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省 関東地方整備局長

乙) 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

那須塩原市

避難情報等の判断・伝達マニュアル

(令和3年5月修正)

水害編

- 1 対象とする河川
- 2 避難情報等の発令の判断基準（具体的な考え方）
- 3 避難情報等の伝達方法及び伝達内容等

土砂災害編

- 1 対象とする区域
- 2 避難情報等の発令の判断基準（具体的な考え方）
- 3 避難情報等の伝達方法及び伝達内容等

はじめに

近年全国各地で多発する一連の水害、土砂災害等において、避難をしなかった、避難が遅れたことによることによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」という意識が十分とは言えず、また、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置付けられ、理解しにくいという課題も顕在化した。このため、国は災害対策基本法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）については、「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し避難所への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど改善が図られた。

また、災害対策基本法において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができることと定められおり、市が、その実効性を高めるためには、平常時から避難情報等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。以下同じ。）及び警戒レベル（災害発生のおそれの高まりに応じて住民がとるべき行動を5段階で表した情報をいう。以下同じ。）の発令及び伝達に関し、災害時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について取りまとめたマニュアルを整備しておくことが重要となる。

そこで、那須塩原市において発生が想定される災害の種類及び被害が及ぶおそれのある区域ごとに、具体的な避難情報等の発令判断基準や対象住民への情報伝達方法を明確にし、非常災害発生時に迅速かつ的確な住民の避難行動を行うことにより災害の拡大防止を図ることを目的として、本マニュアルを作成するものである。

避難行動の基本的な考え及び災害の特性

住民は、災害が発生する前に避難を完了させることが原則であるが、事態が切迫した中においては、状況の変化を適切に判断した上で避難行動をとることが必要である。したがって、次の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

- ・ 災害時要配慮者等、避難行動や情報収集において支援を要する人（以下「避難行動要支援者」という。）を考慮した住民の確実な避難
- ・ 道路の冠水等で危険が高まっている中を避難するような事態の回避など、避難行動における安全の確保
- ・ 真に切迫した状況下においては、生命を守る最低限の行動の選択
（例えば、災害発生時には不測の事態が起こることも想定され、避難行動においては、指定された避難場所に避難することが必ずしも適切ではない場合がある。冠水した道路等を経由しなければ避難場所まで移動ができないような場合においては、むしろ自宅や隣接建物の2階等に避難（垂直避難）することの方が安全であるといった視点も重要となる。）

これらの考え方を踏まえつつ、マニュアルを作成するに当たっては各種災害の特性を十分に理解して

おくことが重要となる。

そこで、災害の特性（住民に求められる避難行動を含む。）に関して留意すべき次の事項を基本に、マニュアルを整理するものとする。

○水害（河川の氾濫等）

堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する。

堤防を有する河川において堤防が決壊した場合には、氾濫水は家屋さえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民等は破堤前に避難を完了させる必要がある。また、破堤時には相当量の氾濫水が流出することとなるため、浸水域や浸水深も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まりやすい地区においては、特に速やかな避難行動が必要となる。

さらに、大河川に小規模の河川が合流する地域では、大河川の水位上昇により小規模の河川の水が流れ込めなくなり、あふれる場合があることに注意が必要となる。

なお、河川の氾濫の際には、内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により道路等が冠水し、河川氾濫の危険性が高まった時点で既に避難が困難となってしまうおそれもある。また、急流河川の氾濫においては、浸水深は少なくとも流速が早いいため避難行動そのものが危険となる。

したがって、河川氾濫時に浸水が既に始まっているような場合は、次の点に留意する必要がある。

- ・浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は大変危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行困難となること。
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上の10cm程度の冠水でも危険であること。
- ・自家用車で避難場所等へ移動する場合、道路のアンダーパス部は冠水している場合があること。
- ・浸水により避難所までの移動が危険な状態になった場合には、生命を守るための最低限の行動をとることを念頭に、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの適切な判断をすること。

○土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

土砂災害は相当の破壊力を有しており、被害に巻き込まれた場合には生命の危険が非常に高いため、降雨指標等に基づき土砂災害の発生を可能な限り予測し、災害発生前に危険地区の住民の避難を完了させる必要がある。ただし、土砂災害は地形や地質の条件、降雨量（土壤中の残留雨量等）など複数の要因が重なり合って発生することから予測が難しく、雨量指標等による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生することがあるため、前兆現象等に十分に注意して避難開始の判断をしなくてはならない。

そのため、市は、雨量指標等に基づく予測のみでなく、職員等による巡視や住民等からの通報等により前兆現象の発生事実を把握し、速やかに避難情報等の発令及び伝達の判断をする必要がある。

また、住民は、避難場所等への移動の際には土砂災害危険区域内の通過を極力避け、土石流危険地区においてはできるだけ溪流から離れて溪流に対して直角方向に避難することを心がけるよう留意する必要がある（溪流を渡って対岸に避難するような行動は絶対にしない。）。

避難情報等及び警戒レベルの類型

避難情報等及び警戒レベルの標準的な意味合いは下表のとおりであるが、対象とする自然災害ごとに、

どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかについては、関係機関から提供される情報や現場巡視等により市が自ら収集した情報等をもとに、的確な避難情報等を発令するための判断基準を整理する必要がある。

○避難情報等及び警戒レベルの分類

| 区 分 | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
|----------------------------|------------------------|--|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | 災害発生又は切迫（必ず発令する情報ではない） | 命の危険 直ちに安全確保！ ・避難所等への立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動をとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

※高齢者等避難

高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

※避難指示

避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する。

※緊急安全確保

堤防の決壊や急傾斜地の崩壊等の災害の発生を把握した場合に発令されるもの。市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する必要がある。

水害編

1 対象とする河川

那須塩原市における避難情報等の発令の対象とする河川は、次表のとおりである。また、基準の運用に当たっては、次の点に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署（宇都宮地方気象台、栃木県等）及び河川管理者等との間で相互に情報交換を行うこと。
- ・災害の態様によっては、不測の事態等の発生を十分に想定し、事態の進行や状況に応じて避難情報等の発令区域を適切に判断すること。

◆対象河川一覧

| 河川名 | 特徴、概況等 |
|-----|---|
| 那珂川 | 那須岳山麓を源流とし、那須町との境を流れる。市内の流域は溪谷状となっている箇所が多く、増水時でも市街地への氾濫の危険性は少ない。ただし、黒磯地内及び鍋掛地内において流域内に集落があるため、洪水時に浸水が想定される地区が存在する。 |
| 蛇尾川 | 大佐飛山地を源流とし、市内を南東に流れ大田原市で箒川に合流する。扇状地内である市内の流域では伏流水となっており、普段は地表に流水がない。しかし、大雨時には大量の水が表流することがあり、那須水害においては洪水被害を起こしている。槻沢地区や上中野地区等に浸水想定区域が存在する。 |
| 箒川 | 白倉山付近に源を発し、塩原溪谷を形成しながら塩原地区を南東に流下する。標高差が大きいため、一部急流箇所も存在する。平地に流れ出た後は、金沢地区を經由して大田原市で那珂川に合流する。栃木県が令和2年3月に想定最大規模降雨（24時間総雨量627mm）による浸水想定範囲である「箒川浸水想定図」を作成した。 |
| 熊川 | 嶋内山付近を水源とし、東那須野地区を經由して大田原市で蛇尾川に合流する。普段は伏流水であるが、流下能力が少ないため豪雨時には増水することがあり、那須水害では堤防の決壊により大きな被害をもたらした。現在では治水事業が進んでおり、氾濫の危険性は大幅に小さくなっている。栃木県が令和2年5月に想定最大規模降雨（24時間総雨量682mm）による浸水想定範囲である「熊川浸水リスク想定図」を作成した。 |
| 余笹川 | 朝日岳に源を発し、那須高原を南東に流れ大田原市で那珂川に合流する。市内では、寺子地区を經由している。那須水害の際には、石田坂地区において大規模な氾濫を起こし、人的被害や住家被害など大きな被害を発生させた。その後の復旧工事において護岸改良等が施されているが、寺子地区内には浸水想定区域が残っている。 |

※各河川の浸水想定区域については、「那須塩原市洪水ハザードマップ」等を参照のこと。

※本表河川の他、重要水防箇所が指定されている小河川（百村川、蕪中川）にも注意する。

2 避難情報等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難情報等の発令の判断基準（具体的な考え方）は次表のとおりであるが、この運用に当たっては次の事項に十分留意する。

- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することも念頭に、関係機関等との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 堤防の異常、河川の増水の状況など職員等の巡視により収集する現地情報、防災ネットワーク等から収集する雨量情報に加え、住民の避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）など必ずしも数値等で明確にできない情報も十分に考慮して、総合的な判断を行うこと。

これらの点を踏まえ、避難情報等は以下の基準を参考に、今後の気象予測や現状判断などを総合的に捉えて発令するものとする。

◆水位観測所における判断水位

| 河川名 | 地区名 | 観測所名 | 通報水位 | 警戒水位 | 避難判断水位 | 危険水位 |
|-----|-----|------|------|------|--------|------|
| 那珂川 | 黒磯 | 晩翠橋 | 2.0m | 2.8m | 5.0m | 5.5m |
| 蛇尾川 | 大田原 | 蛇尾橋 | 1.7m | 2.3m | 3.4m | 3.9m |
| 箒川 | 塩原 | 和田山 | 2.8m | 3.5m | － | － |
| | 大田原 | 佐久山 | 1.9m | 2.5m | 3.5m | 4.0m |
| 熊川 | 黒磯 | 中内橋 | 1.0m | 1.4m | － | － |
| 余笹川 | 那須 | 中余笹橋 | 1.3m | 1.8m | 2.3m | 2.8m |

◆避難情報等の発令基準

| | |
|--------|--|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が警戒水位（＝氾濫注意水位）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・ はん濫注意情報が発表されたとき |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が危険水位に達することが見込まれる場合、又は避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・ はん濫警戒情報が発表されたとき |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ はん濫が発生したとき |

◆避難情報等の発令区域

上記の基準により避難指示を発令する区域は、洪水ハザードマップ等の浸水想定区域を原則とする。ただし、浸水想定区域以外又はハザードマップ未作成河川の流域であっても、洪水被害を受けるおそれのある地域（重要水防箇所等）については、河川の状況や今後の雨量予測等から判断し、浸水想定区域と同様に躊躇なく避難情報等を発令するものとする。

◆避難情報等の発令の参考となる情報（河川等の氾濫）

※本表については、避難情報等の発令に当たり参考とすべき情報であり、具体的な発令に当たっては河川状況や気象状況等を広く勘案し、総合的に判断する。

| | 洪水予報指定河川 (那珂川) | 水位情報周知河川 (蛇尾川、箒川、余笹川) | 左記以外の中小河川 |
|--------|---|--|--|
| 河川の性格 | ・洪水により相当規模以上の被害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川 | ・洪水により相当規模以上の被害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川 | ・リアルタイムの水位観測ができない中小河川、水路等 |
| 高齢者等避難 | ・一定時間後(※1)に危険水位に到達すると予測される ※1 避難行動要支援者の避難に要する時間内で、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間 | ・危険水位から一定時間(※1)の水位変化量を差し引いた水位に到達した(※2) ※1 避難行動要支援者の避難に要する時間内で、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間 ※2 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 | ・近隣での浸水や河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い |
| 避難指示 | ・破堤につながるような漏水等の発見 ・水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故) ・一時間後(※2)に危険水位に到達すると予測される ※2 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 | ・危険水位から一定時間(※3)の水位変化を差し引いた水位に到達した(※4) ※3 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※4 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く | ・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる |
| 緊急安全確保 | ・堤防が決壊 ・氾濫が発生した場合 | | ・近隣で床上浸水が発生 ・排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 |

※注 水位情報周知河川(3河川)のうち箒川以外については、那須塩原市内に水位観測所はない。

◆情報の入手方法

- ① 栃木県防災行政ネットワーク
※雨量メッシュ予測による今後の雨量情報の入手
- ② 栃木県リアルタイム雨量河川水位観測情報 (<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp>)
※雨量観測所における降水量、水位観測所における水位情報、ダムの溜水量情報等の入手
- ③ 那須塩原市雨量監視システム
※市街地を中心とした観測地点における降水量情報の入手(内水氾濫等の危険度把握)
- ④ 市職員、消防職(団)員等による巡視、市民等からの通報等

3 避難情報等の伝達方法及び伝達内容等

混乱が想定される有事の際に、避難情報等を確実に住民に周知し、迅速かつ的確な避難行動に結び付けられるよう、あらかじめ伝達内容を整理しておく。また、伝達文等の例文を作成しておくことで、速やかな避難情報等の発令が行えるよう準備しておく。

◆避難情報等の伝達内容

伝達内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、住民が短時間に、かつ正確に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文を準備するものとする。

〈基本的な伝達項目〉

- ① 警戒レベル、避難情報等の類型、発令日時及び発令者
- ② 対象地域及び対象者
- ③ 避難すべき理由
- ④ 危険の度合い（実際に被害が発生している場合は、その状況等）
- ⑤ 避難の時期（避難行動の開始時期及び完了させるべき時期）
- ⑥ 避難場所及び避難経路等（又は、通行できない経路等）
- ⑦ 住民のとるべき行動や注意事項等
- ⑧ 本件担当者及び連絡先

◆避難情報等の伝達例文

避難情報等発令の際には、以下の例文を参考に事態の状況や地域特性、伝達ツール等に応じて適宜編集の上伝達する。

① 高齢者等避難

「こちらは那須塩原市です。（例：大雨により〇〇川の水位が上昇し、氾濫のおそれがあるため）、本日〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。高齢者や体の不自由な方など避難に時間を要する方は、直ちに（〇〇公民館）に避難してください。避難支援が必要な方は、すぐに支援者に連絡をしてください。那須塩原市災害警戒本部 0287-62-7150」

② 避難指示

「【緊急情報】こちらは那須塩原市です。（例：大雨により〇〇川の水位が上昇し、氾濫の危険が高まったため）、本日〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル4、避難指示を発令しました。〇〇地区で浸水のおそれがある地区の方は、直ちに（〇〇公民館）に避難してください。避難中の方は速やかに避難を完了してください。避難に十分な時間がない方は近くの安全な建物の2階以上に移動してください。なお、（高速アンダー）は浸水していますので、絶対に通らないでください。那須塩原市災害対策本部 0287-62-7150」

③ 緊急安全確保

「【重要情報】こちらは那須塩原市です。本日〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。（〇〇地区で堤防から水があふれ出しました。現在、〇〇道は浸水により通行できない状況です。）避難中の方は速やかに近くの安全な建物の2階以上に移動してください。なお、〇〇道は浸水していますので、絶対に通らないでください。那須塩原市災害対策本部 0287-62-7150」

◆避難情報等の伝達先

災害の状況を勘案し、避難情報等の類型や被害拡大の可能性等に応じて、必要と思われる相手に確実に伝達する。

- ・住民等（市民、自主防災組織（自治会）の長、民生委員等）
- ・避難行動要支援者、避難支援者、災害時要援護者関連施設、学校等
- ・災害時応援協定の締結先等
- ・防災関係機関（消防、警察、県）

※災害対策基本法の規定により、避難指示を発令した際には、市長は速やかにその内容を知事に報告しなければならないこととされている。

◆避難情報等の伝達手段

避難情報等を伝達する際には、対象地区住民全員に正確かつ迅速に情報が伝わるよう、可能な限り多くの手段により行うことを心がける。

- ① 広報車・・・市有車のみならず、消防団車両や警察車両等を幅広く駆使する
(伝達情報に相違が生じないよう、関係機関との綿密な伝達文の調整が必要)
- ② 電話連絡・・・自主防災組織の長や災害時要援護者関連施設に対しては、直接電話をかける
- ③ 防災行政無線、消防団緊急伝達システム
(音声伝達の補完的なツールとして活用する。広報車との重複に注意)
- ④ みるメール（長文の伝達には不向きであり、必要な情報を要約する必要がある。）
- ⑤ とちぎテレビデータ放送
- ⑥ 報道機関への報道要請

—— 土砂災害編 ——

1 対象とする区域

那須塩原市における土砂災害発生時の避難情報等の発令の対象とする区域は、土砂災害警戒区域とする。また、基準の運用に当たっては、次の点に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署（宇都宮地方気象台、栃木県等）及び河川管理者等との間で相互に情報交換を行うこと。
- ・土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図等を参考に、避難情報等の発令区域を適切に判断すること。

- ・土砂災害の発生は予測が難しく、不測の事態等も想定されることから、事態の進行や状況等に応じて、土砂災害警戒区域以外の区域を含め、避難情報等の発令区域は総合的に設定すること。
- ・土砂災害警戒区域の地理的条件等を十分に把握し、災害の種類等に応じた的確な状況判断に基づき発令区域を定めるものとする。

◆土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



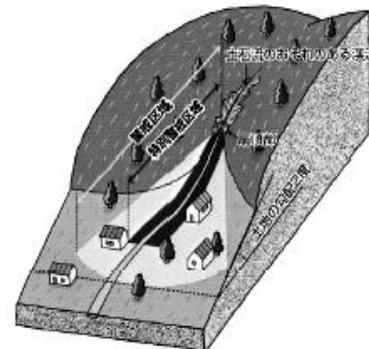
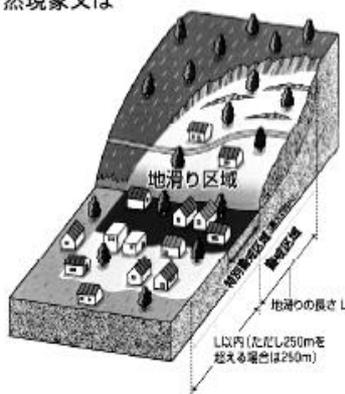
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



◆土砂災害発生のおそれのある危険箇所（土砂災害警戒区域）の数

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所 100箇所（黒磯地区 33・塩原地区 67）
うち土砂災害特別警戒区域 97箇所（黒磯地区 32・塩原地区 65）
- ② 土石流危険溪流 46箇所（黒磯地区 16・塩原地区 30）
うち土砂災害特別警戒区域 39箇所（黒磯地区 14・塩原地区 25）
- ③ 地すべり危険箇所 9箇所（塩原地区 9）
※土砂災害特別警戒区域の指定なし

◆避難の際の留意事項

土砂災害発生時における避難の際には、次の事項に留意する必要がある。

- ・避難所等に避難する際には、他の土砂災害警戒区域内の通過は可能な限り避けること。土石流危険区域からの避難の際は、溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れるように避難すること。また、溪流を渡って対岸に避難するようなことは避けること。
- ・状況が切迫するなど避難所等への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅牢な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

2 避難情報等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難情報等の発令の判断基準（具体的な考え方）は次表のとおりであるが、この運用に当たっては次の事項に十分留意する。

- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することも念頭に、関係機関等との情報交換を密に行いつつ、大雨をもたらす雨雲はどのあたりまで接近しているのか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象など職員等の巡視により収集する現地情報、防災ネットワーク等から収集する雨量情報に加え、住民の避難行動の難易度（夜間や豪雨の中での避難）など必ずしも数値等で明確にできない情報も十分に考慮して、総合的な判断を行うこと。

これらの点を踏まえ、避難情報等は以下の基準を参考に、今後の気象予測や現状判断などを総合的に捉えて発令するものとする。

◆避難情報等の発令基準

| | |
|--------|---|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・近隣で前兆現象が確認された場合（湧水や地下水の濁りなど） |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれるとき ・近隣で前兆現象が確認された場合（溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、道路や擁壁のクラック等） ・近隣で土砂移動現象や山鳴り、斜面の亀裂等が確認された場合 |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき |

◆避難情報等の発令区域

上記の基準により避難指示を発令する区域は、土砂災害ハザードマップにおける土砂災害（特別）警戒区域を原則とする。ただし、土砂災害警戒区域以外の地域であっても、パトロール等により前兆現象等を確認するなど、土砂災害発生のおそれのある地域については、今後の雨量予測等から判断し、土砂災害警戒区域と同様に躊躇なく避難情報等を発令するものとする。

◆避難指示の発令等の参考となる情報（土砂災害）

※本表については、避難情報等の発令に当たり参考とすべき情報であり、具体の発令に当たっては大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を十分に考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲

来が予測される場合には十分な時間的余裕を持って発令するなど、溪流や斜面の状況のみならず気象予測等も含めて総合的に判断するものとする。

| 土砂災害警戒区域（又は土砂災害危険箇所） | |
|----------------------|---|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（湧水や地下水が濁り始めた、量が変化した）の発見 ・降雨指標値が、一定時間後（※1）に「土砂災害発生の目安となる線」（※2）に到達すると予測される ・降雨指標値が、一定時間後（※3）に「避難指示発令の目安となる線」（※4）に到達するものと予測される <p>※1 避難行動要支援者の避難に要する時間内で、降雨予測がある程度の精度を確保できる時間</p> <p>※2 土砂災害発生の危険性を評価する降雨指標を定め、過去の土砂災害記録や降雨の特徴を用いて設定したもの</p> <p>※3 （※1）の時間から（次項※5）の時間を引いた時間</p> <p>※4 土砂災害発生の目安となる線から、ある程度の確率で一定時間（次項※5）に降ると考えられる雨量を差し引いたもの</p> |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラックの発生）の発見 ・降雨指標値が、一定時間後（※5）に「土砂災害発生の目安となる線」に到達するものと予測される ・現在の降雨指標値が、「避難指示発令の目安となる線」に到達 <p>※5 避難に要する時間内で、降雨予測が一定の精度を確保できる時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生 |

- ・「土砂災害発生の目安となる線」と「避難指示発令の目安となる線」は、県が、発現頻度、予測精度を勘案し、気象台や市と十分な情報交換を行った上で設定するもの
- ・本表に記載する情報に加え、大雨警報、土砂災害警戒情報、大雨に関する特別警報等の気象警報を踏まえ、総合的に判断する必要がある
- ・本表は、土砂災害のうち土石流や集中的に発生する崖崩れを想定したものであり、斜面の大規模崩壊や地すべりについては個別状況に応じて別途検討する必要がある

◆土砂災害の前兆現象

土砂災害の前兆現象としては、次のようなものが考えられる。

| 種類 | 前兆現象 | 説明 |
|-----|------------------------------|---|
| 土石流 | 近くで山崩れ、土石流が発生している | 周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合には、隣接する溪流でも土石流が発生する蓋然性が高い。 |
| | 立木の裂ける音、巨礫の流れる音がする | 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が下流域に聞こえる現象は、溪流の上流部で土石流が発生したときに出現する。 |
| | 溪流の流水が急激に濁る、流木などが混ざる | 溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入して流下したときに認められる現象。下流域での土石流発生につながる危険性が高い。 |
| | 降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める | 溪流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダムが決壊すると、大規模な土石流が発生する。 |

| | | |
|----------|---|--|
| | 異様な山鳴りがする | 溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として移動して山鳴りが生じる。斜面崩壊が起こり土石流が発生する。 |
| | 異様なにおい（土臭い、ものの焼けるにおいなど）がする | 溪流の上流等で崩壊が発生している場合、巨礫どうしがぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のおいがする。 |
| | 溪流付近の斜面が崩れ出し、落石などが発生 | 溪流付近の斜面の地盤が緩く、崩れやすくなっている地形である場合、大規模な崩落が発生した場合に土石流の引き金となる。 |
| | 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない | 溪流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる状況。土石流発生を引き金となる。 |
| 崖崩れ | 斜面に亀裂ができる | 斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って亀裂が生じる現象。斜面の崩壊に至る危険性が高い。 |
| | 小石が斜面からばらばらと落ちだす | 斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。斜面の崩壊に至る危険性が高い。 |
| | 斜面から異様な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる | 斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として移動するときに異常な音が発生する現象。斜面の崩壊に至る危険性が高い。 |
| | 斜面にはらみが見られる | 斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部がたわむ現象。斜面の崩壊に至る危険性が高い。 |
| | 普段澄んでいる湧水が濁る、水の吹き出しが見られる | 地盤内部に新たな水道が形成され、又は、地下水量の増加に伴い浸食量が増大したときに認められる現象。斜面内部の空洞が増大し、斜面全体が不安定化することで、大規模な崩落を引き起こす危険性がある。 |
| | 湧水の急激な増加、あるいは減少、枯渇が認められる | |
| 地すべり | 地鳴り | 地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。 |
| | 家鳴り | 地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。 |
| | 根の切れる音 | 地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。 |
| | 地面の振動 | 地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。 |
| | 擁壁のクラックや押し出し | 地すべりブロック（土塊）が移動すると、その末端部では擁壁の押し出しやクラックが発生する。 |
| | 舗装道路やトンネルのクラック | 地すべりブロック（土塊）が移動すると、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する。 |
| | 電線の弛みや引っ張り | 地すべりブロック（土塊）が移動すると、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りなどの現象が発生する。 |
| | 建物等の変形（戸の閉まりが悪くなる、壁に隙間ができる） | 地すべりブロック（土塊）が移動すると、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等に変形を生じさせる。 |
| | 落石や小崩落の発生 | 地すべり末端付近の斜面では、地すべりによる急激な表層変動により落石や小崩落が発生する。 |
| | 地下水の急激な変化（枯渇、急増、急激な濁りなど） | 地盤内部に新たな水道が形成され、又は、地下水量の増加に伴い浸食量が増大したときに認められる現象。斜面内部の空洞が増大し、斜面全体が不安定化することで、地すべりが発生する。 |
| 新しい湧水の発生 | 地すべりブロック（土塊）内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力（滑動力）が増大する。 | |

3 避難情報等の伝達方法及び伝達内容等

混乱が想定される有事の際に、避難情報等を確実に住民に周知し、迅速かつ的確な避難行動に結び付けられるよう、あらかじめ伝達内容を整理しておく。また、伝達文等の例文を作成しておくことで、速やかな避難情報等の発令が行えるよう準備をしておく。

◆避難情報等の伝達内容

伝達内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、住民が短時間に正確に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文を準備するものとする。

〈基本的な伝達項目〉

- ① 警戒レベル、避難情報等の類型、発令日時及び発令者
- ② 対象地域及び対象者
- ③ 避難すべき理由
- ④ 危険の度合い（実際に被害が発生している場合は、その状況等）
- ⑤ 避難の時期（避難行動の開始時期及び完了させるべき時期）
- ⑥ 指定緊急避難場所及び避難経路等（又は、通行できない経路等）
- ⑦ 住民のとるべき行動や注意事項等
- ⑧ 本件担当者及び連絡先

◆避難情報等の伝達例文

避難情報発令の際には、以下の例文を参考に事態の状況や地域特性、伝達ツール等に応じて適宜編集の上伝達する。

① 高齢者等避難

「こちらは那須塩原市です。土砂災害警戒情報が発表されました。（例：大雨により土砂災害発生のおそれがあるため）、本日〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。高齢者や体の不自由な方など避難に時間を要する方は、直ちに（〇〇公民館）に避難してください。避難支援が必要な方は、すぐに支援者に連絡をしてください。那須塩原市災害警戒本部 0287-62-7150」

② 避難指示

「【緊急情報】こちらは那須塩原市です。（例：大雨により土砂災害発生の危険が高まっているため）、本日〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル4、避難指示を発令しました。〇〇地区で土砂崩れや土石流の被害のおそれがある地区の方は、直ちに（〇〇公民館）に避難してください。避難中の方は速やかに避難を完了してください。避難に十分な時間がない方は近くの堅牢な建物の2階以上に移動してください。なお、（〇〇地区）は二次災害の危険があるので、絶対に通らないでください。那須塩原市災害対策本部 0287-62-7150」

③ 緊急安全確保

「【重要情報】こちらは那須塩原市です。本日〇時〇分に〇〇地区の土砂災害危険地域に対して警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。（〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、〇〇道は土砂により通行できない状況です。）避難中の方は速やかに近くの堅牢な建物の2階以上で、斜面から離れた場所に移動してください。なお、（〇〇道）は二次災害の危険があるので、絶対に通らないでください。那須塩原市災害対策本部 0287-62-7150」

◆避難情報等の伝達先

災害の状況を勘案し、避難情報等の類型や被害拡大の可能性等に応じて、必要と思われる相手

に確実に伝達する。

- ・住民等（市民、自主防災組織（自治会）の長、民生委員等）
- ・避難行動要支援者、避難支援者、災害時要援護者関連施設、学校等
- ・災害時応援協定の締結先等
- ・防災関係機関（消防、警察、県）

※災害対策基本法の規定により、避難指示を発令した際には、市長は速やかにその内容を知事に報告しなければならないこととされている。

◆避難情報等の伝達手段

避難情報等を伝達する際には、対象地区住民全員に正確かつ迅速に情報が伝わるよう、可能な限り多くの手段により行うことを心がける。

- ① 広報車・・・市有車のみならず、消防団車両や警察車両等を幅広く駆使する
（伝達情報に相違が生じないよう、関係機関との綿密な伝達文の調整が必要）
※ただし、巡回ルートには土砂災害危険地域が含まれることが想定されるため、
広報活動中の二次災害発生防止には最大限の注意を払う必要がある。
- ② 電話連絡・・・自主防災組織の長や災害時要援護者関連施設に対しては、直接電話をかける
- ③ 防災行政無線、消防団緊急伝達システム
（音声伝達の補完的なツールとして活用する。広報車との重複に注意）
- ④ みるメール（長文の伝達には不向きであり、必要な情報を要約する必要がある）
- ⑤ とちぎテレビデータ放送
- ⑥ 報道機関への報道要請

〈2-47 災害時に孤立するおそれのある集落一覧〉

◆栃木県調査（令和6年8月実施）による集落の孤立の定義

（1）集落について

国で行った調査と同様に、農林業センサスによる農業集落「中山間地域」にある集落を基本とした。

※中山間地域（県内984集落）：農林統計上、山間地やその周りの地域、その他地理的条件が悪く、農業をするのに不利な地域

（2）孤立可能性集落について

集落へのすべてのアクセス道路の一部区間が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所に隣接している。

| No. | 地区名 | 農業集落名 | 行政区 | 当該集落への 接道本数 | 自主防 災組織 |
|-----|------|-----------|---------------------------------|----------------|------------|
| 1 | 黒磯地区 | 板室、塩沢 | 板室、塩沢 | 3 | 有 |
| 2 | 黒磯地区 | 油井 | 油井 | 6 | 無 |
| 3 | 黒磯地区 | 西岩崎 | 西岩崎 | 5 | 無 |
| 4 | 黒磯地区 | 湯宮 | 湯宮 | 2 | 有 |
| 5 | 黒磯地区 | 嶋内 | 嶋内 | 3 | 有 |
| 6 | 塩原地区 | 西地区 | 宮島、堂の本、塚原、中山、小滝 | 2 | 無 |
| 7 | 塩原地区 | 東地区 | 宮島、畑向、堂の本、引久保 | 2 | 無 |
| 8 | 塩原地区 | 北地区 | 松の木平、白戸、戦場、田代 | 2 | 無 |
| 9 | 塩原地区 | 南地区 | 八幡下、幕岩、時ヶ崎、野刈戸、 小田ヶ市 | 2 | 無 |
| 10 | 塩原地区 | 古町 | 古町1丁目・2丁目、古町3丁目、 古町4丁目、古町5丁目 | 2 | 無 |
| 11 | 塩原地区 | 門前、畑下 | 畑下、門前 | 3 | 有 |
| 12 | 塩原地区 | 塩釜、塩の湯、福渡 | 福渡、視力センター、塩釜、県医 師会病院、塩の湯 | 3 | 有 |
| 13 | 塩原地区 | 上の原、柏 | 上の原、柏木平 | 3 | 無 |
| 14 | 塩原地区 | 湯本塩原地 | 新湯、元湯、笹の平 | 4 | 無 |
| 15 | 塩原地区 | 関谷京町 | 関谷京町 | 1 | 有 |
| 16 | 塩原地区 | 金沢上 | 金沢上 | 2 | 無 |

〈2-48 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における警戒避難体制〉

1 水防法第15条関係

(1) 住民

| 河川 | 避難対象地区 | 警報等の伝達方法 | 避難所 |
|------|------------------------------|------------------------|----------------------|
| 那珂川 | 西岩崎、板室、塩沢、油井 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 高林公民館 |
| | 黒磯（上黒磯） | | いきいきふれあいセンター |
| | 鍋掛（日新、鍋掛東町） | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 日新中学校、鍋掛小学校 |
| | 越堀 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 旧寺子小学校 |
| 余笹川 | 寺子（寺子、石田坂・赤沼） | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 旧寺子小学校 |
| 蛇尾川 | 藁沼、折戸、上横林、接骨木 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 箒根学園 |
| | 高林、下の内、箕輪、洞島 | | 高林小学校 |
| | 上中野、島方、下中野 | | 大原間小学校 |
| | 笹沼、中島、北和田、波立、中内・鹿野崎、無栗屋、上郷屋 | | 波立小学校 |
| | 東遅沢、西遅沢、井口、槻沢、関根、東関根 | | にしなすの運動公園、健康長寿センター |
| 熊川 | 木綿畑、川原向、高林、箕輪、下の内、箭坪、嶋内、笹野曾里 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 高林小学校 |
| | 島方、方京、上中野、沼野田和 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 東那須野中学校、大原間小学校 |
| | 波立、北和田、前弥六、中内・鹿野崎、無栗屋、上郷屋 | | 東那須野中学校、大原間小学校、波立小学校 |
| 相の川 | 三本木、東小屋 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 東那須野公民館 |
| 巻川 | 木曾畑中 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 東那須野公民館 |
| 箒川 | 大網、福渡、塩釜、畑下、須巻、門前、古町、中塩原 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 塩原公民館 |
| | 上塩原、新湯、元湯、上の原 | | メープル |
| シラン沢 | 中塩原 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 塩原公民館 |
| 蕪中川 | 下永田、石林、高柳、新南 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 大山公民館、大山小学校、西那須野中学校 |
| 百村川 | 緑 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 大山公民館、大山小学校 |

(2) 要配慮者利用施設

| 施設の区分 | 施設名 | 所在地 | 対象河川 | 警報等の伝達者 (方法) | 避難所※ |
|-------|-------------------------|-------------------|------|------------------------------|--------------------|
| 福祉施設 | デイサポート ふれじーる | 新南 989-79 | 蕪中川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 健康長寿センター |
| 福祉施設 | サポートセンター 空にしなすの | 下永田 7-1073-1 | 蕪中川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | ハタラボ 那須塩原校 | 石林 317-67 | 蕪中川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | ケアライフ・那須 | 新南 163-7 | 蕪中川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 西那須野中学校 |
| 福祉施設 | ほっと乃木 ショートステイ | 石林 224-5 | 蕪中川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 学校施設 | 那須塩原市立 大山小学校 | 下永田 8-7 | 蕪中川 | 市総務部・教育部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | かのん ゆの Garden | 前弥六 228-19 | 熊川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 東那須野中学校 |
| 福祉施設 | 黒磯いずみ幼稚園 認定こども園 | 島方 451-33 | 熊川 | 市総務部・子ども未来部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 大原間小学校 |
| 福祉施設 | 認定こども園 島方クラブ | 島方 451-33 | 熊川 | 市総務部・子ども未来部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 大原間小学校 |
| 福祉施設 | ひがしなす保育園 | 島方 451-38 | 熊川 | 市総務部・子ども未来部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 大原間小学校 |
| 福祉施設 | 学童保育 木の子クラブ | 北和田 135-3 | 熊川 | 市総務部・子ども未来部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 東那須野中学校 |
| 学校施設 | 那須塩原市立 大原間小学校 | 方京 3-14-6 | 熊川 | 市総務部・教育部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 大原間小学校 |
| 福祉施設 | 大原間のびっこ クラブ | 方京 3-14-7 | 熊川 | 市総務部・子ども未来部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 大原間小学校 |
| 学校施設 | 那須塩原市立 東那須野中学校 | 島方 689 | 熊川 | 市総務部・教育部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 東那須野中学校 |
| 福祉施設 | 合同会社ポテハ ぼては | 緑 1 丁目 57-10 | 百村川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | 希望の杜 みどり | 緑 1 丁目 57-80 | 百村川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | 希望の杜 さんわ | 緑 1 丁目 57-106 | 百村川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | 就労継続支援 B 型 事業所 ひゅっげ | 緑 2 丁目 1282-20 | 百村川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | グループホーム コスモス | 緑 1 丁目 9-15 | 百村川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | 看護小規模多機能型 居宅介護施設もくれん | 緑 1 丁目 9-15 | 百村川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | 認定こども園 第二ひかり幼稚園 | 1 丁目 8 | 百村川 | 市総務部・子ども未来部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | ひかり みどり保 育園 | 1 丁目 8 | 百村川 | 市総務部・子ども未来部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |

| | | | | | |
|------|------------------------------|-----------|-----|-----------------------------|-------------------|
| 学校施設 | 那須特別支援学校 | 下永田 8-7 | 百村川 | 市総務部 (電話、FAX、メール等) | 大山公民館 大山小学校 |
| 福祉施設 | 太陽の里福祉会 太陽 | 上中野 53 | 蛇尾川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 大原間小学校 |
| 福祉施設 | 太陽の里福祉会 カロン | 上中野 53 | 蛇尾川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 大原間小学校 |
| 福祉施設 | 太陽の里福祉会 生活支援センター ぷらねっと | 上中野 53-18 | 蛇尾川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 東那須野公民館 大原間小学校 |
| 学校施設 | 塩原小中学校 | 中塩原 364 | 箒川 | 市総務部・教育部 (電話、FAX、メール等) | 塩原公民館 |
| 福祉施設 | ケアホテル松の家 塩原温泉 | 塩原 600 | 箒川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 塩原公民館 |
| 福祉施設 | デイサービス 松の家塩原門前 | 塩原 600 | 箒川 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 塩原公民館 |

※区域内の公設公民館を基本的に記載。

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条関係

(1) 住民

| 種類 | 区域の名称 | | 箇所名 | 河川名 | 警報等の伝達方法 | 避難所 |
|------|--------------|--------------|-------|-----|------------------------|--------------|
| | 位置(大字) | 指定番号 | | | | |
| 急傾斜地 | 橋本町 | 212-I-002 | 橋本町 | | 市総務部(自治会長・自主防災組織会長→住民) | いきいきふれあいセンター |
| | 黒磯 | 213-II-1207 | 黒磯ⅡB | | | |
| 急傾斜地 | 鳥野目 | 212-II-002 | 鳥野目 | | 市総務部(自治会長・自主防災組織会長→住民) | 東原小学校 |
| | 鳥野目 | 212-II-011 | 鳥野目A | | | |
| | 鳥野目 | 212-II-012 | 鳥野目A | | | |
| | 東原 | 212-II-013 | 東原中央A | | | |
| | 黒磯 | 212-II-014 | 松原町A | | | |
| | 鳥野目 | 212-III-001 | 鳥野目a | | | |
| | 鳥野目 | 213-III-1207 | 鳥野目ⅢA | | | |
| 鳥野目 | 213-III-1208 | 鳥野目ⅢB | | | | |
| 急傾斜地 | 黒磯 | 212-II-015 | 下黒磯A | | 市総務部(自治会長・自主防災組織会長→住民) | とようら公民館 |
| 急傾斜地 | 鍋掛 | 212-I-001 | 公民館 | | 市総務部(自治会長・自主防災組織会長→住民) | 鍋掛公民館又は鍋掛小学校 |
| | 鍋掛 | 212-II-001 | 昭明橋 | | | |
| | 越堀 | 213-I-1201 | 越堀ⅠA | | | |
| | 越堀 | 213-I-1202 | 越堀ⅠB | | | |
| | 鍋掛 | 213-II-1201 | 鍋掛ⅡA | | | |
| | 鍋掛 | 213-II-1202 | 鍋掛ⅡB | | | |
| | 鍋掛 | 213-II-1203 | 鍋掛ⅡC | | | |
| | 鍋掛 | 213-II-1204 | 鍋掛ⅡD | | | |
| | 鍋掛 | 213-II-1205 | 鍋掛ⅡE | | | |
| | 鍋掛 | 213-II-1206 | 鍋掛ⅡF | | | |
| | 越堀 | 213-III-1201 | 越堀ⅢA | | | |
| | 寺子 | 213-III-1202 | 赤沼ⅢA | | | |

| | | | | | | |
|------|------|------------|-----------|-----|------------------------|-------|
| | 寺子 | 213-Ⅲ-1210 | 寺子ⅢA | | | |
| | 寺子 | 213-Ⅲ-1203 | 赤沼ⅢB | | | |
| 急傾斜地 | 藁沼 | 410-Ⅱ-017 | 萩平A | | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | |
| | 湯宮 | 212-Ⅱ-1129 | 湯宮ⅡA | | | |
| | 湯宮 | 212-Ⅱ-1130 | 湯宮ⅡB | | | |
| 土石流 | 鳴内 | 7201 | 湯宮三号沢 | 蛇尾川 | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 高林小学校 |
| | 鳴内 | 7202 | 成沢 | 熊川 | | |
| | 鳴内 | 7203 | 下成沢 | 熊川 | | |
| | 鳴内 | 7204 | 鳴内下沢 | 熊川 | | |
| | 鳴内 | 7205 | 鳴内沢 | 熊川 | | |
| | 湯宮 | J7201 | 湯宮一号沢 | 蛇尾川 | | |
| | 湯宮 | J7202 | 湯宮二号沢 | 蛇尾川 | | |
| | 鳴内 | J7203 | 鳴内上沢 | 熊川 | | |
| | 鳴内 | O7201 | 鳴内沢A | 熊川 | | |
| | 鳴内 | O7202 | 茅ノ沢A | 蛇尾川 | | |
| | 鳴内 | O7203 | 茅ノ沢B | 蛇尾川 | | |
| | 湯宮 | ⅡG2105 | 湯宮四号沢 | 蛇尾川 | | |
| | 急傾斜地 | 百村 | 212-I-003 | 阿久戸 | | |
| 百村 | | 212-I-004 | 木の俣 | | | |
| 板室 | | 212-I-005 | 幾世橋 | | | |
| 板室 | | 212-I-006 | 塩沢 | | | |
| 板室 | | 212-I-007 | 三斗小屋温泉 | | | |
| 百村 | | 212-I-008 | 木の俣2 | | | |
| 板室 | | 212-I-009 | 塩沢2 | | | |
| 板室 | | 212-I-010 | 深山湖A | | | |
| 板室 | | 212-I-011 | 白湯山A | | | |
| 板室 | | 212-I-012 | 白湯山C | | | |
| 板室 | | 212-I-013 | 発電所A | | | |
| 板室 | | 212-I-014 | 塩沢A | | | |
| 板室 | | 212-I-015 | 塩沢B | | | |
| 百村 | | 212-I-016 | 百村A | | | |
| 油井 | | 212-I-017 | 油井A | | | |
| 板室 | | 212-Ⅱ-003 | 白湯山B | | | |
| 百村 | | 212-Ⅱ-004 | 光徳寺A | | | |
| 百村 | | 212-Ⅱ-005 | 百村A | | | |
| 油井 | | 212-Ⅱ-006 | 油井B | | | |
| 油井 | | 212-Ⅱ-007 | 油井C | | | |
| 細竹 | | 212-Ⅱ-008 | 細竹A | | | |
| 細竹 | | 212-Ⅱ-009 | 細竹A | | | |
| 西岩崎 | | 213-I-1204 | 西岩崎ⅠA | | | |
| 西岩崎 | | 213-Ⅱ-1208 | 西岩崎ⅡA | | | |
| 細竹 | | 213-Ⅱ-1209 | 細竹ⅡA | | | |
| 小結 | | 213-Ⅱ-1210 | 小結ⅡA | | | |
| 亀山 | | 213-Ⅱ-1211 | 亀山ⅡA | | | |
| 小結 | | 213-Ⅲ-1205 | 小結ⅢA | | | |
| 亀山 | | 213-Ⅲ-1206 | 亀山ⅢA | | | |

| | | | | | | |
|------|-----------|------------|--------|-----|------------------------|-------|
| | 油井 | 213-Ⅲ-1209 | 油井ⅢA | | | |
| 土石流 | 百村 | 7206 | 護安沢 | 熊川 | | |
| | 板室 | 7209 | 温泉沢 | 那珂川 | | |
| | 板室 | 7210 | 湯川 | 那珂川 | | |
| | 板室 | ⅡG2106 | 白湯山沢 | 那珂川 | | |
| 急傾斜地 | 井口 | 213-Ⅰ-1203 | 井口ⅠA | | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 槻沢小学校 |
| | 槻沢 | 213-Ⅲ-1204 | 槻沢ⅢA | | | |
| 急傾斜地 | 上塩原 | 410-Ⅰ-001 | 新湯 | | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） | 塩原公民館 |
| | 中塩原 | 410-Ⅰ-005 | 崖下 | | | |
| | 中塩原 | 410-Ⅰ-006 | 時ヶ崎 | | | |
| | 中塩原 | 410-Ⅰ-007 | 八幡下 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-008 | 今井 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-009 | 須巻 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-010 | 畑下 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-011 | 塩の湯 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-012 | 四季の里 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-013 | 塩釜 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-014 | 七ツ岩 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-015 | 大網温泉 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-017 | 塩原温泉病院 | | | |
| | 中塩原 | 410-Ⅰ-020 | 小田ヶ市A | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-022 | 古町E | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-023 | 塩釜A | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-024 | 塩釜B | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-025 | 塩の湯A | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-026 | 福渡A | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-027 | 福渡C | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-028 | 福渡D | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-029 | 夕の原A | | | |
| | 中塩原 | 410-Ⅱ-005 | 幕岩A | | | |
| | 中塩原 | 410-Ⅱ-006 | 野刈戸 | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-007 | 古町A | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-008 | 古町C | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-009 | 古町D | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-010 | 畑下A | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-011 | 須巻A | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-012 | 甘湯A | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-013 | 福渡B | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-014 | 福渡E | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-015 | 福渡F | | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-016 | 福渡G | | | |
| 湯本塩原 | 410-Ⅲ-002 | 新湯 a | | | | |
| 塩原 | 410-Ⅲ-003 | 畑下 a | | | | |
| 塩原 | 410-Ⅲ-004 | 塩釜 a | | | | |
| 塩原 | 410-Ⅲ-005 | 塩釜 b | | | | |
| 塩原 | 410-Ⅲ-006 | 福渡 a | | | | |

| | | | | | |
|------|------|------------|--------|-------|------------------------|
| | 塩原 | 410-Ⅲ-007 | 福渡 b | | |
| | 塩原 | 410-Ⅲ-008 | 夕の原 a | | |
| | 塩原 | 410-Ⅲ-009 | 大網 a | | |
| | 関谷 | 410-Ⅲ-010 | 大網 b | | |
| | 塩原 | 213-Ⅱ-1212 | 須巻ⅡC | | |
| | 中塩原 | 410-Ⅰ-1103 | 野刈戸ⅠA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-1105 | 古町ⅠA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-1107 | 畑下ⅠA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-1112 | 塩釜ⅠA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅰ-1114 | 塩釜ⅠB | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-1104 | 今井ⅡA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-1109 | 須巻ⅡA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-1110 | 須巻ⅡB | | |
| | 塩原 | 410-Ⅱ-1111 | 甘湯ⅡA | | |
| | 中塩原 | 410-Ⅲ-1101 | 野刈戸ⅢA | | |
| | 中塩原 | 410-Ⅲ-1102 | 野刈戸ⅢB | | |
| | 塩原 | 410-Ⅲ-1106 | 古町ⅢA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅲ-1108 | 須巻ⅢA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅲ-1113 | 塩釜ⅢA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅲ-1115 | 福渡ⅢA | | |
| | 塩原 | 410-Ⅲ-1116 | 福渡ⅢB | | |
| 土石流 | 塩原 | 7703 | スケート湯沢 | 箒川 | |
| | 塩原 | 7704 | 福渡温泉沢 | 箒川 | |
| | 塩原 | 7706 | 塩の湯沢 | 鹿股川 | |
| | 塩原 | 7708 | 足長沢 | 箒川 | |
| | 塩原 | 7709 | 須巻沢 | 箒川 | |
| | 塩原 | 7710 | 上須巻沢 | 箒川 | |
| | 塩原 | 7711 | 門前向沢 | 箒川 | |
| | 塩原 | 7712 | 追沢 | 箒川 | |
| | 中塩原 | 7720 | ツル沢 | 箒川 | |
| | 中塩原 | 7721 | 赤沢 | 箒川 | |
| | 塩原 | 7722 | 平井沢 | 箒川 | |
| | 塩原 | 7723 | 学校沢 | 箒川 | |
| | 中塩原 | J7702 | 野刈戸沢 | シラン沢川 | |
| | 塩原 | J7703 | 夕の原沢 | 箒川 | |
| | 地すべり | 関谷 | 410-3 | 石安土 | |
| 塩原 | | 410-4 | 須巻 | | |
| 中塩原 | | 410-5 | 幕石 | | |
| 中塩原 | | 410-6 | 野刈戸 | | |
| 関谷 | | 410-7 | 塩原ダム | | |
| 塩原 | | 410-9 | 古町 | | |
| 急傾斜地 | 湯本塩原 | 410-Ⅰ-002 | 元湯 | | 市総務部（自治会長・自主防災組織会長→住民） |
| | 上塩原 | 410-Ⅰ-003 | 中山 | | |
| | 上塩原 | 410-Ⅰ-004 | 塚原 | | |
| | 中塩原 | 410-Ⅰ-016 | 戦場 | | |
| | 上塩原 | 410-Ⅰ-018 | 小滝B | | |
| | | | | | メープル |

| | | | | | | |
|------|--------------|--------------|-----------|-----|------------------------|--------|
| | 上塩原 | 410-I-019 | 小滝C | | | |
| | 上塩原 | 410-II-001 | 小滝A | | | |
| | 上塩原 | 410-II-002 | 堂ノ本A | | | |
| | 上塩原 | 410-II-003 | 堂ノ本B | | | |
| | 中塩原 | 410-II-004 | 戦場A | | | |
| | 上塩原 | 410-II-1003 | 上塩原II A | | | |
| | 湯本塩原 | 410-III-001 | 湯本 a | | | |
| | 中塩原 | 410-III-1001 | 白戸A | | | |
| | 上塩原 | 410-III-1002 | 上塩原III A | | | |
| | 上塩原 | 410-III-1004 | 引久保III | | | |
| | 湯本塩原 | 410-II-1101 | 新湯II A | | | |
| 土石流 | 湯本塩原 | 7715 | 後沢 | 赤川 | | |
| | 上塩原 | 7716 | 今尾頭川 | 箒川 | | |
| | 上塩原 | 7717 | 元尾頭川 | 箒川 | | |
| | 上塩原 | 7718 | 清水沢 | 箒川 | | |
| | 上塩原 | I G2101 | 引久保沢 | 箒川 | | |
| 地すべり | 上塩原 | 410-8 | 上塩原 | | | |
| 急傾斜地 | 関谷 | 410-II-018 | 片角A | | | 箒根学園 |
| | 関谷 | 410-III-011 | 片角 a | | | |
| | 関谷 | 410-III-012 | 片角 b | | | |
| | 関谷 | 410-III-013 | 入勝橋 a | | | |
| | 関谷 | 410-I-1122 | 上の内 I A | | | |
| | 関谷 | 410-II-1121 | 上の内 II A | | | |
| | 関谷 | 410-II-1123 | 上の内 II B | | | |
| | 遅野沢 | 410-III-1117 | 遅野沢 III A | | | |
| 関谷 | 410-III-1120 | 京町 III A | | | | |
| 土石流 | 関谷 | O7702 | 上の内沢 | 箒川 | | |
| | 関谷 | O7703 | 菅沢 | 箒川 | | |
| | 遅野沢 | I G2104 | 菅沢一号沢 | 蛇尾川 | | |
| 急傾斜地 | 関谷 | 410-I-030 | 入勝橋A | | 市総務部(自治会長・自主防災組織会長→住民) | ハロープラザ |
| | 関谷 | 410-II-020 | 元町A | | | |
| | 関谷 | 410-II-1118 | 入勝橋II A | | | |
| | 下田野 | 410-II-1124 | 下田野II A | | | |
| | 下田野 | 410-II-1125 | 下田野II B | | | |
| | 関谷 | 410-III-1119 | 入勝橋III A | | | |
| 土石流 | 金沢 | J7701-1 | 和田山沢 | 箒川 | | |
| 急傾斜地 | 金沢 | 410-I-1127 | 金沢中 I A | | | |
| | 金沢 | 410-II-1126 | 金沢上 II A | | | |
| | 宇都野 | 410-II-1128 | 宇都野 II A | | | |
| 土石流 | 金沢 | 7701 | 中沢 | 箒川 | 市総務部(自治会長・自主防災組織会長→住民) | 旧金沢小学校 |
| | 金沢 | 7702 | カブレ沢 | 箒川 | | |
| | 金沢 | J7701 | 台沢 | 箒川 | | |
| | 金沢 | O7701 | 野沢 | 箒川 | | |
| | 金沢 | I G2102 | 和田山一号沢 | 箒川 | | |
| | 金沢 | I G2103 | 中沢一号沢 | 箒川 | | |

| | | | | | |
|------|----|-------|------|--|--|
| 地すべり | 金沢 | 410-1 | 野沢川北 | | |
| | 金沢 | 410-2 | 野沢川南 | | |

(2) 要配慮者利用施設

| 施設の区分 | 施設名 | 所在地 | 対象区域 箇所番号 | 警報等の伝達者 (方法) | 避難所 |
|-------|------------------|---------|-------------------|--------------------------------|-------|
| 病院 | 栃木県医師会 塩原温泉病院 | 塩原 1333 | 急傾斜地 410-I-017 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 塩原公民館 |
| 学校 | 塩原小中学校 | 中塩原 364 | 急傾斜地 410-I-006 | 市総務部・教育委員会教育部 (電話、FAX、メール等) | 塩原公民館 |
| 福祉施設 | ケアホテル松の家 塩原温泉 | 塩原 660 | 地すべり 410-9 | 市総務部・保健福祉部 (電話、FAX、メール等) | 塩原公民館 |

〈2-49 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定〉

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、那須塩原市（以下「甲」という。）と株式会社とちぎテレビ（以下「乙」という。）並びに株式会社栃木放送（以下「丙」という。）は、同法施行令第22条の規定に基づく災害時の放送要請に関する手続きについて次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、法第57条の規定に基づき乙及び丙に対し法第56条の規定による通知又は警告等の放送を要請する場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲は、法第56条の規定に基づき放送を求める場合は、乙及び丙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 放送の日時
- 4 その他必要な事項

第3条 乙及び丙は、前条による放送を求められ、その内容が法第56条の規定に適合すると認められたときは、放送内容、放送の種別及び日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第5条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年9月2日から実施する。

平成26年9月2日

那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市長

宇都宮市昭和2-2-2

株式会社とちぎテレビ 代表取締役社長

宇都宮市本町12-11

株式会社栃木放送 代表取締役社長

〈2-50 災害時におけるホームページ代理掲載に関する覚書〉

災害時におけるホームページ代理掲載に関する覚書

那須塩原市と新座市は、各々の市域で大規模な災害が発生した場合に相互に応援を行うため、平成17年11月1日に『災害時における相互応援に関する協定』を締結している。今回、その協定書第3条第5号に示す応援の内容の一つとして、災害時におけるホームページ代理掲載に関する事項について、協定書に加えて次のとおり事項を定め、本覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、那須塩原市と新座市のいずれか又は両市域で災害発生時において、いずれかのホームページの公開ができない場合に、応援を要請する市（以下「要請市」という。）と応援を要請された市（以下「応援市」という。）が相互に協力し、応援市のホームページにおいて要請市の災害情報を掲載（以下「代理掲載」という。）することにより、要請市における市民への情報提供が遮断されないことを目的とする。

(代理掲載を行う期間)

第2条 本覚書を適用する期間は、代理掲載の掲載依頼があったときから代理掲載の終了依頼があったときまでとする。

(代理掲載する情報)

第3条 代理掲載する情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害名、災害発生時刻及び被害状況
- (2) 避難所の開設状況
- (3) ライフラインの状況
 - ア 電力
 - イ 水道
 - ウ 下水道
 - エ 通信
- (4) 公共交通の状況
- (5) その他市長が必要と認める情報

(連絡体制)

第4条 両市は、あらかじめ代理掲載のための連絡担当部署を定め、対象となる災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月2日

那須塩原市長

新座市長

〈 2 - 5 1 防災情報提供手段の使用に関する協定書〉

那須塩原市防災情報提供手段の使用に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社栃木北支社（以下「乙」という。）は、電力供給に係わる大規模事故が発生した場合や、需給の逼迫などによる広範囲にわたる停電、および電力需要の急増による節電のお願いの実施における、那須塩原市防災情報提供手段（防災行政無線、みるメール、ホームページ掲載等、那須塩原市から那須塩原市民へ防災上必要な情報を提供する手段）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、那須塩原市内に停電が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災情報提供手段を通じて、停電情報の提供を行い、市民生活の安心確保および秩序の維持に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において停電とは、次のとおりとする。

- (1) 電源の計画外停止等により発生する停電
- (2) 需給逼迫に伴い、計画的に実施する停電（計画停電）

（運用）

第3条 乙は、防災情報提供手段の運用にあたっては、次の各号に掲げる事項を、可能な範囲で別紙添付の連絡体制により、甲に連絡する。

- (1) 通報依頼者の所属および氏名
- (2) 事故原因
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項を連絡後、新たな情報が判明したときは、可能な範囲で連絡を行うものとする。

3 甲は、第1項および前項により乙から連絡を受けた後、防災情報提供手段を活用し、別紙添付の広報文例により、速やかに市民に対して情報提供する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1か年とする。ただし、この協定に関し、期間満了の1か月前までに、甲乙双方が別段の意思表示をしないときは、この契約はさらに1か年間期間を延長するものとし、その後はこの例による。

（協定の改定）

第5条 この協定は、甲乙のいずれかの発議により、双方協議のうえ改定することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

（旧協定の失効）

第7条 甲乙間で締結した平成20年1月1日付の防災行政無線システムの使用に関する協定書は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名（署名）押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年5月8日

那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市長

大田原市山の手1丁目9番14号

東京電力株式会社栃木北支社長

別紙（略）

第1章 基本方針

I 避難所運営マニュアル策定の目的

地震・台風等の大規模な災害が発生した場合には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難となった被災者の発生が予想されるため、速やかに避難所を開設して収容し、生命の安全の確保と安全な避難場所・生活場所を提供することが重要である。

避難所開設の主体は市になるが、避難所運営が長期化する見込みがある場合は市のみで運営していくことは不可能である。避難所運営が長期化する際は避難者自身が避難所運営に携わることが必要になってくる。しかしながら、慣れない避難所生活の中で避難所運営に当初から携わることが難しい。このマニュアルは、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方や活動内容の指針をまとめ、避難所を市と避難者が協力して運営することを目的としている。

II 避難所の概要

1 避難所とは

避難所は、災害発生時において、生活の場を失った地域の居住者や滞在者が、生命又は身体を災害から保護するための避難先として提供される施設である。

また、避難者が互いに助け合い生活再建に向けての一步を踏み出すための施設でもある。

避難所には指定避難所と福祉避難所があり、市では、那須塩原市地域防災計画において、指定避難所・地域福祉避難所・拠点福祉避難所・民間福祉避難所を定めている。

【別紙1：避難所一覧】

避難所の機能には、①安全や生活基盤の提供、②保健衛生の確保、③情報の提供、④地域コミュニティの維持・形成の支援などがある。これらの機能を十分に発揮させるためには、訓練や過去に発生した災害で得た経験を教訓とし、行政主体の避難所運営ではなく、避難者自らの協働の精神に基づく自主的な避難所運営が重要となる。

指定避難所

地震・風水害等が発生したときに、市民等の安全を確保するために開設される避難所で、市が地域防災計画に沿って指定している。

地域福祉避難所

災害時に避難行動要支援者等（高齢者・障害者等のうち、災害時の避難において自ら避難することが困難であり支援が必要な者）が必要な支援を受けられる体制を整備した避難所である。那須塩原市においては指定避難所内に避難行動要支援者等が介護や健康相談を受けることができるなど一定の配慮がされたエリアを確保して、これらを地域福祉避難所と位置付けている。

拠点福祉避難所

避難行動要支援者等のニーズに応じた物資の提供、情報伝達方法の整備、相談窓口の設置、病院や社会福祉施設への移送の準備・支援を行う避難所である。必要に応じて地域福祉避難所の支援を行う。災害の状況に応じて開設される二次的避難所であり、当初から避難所となることはない。

民間福祉避難所 ※非公開

民間の社会福祉施設等のうち、災害時に民間福祉避難所として避難者の受入が可能な施設とし運営法人との協定に基づき指定し開設する避難所。災害の状況に応じて開設される二次的避難所であり、当初から避難所となることはない。

開設する避難所は、災害対策本部が該当地域における指定避難所の中から決定する。

なお、塩原温泉地区における災害により、市が開設した避難所までの移動が困難である場合、協定により下記施設も避難所として提供される。

- ・かんぼの宿塩原

2 避難所の役割

- ① 生活場所の提供
- ② 食料・飲料水・物資の提供
- ③ トイレ等の衛生環境の提供
- ④ 生活情報、生活再建情報の提供

3 避難所開設基準

- ① 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき
- ② 避難指示が発令されたとき
- ③ その他市長が必要と認めたとき

4 対象とする避難者等

避難所で受け入れる者は、次の①から④までのいずれかに該当する者とする。

しかし、大規模災害の発生直後は、①から④の要件を満たしているか否かの客観的判断は難しく、厳密に区別することは現実的でないため、避難が必要な状況であり、受入れを求める者がいれば対応する。

また、避難所に収容しきれない住民や、集団での生活が困難などの理由により、ライフラインの停止した自宅等での生活を余儀なくされる住民に対しても支援を行えるよう配慮する。

【対象者の要件】

- ① 家屋等の倒壊等により自宅では生活できない者
災害により現に被害を受けた者（住家が被害を受け居住の場所を失った者）
又は受けるおそれがある者（避難指示の対象となる者、緊急に避難する必要がある者）。
- ② 在宅被災者
自宅の被災を免れたが、ライフラインの停止等により生活困難な者。
- ③ 帰宅困難者
他交通手段が途絶し、帰宅困難な者で、緊急避難的に保護しなければならない者。（JR西那須野駅、那須塩原駅、黒磯駅）
- ④ 避難行動要支援者
高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮が必要となる者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、迅速な避難の確保を図るため支援を必要とする者。【別紙2】
なお、避難行動要支援者の対応については、別途マニュアルに基づき対応することとし、状況に応じて、適切な支援が提供できる拠点福祉避難所又は民間福祉避難所等への移送を検討する。

5 避難所開設期間

避難施設開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

6 避難所運営の時期区分

- ① 平常時
 - ・災害発生時に備え連絡体系の構築、避難所および備蓄品の整備等を行う。
- ② 初動期【災害発生直後～2日程度】
 - ・避難所の安全確認、開設、避難者の受入れ等を行う。
- ③ 展開期～安定期【2日～3週間程度、3週間以降】
 - ・避難所運営組織、ボランティア、医療・福祉施設等との連携を図りながら被災生活を支援する。
- ④ 撤収期
 - ・避難者の減少に伴う避難所の縮小・閉鎖を行う。

7 避難所の運営体制

避難所では、避難者自らの共同の精神に基づく自力再建を原則とする。

しかし、避難直後（初動期・展開期）において、避難者が主体となって避難所を運営することは困難であると予想されるため、初動期・展開期においては市職員が主体となり避難所の開設を行い、自主防災組織・避難者の協力のもと運営体制を整える。

安定した避難所運営が確保された場合、避難所運営委員会が主体となり、ボランティア・避難者との協働で運営することとし、市職員は避難所の統括およびサポートを行う。

| 時期区分 | 運営主体 | 統括・サポート | 協力者 |
|---------|----------|---------|-------------|
| 初動期～展開期 | 市職員 | | 自主防災組織、避難者等 |
| 安定期～撤収期 | 避難所運営委員会 | 市職員 | 避難者、ボランティア等 |

第2章 業務の全体像

I 平常時

1 避難所の管理・運営体制の整備

(1) 避難所管理責任者

- ・避難所の管理・運営の統括は、保健福祉部長とする。
- ・保健福祉部長は、避難所業務が円滑に進められるよう、避難所開設に携わる職員（以下、「避難所担当職員」という。）を様式⑦【現地リーダー及び参集職員一覧】のとおり定める。

(2) 避難所担当職員

- ・避難所担当職員は、定期人事異動等を勘案し、毎年度当初に指定する。
- ・災害発生初期における避難所の開設・運営を円滑に行うため、様式⑧【連絡体系票】により避難所担当職員の連絡体系を整備する。
- ・保健福祉部長は、避難所担当職員のみでの対応が不可能と判断したときは、必要に応じて各部局へ応援職員の要請を行い、応援職員派遣の受入れを行う。

【要請先部局】

| |
|---|
| 総務部、企画部、市民生活部、子ども未来部、会計課、農業委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会等事務局、教育部 |
|---|

(3) 避難所担当職員の役割

避難所担当職員の業務は、次のとおりとする。

- ・避難所開設業務
- ・避難所開設初期における避難所運営業務
- ・災害対策本部との連絡及び調整業務
- ・避難所運営委員会による避難所運営業務
- ・避難所閉鎖業務

2 避難所の整備、確認

(1) 避難所の整備

- ・総務部及び保健福祉部は、指定避難所及び福祉避難所が避難した住民を受け入れるのに適当であるか随時確認を行い、不適切であると判断された場合は、適切な整備または指定替えを行う。

(2) 施設利用スペースの確認

- ・保健福祉部は、避難所として利用できるスペースを各施設管理者及び各施設主管課と協議の上決定し、様式⑥【避難所利用スペース】により避難所利用計画を策定する。
- ・避難所利用計画の策定に当たっては、要援護者を優先するために福祉避難所の設置場所を最優先に検討すること。

(3) 帰宅困難者に対する受入れ体制の整備

- ・指定避難所の中から駅に近い施設を一時受入避難所として設定する。
- ・具体的には、那須塩原市における帰宅困難者が想定される J R 東北本線の西那須野駅、那須塩原駅、黒磯駅の三駅に対し、帰宅困難者の一時受入避難所を次のとおり設定する。

| 駅名 | 避難場所 | 住所 | 収容可能人数 |
|-------|--------|-----------|--------|
| 西那須野駅 | 東小学校 | 太夫塚 1-193 | 504 人 |
| 那須塩原駅 | 大原間小学校 | 方京 3-14-6 | 278 人 |
| 黒磯駅 | 黒磯小学校 | 豊町 2-1 | 369 人 |

- ・一時受入避難所においては、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。
- ・避難場所までの誘導は、鉄道事業者等と連携して、避難所担当職員が行うものとする。また、避難所の状況に応じ他の避難所への移送も検討する。

3 備蓄品の整備

(1) 公的備蓄品の確認

- ・備蓄品目は様式⑨【備蓄品一覧表】の通りである。
- ・備蓄品数量については、各年度当初において確認するものとする。なお、確認においては、次の①～③について確認する。
 - ① 想定される収容人数及び日数分保管されているか
 - ② 使用期限は適正か。必要に応じて随時入れ替えられているか
 - ③ 避難行動要支援者や女性、子ども、高齢者など多様なニーズを補完できるものとなっているか

II 初動期（災害発生直後～2日程度）

1 避難所の開設

（1）避難所開設の決定

- ・避難所の開設は、災害対策本部長が決定する。
- ・迅速な対応が必要な場合については、施設管理者又は避難所担当職員が応急的に避難所を開設することができるものとする。なお、避難所担当職員が応急的に避難所を開設した場合、開設後の避難所管理を行うのは避難所担当職員とする。
- ・教育委員会が所管する指定避難所の施設管理者等の連絡先及び鍵は、教育委員会が管理する。

（2）那須塩原市災害情報共有システム（DMaCS）等の活用

- ・避難所運営業務における災害対策本部への報告、情報共有、災害対策本部からの行動指示等については、原則として「那須塩原市災害情報共有システム（DMaCS。以下「システム」という。）」により行うものとする。
- ・避難所開設時には、社会福祉課において、システム上に避難所ごとのチャットを開設する。
- ・このマニュアルにおいて特に定めのあるもののほか、避難所から災害対策本部への連絡は、避難所ごとのチャットにより行うものとする。
- ・災害対策本部及び社会福祉課は、開設する避難所にインターネットが使用できない避難所があるときは、代替手段を検討し、避難所担当職員等に周知する。

【那須塩原市災害情報共有システム URL】

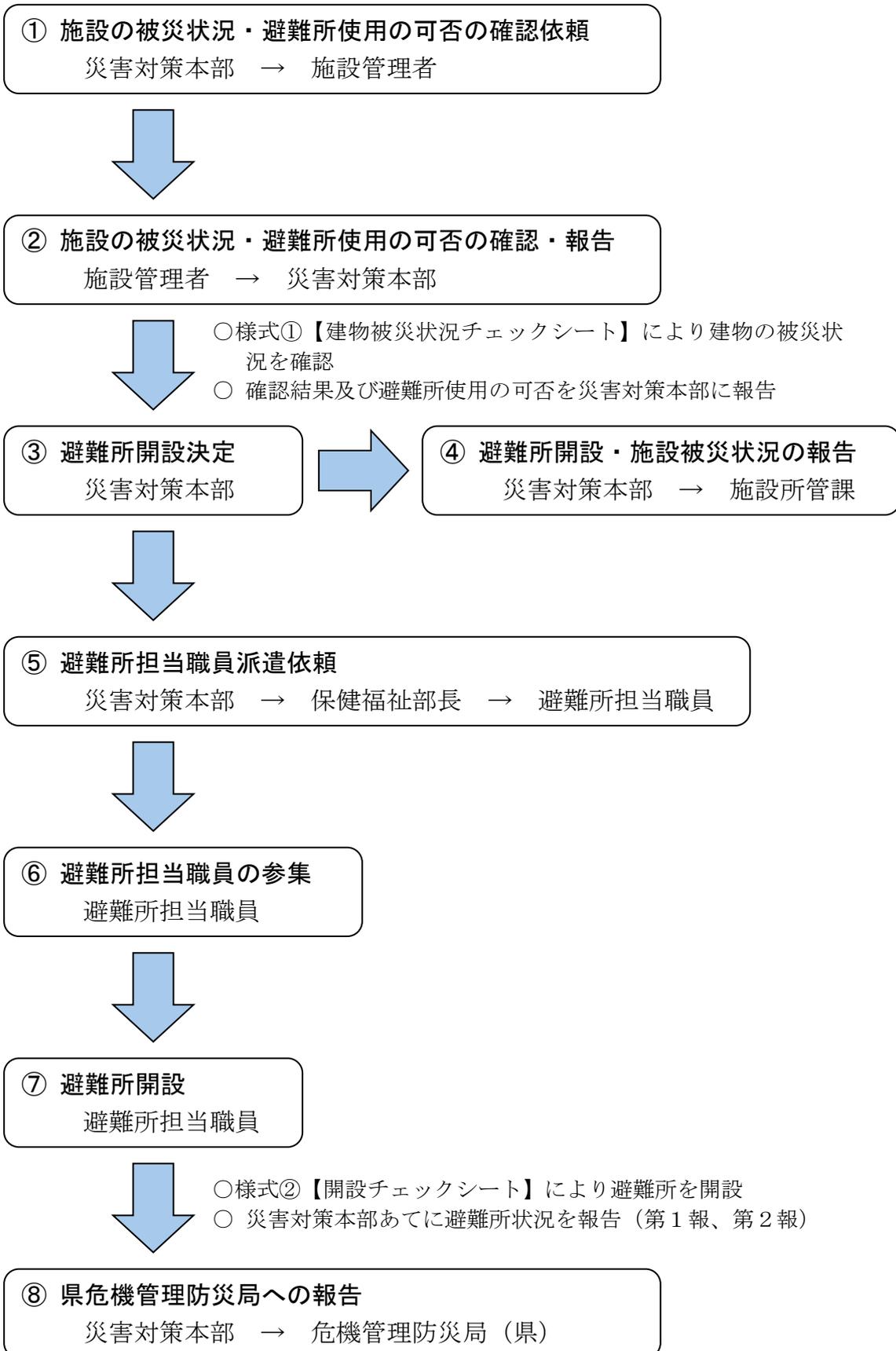
（略）

(3) 避難所開設及び運営の流れ

① 勤務時間内（8：30～17：15）に災害が発生したとき（図1）

- (図中①) 災害対策本部は、避難所を開設しようとする施設の施設管理者に対し、被災状況及び避難所使用の可否について確認する。
- (図中②) 施設管理者は、**様式①【建物被災状況チェックシート】**により**建物の被災状況を確認**し、確認結果及び避難所使用の可否を災害対策本部に報告する。
- (図中③) 災害対策本部は、図中②の報告を受け、開設が可能であるときは、避難所開設の決定を行う。
- (図中④) 災害対策本部は、施設主管課に対し、避難所開設及び被災状況の報告を行う。
- (図中⑤) 災害対策本部は、保健福祉部長に対し避難所開設の連絡及び避難所担当職員派遣の依頼し、保健福祉部長は、避難所担当職員の派遣を行う。
- (図中⑦) 避難所担当職員は、**様式②【開設チェックシート】**により**避難所を開設**し、避難所開設状況を災害対策本部に報告する。
- (図中⑧) 災害対策本部は、避難所から第1報及び第2報の報告を受けたときは、栃木県危機管理防災局に対し、ただちに避難所開設の日時及び場所、収容人数、開設期間の見込みその他必要事項を報告する。

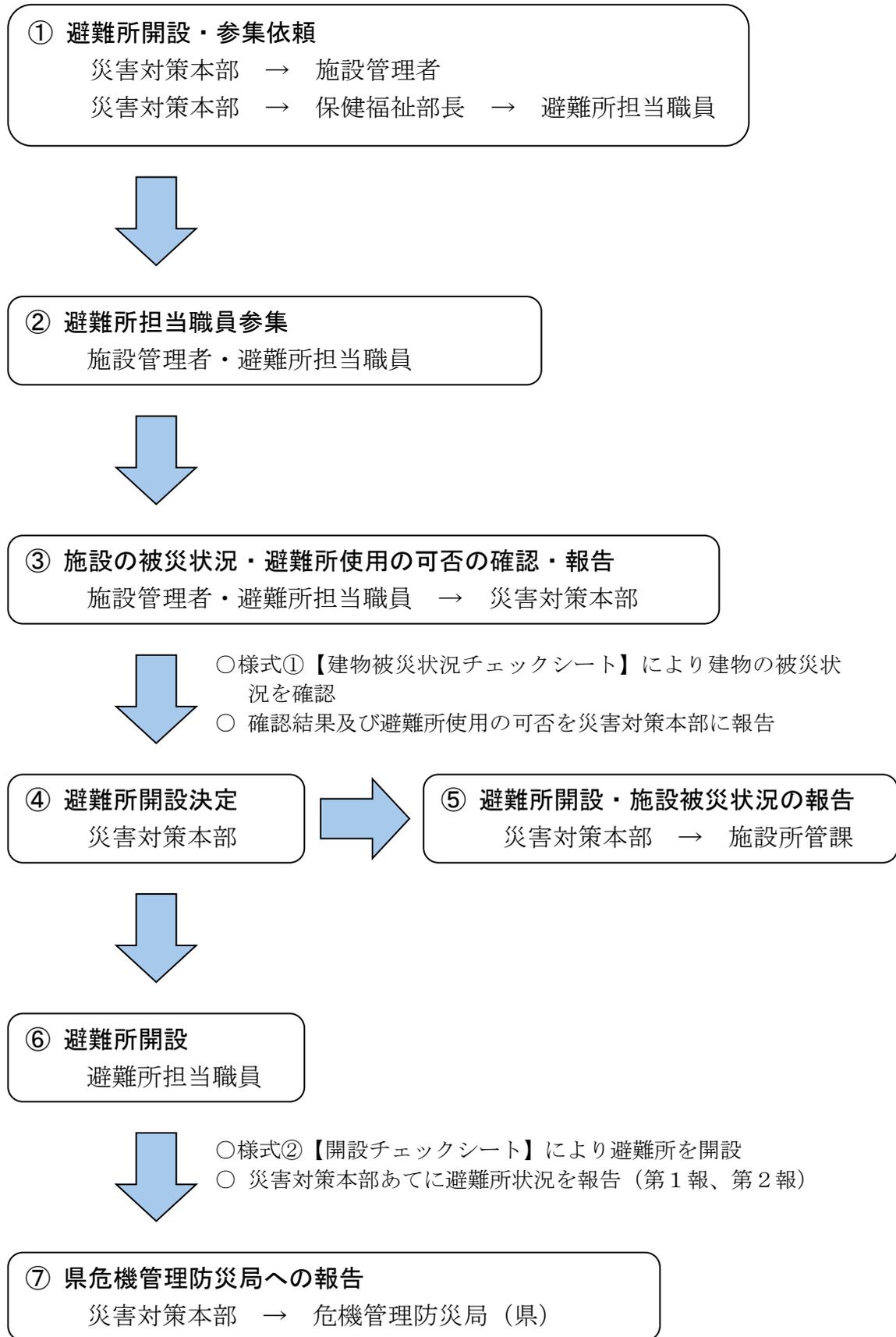
図1 勤務時間内に突発的な災害が発生したとき



② 勤務時間外に突発的な災害が発生したとき（図2）

- (図中①) 災害対策本部は、施設管理者に対し避難所開設及び参集を依頼するとともに、保健福祉部長に対し、避難所開設及び避難所担当職員の派遣を依頼する。保健福祉部長は、避難所担当職員の派遣を行う。
- (図中③) 施設管理者及び避難所担当職員は、**様式①【建物被災状況チェックシート】**により**建物の被災状況を確認**し、被災状況及び避難所使用の可否を災害対策本部に報告する。
- (図中④) 災害対策本部は、図中③の報告を受け、開設が可能であるときは、避難所開設の決定を行う。
- (図中⑤) 災害対策本部は、施設主管課に対し、避難所開設及び被災状況の報告を行う。
- (図中⑥) 避難所担当職員は、**様式②【開設チェックシート】**により**避難所を開設**し、避難所開設状況を災害対策本部に報告する。
- (図中⑦) 災害対策本部は、避難所から第1報及び第2報の報告を受けたときは、栃木県危機管理防災局に対し、ただちに避難所開設の日時及び場所、収容人数、開設期間の見込みその他必要事項を報告する。

図2 勤務時間外に突発的な災害が発生したとき



③ 自主避難が予想されるとき

- ・台風の接近等に伴い、災害発生の恐れがある場合、施設管理者及び避難所担当職員を派遣する場合がある。
- ・避難所担当職員は、様式③【避難所状況報告書】により、避難者の受入れ後遅滞なく災害対策本部へ連絡する。
- ・大規模災害の場合は、受入れ後、当該施設を避難所として開設するなど状況に応じて対応する。

(4) 避難所開設における業務

- ・避難所の開設に係る業務（①～⑥）は様式②【開設チェックシート】により行う。

| | |
|-----------------|--|
| ①施設の安全確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・様式①【建物被災状況チェックシート】により、必ず2名以上で施設の安全確認を行う。ただし、地震以外の災害等の場合で、二次災害の恐れがないと判断される場合には、②以降の業務を優先して行う。 ・参集職員が施設の安全性について判断することが難しい場合は、応急危険度判定士の招集を本部に依頼すること。 |
| ②避難者の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物内への避難者の誘導は、建物の安全を確認した後に行う。 ・避難者の建物内への誘導は、開設準備完了後を原則とする。ただし、気象状況等により、建物外での待機が難しい場合には、改めて場所割りを行う旨を説明し、建物内に誘導すること。 |
| ③施設及び設備の点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確認を行った後、施設のライフライン使用の可否を判断する。（電気、放送設備、水道、ガス、電話、インターネット、下水道等） |
| ④施設利用スペースの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用計画に基づき、避難所のスペースを確保する。 ・避難所の利用範囲を明示すること。 ・避難所のスペースは、誰にでもわかりやすいよう、利用目的や範囲を貼り紙やテープで明示すること。 ・避難所スペースを明示するときは、多言語配慮シート等を活用すること。 ・避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止とし、敷地内の屋外に飼育スペースを設置する。 |
| ⑤利用室内の整理 ・清掃 | <ul style="list-style-type: none"> ・破損物や備品等を片付けるとともに、最低限の清掃を行う。 |
| ⑥受付の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要物品を準備し、受付場所を設置する。 |

| | |
|--|--|
| | <p>【必要物品】</p> <p>机、いす、受付案内、ボールペン、受付案内、避難者カード、要支援者名簿、避難者名簿、セロハンテープ、ガムテープ、クリップボード</p> |
| <p>⑦災害対策本部への報告 (第一報)</p> <p>報告フォーム (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に施設の被災状況、ライフラインの状況及び避難所開設の報告を行う。 ・報告は、システムにより行うものとするが、利用できない場合には、報告フォーム又は様式③【避難所状況報告書】を使用し、FAX等により報告を行うものとする。 <p>【災害対策本部 FAX】</p> <p>0287-72-7220</p> <p>612-01 (防災行政ネットワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告と併せて、必要な物資がある場合には、災害対策本部に要求すること。 |
| <p>⑧避難者の受入れ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確認後、受入体制が整い次第、避難者の受入れを開始する。 ・受付で様式④【避難者カード】を記入してから避難所へ入るよう促す。 ・ペット同伴の場合には、様式⑳【ペット管理票】を作成し、ペットについては飼育スペースを利用するよう説明する。 ・避難者カードは一世帯につき一枚作成すること。 ・負傷、病気、アレルギー等の特記事項がある場合には、「注意点」欄に記載すること。 ・避難者カードの記入により受付が混雑することが予想される場合には、避難所に受け入れてから記入するなど状況に応じて対応すること。 ・避難者の受入れは、避難行動要支援者及び要配慮者を優先して行うこと。 |
| <p>⑨避難者名簿の作成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・避難者カードに基づき、様式⑤【避難者名簿】を作成する。 ・避難者カードに特記事項がある場合には、避難者の状況、必要な支援等を確認する。 |
| <p>⑩設備・備蓄品の確認</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・放送機器、放送設備（メガホン、拡声器等）の確認を行う。 ・様式⑨【備蓄品一覧表】により備蓄品の確認を行う。 ・備蓄品に不足がある場合には、災害対策本部に不足分 |

| | |
|---|---|
| | を要求すること。 |
| ⑪災害対策本部への報告 (第二報) 報告フォーム (略) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に避難者数の集計結果の報告を行う。 ・報告は、システムにより行うものとするが、利用できない場合には、報告フォーム又は様式③【避難所状況報告書】を使用し、FAX等により報告を行うものとする。 【災害対策本部 FAX】 0287-72-7220 612-01 (防災行政ネットワーク) ・報告と併せて、必要な物資がある場合には、災害対策本部に要求すること。 ・負傷者が多数いる場合は必要な情報を記載の上、医師の派遣を要請すること。 |

2 避難所の運営

(1) 避難所運営における業務

| | |
|----------------|--|
| ①備蓄品の配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している食料や物資が全員に行き渡らない場合は、避難行動要支援及び要配慮者に優先的に配付すること。 |
| ②避難所運営記録の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・様式⑩【避難所日誌】により避難所運営記録を作成し、次の担当に引き継ぐ。 |
| ③避難者以外の来訪者への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難者以外の来訪者については、様式⑪【来訪者受付票】により受付を行い、避難所の安全確保に努める。 ・面会等は受付付近にて行い、原則として居住スペースには立ち入らせないこと。 |
| ④ボランティアの受け入れ | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア従事者受付は、様式⑫【避難所ボランティア受付票】により行う。 ・ボランティアの受け入れは、社会福祉協議会と連携して行うこと。 |
| ⑤避難者に関する問合せ | <ul style="list-style-type: none"> ・避難者に関する安否確認等の問合せがあった場合には、様式⑤【避難者名簿】又は様式④【避難者カード】により、避難状況の公表の可否を確認する。 ・公表可である場合のみ回答を行い、公表不可の場合は、様式⑬【安否確認受付票】を作成し、掲示板等により避難者に周知する。 |

3 初動期における留意点

- ・初動期においては避難者の安全確保を最優先とすること。
- ・避難所担当職員は、夜間の避難者の受入れや、防犯・防火に努めるため、24時間対応できる体制とすること。
- ・避難所開設に係る保健師の業務については、「災害時保健師活動マニュアル」により行うこと。
- ・避難所では、アルコール問題の発生を視野に入れ、飲酒や酒類の持込を禁止すること。

【参考】災害情報共有システムによる報告

①

那須塩原市災害情報共有システム
Disaster Management and Communication System

災害情報管理 | 災害情報一覧

絞り込み検索

| No. | 災害名 | 災害種別 |
|-----|---------------|------|
| 1 | 【訓練】避難所参集訓練 | 地震 |
| 2 | 【令和6年4月9日】大雨 | 風水害 |
| 3 | 【令和6年2月27日】強風 | 風水害 |
| 4 | 【令和6年2月5日】大雪 | その他 |
| 5 | 【令和6年1月24日】大雪 | その他 |
| 6 | 【令和6年1月15日】大雪 | その他 |

登録されている災害を選択
※登録は危機管理課が行います。

②

那須塩原市災害情報共有システム
Disaster Management and Communication System

発災から 194時間39分21秒 | 【訓練】避難所参集訓練

操作メニュー

被害報告 | 対応指示 | バトロール | 被害報告

避難所 | 第1報・第2報等の報告は、「避難所」から | 対応中 | 対応済

チャット | エリア管理 | 報告書

レポート | 被害速報

③

避難所

避難所一覧

絞り込み検索

| No. | 避難所名▲ | 開設状況 | 避難所種別 | 避難者 |
|-----|--------------|------|-------|-----|
| 1 | 青木小学校 | 未開設 | 指定避難所 | 0/0 |
| 2 | 厚崎公民館 | 未開設 | 指定避難所 | 0/0 |
| 3 | 厚崎中学校 | 未開設 | 指定避難所 | 0/0 |
| 4 | いきいきふれあいセンター | 未開設 | 指定避難所 | 0/0 |
| 5 | 福村公民館 | 未開設 | 指定避難所 | 0/0 |
| 6 | 福村小学校 | 未開設 | 指定避難所 | 0/0 |
| 7 | 大貫小学校 | 未開設 | 指定避難所 | 0/0 |
| 8 | 大原間小学校 | 未開設 | 指定避難所 | 0/0 |
| 9 | 大山公民館 | 未開設 | 指定避難所 | 0/0 |

避難所を選択

[56件中 1 - 10件]

④

避難所

避難所情報登録

いきいきふれあいセンター

| 避難所種別 | 指定避難所 | 住所 |
|--------|--------------|-----|
| 電話番号 | 0287-60-1115 | 収容人 |
| 添付ファイル | | |

開設状況 必須 閉鎖中 開設中

開設日時

管理責任者 那須塩原 一郎

施設状況(被害有無) 不明 あり なし

被害状況詳細 別棟の一部が損壊しています。

災害対策本部あての避難状況報告(第1報・第2報)は、この報告フォームに入力してください。

Ⅲ 展開期（災害発生2日後～3週間程度）～安定期（3週間目以降）

展開期・安定期は、避難者にとっては、避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期である。

避難者が増え、避難生活が長くなることが予想される場合は「避難所運営委員会」を設置し、行政及び避難者の協働により、避難所を運営する。

1 避難所運営委員会

(1) 避難所運営委員会の役割

- ・ 避難所運営全般に係る協議・意思決定
- ・ 災害対策本部との連絡・調整

(2) 避難所運営委員会の構成

① 構成員

避難所運営委員会は、次の者により構成する。なお、人選に当たっては、妊婦や乳幼児のニーズにも対応できるよう、女性の参画に努めること。

- ・ 自主防災組織、避難者
- ・ 避難所担当職員
- ・ 施設担当職員
- ・ 社会福祉協議会

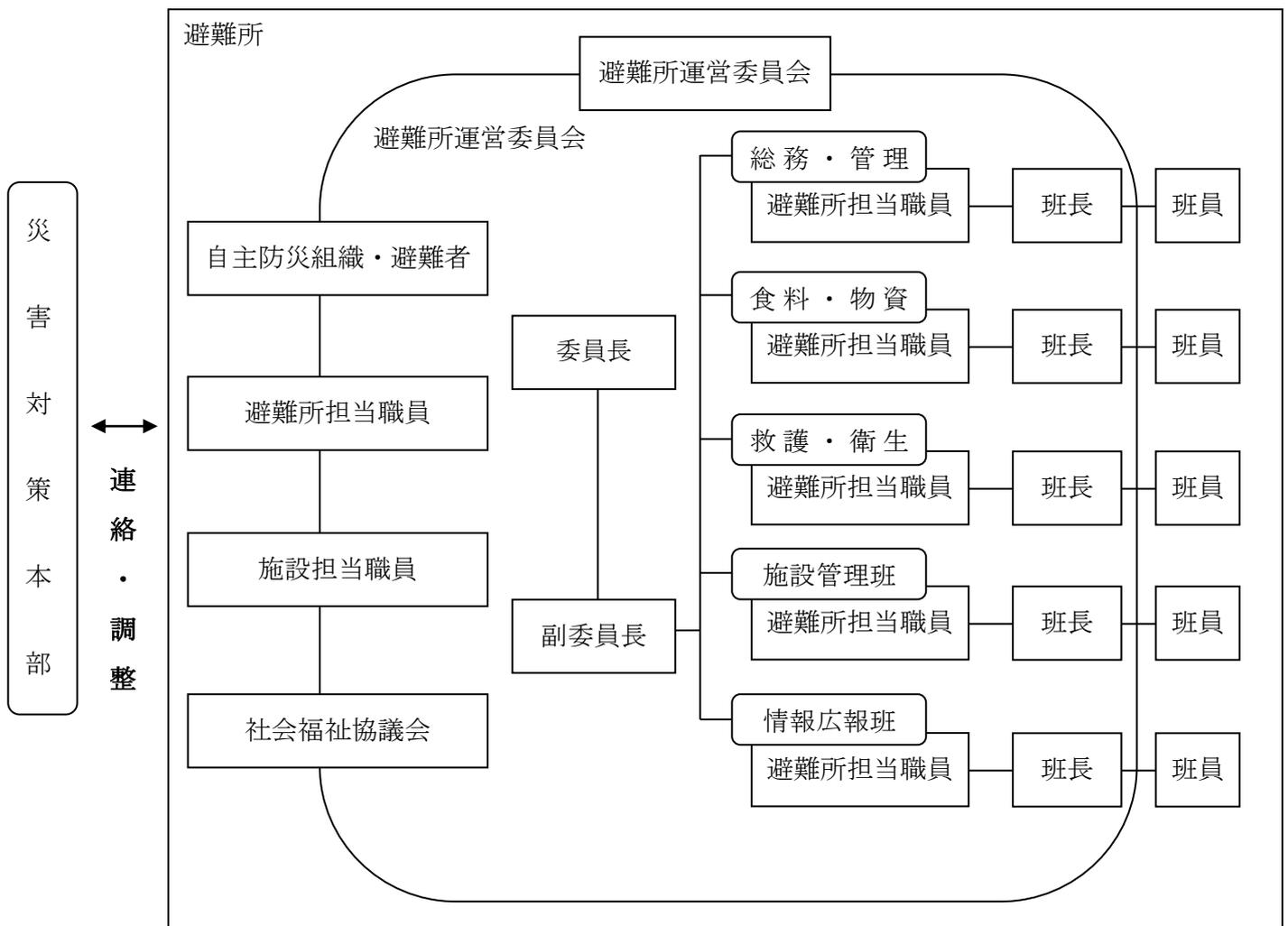
② 運営委員長、副委員長

- ・ 構成員の中から運営委員長、副委員長を選出する。
- ・ 委員長、副委員長は避難者の総意により選出し、女性の参加にも配慮すること。

③ 班の設置

- ・ 避難所運営を円滑に行うため班を設置する。
- ・ 各班は避難者と避難所担当職員で構成し、構成員の中から班長を選出する。

④ 避難所運営委員会の組織図



(3) 避難所運営委員会の設置

- ・避難所運営委員会の設置は、避難所担当職員の主導により行うこと。

(4) 避難所運営委員会の業務

① 避難所運営会議の開催

- ・避難所運営会議は、円滑な避難所運営に資するため、避難所の状況及び課題の把握、災害対策本部との連絡調整事項の協議を行うことを目的として開催する。
- ・災害発生直後は、原則として1日2回、朝食後と夕食後に開催する。
- ・朝の会議は、前日の会議以降に生じた連絡事項の報告、夜の会議は、避難所での課題や問題点への対処等を主な議題とする。
- ・災害発生後、避難所の状況に応じ、1日1回の開催とすることができる。
- ・特に連絡事項がない場合でも1日に1回は開催し、問題点の有無を確認すること。

② 各班の主な業務

| | |
|--------|--|
| 総務・管理班 | <ul style="list-style-type: none">○避難所運営委員会事務<ul style="list-style-type: none">・避難所運営委員会の事務局を担当し、避難所運営委員会を開催する。○災害対策本部との連絡調整<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部との連絡調整の窓口となり、連絡調整事項の把握及び報告を行う。・災害対策本部から連絡・協議事項があった場合は、避難所運営会議に報告する。○避難所レイアウトの設定<ul style="list-style-type: none">・避難者が共同生活を円滑に進められるよう、時間の経過に応じた避難所レイアウトを設定する。○災害時設備の管理<ul style="list-style-type: none">・災害時の備品について管理、貸出を行う。○避難所の記録<ul style="list-style-type: none">・様式⑩【避難所日誌】により避難所運営記録を作成する。・避難所運営会議、避難所の状況・活動・情報等の記録を行う。○避難者カードの作成<ul style="list-style-type: none">・避難者カード様式④【避難者カード】の整備を行う。・避難者カードは一世帯一枚とし、世帯ごとの記入を徹底すること。・避難者カードは個人情報のため、その取扱に注意し、原則として避難所担当職員及び施設職員が行うこと。○避難者名簿の作成・管理・更新<ul style="list-style-type: none">・避難者名簿様式⑤【避難者名簿】を作成・管理・更新を行う。・避難者名簿は個人情報のため、その取扱に注意し、原則として避難所担当職員及び施設職員が行うこと。○安否確認の問い合わせ<ul style="list-style-type: none">・避難者に関する安否確認等の問い合わせがあった場合には、様式⑤【避難者名簿】又は様式④【避難者カード】により、避難状況の公表の可否を確認する。・公表可である場合のみ回答を行い、公表不可の場合は、様式⑬【安否確認受付票】を作成し、掲示板等により避難者に周知する。・災害発生直後は安否確認の来訪者や電話が殺到すること |
|--------|--|

が想定されるが、問い合わせへの対応においては、避難者のプライバシー及び安全確保を優先すること。

○来訪者への対応

- ・避難者以外の来訪者があった場合は、様式⑩【来訪者受付票】により受付を行い、避難所の安全確保に努める。
- ・面会等は受付付近にて行い、原則として居住スペースには立ち入らせないこと。

○外出者への対応

- ・外出者、外泊者は、様式⑭【外泊届出票】に必要事項を記載し管理する。

○取材への対応

- ・マスコミ等からの被災者の安否に関する問い合わせは、避難者カード問い合わせ対応の同意がある場合にのみ対応する。
- ・取材の申し入れがあったときは、氏名、所属、取材目的、発表日時や発表内容を聞き取り、記録に残す様式⑩【避難所日誌】。
- ・プライバシー保護の観点から、情報管理には充分配慮すること。
- ・取材は時間及び区域を定めて行うこと。
- ・避難者が寝起きする場所への立ち入り取材は、その部屋の避難者の全員同意を得てからとすること。

○郵便物、宅配物の取り扱い

- ・避難者あての郵便物・宅配物等は、原則として、配達者が直接手渡しするようにする。

○ボランティアへの対応

- ・避難所の運営状況等に基づき、必要に応じて社会福祉協議会へボランティア派遣を要請する。
- ・ボランティアの管理は、様式⑫【避難所ボランティア受付票】により行う。
- ・ボランティアの分担する仕事は、原則として避難生活に関する仕事の支援とし、的確にボランティアの配備を行う。
- ・ボランティア派遣の要請に当たっては、ボランティアの活動内容、必要人員数等を連絡すること。

○災害対策本部への定期連絡

- ・1日1回、災害対策本部へ連絡を行う。
- ・報告は、システムにおける避難所状況報告に様式③【避

| | |
|----------------------|---|
| | <p>難所状況報告書】を添付することで行うものとするが、システムが利用できない場合には、FAXその他の方法により報告するものとする。</p> <p>○不足人員の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営に当たり人員が不足している場合は、様式⑯【職員派遣依頼票】により災害対策本部へ人員の派遣を要請する。 |
| <p>食料・物資班</p> | <p>○食料・物資の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式⑰【食料依頼票】により、災害対策本部あてに食料の調達を依頼する。 ・様式⑱【物資依頼票】により、災害対策本部あてに物資の調達を依頼する。 ・食料・物資の調達に当たっては、避難者数及び在宅被災者数を把握した上で、避難行動要支援者、乳幼児等のニーズにあったものを取り扱えるように留意すること。 <p>○炊き出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しは、社会福祉協議会が主として行うが、避難者による自主運営を支援し、円滑に行えるよう努める。 ・災害直後や社会福祉協議会の炊き出しが行えない場合は、班員が協力し炊き出しを行う。 <p>○食料・物資の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から届いた食料・物資の荷下ろし、搬入を行う。 <p>○食料・物資の管理、配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式⑲【物資管理票】により食料・物資を管理する。 ・食料の保管では、賞味期限や消費期限に留意し、保存期間の短いものから配布を行うこと。 |
| <p>救護・衛生班</p> | <p>○避難行動要支援者及び要配慮者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者及び要配慮者からの相談対応、情報伝達と支援物資の提供等を実施する。 ・窓口には、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性の配置に努めること。 ・避難者の障害の程度、体力、病状等の状況から、避難所での生活が困難と考えられる場合については、拠点福祉避難所又は民間福祉避難所に移送を検討すること。 <p>○避難者の体調管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の体調管理を聞き取りで行い、必要な処置を施すよう努める。 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・軽い運動や、健康管理のためのうがい・手洗いを推奨する。 ・避難生活は、日常生活以上に心身に負担をかけやすいことに留意すること。 <p>○衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病や食中毒等の発生を予防し、衛生的な環境を確保するため、衛生管理に十分な注意を払うよう呼びかける。 ・水道等のライフラインが停止し、必要な物資が不足する避難所生活では、衛生的な環境を確保することは難しいと想定されるが、できる限り衛生的な環境を確保するよう努めること。 <p>○ごみ集積場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所敷地内の屋外に、ごみ集積場を設置する。 ・分別収集を徹底し、ごみ集積場を清潔に保ち管理する。 ・ごみの回収は、堆積量に基づき、総務・管理班を通して災害対策本部に依頼する。 <p>○トイレの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ・トイレ用水の確保及び定期的な清掃を行う。 <p>○風呂・シャワーの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設風呂やシャワーが設置後は、当番を決めて定期的に清掃を行う。 ・近隣の銭湯や宿泊施設等の営業状況等を把握し、避難者へ伝達する。 ・避難者が公平かつ快適に入浴等の機会を得られるようにする配慮すること。 <p>○避難所の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有部分の清掃を当番制により実施する。 ・避難者全員で避難所内を清潔に保つよう呼びかける。 ・居住部分の清掃は、毎日1回以上、清掃時間を設けて実施するよう呼びかける。 <p>○ペットの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止とし、敷地内の屋外に飼育スペースを設置する。 ・様式⑳【ペット管理票】を作成する。 ・飼育に当たっては、避難所で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、避難者間でのトラブルを回避する必要があること、ペットの所有者の責任により衛生面の確保等を行うことを説明する。 |
|--|--|

| | |
|-------|--|
| | <p>○生活用水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者全員が協力して対応するよう呼びかける。 ・避難所で使用する水は、用途に応じて明確に区分して使用する。 |
| 施設管理班 | <p>○避難所の安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余震等による二次災害を防ぐため施設の危険箇所の点検を行う。 ・危険箇所は明示するほか、掲示板で周知する。 <p>○避難所の防火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の防火に努める。 ・室内は火気厳禁、禁煙とし、喫煙は決められた場所（屋外）でのみ行わせること。 <p>○避難所の防犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の当直や見回り体制を設け、巡回・パトロール等を実施する。 ・貴重品の管理について周知する。 |
| 情報広報班 | <p>○情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者にとって必要な情報を収集するために、自ら行政機関へ出向く、他の避難所と連絡を取る等、情報収集に努める。 ・避難所運営会議において伝達された情報について整理する。 ・テレビ・ラジオ・新聞等の情報を集約する。 ・情報の収集においては、デマ、情報の錯綜等に留意すること。 <p>○情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議、テレビ・ラジオ・新聞等で収集した情報を避難者に伝達する。 ・避難所内での情報伝達は、原則として掲示板（張り紙等）を利用すること。 ・情報の発信においては、正確性、効率性に留意し、避難者全員が情報を共有できるよう努めること。 <p>○長期受入れ施設等に関する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期受入れ施設（公営住宅、応急仮設住宅等）の情報等を総務・管理班と連携しながら周知する。 |

2 展開期・安定期における留意点

- ・展開期・安定期においては、避難所を臨時の生活拠点として利用することを前提として、秩序のとれた生活拠点として機能するよう努めること。
- ・避難所運営委員会の各構成班には市職員を配置し、避難者とともに各業務を行うとともに、避難が長期化した場合、住民主体の避難所運営が可能となるよう、業務の引継ぎを行っていくこと。
- ・避難の長期化に伴い、被災者の心身の抵抗力が低下することに留意すること。
- ・被災者のニーズが多様化、高度化する時期であり、柔軟な対応を心がけること。
- ・避難所担当職員は、避難者生活の自立再建に向けた支援を行いつつ、撤収の予測を踏まえた活動を行うこと。

IV 撤収期

- ・避難所の閉鎖は、災害対策本部が決定する。
- ・避難所の開設が長期化し、避難所運営委員会が設置されている場合には、避難所運営委員会と災害対策本部が協議を行った上で、閉鎖を決定する。

1 避難所運営委員会

- ・避難所の存続や将来の要望をまとめ、避難者の意向調査を実施する。
- ・避難所の閉鎖に向けた避難者の合意形成を行う。
- ・残務整理を行い、避難所の閉鎖とともに避難所運営委員会も解散する。

2 各班の業務

- ① 各班は、展開期・安定期と同様に避難所運営に係る業務を行う。
- ② 総務・管理班については、展開期・安定期の業務のほか、次の業務を行う。
 - ア 退去、避難所集約に伴う移動
 - ・避難者の退去により同一避難所内や避難所間の移動について災害対策本部と協議の上調整を図る。
 - イ 避難者撤収への働きかけ
 - ・避難者の生活再建に向けた支援を行い、避難所撤収への理解を得るよう努める。
 - ウ 避難所閉鎖の決定
 - ・避難所の閉鎖は、避難所運営委員会及び災害対策本部の協議により決定する。
 - エ 施設業務の回復
 - ・施設職員と協力し、避難所閉鎖後の正常業務への体制整備を進める。施設職員とともに、施設の点検を行う。
 - オ 避難所の記録
 - ・避難所運営の記録や使用した台帳等を整理し、保健福祉部へ引き渡す。使用した物資、残っている物資・食料についても同様に対応する。

第3章 感染症拡大防止対策

I 感染症拡大防止対策について

災害時には、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザをはじめとする感染症の拡大リスクが高まることから、感染症対策を行い、避難者だけでなく避難所運営スタッフの感染防止にも配慮した避難所運営を行う必要がある。

【防災備蓄品に加え、配備する消耗品】

| |
|---|
| マスク、アルコール消毒液、雑巾、非接触型体温計、医療用手袋、防護服、フェイスガード、ゴミ袋 |
|---|

1 避難所における避難者の滞在スペースについて

(1) 避難者の十分なスペースの確保について

- ・飛沫感染防止のため、人と人との間隔をある程度（距離の制限は設けない）確保するよう努めること。

(2) 発熱、咳等のある者の滞在スペースについて

- ・健康な者と体調がすぐれない者の滞在場所と分け、両者の動線が交わらないように配慮するよう努めること。
- ・発熱、咳等の症状がある避難者は、避難所内に別室を確保し、分離する。
- ・可能であれば、階を分けることが望ましい。
- ・1か所の避難所の施設内で滞在スペースを分離することが難しい場合は、近隣の指定避難所の開設について、災害対策本部と協議する。

(3) 換気・消毒の徹底

- ・避難所内は、可能な限り換気並びに共有部分及び資機材の消毒作業に努めること。

【共有部分・資機材の例】

手すり、ドアノブ、蛇口、トイレ、テーブル、椅子、スイッチ、受話器、リモコン、懐中電灯、食器

- ・消毒に使用した雑巾、手袋、マスク等は、ゴミ袋に入れ、テープ等で密封して廃棄する。

2 避難者の検温等

- ・避難者が体調不良を訴える場合は、職員が施設入口付近において検温を実施する。
- ・検温の記録は、様式④【避難者カード】の氏名欄余白に記入する。
- ・避難者に対し、自主的な検温をお願いする。

3 避難所担当職員の感染防止

- ・感染症の疑いのある避難者の対応に当たる場合は、マスク、手袋、フェイスガード等を着用し、感染防止に努めること。

第4章 大雪時の国道4号通行止め等に係る対応について

大雪時には、国道4号が規制されることがあり、以下の対応を行う場合がある。

I 宇都宮国道事務所の対応

宇都宮国道事務所は、大雪時、以下の基準により、国道4号の規制を行う。

| 段階 | 規制基準 | 規制内容 |
|------|--|---|
| 第1段階 | 大雪注意報発令後、次の地点のいずれかで基準の積雪を記録した場合。 ・鍋掛豊浦立体交差点：積雪深10cm ・那須除雪基地（那須町地内）：積雪深15cm | 冬用タイヤ未装着車両の排除 ・国道4号下り車線について、鍋掛豊浦立体交差点手前で規制し、冬用タイヤ未装着車両を県道に降ろし、Uターンさせる。 |
| 第2段階 | 東北道（那須IC～白河IC）が通行止め、且つ、次の地点で基準の積雪を記録した場合。 ・那須除雪基地：連続する3時間以内に積雪深15cm | 通行止め規制による除雪 ・鍋掛豊浦立体交差点手前～西郷村大清水交差点を通行止め規制（通行止めを行い、除雪） |

II 市の対応

市は、規制が長期間に及び、宇都宮国道事務所からの協力依頼があった場合には、以下のとおり協力を行う。

| 段階 | 施設 | 協力内容 |
|------|---------|--|
| 第1段階 | とようら公民館 | 宇都宮国道事務所職員等の待機（休憩）場所の提供 ・待機場所の開設は、通常の避難所開設と同様の手順・体制とする。（鍵の開閉は公民館職員、待機場所の開設・運営は避難所担当職員） ・公民館内の空いている部屋を使用するが、避難所となった場合は、避難所スペースとしての使用を優先させる。 |
| 第2段階 | 豊浦小学校 | 待機運転手等の一時避難（休憩）場所の開設 ・避難場所の開設・運営は、通常の避難所開設と同様の手順・体制とする。（鍵の開閉は小学校職員、一時避難場所の開設・運営は避難所担当職員） 【宇都宮国道事務所の対応】 ・通行止め地点から一時避難場所までの誘導 ・一時避難所における待機運転手等への情報提供等 ・一時避難所への資機材（暖房器具等）の用意 |
| | | 備蓄品の提供 ・避難所担当職員は、一時避難所において、配布用食料等を待機運転手等に配布する。 ・危機管理課は、施設に配布用の食料等を搬入する。 【宇都宮国道事務所の対応】 |

| | | | |
|--|-------------|------------------------------------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・食料等の用意（市備蓄品とは別に宇都宮国道事務所でも用意） ・待機車列運転手への食料等の配布 |
| | とようら 公民館 | 宇都宮国道事務所職員等の待機（休憩）場所及び配布物品仮保管場所の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階と同様とする。 ・配布物品の仮保管場所については、一時避難場所（豊浦小学校）を開設しない場合にも使用する場合があります。 |

別紙1・2（略）
様式①～⑳（略）

〈2-53 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱〉

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (13) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (14) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (15) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (16) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (17) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (18) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

(1) 災害の概況

(2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び都道府県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。
- 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。
- 6 消防庁は、別表A-1及び別表A-2に定める災害発生後、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県及びの登録市町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1(1)の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県を経由して行う。）ものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道

府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。

(2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。

(3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

(1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。

(2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。

(2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。

(3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。

(4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

(1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

(2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するもの

とする。

- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、全各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第36条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画(以下「受援計画」という。)に定めておくものとする。
 - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
 - (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
 - (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被災状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。
 - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
 - (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
 - (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、水上小隊、航空小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求め（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）るものとする（別記様式6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式6-5）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長又は土砂・風水害機動支援部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6-6）。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(受援都道府県の知事による増隊要請)

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1-1）。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第23条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第24条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第25条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都

道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の下承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第26条 第24条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-2)。

(帰署(所)報告)

第27条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第28条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに当該都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式5-1、5-2)を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第29条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱(政令市等は5強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第30条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表E-1及び別表E-2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時にに行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第33条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表E-1及び別表E-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式3-1又は3-4)を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第31条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式3-2)。

(迅速出動の中止)

第32条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第33条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。)は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援部隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

（迅速出動適用時の出動先の変更等）

第34条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出場途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告）

第35条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

第8章 防災関係機関との連携

（防災関係機関等との連絡調整等）

第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第37条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

（応援等実施計画）

第38条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (4) NBC即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7) 情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機等の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第40条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 その他

(都道府県の訓練)

第41条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第42条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第43条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

※別表A～E（略）

別記様式1～7（略）

栃木県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、宇都宮市消防局とする。ただし、代表消防機関が被災している場合は、代表消防本部代行とするものとする。

2 代表消防機関代行は、次のとおりとする。

| 適用順位 | 消防本部名 |
|------|----------|
| 1 | 小山市消防本部 |
| 2 | 那須地区消防本部 |

3 県内各ブロックにおける幹事消防本部及びブロック内消防機関は、次のとおりとする。

| ブロック | 幹事消防本部 | ブロック内消防機関 (○印は幹事消防本部代行) |
|------|----------|--|
| 中央 | 宇都宮市消防局 | — |
| 南東 | 小山市消防本部 | ○石橋地区消防組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合 消防本部 |
| 北東 | 那須地区消防本部 | ○塩谷広域行政組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合 消防本部 |
| 南西 | 足利市消防本部 | ○佐野市消防本部 栃木市消防本部 |
| 北西 | 日光市消防本部 | ○鹿沼市消防本部 |

4 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

(連絡体制)

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 栃木県内消防本部の所在地・連絡先については、別表第2-1のとおりとする。

(2) 栃木県・市町災害対策本部所在地・支部の連絡先については、別表第2-2及び別表第2-3のとおりとする。

(3) 情報連絡窓口一覧については、別表第2-4のとおりとする。

(4) 連絡方法は、原則として電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、市町防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(5) 栃木県は応援要請決定後、速やかに様式2、様式3、様式4及び要請要綱別記様式7により情報連絡体制の明確化を図るものとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び栃木県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域及び活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、栃木県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）の意見を聴くものとする。

4 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

5 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

6 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

(応援等要請のための市町長等の連絡)

第6 被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに別表第3を考慮して、緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

2 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

3 被災地の市町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

4 被災地の市町長は、被災地及びその周辺地域に緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されてい

ない場合、知事は、その後判明した被害状況も踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

- 2 栃木県は、総務省消防庁（以下「消防庁」という。）から要請要綱別記様式 3-3 により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町に対して通知するものとする。
- 3 栃木県は、知事が前 2 項による通知を行った場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）以外の各消防本部に連絡するものとする。
（迅速出動等適用時の対応）

第 8 被災地の市町長は、要請要綱第 5 条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第 29 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が栃木県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする

- (1) 最大震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- (2) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

- 2 知事は、要請要綱第 5 条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第 29 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が栃木県内で発生した場合は、早期に栃木県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第 3 章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第 9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第 44 条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、調整本部を設置するものとする。

- 2 調整本部は災害対策本部と連携を図るため、県庁 8 階危機管理センター（危機管理対策室）内に設置するものとし、栃木県庁が被災し庁内に調整本部を設置する事ができない場合には、災害対策本部と同じ場所に設置する。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、栃木県県民生活部消防防災課長及び栃木県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 所 属 等 |
|-----|--|
| 本部員 | 栃木県県民生活部危機管理課の職員 栃木県県民生活部消防防災課の職員 栃木県消防航空隊副隊長及び隊員 宇都宮市消防局予防課長及び警防係長又は代表消防機関代行の職員 被災地消防本部職員 |

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

- 6 調整本部は、「栃木県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官、被災市町長、被災地消防本部消防長及び代表消防機関消防長に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、栃木県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、栃木県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

- (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 栃木県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 栃木県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 栃木県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 10 調整本部は指揮本部、緊急消防援助隊指揮支援本部、消防庁等と連携するものとする。
- (1) 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。
 - (2) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
 - (3) 調整本部を構成する各構成員は、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 栃木県県民生活部消防防災課長は副本部長として、指揮支援部隊長と協力し、災害対応全般に関する調整を行うものとする。
 - イ 指揮支援部隊長は副本部長として、栃木県県民生活部消防防災課長と協力し、災害全般に関する調整を行うとともに、栃木県に参集した緊急消防援助隊の管理をするものとする。
 - ウ 栃木県県民生活部消防防災課職員及び危機管理課職員は栃木県県民生活部消防防災課長の補佐を行うものとする。
 - エ 栃木県消防航空隊副隊長及び隊員は他機関との航空機に関する調整を行うものとする。
 - オ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員は、栃木県内各消防本部間の連絡及び調整を行うとともに、県内応援隊の活動の状況の把握等を行うものとする。
 - カ 被災地消防本部職員は、被災地消防本部に属する活動隊の状況及び災害状況の把握等を行うものとする。
 - (4) 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
 - (5) 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
 - (6) 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 11 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）とその任務に係る調整を行うものとする。
- 12 知事は、県内における緊急消防援助隊の活動が全て終了した場合、調整本部を廃止するものとし、その旨を速やかに長官、被災市町長、被災地消防本部消防長及び代表消防機関消防長へ連絡するものとする。

(指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 被害状況（ライフラインの状況及び道路の通行可否を含む。）の収集に関すること
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、調整本部及び代表消防機（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

（応援等支援班の設置）

第 11 指揮本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、緊急消防援助隊及び県内応援隊の活動支援を行うため応援等支援班を設置し、次に掲げる任務を行わせるものとする。

- （1）進出拠点の運営及び管理
- （2）宿営場所の運営及び管理
- （3）その他、指揮本部で必要と認めた事項

2 指揮本部は、応援等支援班員の招集を当該幹事消防本部（幹事消防本部が被災している場合には幹事消防本部代行）に要請するものとする。

なお、中央ブロックについては、北西ブロック幹事消防本部に要請するものとする。

3 前項の要請を受けた幹事消防本部は、当該ブロック内消防本部（必要に応じて他ブロック消防本部に要請するものとする。）に対して、応援等支援班員の派遣要請をするものとする。

4 一次進出拠点に派遣する応援等支援班員は、担当消防本部職員 3 名とする。

5 任務付与拠点に派遣する応援等支援班員は次のとおりとし、被災地消防職員が、当該応援等支援班を統括するものとする。

- （1）被災地消防本部職員 3 名
- （2）担当消防本部職員 3 名
（被災地消防本部職員と担当消防本部職員は兼務することができるものとする。）

- （3）上記以外の消防本部職員 4 名
（被災地消防本部職員と担当消防本部職員が兼務する場合は 7 名。）

6 宿営場所に派遣する応援等支援班員は次のとおりとし、被災地消防本部職員が、当該応援等支援班を統括するものとする。

- （1）被災地消防本部職員 3 名
- （2）担当消防本部職員 3 名
（被災地消防本部職員と担当消防本部職員は兼務することができるものとする。）

- （3）上記以外の消防本部職員 9 名
（被災地消防本部職員と担当消防本部職員が兼務する場合は 12 名。）

7 指揮本部は、応援等支援班の増減が必要と認められる場合は、幹事消防本部に要請するものとする。

8 指揮本部は、市町災害対策本部に対し、必要に応じて、応援等支援班員の派遣を要請するものとする。

9 応援等支援班は、指揮者の指揮の下又は県内応援統括班長の管理の下で支援活動を実施するものとする。

10 応援等支援班員は、指揮本部等と緊密な連絡をとり、効率的な活動をするを図るため、必要な車両、資機材（照明器具、テント、通信機器等）を持参するものとする。

（現地合同調整所の設置）

第 12 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置するものとする。

第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第 13 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

2 指揮支援部隊長は、栃木県内で活動する指揮支援部隊を統括し、栃木県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
また、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該 N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式 7 のとおりとする。

(通信運用体制)

第14 緊急消防援助隊に係る無線通信運用体制は、原則として別表第 5 のとおりとし、運用方法は、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他の無線を使用する。
 - (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。
 - (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
 - (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
 - (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
 - (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。
 - (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点等)

第15 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点等について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点等及び進出拠点等担当消防本部は別表第7のとおりとし、一次進出拠点及び任務付与拠点の役割については次のとおりとする。

ア 一次進出拠点は、緊急消防援助隊が栃木県内へ進出する最初の目標及び拠点をいう。

イ 任務付与拠点は、緊急消防援助隊が現場活動に入る前に任務付与及び活動方針の決定等を行い、態勢を整えるための拠点をいう。

(2) 航空隊の進出拠点（ヘリベース・フォワードベース）及び担当消防本部は、別表第8のとおりとし、支援の要請がある場合は、航空支援隊員を可能な範囲で派遣するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、指揮本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとし、指揮本部は当該幹事消防本部に応援等支援班の派遣を要請するものとする。

3 第11に基づき該当する消防本部は、応援等支援班の派遣及び要請するものとする。

4 一次進出拠点における応援等支援班の任務については次の事項とする。

(1) 到着した都道府県大隊、都道府県統合機動部隊、都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部及び指揮本部に報告すること。

(2) 応援都道府県大隊長等に対して応援先又は任務付与拠点までの道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(3) その他必要な事項

5 任務付与拠点における応援等支援班の任務については次の事項とする。

(1) 応援都道府県大隊長等に対し災害情報の提供及び、任務付与

(2) 災害現場までの誘導

(3) 応援都道府県後方支援隊への宿営場所までの誘導

(4) その他必要な事項

(任務付与)

第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) 燃料補給場所

(8) その他活動上必要な事項

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第17 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第9のとおりとする。

3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第 19 ヘリコプター離着陸場所(ランディングポイント)は、別表第 10 のとおりとする。

(取水可能場所)

第 20 ヘリコプター取水可能場所一覧は別表第 11 のとおりとする。ポンプ車取水可能場所(消火栓は除く)一覧は別表第 12 のとおりとする。

(医療機関)

第 21 医療機関一覧(災害拠点病院)は別表第 13-1、医療機関一覧(医師会別)は別表第 13-2 のとおりとする。

(第一次緊急輸送道路指定路線)

第 22 第一次緊急輸送道路指定路線は別表第 14 のとおりとする。

(宿営場所)

第 23 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第 15 のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、指揮本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 指揮本部は、宿営場所が決定された場合、当該幹事消防本部へ応援等支援班を要請するものとする。

なお、中央ブロックについては、北西ブロック幹事消防本部に要請するものとする。

4 第 11 に基づき該当する消防本部は、応援等支援班の派遣及び要請するものとする。

5 応援等支援班は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所等)

第 24 調整本部は、燃料の補給場所等について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第 16 のとおりとする。

3 航空小隊の燃料保管場所は、別表第 17 のとおりとする。

(燃料調達要請)

第 25 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は栃木県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第 18 のとおりとする。

(重機派遣要請)

第 26 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は栃木県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣等に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における重機派遣等に関する協定を締結している団体は、別表第 19 のとおりとする。

3 調整本部長は、必要に応じ、長官に重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第 27 調整本部長は、食糧及び医療品、仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は栃木県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第 20 のとおりとする。

(災害時における消防用水等の調達要請)

第 28 調整本部長は、コンクリートミキサー車保有団体の協力が必要と判断した場合は栃木県災害対策本部と協議し、災害時における消防用水等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時におけるコンクリートミキサー車派遣等に関する協定を締結している団体は、別表第 21 のとおりとする。

(災害時における災害救助犬の出動要請)

第 29 調整本部長は、被災者の捜索活動のため災害救助犬の出動が必要と判断した場合は栃木県災害対策本部と協議し、災害時における災害救助犬の出動に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における災害救助犬の出動に関する協定を締結している団体は、別表第 22 のとおりとする。
(増隊要請)

第 30 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

第 31 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとし、部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合。

(2) 市街地が連たんした複数市町が被災するなど、市町境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合。

(3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合。

2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害の状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第 32 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

3 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により栃木県内で活動している緊急消防援助隊への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第 33 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、栃木県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長等に対し、要請要綱別記様式 6-6 により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式 6-7 により通知するものとする。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6-8 により通知するものとする。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第 34 調整本部は、部隊移動を行う場合は、栃木県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第35 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式4-1）。

第7章 その他

（情報共有）

第36 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等の情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画等の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（地理情報）

第37 栃木県及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

（災害時の体制整備）

第38 知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（栃木県緊急消防援助隊受援計画の策定）

第39 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。

2 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、栃木県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに栃木県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

（消防本部の受援計画の策定）

第40 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、栃木県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、その旨を知事に対して報告するものとする。

（航空隊の受援計画）

第41 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項のほか、栃木県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に定めるものとする。

(栃木県の訓練)

第42 栃木県は、原則年1回、調整本部の設置運営訓練等を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和2年3月19日消第857号）

この計画は、令和2年3月19日から施行する。

〈2-55 民間との災害時等における支援協力に関する協定〉

(1) 東電タウンプランニング株式会社

広告付避難場所等電柱看板に関する協定

那須塩原市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）とは、那須塩原市内における広告付避難場所等電柱看板の掲出に係る協力に関し、必要な事項について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市民に対する避難場所等の地域情報（以下「地域情報等」という。）を案内表示することを目的として行う広告付避難場所等電柱看板の掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告付避難場所等電柱看板 乙の実施する広告事業のうち、電柱へ設置する巻看板に民間企業等の広告と合わせて地域情報等の案内表示を記載するもの（以下「看板」という。）をいう。
- (2) 広告主 この協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（地域情報等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、この協定の趣旨の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) 広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続を行うこと。
- (2) 掲出した看板に関する維持管理及び住民からの申出等について対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況につき、甲の求めに応じ、報告を行うこと。
- (4) 新規の掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 地域情報等の変更又は削除があったときは、必要な修正を行うこと。

（看板の表示内容）

第5条 看板に記載する地域情報等の案内表示には、看板掲出場所から極力近い距離の地域情報等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、看板には記載しない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの

- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快な念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他広告として不相当であると甲が認めるもの

(経費)

第7条 看板の掲出に当たり、必要な一切の経費は乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しない。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、これを定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月27日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市長

乙 栃木県宇都宮市宿郷1丁目20番5号
東電タウンプランニング株式会社
栃木総支社長

(2) 株式会社ゼンリン

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、那須塩原市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、那須塩原市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとす

る。

(1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新さ

れるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年7月27日

甲) 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市長

乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2

株式会社ゼンリン関東エリアグループ長

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービスの内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告をすることなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第1号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上

(3) 株式会社ヒーローライフカンパニ

那須塩原市と株式会社ヒーローライフカンパニーとの災害時の支援に関する協定

那須塩原市（以下「甲」という。）と株式会社ヒーローライフカンパニー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時の支援に関する協定（以下「災害協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の求めに応じて、乙が保有するトレーラーハウスを甲に貸し出すことを通じて、災害時の応急対策活動等に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携し協力する。

- (1) 災害時の応急仮設住宅等への利用
- (2) 災害時の応急仮設住宅等建設期間のつなぎ利用
- (3) 災害時の災害対応拠点等としての利用
- (4) 災害時の指定避難所を担保する宿泊施設等への利用
- (5) その他危機対策に準じる支援に関する利用

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請ができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（費用の負担）

第6条 本協定により、乙がトレーラーハウスの貸出しに要した経費は、甲が

負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 トレーラーハウスの貸出に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項は別紙にて定める。また、本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この災害協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年7月15日

甲 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2
那須塩原市長

乙 東京都港区芝大門 2-3-1
株式会社ヒーローライフカンパニー
代表取締役

(4) 栃木日産自動車株式会社、日産プリンス栃木販売株式会社及び日産自動車株式会社

電気自動車を活用した災害連携協定

那須塩原市(以下「甲」という。)と栃木日産自動車株式会社 (以下「乙1」という。)、日産プリンス栃木販売株式会社 (以下「乙2」という。「乙1」と「乙2」を併せて「乙」という。)及び日産自動車株式会社 (以下「丙」という。)は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、電気自動車の普及を通じ、那須塩原市の自助力、共助力、公助力向上を図るため、甲による電気自動車の計画的な整備及び電気自動車を非常用電源として活用できる体制の構築や那須塩原市内の電気自動車普及に向けた諸施策の実施に加え、甲が乙及び丙の協力を得て、地震又は風水害等大規模災害が発生した若しくはその可能性があること(以下「災害時等」という。)によって、那須塩原市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。)により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

(電気自動車等の貸与要請)

第2条 甲は、災害時等により、避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)が必要なときは、乙に対し、第1号様式「電気自動車の貸与等の協力要請書」により電気自動車等の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙が可能と判断する範囲において、乙の所有する電気自動車を甲に貸与するものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、乙の指定する日時及び場所で甲に無償で貸与するものとし、貸与車両の保管場所から避難所等への貸与車両の移動は、甲の責任において行うものとする。

3 乙は、第1項に基づく貸与に併せて、可能な範囲において、乙の指定する日時及び場所で、乙の管理する充電スタンドを無償で使用させるものとする。

4 貸与車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況および避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

（貸与時の残充電）

第4条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（管理等）

第5条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙から提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

（事故等の対応）

第6条 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する席を負うものとする。

2 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決める。

（返却）

第7条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

（外部給電器の使用）

第8条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第9条 乙は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第10条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第11条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第12条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第14条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(全15条)

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年10月28日

- 甲 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2
那須塩原市長
- 乙 1 栃木県宇都宮市不動前五丁目 1 番 2 9 号
栃木日産自動車販売株式会社
代表取締役社長
- 乙 2 栃木県宇都宮市西原 5 3 0
日産プリンス栃木販売株式会社
代表取締役社長
- 丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号
日産自動車株式会社
理事

- (5) 株式会社ヨークベニマル、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社

カーボンニュートラル推進及び災害に伴う大規模な停電発生時の協力に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）、株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「丙」という。）及び東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社（以下「丁」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互協力の下、再生可能エネルギーの普及を通じたカーボンニュートラルに向けた取り組みを実施すること、及び災害に伴う大規模な停電が発生又は発生するおそれのある場合（以下「停電発生時等」という。）において地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、「災害に伴う大規模な停電」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 那須塩原市の全域又は同市内の一部地域（以下「対象地域」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害の影響により停電した場合
- (2) 対象地域において、丁の電力供給設備の故障等により停電事故が発生した場合
- (3) 対象地域において、丁により電力供給制限が行われる場合

（本協定の対象となる施設及び設備等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、第1条に定める目的の達成のため、停電発生時等に乙が那須塩原市内において管理・運営する店舗（次項に定める本件設備が設置された店舗に限る。以下「本件店舗」という。）及び本件店舗に設置された設備（以下「本件設備」という。）を活用することを相互に確認し、同意する。

2 前項に定める本件設備は、乙丙間の別途締結する契約に基づき本件店舗に丙が設置する設備で、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備及び付随する設備
- (2) 蓄電池
- (3) 電気自動車充電設備（以下「本件充電設備等」という。）

(平時の協力事項)

- 第4条 甲、乙、丙及び丁は、相互に誠意をもって協力し、各当事者が主催する防災訓練を含む各種イベントその他これに類する催事等(以下「各種イベント等」という。)において、那須塩原市民に対し、再生可能エネルギーの普及及び活用、カーボンニュートラルに向けた取り組みについて理解を促す活動、並びに再生可能エネルギーを活用した停電発生時等の防災及び減災に関する広報活動の積極的な実施に努めるものとする。
- 2 甲、丙及び丁は、各種イベント等において本件設備で発電された再生可能エネルギー電力を必要とし、本件充電設備等の使用を希望する場合、乙に対し、第1号様式「協力依頼書」により依頼することができるものとし、乙は、自己の業務に支障をきたさない範囲においてこれを承諾するものとする。
- 3 前項に基づく本件充電設備等の使用にかかる費用は無償とする。ただし、甲、丙及び丁の使用希望が多数発生する等、乙が必要と判断する場合には、乙は、全当事者による協議を申し入れることができるものとする。他の当事者はこれを拒まないものとし、甲、乙、丙及び丁は、かかる協議を踏まえ、当該費用負担の扱いを変更できるものとする。
- 4 甲、乙、丙及び丁は、各種イベント等において第3条第2項各号に掲げる本件設備のデモンストレーション及び見学等の必要が生じた場合には、事前に関係する当事者により協議の上、各々の安全確保及び業務に支障をきたさない範囲で最大限の協力を行うものとする。

(停電発生時等における電力の提供要請)

- 第5条 甲は、乙に対し、停電発生時等において、本件設備により地域の住民及び災害等の復旧、救助活動等に従事する者に対する電力の提供を、第1号様式により依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し、後日書面を送付することができる。
- 2 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、自己の安全確保及び業務に支障をきたさない範囲において当該依頼に応じるものとする。
- 3 甲、丙及び丁は、前項の乙による対応につき必要な協力を行うものとする。
- 4 第2項に基づく電力の提供においては、乙は、これを無償で行うものとする。

(停電発生時等の電気自動車への充電要請)

- 第6条 甲又は丁は、停電発生時等において、公務又は停電復旧作業に基づく各々の運用する電気自動車の使用により当該電気自動車への充電が必要になった場合には、乙に対して本件充電設備等を使用することについて、第1号様式により協力を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し、後日書面を送付することができる。

- 2 乙は、前項の規定による甲又は丁からの依頼を受けたときは、自己の安全確保及び業務に支障をきたさない範囲において当該依頼に応じるものとする。
- 3 前項に基づく協力において、乙は、これを無償で行うものとする。

(停電発生時等の電力提供及び本件充電設備等の使用協力の期間)

第7条 第5条及び前条における乙の電力の提供及び停電発生時等の本件充電設備等の使用協力の期間は、原則として、電力系統の復旧等により対象地域において停電のおそれが無くなったときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙又は丙が、本件設備及び本件店舗の電気設備の状態等により、本件店舗における安全の確保又は本件設備による電力の提供若しくは本件充電設備等を用いた電気自動車への充電が困難と判断した場合は、乙は、電力の提供若しくは本件充電設備等の使用を制限し又は使用を停止することができるものとする。

(損害賠償)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の遂行にあたり、自らの責に帰すべき事由により他の当事者又は第三者に損害を与えた場合は、全て自らの責任と負担においてこれを処理するものとする。

(公表)

第9条 甲、乙、丙又は丁が、本協定に係るプレスリリース等外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の全当事者とその内容及び時期等について協議の上で実施するものとする。

(連絡調整)

第10条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に関する連絡調整者を、本協定締結後速やかに別途定める「連絡調整者名簿」により各当事者に報告するものとし、当該名簿の内容に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に送付するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙又は丁のいずれからも期間満了の1ヵ月前までに別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降もこの例によるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等の生じた事項につ

いては、甲、乙、丙及び丁により協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月8日

栃木県那須塩原市共墾社108番地2
甲：那須塩原市長

福島県郡山市谷島町5番42号
乙：株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長

東京都中央区銀座8丁目13番1号
丙：東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長

栃木県大田原市山の手1丁目9番14号
丁：東京電力パワーグリッド株式会社
栃木北支社長

(6) 株式会社デベロップ

災害発生時における避難所設置の協力に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時等における宿泊施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。
（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に基づき、乙が那須塩原市西三島4丁目183番地580他で管理又は運営する宿泊施設「HOTEL R9 The Yard 那須塩原」（以下、「宿泊施設」という。）及び乙が他の所在地にて運営する移動式宿泊施設の利用について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害等の発生時において、次の協力が必要と判断した場合、乙に協力を要請し、乙は特段の理由がない限り優先的に協力を行うものとする。

- (1) 宿泊施設を避難所として使用すること
- (2) 移動式宿泊施設を甲が指定する場所において使用すること
- (3) その他、甲乙協議のうえ決定したこと

2 避難所の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

3 移動式宿泊施設は、甲が指定する場所に乙が搬入し、甲の職員が確認の後、引き渡しを受けるものとする。

（手続）

第3条 甲は、前条第1項第1号の規定による協力を乙に要請する場合は、避難者受入要請書（別記様式第1号）を、前条第1項第2号の規定による協力を乙に要請する場合は、移動式宿泊施設等提供要請書（別記様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとするが、その場合は、遅滞なく本条本文の規定を履践するものとする。

（運営期間）

第4条 第2条第1項の規定により、甲が乙の宿泊施設及び移動式宿泊施設を使用する期間は、災害等の発生時から甲が避難所を閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときは、甲乙協議のうえ決定することとする。

（返還）

第5条 甲は、宿泊施設または移動式宿泊施設の使用が終了したときは、乙の確認を受けたうえで、速やかに乙に返還するものとする。

（費用負担）

第6条 甲と乙は、第2条の規定に基づき要した経費については、災害発生前

の宿泊費用ないし移動費用等を基準に、甲乙協議のうえ決定し、甲は速やかに乙に支払うものとする。

(破損等の対応)

第7条 災害時等の使用における宿泊施設及び移動式宿泊施設の破損、汚損等については、甲乙協議により復旧費用を決定し、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲と乙は、この協定に係る連絡責任者を(別紙)連絡責任者届により相手方に報告するものとし、変更があった場合は速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年10月1日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市長

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号 市川ビル8階

株式会社デベロップ

代表取締役

〈3-1 飛行場外緊急離着陸場一覧〉

那須塩原市内の離着陸場一覧

(令和6年7月22日現在)

| 番号 | 場外番号 | 区分 | 名 称 | 所在地 |
|----|---------|----|---------------------|-------------|
| 1 | 黒磯-1 | 場外 | 那珂川河畔運動公園 | 那須塩原市字河原地内 |
| 2 | 黒磯-2 | 緊急 | 旧穴沢小学校 | 百村 678 |
| 3 | 黒磯-3 | 場外 | くろいそ運動場 | 上厚崎 664 |
| 4 | 黒磯-4 | 緊急 | 深山ダム駐車場 | 百村 3092-1 |
| 5 | 黒磯-5 | 緊急 | 旧寺子小学校 | 寺子 1146-2 |
| 6 | 黒磯-6 | 場外 | 蛇尾川河川防災センター | 上中野 73-1 外 |
| 7 | 黒磯-7 | 緊急 | 青木小学校 | 青木 12 |
| 8 | 黒磯-8 | 緊急 | 高林中学校 | 箭坪 353 |
| 9 | 黒磯-9 | 緊急 | 鍋掛小学校 | 鍋掛 1019 |
| 10 | 黒磯-10 | 緊急 | ブリヂストン栃木工場 | 上中野 10 |
| 11 | 黒磯-11 | 緊急 | ブリヂストン那須工場 | 東大和町 3-1 |
| 12 | 黒磯-12 | 緊急 | 那須ガーデンアウトレット | 塩野崎 184-7 |
| 13 | 黒磯-13 | 緊急 | 菅間記念病院 屋上ヘリポート | 大黒町 2-5 |
| 14 | 那須塩原-1 | 場外 | 塩原運動公園 | 中塩原 1108-2 |
| 15 | 那須塩原-2 | 緊急 | 関谷南公園 | 下田野 420-12 |
| 16 | 那須塩原-3 | 緊急 | 塩原小中学校 | 中塩原 364 |
| 17 | 那須塩原-4 | 緊急 | 旧箒根中学校 | 関谷 1251 |
| 18 | 那須塩原-5 | 緊急 | ハンターマウンテン塩原(第7駐車場) | 湯本塩原字前黒 |
| 19 | 那須塩原-6 | 緊急 | ハンターマウンテン塩原(第9駐車場) | 湯本塩原字前黒 |
| 20 | 那須塩原-7 | 緊急 | ハンターマウンテン塩原(第5駐車場) | 湯本塩原字前黒 |
| 21 | 那須塩原-8 | 緊急 | ハンターマウンテン塩原(第10駐車場) | 湯本塩原字前黒 |
| 22 | 那須塩原-9 | 緊急 | ハンターマウンテン塩原(臨時駐車場) | 湯本塩原字前黒 |
| 23 | 那須塩原-10 | 場外 | にしなすの運動公園 | 高柳 10 |
| 24 | 那須塩原-11 | 緊急 | 三島体育センター | 三島 5-1 |
| 25 | 那須塩原-12 | 緊急 | 宿泊体験館メープル | 上塩原 58-3 |
| 26 | 那須塩原-13 | 緊急 | 旧金沢小学校 | 金沢 1969-2 |
| 27 | 那須塩原-14 | 緊急 | 箒川沿岸運動広場 | 宇都野 71 |
| 28 | 那須塩原-15 | 緊急 | 旧塩原小学校跡地 | 塩原 652 |
| 29 | 那須塩原-16 | 緊急 | 赤田調整池 | 接骨木 447-8 先 |
| 30 | 那須塩原-17 | 緊急 | 塩原ファミリー牧場 | 下田野 428-39 |
| 31 | 那須塩原-18 | 緊急 | 旧塩原文化会館駐車場 | 塩原 517-518 |

※区分欄の「場外」は飛行場外離着陸場、「緊急」は緊急離着陸場のこと。

〈 4 - 1 那須岳火山防災協議会設置運営要綱〉

那須岳火山防災協議会設置運営要綱

(目的)

第1条 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。)第4条第1項の規定に基づき、那須岳における火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、栃木県及び福島県並びに那須塩原市、那須町、下郷町及び西郷村が共同で那須岳火山防災協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、那須岳火山防災対策に関する次の事項について協議を行う。

- (1) 那須岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 栃木県及び福島県の都道府県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 栃木県那須塩原市及び那須町並びに福島県下郷町及び西郷村の市町村防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 噴火による災害が発生又は発生が予測された場合における避難情報の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の組織)

第3条 協議会の委員は、活火山法第4条第1項の規定に基づき、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名を置き、那須町長をもって充てる。
- 3 協議会に副会長1名を置き、那須塩原市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会に関する事務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 協議会に監事2名を置き、那須町観光協会会長及び黒磯観光協会会長をもって充てる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 4 会長は、緊急の必要により協議会を開催できないとき又は軽微な協議事項に関する協

議を行うときは、協議会を開催せず、書面によって協議を行うことができる。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会運営費)

第6条 協議会の運営に関する経費は、関係する県及び市町村の負担金をもって充てる。

2 前項の負担金を負担する県及び市町村並びに負担金の額は、協議会で定める。

3 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(コアグループ会議)

第7条 協議会の下に、第2条に掲げる協議事項に係る技術的検討を行うため、機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

2 コアグループ会議の委員は、別表2に掲げる機関で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の機関を出席させることができる。

3 コアグループ会議は、所掌事項に関する協議が必要とされる場合に、必要に応じて開催するものとする。

4 コアグループ会議に幹事長1名、副幹事長2名を置く。

5 コアグループ会議の幹事長は、那須町総務課長をもって充てる。

6 副幹事長は、コアグループ会議の委員の中から幹事長が指名する。

7 コアグループ会議は、幹事長が招集し、会務を総理する。

(専門部会)

第8条 会長は、協議会の下に特別な事項について専門的に研究するため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会、コアグループ会議及び専門部会の庶務を処理するため、事務局を栃木県危機管理課及び那須町総務課に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会、コアグループ会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 9 日から施行する。

別表1 (第3条関係) 那須岳火山防災協議会委員

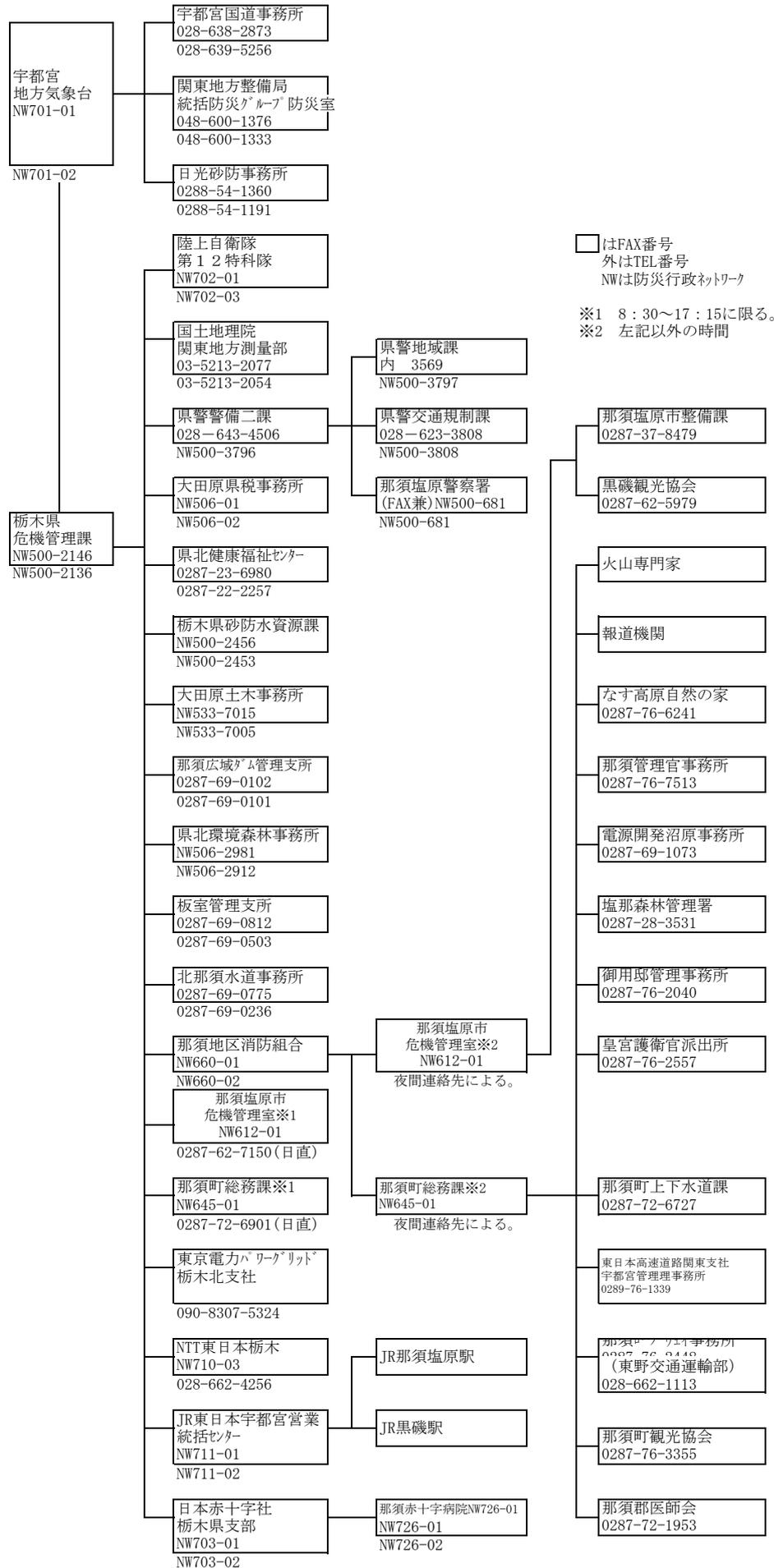
| 区分 | 構成員 | |
|-------|-----|----------------------------|
| 第1号委員 | 1 | 栃木県知事 |
| | 2 | 福島県知事 |
| | 3 | 那須塩原市長 |
| | 4 | 那須町長 |
| | 5 | 下郷町長 |
| | 6 | 西郷村長 |
| 第2号委員 | 7 | 東京管区気象台気象防災部長 |
| | 8 | 宇都宮地方気象台長 |
| | 9 | 福島地方気象台長 |
| 第3号委員 | 10 | 関東地方整備局長 |
| 第4号委員 | 11 | 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長 |
| | 12 | 陸上自衛隊第44普通科連隊長 |
| 第5号委員 | 13 | 栃木県警察本部長 |
| | 14 | 福島県警察本部長 |
| 第6号委員 | 15 | 那須地区消防本部消防長 |
| | 16 | 白河地方広域市町村圏消防本部消防長 |
| | 17 | 南会津地方広域市町村圏組合消防本部消防長 |
| 第7号委員 | 18 | 宇都宮大学名誉教授 中村洋一 |
| | 19 | 宇都宮大学教授 執印康裕 |
| | 20 | (国研)防災科学技術研究所 総括主任研究員 棚田俊收 |
| 第8号委員 | 21 | 関東森林管理局塩那森林管理署長 |
| | 22 | 宮内庁那須御用邸管理事務所長 |
| | 23 | 那須御用邸皇宮護衛官派出所長 |
| | 24 | 関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所長 |
| | 25 | 国土地理院関東地方測量部長 |
| | 26 | 白河市生活防災課長 |
| | 27 | 東日本電信電話(株)栃木支店長 |
| | 28 | 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社長 |
| | 29 | 電源開発(株)東日本支店沼原事務所長 |
| | 30 | ネクスコ東日本宇都宮管理事務所長 |
| | 31 | 東日本旅客鉄道(株)黒磯駅長 |
| | 32 | 那須ロープウェイ管理事務所長 |
| | 33 | 日本赤十字社栃木県支部事務局長 |
| | 34 | 那須赤十字病院救急救命センター所長 |
| | 35 | 那須町観光協会長 |
| | 36 | 黒磯観光協会長 |
| | 37 | 那須郡市医師会長 |
| | 38 | 那須山岳救助隊長 |

別表2（第7条関係） コアグループ会議

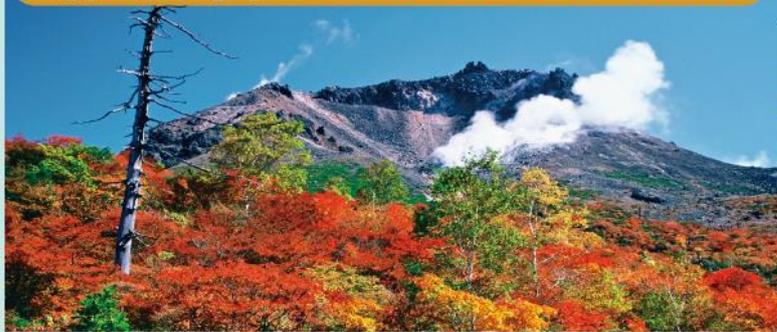
| 区分 | 機関等名 |
|------------------------|-------------------------|
| 市町村 | 1 那須町総務課 |
| | 2 那須塩原市危機管理課 |
| | 3 下郷町町民課 |
| | 4 西郷村防災課 |
| 県 | 5 栃木県危機管理防災局危機管理課 |
| | 6 栃木県県土整備部砂防水資源課 |
| | 7 栃木県大田原土木事務所 |
| | 8 栃木県県北環境森林事務所 |
| | 9 福島県危機管理部災害対策課 |
| | 10 福島県県南建設事務所企画管理部管理課 |
| 11 福島県南会津建設事務所企画管理部管理課 | |
| 国 | 12 東京管区気象台 |
| | 13 宇都宮地方気象台 |
| | 14 福島地方気象台 |
| | 15 関東地方整備局統括防災グループ防災室 |
| | 16 関東地方整備局日光砂防事務所 |
| | 17 関東地方整備局宇都宮国道事務所 |
| | 18 北陸地方整備局河川部河川計画課 |
| | 19 関東森林管理局塩那森林森林管理署 |
| | 20 関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所 |
| 火山専門家 | 21 学識経験者 |

〈4-2 那須岳火山防災情報伝達系統図〉

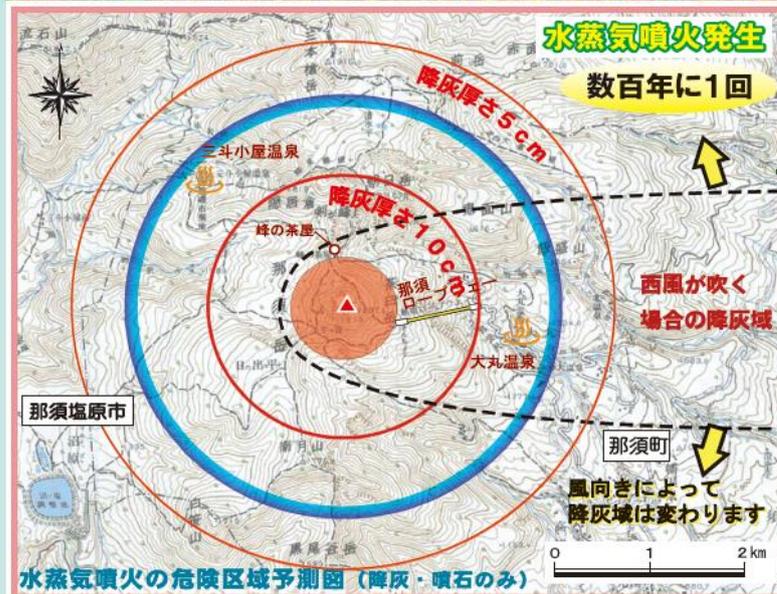
那須岳火山防災情報伝達系統図（栃木県関係機関）



那須岳 火山防災マップ(一般用)



現在は静穏な那須岳も、いつかは噴火すると考えられている活火山です。
 火山噴火は大きな災害を起こすような自然現象ですが、噴火の前兆現象をとらえることも可能です。
 必要な情報を入力し、落ち着いた行動をとれば、災害を軽減することができます。



前兆現象 (結局噴火に至らないこともあります)

- 噴気異常
- 地鳴り
- 地震の多発
- 泥水噴出
- 温泉の変化

終息 小さな水蒸気噴火だけで活動が収まることもあります

登山をされる方へ
「防災情報配信サービス」
 (メール配信サービス)のご案内

QRコード: 栃木県防災メール, 那須塩原市みるメール, 那須町安全安心メール

登録方法は、各機関HP(ホームページ)を確認ください。

凡例

- 噴火発生場所 (山頂部)
- 降灰範囲 (赤線は、風下での厚さ)
- 噴石到達範囲
- 火砕流到達範囲(熱風を含む)
- 火砕流流下に伴う融雪型泥流到達範囲(積雪期に発生)
- 溶岩流到達範囲

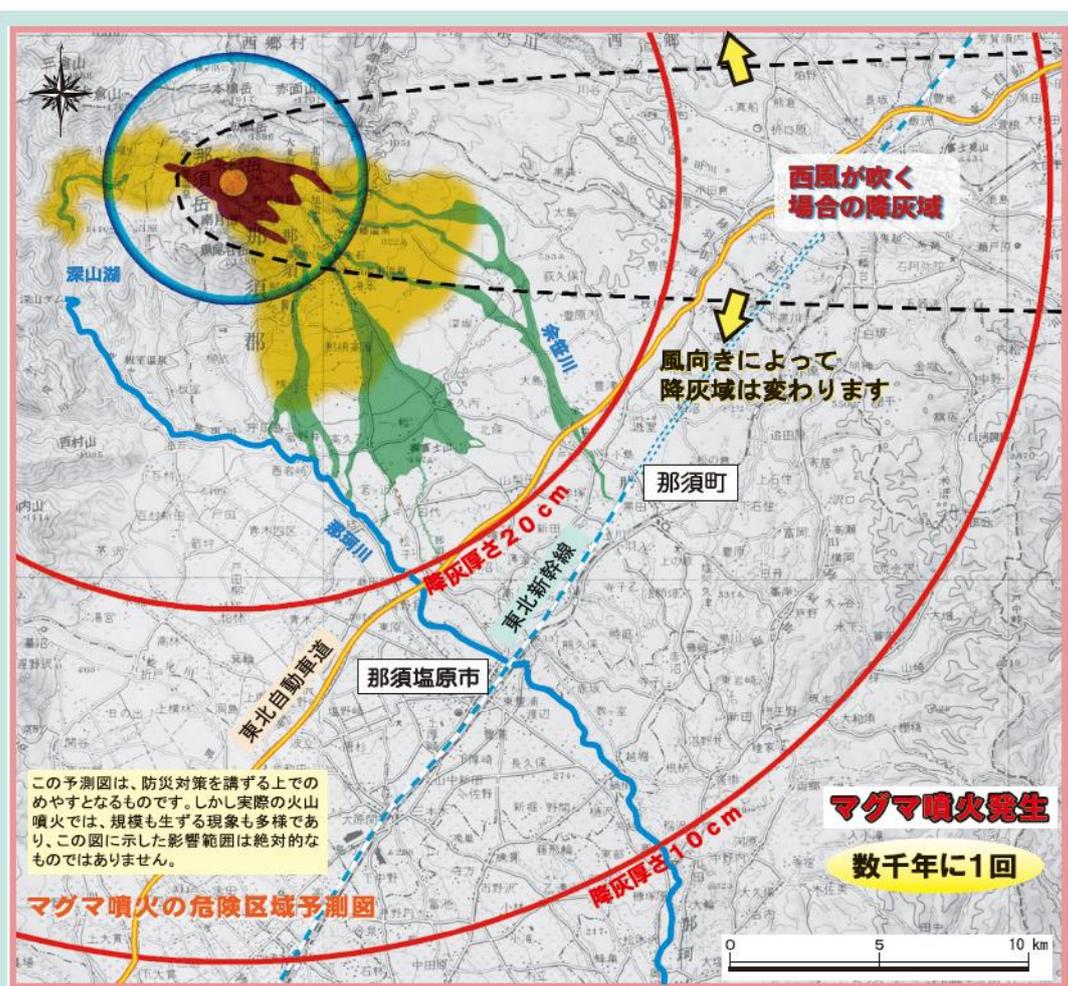
各現象について、可能性のある全ての方向について到達範囲を示しています。したがって、図に示した全ての現象が一度に発生するわけではありません。

火山災害啓発映像(内閣府HP) ~火山災害から命を守るために~

QRコード: 警戒すべき現象, 登山者の安全対策

那須岳の火山活動状況(気象庁HP)

QRコード: 火山登山者向けの情報提供ページ(気象庁)



火山噴火現象の到達時間 (マグマ噴火の場合)

- 噴石: 湯本地区まで1分程度
- 降灰: 那須塩原・那須市街地まで10分程度
- 火砕流の熱風: 到達限界(7km)まで5分以内
- 融雪型泥流: 広谷地、りんどう湖付近まで10分程度
- 溶岩流: 到達限界(3km)まで1~2時間程度

情報の提供・お問い合わせなど

緊急時の連絡先

警察署 110 消防署 119

| | |
|-----------------|----------------|
| 那須塩原市役所 (危機管理室) | 那須町役場 (代表) |
| (0287) 62-7150 | (0287) 72-6901 |

宇都宮地方気象台 (028)633-2767

令和5年1月改訂版発行(平成14年3月初版発行) 発行: 那須岳火山防災協議会(那須町・那須塩原市・栃木県) 編集: 那須岳火山防災マップ検討委員会 印刷: 砂川印刷株式会社
 このマップの基図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地形図および5万分の1地形図を複製したものです(承認番号 平13総保、第338号)。また、鳥獣図については、国土地理院長の承認を得て同院発行の数値地図 50mメッシュ(標高)を使用し(承認番号 平13総保、第436号)、ソフトウェア「KASHMIR 3D」で作成いたしました。

那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画

令和5年8月 那須岳火山防災協議会

【総論】

那須岳噴火災害に備え、住民及び観光客・登山者等（以下「住民等」という。）の安全を確保するため、那須岳火山防災協議会が取り組む避難対策について定める。なお、行政や関係機関が取り組む個別の対策等については、各地域防災計画や災害対応マニュアル等により対応するものとする。

また、この避難計画は、今後の国の取組みや防災訓練による検証等を踏まえ、随時、修正するものとする。

【各論】

第1 避難計画の対策内容及び実施主体

避難計画の対策内容と実施主体を定め、相互に協力して住民等の避難及び救助等の災害対策を実施する。

第2 噴火警戒レベルに応じた防災体制・応急対応

噴火警戒レベルに応じた防災体制及び主な応急対応を定め、関係機関が相互に連携しながら災害対策を実施する。

第3 噴火警戒レベルに応じた入山規制等

噴火警戒レベルに応じた入山規制等について定め、登山者や施設利用者等の安全確保を図る。

第4 噴火時における避難対策

噴火警戒レベル等に応じた避難の開始時期や対象地域、避難場所、移送方法等について定め、迅速かつ円滑な住民避難対策を実施する。

第5 教育機関等の対策

噴火警戒レベル等に応じた保育園、小・中学校等における授業等の取扱いについて定め、園児、児童・生徒等の迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

第6 突発的な水蒸気爆発等への対応

突発的に水蒸気爆発等が発生した場合の対応について定め、住民等の迅速な避難誘導、救出・救助活動等を実施する。

第7 那須岳火山噴火に関する情報連絡体制

防災関係機関の連絡体制を定め、迅速な情報連絡体制を構築するとともに、住民等への適切な情報発信を実施する。

第8 風評被害対策

噴火による風評被害を最小限にするため、想定される噴火に対する周知方法を確立し、住民等への適切な情報発信を行う。

第9 その他

第1 避難計画の対策内容及び実施主体

| No. | 対策内容 | 主な実施主体 |
|-----|---|---|
| 1 | ○火山活動等の監視、観測及び噴火警報・予報の発表、伝達 ○気象支援資料の提供 | 気象庁火山監視・警報センター、宇都宮地方気象台 |
| 2 | ○火山活動その他異常現象等の基礎情報の収集、通報 | 関係市町村（那須町、那須塩原市、白河市、下郷町、西郷村）、関係警察署（那須塩原警察署、白河警察署、南会津警察署）、宇都宮地方気象台 |
| 3 | ○入山規制等（登山道及び道路の規制）の実施 | 関係市町村、各登山道管理者、関係警察署 |
| 4 | ○高齢者等避難、避難指示の発令 ○警戒区域の設定 | 関係市町村 |
| 5 | ○陸上自衛隊への災害派遣（救助）要請 ○緊急消防援助隊の要請 | 栃木県、福島県 |
| 6 | ○避難誘導（交通整理を含む） | 関係市町村、関係警察署、ホテル等の集客施設 |
| 7 | ○避難者輸送機関の手配 | 関係市町村 |
| 8 | ○避難所（福祉避難所を含む）の設置、運営 | 関係市町村 |
| 9 | ○各種医療対策、精神的ケア等 | 関係市町村 |
| 10 | ○ボランティア団体等への対応 | 関係市町村 関係市町村の社会福祉協議会 |
| 11 | ○報道機関対応 | 栃木県、福島県、関係市町村 |
| 12 | ○ペット・家畜対策 | 関係市町村 |
| 13 | ○各種情報の収集・伝達 ○各対策の総合調整 | 栃木県、福島県、那須町、那須岳火山防災協議会 |

※各項目の具体的な対策については、各縣市町村の地域防災計画で定める。

第2 噴火警戒レベルに応じた防災体制・応急対応

| 警報 | レベル | 対象 | 体制 | レベルの説明 | 応急対応 |
|--------|------------------|--------------|------------|--|---|
| 噴火予報 | 1 活火山であることに留意 | 火口内等 | — | 火山活動は平穏。 状況により、山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 | ○状況に応じて火口内への立入規制を行う。 |
| 火口周辺警報 | 2 火口周辺規制 | 火口周辺 | 第1 注意体制 | 山頂付近から小規模噴火が発生し、半径 1.5km 程度まで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が予想される。 | ○関係機関との情報連絡等を緊密に行う。 ○住民は通常的生活（一部を除く） ○火口周辺への立入規制 ○那須ロープウェイの運行中止 ○登山者（入山者）等の避難誘導 ○立入規制範囲を警戒区域に設定する。 |
| | 3 入山規制 | 火口から居住地域近くまで | 第2 注意体制 | 山頂付近から中規模噴火が発生し、半径 2.5km 程度まで大きな噴石が飛 | ○協議会を中心に情報連絡体制を強化する。 ○住民は通常的生活（一部を除 |

| | | | | | |
|------|-------------|--------------|------|---|--|
| | | | | 散、あるいはそのような噴火が予想される。 | く) ○高齢者等の要配慮者の避難準備（必要に応じて） ○登山禁止・入山規制 ○規制範囲内の宿泊者等の避難 ○入山規制範囲を警戒区域に設定する。 |
| 噴火警報 | 4 高齢者等避難 | 居住地及びそれより火口側 | 警戒体制 | 小～中規模噴火が頻発し、火砕流・融雪型泥流（冬季）が居住地まで到達するような噴火、又は大きな噴石が4km程度の範囲まで飛散するような噴火が予想される（可能性が高まってきている）。 | ○協議会会長を会長とする「那須岳噴火災害警戒合同会議（仮称）」を設置する。 ○入山規制範囲を警戒区域に設定する。 ○各縣市町村は各縣市町村地域防災計画に基づき対応する。 ○警戒が必要な居住地への高齢者等避難の発令 ○住民等の避難準備（必要に応じて） ○対象地域内における観光施設等の営業中止 |
| | 5 避難 | | | 非常体制 | 火砕流・融雪型火山泥流（冬季）が居住地まで到達するような噴火、又は大きな噴石が4km程度の範囲に飛散する噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 |

※1 噴火災害対策（警戒）合同会議は、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、必要に応じて那須町役場会議室に設置する（代替施設は那須塩原市役所庁舎とする）。

※2 噴火災害対策（警戒）合同会議の構成員はコアグループ会議を中心とし、必要な構成員を協議会会長が招集する。

第3 噴火警戒レベルに応じた入山規制等

1 入山規制等の対策

(1) 関係市町村長は、気象庁が発表した噴火警戒レベルと連動し、入山規制等の防災対応を執る場合には、関係機関と協議のうえ、各レベルにおいてあらかじめ確認されている危険予想区域内の住民等に対し、警察、消防機関等の協力を得て、入山規制等を実施する。

また、入山規制等を行った場合には、危険予想区域内に住民等が立ち入らない等の誘導を実施すると共に、危険予想区域内に住民等が取り残されていないか等の安全を確認する。

- (2) 関係市町村、警察、消防機関及びホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ入山規制等に伴う誘導等の責任者を定めておき、入山規制等に伴う住民等の避難誘導を円滑に実施できるようにする。
- (3) 那須岳の入山規制等については、入山規制地点別に、栃木県、福島県、那須岳周辺関係市町村及び関係防災機関により実施する。
- (4) 危険予想区域内の取り残された住民等の確認については、関係市町村長が、警察（入山届）、那須ロープウェイ、各駐車場管理者及び消防関係等の協力を得て確認し、那須岳火山防災協議会又は那須岳噴火災害対策（警戒）合同会議が総括する。
- (5) 住民等が立入規制の影響で予定していた下山口を利用できなくなった場合は、自力又は公共交通機関を利用して予定していた下山口へ移動する。ただし、当該移動が著しく困難な場合は、下山した場所となった関係市町村が予定していた下山口へ送迎する。ただし、予定していた下山口が立入規制地内であった場合は、当該立入規制を実施した市町村長の指示に従う。
- (6) 住民等を速やかに下山させるため、入山口等において啓発に努めるとともに、緊急速報メール、登録制メール、防災行政無線の拡声放送、ホームページ、フェイスブック等により下山方向を示し、速やかな下山を促す。
- (7) 噴火警戒レベルに応じた規制地点は、概ね次のとおりとする。ただし、当該規制地点の閉鎖が困難なときは、当該登山道の入山口を規制する。

① 噴火警戒レベル1＝入山第1次規制（山頂から半径500メートル程度内）

| 番号 | 市町村 | 規制地点 |
|----|-----|--|
| 1 | 那須町 | 規制なし 火山活動状況により一部規制を検討（1.牛ヶ首、2.峰の茶屋、3.ロープウェイ山頂駅、4.高尾口） |

② 噴火警戒レベル2＝入山第2次規制（山頂から半径1.5キロメートル程度内）

| 番号 | 市町村 | 規制地点 |
|----|-----|---|
| 2 | 那須町 | 5.南月山、6.日の出平登山口分岐、7.姥ヶ平西側分岐、8.沼原分岐、10.熊見曾根、12.山麓駅付近、14.スキー場分岐 |

※入山第2次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所

③ 噴火警戒レベル3＝入山第3次規制（山頂から半径2.5キロメートル程度内）

| 番号 | 市町村 | 規制地点 |
|----|-------|--|
| 3 | 那須町 | 15.黒尾谷岳登山口、22.Mt ジーンズスキー場、24.高尾温泉登山口、25.展望台付近、32.北温泉入口 |
| 4 | 那須塩原市 | 16.沼原湿原駐車場付近、17.沼原湿原付近、18.深山ダム分岐付近 |
| 5 | 下郷町 | 19.大峠、20.三本槍岳 |
| 6 | 西郷村 | 21.前岳、29.白河高原スキー場跡登山口 |

※入山第3次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所＋第3次規制箇所

④ 噴火警戒レベル4又は5＝入山第4次規制（山頂から半径4キロメートル程度～）

| 番号 | 市町村 | 規制地点 |
|----|-------|---|
| 7 | 那須町 | 15.黒尾谷岳登山口、38.那須平成の森フィールドセンター入口付近、39.湯本大島線分岐1、41.つつじ吊橋入口付近、43.那須高原観光案内所付近 |
| 8 | 那須塩原市 | 30.黒磯・田島線分岐点、47.市道沼原線分岐点、48.鬼が面橋付近 |
| 9 | 下郷町 | 33.野際新田（観音沼駐車場付近）、49.（仮称）正一位稻荷神社付近、50.国道289号線甲子林道入り口（冬季のみ） |
| 10 | 西郷村 | 29.白河高原スキー場跡登山口、35.青少年自然の家登山口、36.堀川登山口、52.甲子大橋登山口、53.甲子温泉登山口 |
| 11 | 天栄村 | 57.天栄村小白森山登山口 |

※入山第4次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所＋第3次規制箇所＋第4次規制箇所

2 交通規制等の対策

噴火（爆発）による被害及び混乱を防止するため、気象庁が発表した噴火警戒レベルと連動した交通規制等の防災対応を執る場合は、あらかじめ確認されている危険予想区域について関係市町村長、関係警察署及び道路管理者はそれぞれ協議のうえ、那須岳に通ずる次の道路において適切な交通規制を実施する。この場合において、栃木県及び福島県は連携を密にし、適切かつ合理的に規制を実施する。

① 噴火警戒レベル2＝交通第1次規制（山頂から半径1.5キロメートル程度内）

| 番号 | 市町村 | 規制地点 |
|----|-----|-----------------------------|
| 1 | 那須町 | 那須高原線（県道17号線） 那須ロープウェイ山麓駅付近 |

② 噴火警戒レベル3＝交通第2次規制（山頂から半径2.5キロメートル程度内）

| 番号 | 市町村 | 規制地点 |
|----|-----|--|
| 2 | 那須町 | 那須高原線（県道17号線）（西側ルート）那須高原展望台 那須高原線（県道17号線）（東側ルート）北温泉入口 |

※交通第2次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所

③ 噴火警戒レベル4又は5＝交通第3次規制（山頂から半径4キロメートル程度～）

| 番号 | 市町村 | 規制地点 |
|----|-------|---|
| 3 | 那須町 | 那須高原線（県道17号線） 湯本地内 那須甲子線（県道290号線） 八幡地内 |
| 4 | 那須塩原市 | 市道板室沼原線 沼原橋 |
| 5 | 下郷町 | 町道野際線野際新田地内 |

※交通第3次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所＋第3次規制箇所

3 異常現象の通報または火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

- (1) 異常現象の通報または火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、協議会の構成機関は情報の共有を図る。また、住民や登山者等に対して今後の情報に注意するように促す。
- (2) 必要に応じて、那須岳火山防災協議会又はコアグループ会議等を開催し、対応を検討する。
- (3) 防災対応が必要と判断した場合は、規制等の必要な防災対応をとる。

4 入山規制等の表示

- ① 入山規制等を表示するための掲出物は、原案を那須岳火山防災協議会が作成し、規制地点にかかわらず統一した様式により周知する。
- ② 規制看板等の設置に当たり、必要な手続き等がある場合は、想定される設置場所ごとに可能な限り当該関係機関と事前に協議を済ませる。

那須岳 噴火警戒レベル1～3に応じた具体的な入山規制実施機関

| 噴火警戒レベル | 規制ポイント | | | 規制予告ポイント | | |
|-------------------------------|---------|-------------------------|---------------|----------|-------------------------|------------|
| | No. | 箇所名 | 規制実施機関 | No. | 箇所名 | 情報板の設置機関 |
| 1 想定火口内（半径0.5 km程度内）への立入規制 | 1 | 牛ヶ首 | 那須町、環境省、県北 | 15 | 黒尾谷岳登山口 | 那須町 |
| | | | | 16 | 沼原湿原駐車場付近 | 那須塩原市 |
| | | | | 17 | 沼原湿原付近 | 那須塩原市 |
| | | 主たる規制機関 | 環境省 | - | | |
| | 2 | 峰の茶屋 | 那須町、環境省、県北 | 9 | (仮称)三斗小屋 | 那須塩原市、県北 |
| | | | | | 主たる規制機関 | 那須塩原市 |
| | | | | 11 | 登山口園地駐車場 | 環境省、県北 |
| | | | | | 主たる規制機関 | 県北 |
| | | | | 13 | 大丸第3 駐車場 | 那須町、県北 |
| | | | | | 主たる規制機関 | 県北 |
| | | | | 22 | Mt ジーンズスキー場付近 | 那須町、スキー場 |
| | 主たる規制機関 | 那須町 | | | | |
| | 29 | 白河高原スキー場駐車場 | 西郷村 | | | |
| | 33 | 野際新田（観音沼駐車場付近） ※冬季のみ | 下郷町 | | | |
| | 主たる規制機関 | 県北 | - | | | |
| | 3 | 山麓駅付近 | 関東自動車 | 12 | 山麓駅付近 | 関東自動車 |
| | 4 | 高雄口 | 環境省（14 で実施予定） | 14 | スキー場分岐上 | 那須町、環境省、県北 |
| | | | | | 主たる規制機関 | 那須町 |
| 2 山頂から1.5 km程度内の立入規制 | 5 | 南月山 | 那須町、那須塩原市、レク森 | 15 | 黒尾谷岳登山口 | 那須町 |
| | | | 主たる規制機関 | 那須塩原市 | 16 | 沼原湿原駐車場付近 |
| | 6 | 日の出平登山分岐 | 那須塩原市、レク森 | 17 | 沼原湿原付近 | 那須塩原市 |
| | | | 主たる規制機関 | | | |
| | 7 | 姥ヶ平西側分岐 | 県北 | - | | |
| | 8 | 沼原分岐 | 県北 | 9 | 三斗小屋 | 那須塩原市 |
| | | | | | 主たる規制機関 | 那須塩原市 |
| | | | | 33 | 野際新田（観音沼駐車場付近） ※冬季のみ | 下郷町 |
| | 10 | 熊見曾根 | 那須町、環境省 | 22 | Mt ジーンズスキー場駐車場 | 那須町、スキー場 |
| | | | 主たる規制機関 | 那須町 | | 主たる規制機関 |
| | 12 | 山麓駅付近 | 東野交通、大田原土木 | 29 | 白河高原スキー場駐車場 | 西郷村 |
| 13 | | | | 大丸第3 駐車場 | 那須町、大田原土木 | |
| | | | | 主たる規制機関 | 大田原土木 | |
| | 主たる規制機関 | 関東自動車 | 23 | 駒止の滝駐車場 | 那須町、環境省、県北 | |
| 14 | スキー場分岐上 | 那須町、環境省、県北 | - | | | |
| | | 主たる規制機関 | | | | 那須町 |
| 3 山頂から2.5 km程度内の立入規制 | 15 | 黒尾谷岳登山口 | 那須町 | - | | |
| | 16 | 沼原湿原駐車場付近 | 那須塩原市 | 56 | 市道沼原線ゲート付近 | 那須塩原市 |
| | 17 | 沼原湿原付近 | 那須塩原市 | | | |
| | 18 | 深山ダム分岐付近 | 那須塩原市 | 30 | 黒磯・田島線分岐点 | 那須塩原市 |

| | | | | | | | |
|----|---------------------|-------|-----------------------------|--------------------|-------|-------------------------|----------------|
| | | 19 | 大峠 主たる規制機関 | 下郷町、環境省 下郷町 | 33 | 野際新田（観音沼駐車場付近） ※冬季のみ | 下郷町 |
| | | 20 | 三本槍岳 主たる規制機関 | 下郷町、西郷村、環境省 環境省 | - | | |
| | | 21 | 前岳 | 西郷村 | 29 | 白河高原スキー場駐車場 | 西郷村 |
| | | 22 | Mt ジーンズスキー場付近 主たる規制機関 | 那須町、スキー場 那須町 | 23 | 駒止の滝駐車場 主たる規制機関 | 那須町、環境省 環境省 |
| | | 24 | 高雄温泉登山口 | 那須町 | 28 | 殺生石園地駐車場 | 那須町 |
| | | 25 | 展望台付近 | 大田原土木 | 26 | おだん | 大田原土木 |
| | | | | | 28 | 殺生石園地駐車場 | 那須町 |
| | | 29 | 白河高原スキー場跡登山口 | 西郷村 | 34 | 国道 289 号線・県道 290 号線合流地点 | 県南建設事務所 |
| | | 32 | 北温泉入口 | 大田原土木 | 23 | 駒止の滝駐車場 主たる規制機関 | 那須町、環境省 環境省 |
| | | | | | 27 | (一) 那須・甲子線分岐 | 大田原土木 |
| 4 | 山頂から 4.0km 程度内の入山規制 | 15 | 黒尾谷岳登山口 | 那須町 | 56 | 市道沼原線ゲート付近 | 那須塩原市 |
| | | | | | 46 | (仮称)南が丘牧場駐車場付近交差点 | 大田原土木 |
| | | 29 | 白河高原スキー場跡登山口 | 西郷村 | 34 | 国道 289 号線・県道 290 号線合流地点 | 県南建設事務所 |
| | | 30 | 黒磯・田島線分岐点 | 那須塩原市 | 48 | 鬼が面橋付近 ※夏季のみ | 大田原土木 |
| | | 48 | 鬼が面橋付近 ※夏季のみ | 大田原土木 | - | | |
| | | 33 | 野際新田（観音沼駐車場 付近） | 下郷町 | - | | |
| | | 35 | 青少年自然の家登山口 | 西郷村 | 34 | 国道 289 号線・県道 290 号線合流地点 | 県南建設事務所 |
| | | 36 | 堀川登山口 | 西郷村 | | | |
| | | 38 | (仮称)那須平成の森フイ ールドセンター入口付近 | 那須町(大田原土木) | 37 | 那須甲子線(豊原大島線合流地点) | 大田原土木 |
| | | 39 | 湯本大島線分岐1 | 大田原土木 | 40 | 湯本大島線分岐2 | 大田原土木 |
| | | 41 | つつじ吊橋入口付近 | 大田原土木 | 42 | (仮称)那須高原観光案内所付近 | 那須町 |
| | | | | | 45 | (仮称)一軒茶屋交差点 | 大田原土木 |
| | | 43 | (仮称)那須高原観光案内 所付近1 | 那須町 | 42 | (仮称)那須高原観光案内所付近 | 那須町 |
| | | | | | 45 | (仮称)一軒茶屋交差点 | 大田原土木 |
| | | | | | 46 | (仮称)南が丘牧場駐車場付近交差点 | 大田原土木 |
| | | | 56 | 市道沼原線ゲート付近 | 那須塩原市 | | |
| 47 | 市道沼原線分岐点 | 那須塩原市 | 56 | 市道沼原線ゲート付近 | 那須塩原市 | | |
| 49 | (仮称)正一位稻荷神社付近 | 下郷町 | - | | | | |
| 57 | 天栄村小白森山登山口 | 天栄村 | - | | | | |

| | | | | | | |
|--|----|--------------------------|----------|----|-------------------------|---------|
| | 50 | 国道 289 号線甲子林道入口 ※冬季のみ | 南会津建設事務所 | 34 | 国道 289 号線・県道 290 号線合流地点 | 県南建設事務所 |
| | 52 | 甲子大橋登山口 | 西郷村 | 34 | 国道 289 号線・県道 290 号線合流地点 | 県南建設事務所 |
| | 53 | 甲子温泉登山口 | 西郷村 | 34 | 国道 289 号線・県道 290 号線合流地点 | 県南建設事務所 |

- ※1 関係機関は、噴火警戒レベルに応じて、注意喚起又は立入規制周知の看板等を設置する（那須岳火山防災協議会統一看板）。
- ※2 登山ポイント以外にも、登山者等が利用する施設に看板等を掲示するよう努める（観光協会、ビジターセンター、宿泊施設等）。
- ※3 看板等を設置（又は撤去）した機関は、速やかに協議会事務局（那須町総務課）に報告する。
- ※4 協議会事務局は、看板設置状況等について、適宜、栃木県（危機管理課）及び福島県（災害対策課）に報告する。
- ※5 協議会事務局は、規制図等を作成し、各県及び市町村は、関係機関と連携し、メール配信やHP等に規制状況を掲示するなど、住民や登山者等への周知に努める。
- ※6 関係機関は、規制の周知を行う時は、風評による被害を極力抑えるよう、正しい情報を適切に発信するよう努めるものとする。
- ※7 入山規制等は、那須岳火山防災協議会の協議を経て、関係県知事及び市町村長（各縣市町村災害対策本部長）が、関係機関の協力を得て行う。

第4 噴火時における住民等避難

1 段階に応じた避難行動対応

(1) 高齢者等避難による避難

各市町村長が「高齢者等避難」を発令した際に、高齢者等の要配慮者が避難する場合の対応は次のとおりとする。

① 避難誘導

各市町村の災害対策本部は、被害予想地域の自治会長、警察官、地元消防団員等の協力を得て、高齢者等の要配慮者の安全な避難誘導を行う。

② 交通手段

徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を原則とする。ただし、各市町村が避難者輸送を行う場合には、各市町村の車両、各市町村が要請した交通機関車両又は自衛隊車両を使用する。

③ 避難所開設

避難所を開設し避難者を収容する。また、福祉避難所も併せて開設する。

④ 避難所における救助措置

食糧、寝具、生活必需品等の給付を行い、医療等については必要に応じて行う。

⑤ 携行品の制限

必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

(2) 避難指示による避難

「避難指示」を発令した際に、住民等が避難する場合の対応は、次のとおりとする。

① 避難誘導

各市町村の災害対策本部は、被害予想地域の自治会長、警察官、地元消防団員等の協力を得て、住民の安全な避難誘導を行う。

② 交通手段

徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を原則とする。ただし、各市町村が避難者輸送を行う場合には、各市町村の車両、各市町村が要請した交通機関車両又は自衛隊車両を使用する。

③ 避難所開設

避難所を開設し避難者を収容する。また、福祉避難所も併せて開設する。

④ 避難所における救助措置

食糧、寝具、生活必需品等の給付を行い、医療等については必要に応じて行う。

⑤ 携行品の制限

必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

2 避難輸送について

(1) 輸送力の確保

① 民間所有車両（バス等）については、所有者及び輸送能力等を調査し、緊急時における輸送について協力依頼しておく。

② 隣接する市町村の保有する車両については、あらかじめ輸送について協力依頼しておく。

③ 自衛隊への派遣要請は、県を通じて、人員及び輸送車両等を要請する。

(2) 輸送方法

① 避難対象地区ごとの車両配置

対象地区の避難対象人数を把握し、人数に応じた輸送車両をあらかじめ準備し対応する。

② 避難先等の指示

輸送車両に対して「避難先」、「避難経路」等の輸送に関する事項を明確に指示し、迅速かつ安全な輸送を図る。

(3) 輸送協力

各市町村災害対策本部長は、避難者の安全輸送について道路管理者に要請する。

3 交通規制について

各市町村災害対策本部長は、噴火活動の状況に応じて道路管理者及び所轄の警察署に交通規制を要請する。要請を受けた道路管理者及び所轄の警察署は、噴火警報等の発表に伴い、那須岳火山防災マップの被害想定範囲や災害対策本部等が新たに設定した避難対象範囲を基に関係機関と連携し、必要に応じて交通規制を講じる。

4 避難ができなくなった住民等の対策

噴火活動等により、避難経路が閉ざされ避難ができなくなった避難対象地区住民等の救出・救助のため、各市町村災害対策本部長は、県、県警及び自衛隊にヘリコプター等を要請するとともに、救出においては、自衛隊、県警、各市町村消防本部と連携する。

5 自衛隊災害派遣要請依頼

各市町村災害対策本部長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、または発生のおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めた場合は、県知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

(1) 要請基準

自衛隊への災害派遣要請は、以下のいずれかの状態を認めた場合を目安とする。

- ① 避難対象地域の住民等が、噴火活動等により避難経路が遮断され通行不能となり、孤立地域等が発生し避難が困難な場合
- ② 避難対象地域の住民等が、大量の火山灰や噴石（こぶし大）の継続的な落下により、通常的手段による避難が困難な場合
- ③ 避難対象地域の住民等が、噴火活動の影響により発生した落石、土砂崩れ等により避難が困難な場合
- ④ 避難者搬送のための輸送車両が不足する場合
- ⑤ 那須岳火山の噴火警戒レベル4以上となった場合

(2) 事前対応

- ① 避難対象地域近傍におけるヘリコプターの離着陸場所の確保
- ② 装甲車等特殊車両の運行については、事前に災害対策本部から各道路管理者へ通報し許可を得る
- ③ 自衛隊車両等の駐車場の確保

6 避難に際し住民等のとるべき行動

住民等は、避難に際してとるべき行動内容についてあらかじめ理解しておき、各市町村からの避難情報に従い、避難を円滑に行うことができるよう次のことに留意する。

- ① 避難手段、避難経路、避難場所、避難所を事前に把握するとともに那須岳火山防災マップ等により、火山災害について把握しておくこと。
- ② 日頃から住民間や家族間で避難方法や避難場所、避難時の安否確認の方法などを話し合う。
- ③ 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておく。持病の治療薬等の医薬品は避難の長期化も考えて十分な量を携行すること。
- ④ 避難の前には、必ず暖房器具等の消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなどして出火を防止すること。被災により漏水等も考えられる場合は水道の元栓を閉める。
- ⑤ 避難する際の基本的服装は、帽子、マスク、ゴーグル、動きやすい靴等を着用すること。
- ⑥ 避難行動は、近隣への声かけ等地域住民が相互に協力して安全に避難できるようにすること。
- ⑦ 親戚、知人の家に避難する時は、自治会長等に避難先及び連絡先を報告すること。
- ⑧ 行動は、冷静沈着に行い、不確実な情報等に惑わされないように注意すること。

7 避難情報の発令の基準

(1) 高齢者等避難発令の基準

高齢者等避難は、噴火警戒レベルに応じて、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合に、火山ハザードマップに基づく避難対象区域（平常時から火山防災協議会において検討し地域防災計画に定めておく。）に発令する。また、各市町村長が住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

(2) 避難指示発令の基準

避難指示は、噴火警戒レベルに応じて、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、火山ハザードマップに基づく避難対象区域に発令する。また、各市町村長が住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

(3) 警戒区域の設定と解除について

噴火が長期化して小康状態になった場合や噴火警戒レベルが下がった場合は、火山活動の発生状況に応じて避難対象区域及び警戒区域の縮小を行うものとする。なお、警戒区域の設定や解除については、緊急時において柔軟に決定できるよう、平常時から火山防災協議会において検討しておく。

8 段階に応じた、登山者・観光客等の避難対応

噴火警戒レベルの引上げや入山規制などにより避難が必要となった場合の、登山者・観光客等の避難対応については、「別記 登山者・観光客の避難対策」を参照する。

那須岳の噴火時における住民等避難（現状の指定を分類）

□指定避難所等

| 地区名 | 指定 | | 世帯数 | 人口 | 避難行動 要支援者 | 一時集合場所 | 移動・輸送手段 | 避難所 | | | |
|------|----|-----|-----|-----|--------------|---|---------|----------|----------|--------|--------|
| | 通年 | 積雪時 | | | | | | (水蒸気噴火) | (マグマ噴火) | | |
| 湯本本町 | ○ | | 23 | 49 | 0 | 避難所（噴火警戒レベル2・3）に準じて集合するものとする。ただし、居住地によって火口に近づくこととなる場合は、火口に近づかない最寄りの一時的集合場所に集合するものとする。 | 高原公民館 | スポーツセンター | 旧田中小学校 | | |
| 大町 | ○ | | 5 | 7 | 0 | | | | | | |
| 見晴町 | ○ | | 34 | 50 | 5 | | | | | | |
| 旭町 | ○ | | 34 | 63 | 1 | | | | | | |
| 元湯町 | ○ | | 15 | 26 | 0 | | | | | | |
| 奥那須 | ○ | | 15 | 22 | 0 | | | | | | |
| 川向町 | ○ | | 11 | 12 | 0 | | | | | | |
| 東町 | ○ | | 81 | 137 | 2 | | | 旧那須小学校 | スポーツセンター | 文化センター | |
| 占勝園 | ○ | | 54 | 114 | 3 | | | | | | |
| 湯本仲町 | ○ | | 13 | 33 | 0 | | | | | | |
| 西町 | ○ | | 119 | 198 | 2 | | 旧室野井小学校 | | 旧田中小学校 | 文化センター | |
| 那須高原 | ○ | | 238 | 457 | 9 | | | | | | |
| 上半俵 | | ○ | 126 | 201 | 2 | | 旧室野井小学校 | 那須中央中学校 | | | |
| 下半俵 | | ○ | 111 | 246 | 1 | | | | | | |
| 蕪中 | | ○ | 32 | 68 | 2 | | | | | | |
| 室野井 | | ○ | 42 | 73 | 0 | | | | | | |
| 宇田島 | | ○ | 8 | 25 | 0 | | | | | | |
| 六斗地 | | ○ | 12 | 27 | 0 | | | | | | |
| 横沢 | ○ | | 93 | 253 | 1 | | | | | 那須中学校 | 那須高等学校 |
| 遅山町 | ○ | | 255 | 411 | 3 | | | | | | |
| ロイヤル | | ○ | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 喰木原 | | ○ | 132 | 272 | 2 | | | | | | |
| 広谷地 | | ○ | 243 | 468 | 11 | | | | | | |
| 守子 | ○ | | 188 | 325 | 7 | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------|---|---|-----|-----|----|---|--|---------------------|---------|
| 伊藤台 | ○ | | 131 | 265 | 3 | | | | |
| 一ツ樞 | | ○ | 187 | 342 | 9 | | | | 黒田原小学校 |
| ロイヤルバレー | | ○ | 107 | 190 | 12 | | | | |
| 大日向 | | ○ | 149 | 321 | 4 | | | 田代友愛小学校 | 那須高等学校 |
| 池田 | | ○ | 398 | 764 | 13 | | | 那須高原小学校 | 黒田原小学校 |
| 小深堀 | | ○ | 38 | 81 | 2 | | | | |
| 大沢 | | ○ | 326 | 584 | 7 | | | | |
| 大深堀 | | ○ | 23 | 53 | 0 | | | 旧大沢小学校 | 旧朝日小学校 |
| 北沢 | | ○ | 22 | 47 | 1 | | | | |
| 大谷 | ○ | | 99 | 244 | 0 | | | | |
| 大島1・2 | | ○ | 63 | 151 | 3 | | | | |
| 中原 | | ○ | 52 | 121 | 2 | | | 学びの森小学校 | 学びの森小学校 |
| 三斗小屋温泉 | | ○ | | | | - | 三斗小屋温泉から三斗小屋宿跡まで徒歩、三斗小屋宿跡から高林公民館まで車 最大2時間 | 高林公民館 | |
| 観光客 | | ○ | | | | 原則として、来町した交通手段で避難する。ただし、当該交通手段が利用できない場合は、当該施設管理者の指示により安全な場所へ避難する。 | 原則として、来町した交通手段で避難する。ただし、当該交通手段が利用できない場合は、当該施設管理者の指示のあった場所から、那須町等が準備した移動手段で避難するものとする。 | 状況に応じて最寄りの避難所を指定する。 | |

第5 教育機関等の避難対策

各市町村災害対策本部は、避難情報を発令した場合は教育委員会及び保育園担当部局と連携を図り、避難対象地域内にある学校及び保育園（以下「学校等」という。）に対し次のとおり措置するものとする。

また、これらの措置については、あらかじめ児童、生徒及び園児（以下「児童・生徒等」という。）の保護者に対し説明し、緊急時の対応について理解を得ておくとともに、緊急時の連絡体制を整備しておく。

1 児童・生徒等が学校等にいる場合

学校等の長に対して授業の中止を指示し、学校等の長は、各々で定める災害対応マニュアル等に基づき、避難対策を講じる。児童・生徒等の避難は、原則として、保護者へ引き渡す処置をとる。

ただし、緊急を要する場合については、状況に応じて建物の上層階、体育館及び近傍の避難所へ避難させた後、保護者の迎えを待って保護者へ引き渡す、又は教職員が付き添って下校させる等の処置をとる。

2 児童・生徒等が帰宅している（家庭にいる）場合

学校等の長に対し休校を指示するが、指示がない場合においても学校等の長は、避難情報が発令され

たことを確認した場合は、直ちに休校とする。また、児童・生徒等は避難情報が発令されたことを確認した場合は、学校等に登校せずに保護者と一緒に避難又は自宅で待機する。

3 対象となる学校等

| 状態 | 学校等名 | 人数 | 在校時における避難先 |
|-------------------|---------|-----|---|
| 火砕流 | 那須高原保育園 | 68 | 直ちに保育を中止し、保護者に引き渡す。但し、緊急を要する場合は、町が手配するバス等によって、所定の避難所に児童・生徒等を避難させ、その後、当該避難所で保護者に引き渡す。 |
| 融雪型 泥流 (冬季) | 那須高原小学校 | 125 | 直ちに授業を中止し、保護者に引き渡す。但し、緊急を要する場合は、町が手配するバス等によって、所定の避難場所に児童・生徒等を避難させ、その後、所定の避難場所で保護者に引き渡す。※緊急時は、校舎2階以上に避難する。 |
| | 学びの森小学校 | 89 | |
| | 那須中学校 | 187 | |

4 対象となる学校等の噴火警戒レベル4及び5の時の対応

| 警報 | 噴火警戒レベル | 基本的な対応 | |
|------|-----------|--------|---|
| 噴火警報 | 4 (高齢者等難) | 在校中 | 直ちに授業を中止し、児童・生徒等を帰宅させる。 |
| | | 帰宅後 | 休校とする (連絡がなくても、児童・生徒等は登校を要しない)。 |
| | 5 (避難) | 在校中 | 直ちに授業を中止し、町が手配するバス等によって、所定の避難場所に児童・生徒等を避難させる。その後、当該避難場所で保護者に引き渡す。 |
| | | 帰宅後 | 休校とする (保護者と一緒に避難又は自宅で待機する)。 |

※ その他の公共的な施設についても、施設管理者は対応マニュアル等を整備するよう努める。

第6 突発的な水蒸気爆発等への対応

事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま、居住地域まで影響を及ぼす噴火が発生した場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で避難対象地域に到達する恐れがあるため、速やかな緊急退避の実施や避難情報の発令、住民・登山者等の安全な地域への避難誘導などの対応を行うものとする。

1 山頂付近での対応

(1) 観光客対応

各市町村は、噴火を覚知した場合、速やかに観光客に緊急退避の実施について周知するとともに、周辺施設へ伝達を行う。

各施設管理者は、施設利用者 (観光客等) に対して速やかに噴火の情報 (影響範囲、入山規制範囲等) を周知するとともに、各施設の建物内等の安全な場所へ誘導する。

避難に際しては、警察、消防等の関係機関に協力を要請し、安全に配慮しながら避難誘導、救護活動を実施するものとする。

協議会又は那須町は、平常時から、那須ロープウェイや那須町観光協会等の施設に「登山者向け那須岳火山防災マップ」を掲示及び配布し、噴火時の対応等についての注意喚起を図る。また、各施設管理者は、「避難確保計画」に基づき、施設職員が観光客に対して注意喚起を図る。

(2) 登山客対応

各市町村は、噴火を覚知した場合、速やかに登山客に緊急退避の実施について周知をする。

避難 (緊急下山) に際しては、警察、消防等の関係機関に協力を要請し、安全に配慮しながら避難

誘導、救護活動を実施するものとする。避難（緊急下山）ルートについては、別記「登山者・観光客の避難対策」に記載。（避難ルートは、噴火口や風向き等を考慮し、適宜、変更するものとする。）

協議会又は関係市町村は、平常時から登山客に対して、下記のとおり注意喚起を図る。

- ① 那須岳登山道入口に「立入規制看板」及び「通行禁止看板」を掲示し、登山客への注意喚起を図る。
- ② 避難小屋（峰の茶屋跡避難小屋、那須岳避難小屋）に、「登山者向け那須岳火山防災マップ」を掲示し、登山客に対し噴火時の対応等についての注意喚起を図る。特に火口付近には、近づかないよう周知する。
- ③ 緊急時に備え避難小屋にヘルメットを配備する。
- ④ 火山噴火時における登山者の行動マニュアルや地点別避難ルートを作成し、パンフレット等で周知する。

2 那須岳周辺温泉等観光施設での対応

- (1) 協議会又は関係市町村は、各旅館等に観光協会等を通じて噴火時の対応等を記載した「那須岳火山防災ハンドブック」を配布し、観光客等への注意喚起を図る。
- (2) 各市町村の地域防災計画で定められた避難促進施設は、「避難確保計画」を作成し、計画に基づく避難訓練等を実施し有事に備える。各市町村は、避難確保計画作成の支援を行う。

3 通行中の車両への対応

道路管理者は、那須岳周辺の市町村内の道路に設置している「道路情報板」で周知する。また、「ラジオ」や「緊急速報メール」等で情報を発信する。

4 留意事項

- (1) 協議会又は市町村は、融雪型火山泥流等の段階的な避難情報の発令や十分な避難時間を確保できない事態等が生じた場合を想定して、被害予想地域の住民等に対し、突発的な噴火が発生した場合は、次の行動をとるよう事前に周知しておく。
 - ① 近傍の高台及び堅固な建物の2階以上の安全な場所へ避難する。
 - ② 河川の近傍の住民は、直ちに河川から離れ、安全な場所へ避難する。
 - ③ 逃げ遅れ等がないよう地域住民が協力して避難する。
- (2) 協議会又は市町村は、噴火速報が発表されない場合もあることに留意の上、周知・広報及び必要な対応を実施する。広報の内容については、「第7 那須岳火山噴火に関する情報連絡体制」を参照すること。

5 那須岳火山噴火時における登山者の行動マニュアルの整備

次の事項を参考に、登山者に対し火山噴火時における行動マニュアルを周知する。

(1) 活火山への登山の心構え

- ① 噴火位置を想定して登山する。
- ② 避難小屋の位置を把握する。
- ③ 地形を把握し、逃げる方向を想定する。
- ④ 風向きと噴火位置を考慮する。
- ⑤ 応急手当（止血、骨折手当等）をマスターする。
- ⑥ 気象情報を取得する（噴火警戒レベルを知る）。
- ⑦ 登山届を提出する。
- ⑧ 噴火時に何が危険か知る（熱（水蒸気、灰）、火山性ガス、噴石、火砕流等）。
- ⑨ 異常現象発見時は、市町村又は警察署に通報する。
- ⑩ 登山靴など一般的に登山に必要とされる服装や装備で登山する。

(2) 登山をする際の装備

- ① 頭部を保護するためのヘルメット
- ② 火山灰及び火山ガスを直接吸い込まないためのマスク（又はタオル）
- ③ 懐中電灯やヘッドランプ（噴火後ただちに暗闇になる場合があるため。）
- ④ 火山灰から目を保護するためのゴーグル（サングラス）
- ⑤ スtock（泥状の火山灰を歩行するため。）
- ⑥ 止血及び骨折の応急手当用の救急用具
- ⑦ 長袖上着と長ズボン
- ⑧ リュックサック（できれば45リットル以上。いざという時、盾のように使用するため。）
- ⑨ タオル（火山ガスや火山灰に巻き込まれた時に濡れタオルを口に当てる。）
- ⑩ 携帯電話や無線機等の通信機器

(3) 噴火時にとるべき行動

- ① すべてを停止し、放置し、直ちにその場から離れ、リュックサックを背負い安全地帯まで逃げる。
（噴火後数十秒とかからずに噴石が落下してきた実例がある。）特に次の事項に留意する。
 - ア 食事を片づけない。
 - イ 決定的瞬間をカメラに収めない。
 - ウ リュックサックの中から物を探さない。
- ② 避難小屋等建物や大きな岩陰に隠れる。
- ③ 頭部を覆う（厚手の帽子、ヘルメット、リュックサックなど）。
- ④ 背中を覆う（リュックサック等）。
- ⑤ くぼ地や低いところに逃げ込まない（火山性ガスは比重が重いため。）。
- ⑥ 可能であれば、風上に逃げる（火山性ガスや灰の影響を受けにくい。）。

6 突発的な水蒸気爆発が発生した場合への対応（避難）表

(1) 被害の想定と対象

- ① 被害想定範囲：火口から2.5km程度以内（大きな噴石が飛散）
- ② 主な対象：大丸温泉・弁天温泉・三斗小屋温泉の宿泊者、茶臼岳等の登山者及び観光客

(2) 対応表

① 温泉街における観光・宿泊施設の主な対応

| | |
|---|---|
| 1 | 噴火を確認した場合、速やかに、宿泊客等を近くの安全な場所に避難誘導する。 |
| 2 | 那須町観光協会及び那須温泉旅館協同組合等に協力を要請し、宿泊者名簿等を基に安否情報を把握する。 |
| 3 | 安否情報、被害情報（人的・建物等）を那須町災害対策本部又は那須塩原市災害対策本部に報告する。 |
| 4 | 安全を確認後、施設所有のバス等で宿泊客等を避難所まで搬送する。 |

②市町村の主な対応

| | |
|---|--|
| 1 | 那須岳噴火に伴う災害対策本部を設置して被害情報を把握し、県等に報告する。 |
| 2 | 住民等に対して、緊急速報メール、各市町村登録制メール、防災行政無線等により危険を周知し、速やかな下山を促す。 |
| 3 | 災害対策本部内に安否情報確認センター（仮称）を設置して、不明者情報を把握・集約し、公表する。 |
| 4 | 避難所を開設するとともに、安全な避難ルートを把握する。 |
| 5 | バス等を手配し、被災者を避難所まで搬送する。 |
| 6 | 那須岳火山防災協議会又はコアグループ会議等を開催し、関係機関と今後の噴火動向や対応等について協議する。 |
| 7 | 各市町村ホームページや広報車等の情報伝達手段により、住民等に対して状況を周知する。 |

③地元警察・消防の主な対応

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 被害情報を把握し、市町村災害対策本部等に報告する。 |
| 2 | 警戒区域等の設定に基づき、交通整理及び交通規制、地域巡回等を実施する。 |
| 3 | 必要に応じて、DMAT や緊急消防援助隊の派遣等を検討する。 |

④県の主な対応

| | |
|---|--|
| 1 | 災害対策本部を設置して被害情報を把握し、国等に報告する。 |
| 2 | 市町村災害対策本部に職員を派遣する。 |
| 3 | 必要に応じて、自衛隊災害派遣・緊急消防援助隊派遣を要請する。 |
| 4 | 状況に応じて、被災者搬送・救援物資・避難所運営等を支援する。 |
| 5 | ホームページ等により県民に対して状況を周知するとともに、報道機関に対して情報を提供する。 |

⑤国（气象台・砂防部局等）の主な対応

| | |
|---|--|
| 1 | 県市町村噴火災害対策本部に職員を派遣するとともに、応急対応に必要な資機材を提供する。 |
| 2 | 今後の噴火予測や気象状況により、想定される被害等について情報を提供する。 |

(3) その他

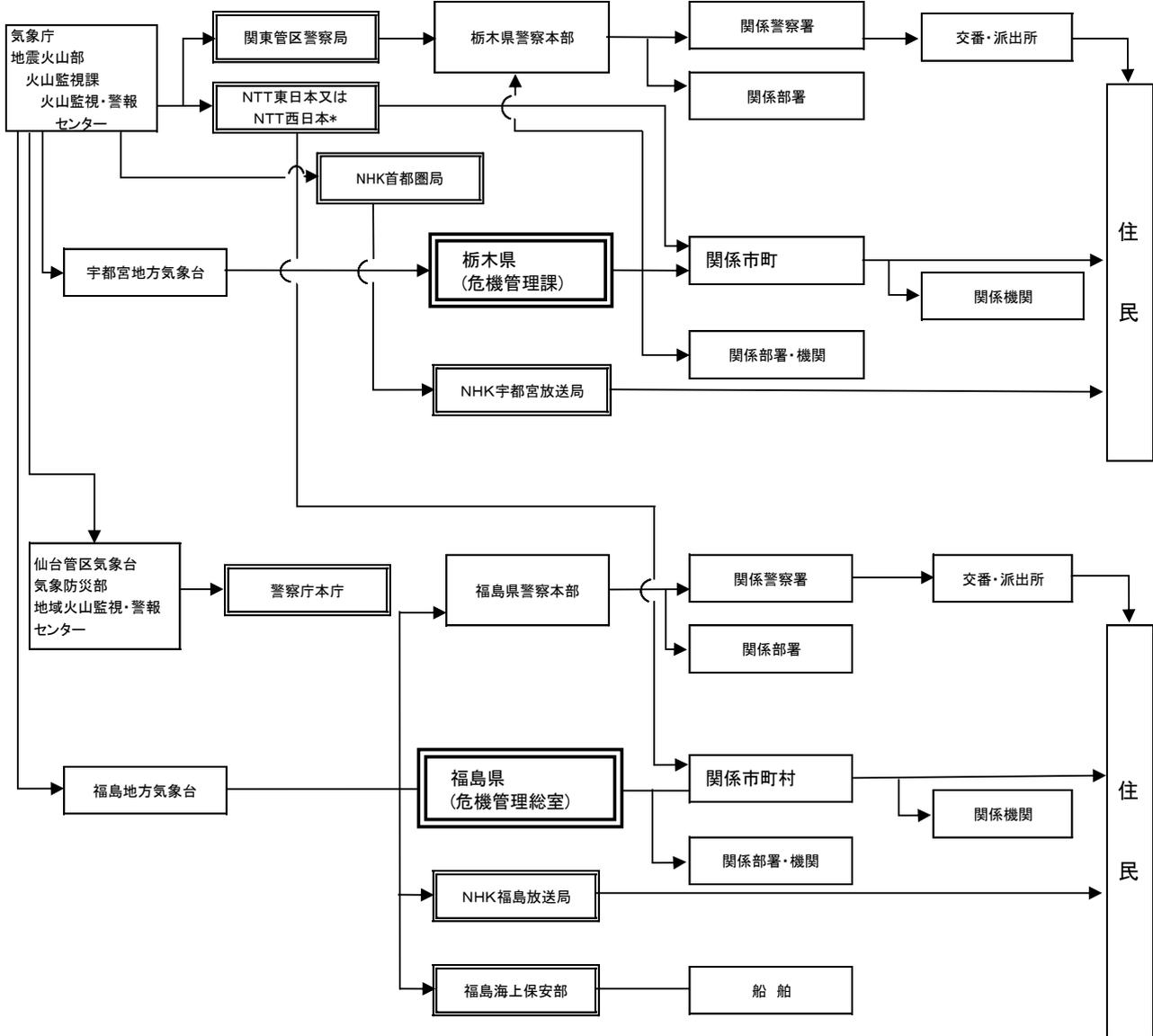
観光客及び登山者の避難の詳細については、「別記 登山者・観光客の避難対策」により示すこととする。

第7 那須岳火山噴火に関する情報連絡体制

1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達する。また、降灰予報及び火山現象に関する情報等についても、これらの伝達系統図に準じて伝達する。

(1) 噴火警報・予報の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。
 * NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報（噴火警報解除）」に限る。

(2) 詳細な噴火警報・予報の伝達（栃木県関係機関）【平日・昼間】

4-2_那須岳火山防災情報伝達系統図参照（略）

(3) 噴火警報等伝達系統図（福島県）

図（略）

2 異常現象発見者の通報

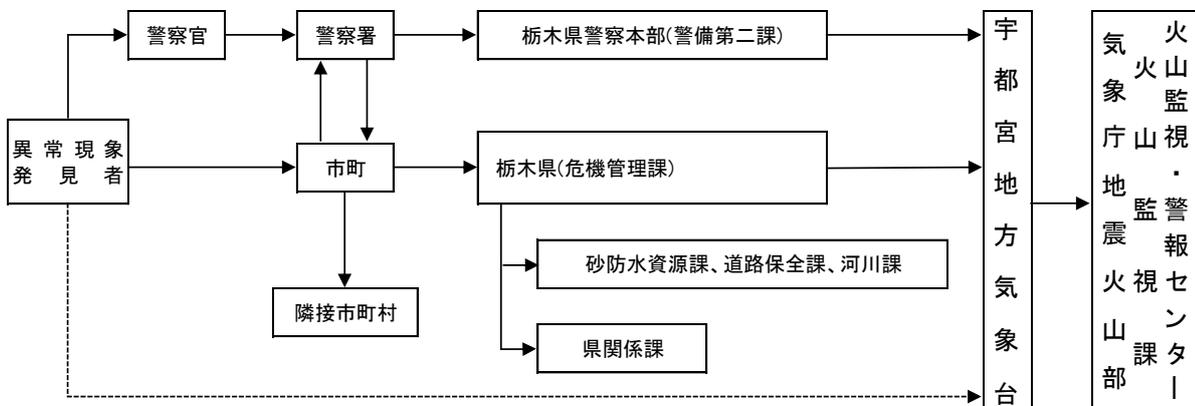
(1) 次のような異常現象を発見した者は、市町村又は警察署に通報する。なお、これにより難しい場合には、宇都宮地方気象台又は福島地方気象台に通報する。

- ① 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化
- ② 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
- ③ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化
- ④ 噴気孔の新生・拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化
- ⑤ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- ⑥ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等
- ⑦ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

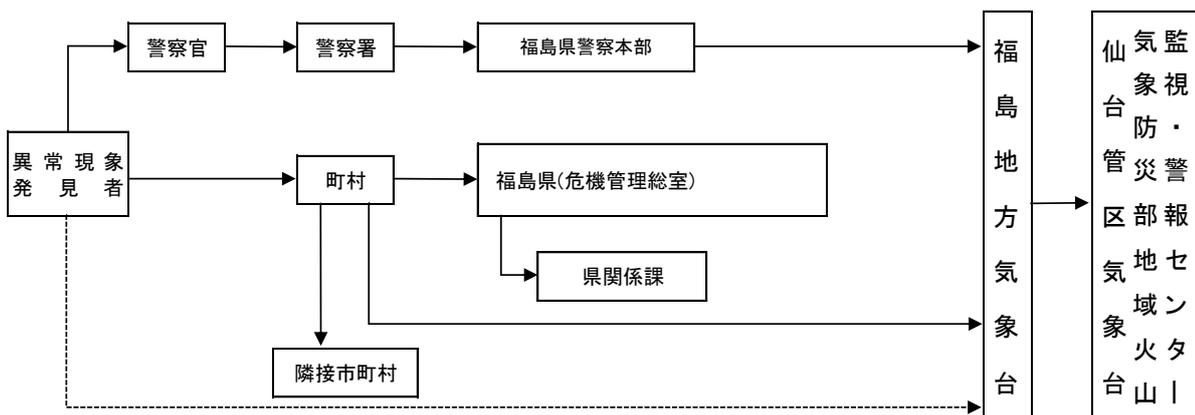
(2) 異常現象発見者から通報を受けた市町村又は警察署は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。

(3) 異常現象発見者からの情報伝達経路図

栃木県



福島県



3 土砂災害緊急情報の伝達

国土交通省関東地方整備局又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

(1) 伝達内容と方法

| 対象事象 | 担当機関 | 伝達方法 |
|-----------------------------------|------------|--|
| 火山噴火・河道閉塞 (高度な専門的知識及び技術を要するもの) | 国土交通省 | 【自治体】 ・電話・FAX 【住民】 ・ホームページ・報道機関 等 |
| 地すべり | 栃木県 福島県 | 【自治体】 ・電話・FAX 【住民】 ・登録制メール・防災行政無線 等 |

4 災害情報の収集及び被害報告

噴火（爆発）等の火山活動により被害が発生し、又はそのおそれが出たときは、各責任者は次により、直ちに関係機関あてその状況を通報する。

(1) 災害情報収集及び被害報告責任者

① 関係機関の責任者

各機関の責任者は、災害情報の収集に努めるとともに県の防災担当課及び地域機関に通報する。

② 通報事項

通報する事項は、おおむね次の内容とする。

- ア 噴火（爆発）又は異常現象の発生日時
- イ 被害の状況
 - ・被災地域、被災人員及び家屋等の状況
 - ・噴石及び降灰等の状況
- ウ 災害対策本部の設置状況
- エ 主な応急措置の状況
 - ・避難情報の発令及び避難の状況
 - ・避難者の輸送及び観光客の救助等の実施状況
 - ・その他応急措置の状況
- オ 車両・医療救援要請に関する情報
- カ その他必要事項
 - ・異常現象等による地区住民及び観光客の動揺状況
 - ・その他

5 住民等への広報

関係市町村長は、避難情報の発令又は警戒区域の設定等を行ったときは、住民等に対し、次のような方法により広報を行い、その周知徹底を図る。

(1) 広報の具体的方法

各市町村の実情に応じて、広報車、消防団、警鐘、サイレン、登録制メール、緊急速報メール、Lアラート、道路交通情報板（県）、伝達組織、防災行政無線、ホームページ、SNS等を使用して情報を発信する。

(2) 広報の内容

住民及び登山者への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

| 噴火警戒 レベル | 周知・広報項目例 |
|-------------|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・異常現象の状況又は火山活動の状況 ・噴火警戒レベル（噴火予報及び噴火警報等の内容） ・被害の状況 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制状況（規制の範囲・警戒区域指定の有無） ・通行止め区間 ・周辺施設の営業状況 ・災害対策の状況（災害対策本部の設置状況、医療救護班の配置状況、その他必要な事項） |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の問合せ先 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・異常現象の状況又は火山活動の状況 ・噴火警戒レベル（噴火予報及び噴火警報等の内容） ・被害の状況 ・規制状況（規制の範囲、警戒区域指定の有無） ・通行止め区間 ・周辺施設の営業状況 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難対象区域 ・避難に関する事項（指定避難所の開設状況や避難先までの避難経路等） ・災害対策の状況（本部設置状況、医療救護班の配置状況、その他必要な事項） ・情報の問合せ先 |

（3）県の協力

県は、関係市町村が行う広報に対し、必要に応じて協力支援を行う。

（4）事前措置及び住民等への広報

① 避難情報の発令

関係市町村長は、噴火警報及び噴火予報等が発表されたとき又は関係機関等から異常現象等の通報を受けたときは、各地域防災計画に基づき、直ちに住民等に対し必要な広報を行い、注意喚起又は危険周知を行うと共に、必要に応じて避難情報の発令を行う。

② 警戒区域の設定

関係市町村長は、登山の規制等特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への入山規制等を行う。

③ 避難情報の伝達内容

避難対象区域にいる住民等を対象に伝達する避難情報の内容は、次に示す項目について地域の特性や住民等が短時間に認識できる情報内容を考慮して定める。

ア 避難の理由及び可能性のある火山現象（例：融雪型火山泥流）

イ 避難の切迫性

ウ 避難が必要な地域

エ 避難先（避難所）

オ 避難の方法、手段及び経路

カ 避難行動要支援者の支援に関する事項

キ 携行品、服装の留意点

〔避難情報伝達例文〕

・高齢者等避難

『こちらは〇〇町役場（〇〇町災害対策本部）です。本日〇月〇日〇時に〇〇地区に高齢者等避難を発令しました。気象台の発表で、現在、那須岳の火山活動が活発化しています。お年寄りの方や避難に時間のかかる方は、周囲の環境に注意し、避難を開始してください。その他の方も避難の準備を整えるとともに、必要に応じて避難を開始してください。』

・避難指示

『こちらは〇〇町役場（〇〇町災害対策本部）です。那須岳噴火により融雪型火山泥流の発生の可能性が高まったため、本日〇月〇日〇時に〇〇地区に避難指示を発令しました。〇〇地区の皆様は直ちに避難を開始してください。』

(5) 事前措置及び住民等への広報

気象庁の発表する噴火速報について、次の場合には発表されないことに留意するとともに、住民等にはその旨を周知する。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火が発生した事実を確認できない場合

市町村は、噴火速報が発表されない場合でも、必要に応じて噴火に関わる情報を広報する。

6 県への通報

関係市町村は、入山規制、警戒区域の設定、避難情報の発令等を行ったときは、速やかにその旨を管轄行政事務所及び栃木県危機管理課又は福島県災害対策課へ通報する。

7 報道機関への発表

- (1) 入山規制や警戒区域の設定、避難情報の発令等を行ったときは、その状況を報道機関に発表する。
- (2) 報道機関への発表は、関係市町村が県と連携して行う。
- (3) 発表は、噴火（爆発）の規模及び社会的影響等を考慮してできるだけ速やかに行う。

8 情報の共有

入山・道路等の規制情報については、那須岳火山防災協議会噴火警報・予報の伝達系統図に準じて適宜情報の共有化を図る。

9 休日及び夜間の情報伝達体制及び連絡先

休日及び夜間における情報伝達については、「噴火警報・予報の伝達」を基本として、県単位で毎年度策定する。

- (1) 詳細な噴火警報・予報の伝達（栃木県関係機関）【休日・夜間】 ※参考例
4-2_那須岳火山防災情報伝達系統図参照（略）
- (2) 詳細な噴火警報・予報の伝達（福島県関係機関）【休日・夜間】 ※参考例
図（略）

第8 風評被害対策について

1 広報資料の事前準備

噴火による風評被害を最小限にするため、地図等を用いて火山噴火の影響を受ける範囲をわかりやすく図示するなど、特に地理的な表現を工夫し、観光客等の目線に立った分かりやすい広報資料を作成する。

2 正確な火山情報の発信

(1) リテラシーの向上

学校教育や防災訓練等を通じて火山噴火に対する正しい知識の取得と過剰反応を抑えるための教

育・啓発活動を行う。

(2) 情報発信の方法

- ① 火山噴火に関し、各市町村広報媒体（ホームページ、SNS等）を活用し、統一した正しい情報を広く発信する。
- ② 必要に応じて、旅行代理店へ情報を提供するなど第三者機関を通じた情報の発信を行う。

(3) 報道機関への情報提供

- ① 火山活動が活発化した時は、窓口を一本化し、定期的な記者会見等や広報資料を通じて、特に地理的な風評被害を防止するため危険ゾーンを明確した図等を用いて、適正な報道を行うよう各報道機関に協力を要請する。
- ② 火山活動が平穏な時は、定例の報道発表や防災講演会等を通じて、各報道機関における那須岳火山噴火に対する科学的な理解を深める活動を行う。

3 商業施設の支援対策

- (1) 経営支援、金融支援の強化対策の実施
- (2) 相談窓口等の開設
- (3) 観光誘客キャンペーン等の実施

第9 その他

1 治安の維持

各市町村災害対策本部長は、住民が避難した避難対象地域への「立入禁止」等の規制措置を実施した時は、住民等及び関係機関等へもその周知を図り、警察と連携して避難対象地域等の周辺における警備・警戒活動を行う。

2 報道機関の対応

- ① 各報道機関に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部等に報道対策部門を設置し報道関係者の対応にあたる。
- ② 報道機関に対し、避難誘導等の生命・身体を保護するための重要な情報の発信を依頼する。

3 相談窓口の開設

火山噴火等により、被災した住民の精神的苦痛の軽減及び今後の生活再建等の相談に対応するため、市町村及び各避難所等に市町村職員や県職員等を配置し、相談窓口を開設する。

4 計画の運用・改善

協議会委員全員が、本計画に示す対策を理解し、噴火時に求められる役割を果たせるよう、継続的に会議・訓練等を実施する。

〈4-5 火山観測の種類・体制〉

1 気象庁及び関係研究機関等の観測体制

気象庁及び関係研究機関等が行っている那須岳、高原山についての火山観測体制は、次のとおりである。

(1) 火山観測の種類

| 観測の種類 | | 那須岳 | 高原山 |
|-------|---------|---|-------------------|
| 常時観測 | 火山性震動観測 | ・地震計による観測 | 常時観測は行っていない |
| | 表面現象の観測 | ・監視カメラによる観測 ・空振計により、火山噴火に伴う空気振動を観測 | |
| | 地殻変動観測 | ・GNSSにより、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮を観測 ・傾斜計により傾斜変化等の地殻変動を観測 | |
| 機動観測 | 調査観測 | ・山体構造の解明や中期的な火山活動の総合的な診断のために火山性震動の観測など観測体制を強化して行う観測 ・現地において実施する火山の熱の観測、地磁気観測、ガス放出量の観測、火山体の変形観測など | 火山の状態を把握するために行う観測 |
| | 緊急観測 | 火山の噴火等火山現象に異常が発生した場合に、緊急に当該火山の状態を把握するために行う観測 | 同左 |

(2) 観測システム概要図（那須岳）

＜火山性震動の観測＞

・地震計（高雄）（沼ツ原）（牛ヶ首南東）

＜表面現象の観測＞

・監視カメラ（湯本ツムジケ平）（日の出平北）

＜表面現象の観測＞

・空振計（高雄）（沼ツ原）

＜地殻変動の観測＞

・傾斜計（峰の茶屋跡）（沼ツ原）

＜地殻変動の観測＞

・GNSS（湯本、峠茶屋、室野井2、沼ツ原）

国土地理院 GNSS（那須2）

防災科学技術研究所 地震計
（那須下郷、H西郷、那須甲子、那須湯本、那須大丸、那須深山、那須板室）

東北大学 地震計（南会津）

無線・NTT回線

気象庁

データ提供

2 県の観測体制

県（県土整備部）は、那須岳火山噴火警戒避難対策整備事業の中で、那須岳火山噴火監視システムを整備し、地域住民、登山者等の警戒避難体制の支援を図るため、静穏期の観測機器を設置している。このシステムにおいて雨量計と監視カメラで観測された情報は、インターネットでリアルタイムに配信されている。

〈機器構成〉

- ・ 大田原土木監視局
- ・ 監視カメラ
- ・ 水位計、雨量計、積雪計、風向風速計
- ・ 情報伝達装置（インターネット等）

〈4-6 気象庁の発表する火山現象に関する情報、噴火警報・予報〉

1 気象庁の発表する火山現象に関する情報

気象庁の発表する火山現象に関する情報の種類と内容は、次のとおりである。

| 火山情報 | 内 容 | 発表時期 |
|---------------|--|-----------------|
| 火山の状況に関する解説情報 | 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説したもの | 火山活動の状況に応じて適時発表 |
| 火山活動解説資料 | 地図や図表等を用いて火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説したもの | 毎月上旬又は必要に応じて発表 |
| 週間火山概況 | 過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの | 毎週金曜日に発表 |
| 月間火山概況 | 前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの | 毎月上旬に発表 |
| 噴火速報 | 登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせるもの | 随時発表 |
| 噴火に関する火山観測報 | 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報をお知らせするもの | 随時発表 |

2 気象庁の発表する噴火警報・予報

気象庁の発表する噴火警報・予報の種類と内容は、次のとおりである。

(1) 那須岳（噴火警戒レベル運用火山）

| 名称 〈略称〉 | 対象範囲 | レベル (キーワード) | 火山活動の状況 | 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 |
|----------------------------|------------------------|----------------|--|---|
| 噴火警報 (居住地域) 〈噴火警報〉 | 居住地域及びそれより 火口側 | 5 (避難) | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある | 危険な居住地域からの避難等が必要 |
| | | 4 (避難準備) | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている） | 警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要 |
| 噴火警報 (火口周辺) 〈火口周辺警報〉 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 | 3 (入山規制) | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される | 住民は通常的生活状況に応じて避難行動要支援者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等 |
| | 火口から少し離れたところまでの火口周辺 | 2 (火口周辺規制) | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される | 住民は通常的生活火口周辺への立入規制等 |

| | | | | |
|------|------|--------------------------------|--|------------------|
| 噴火予報 | 火口内等 | 1 (活火山 である ことに 留意) | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には、生命に危険が及ぶ） | 状況に応じて火口内への立入規制等 |
|------|------|--------------------------------|--|------------------|

(2) 高原山（噴火警戒レベルを運用していない火山）

| 名称 ＜略称＞ | 対象範囲 | 警報事項等 (キーワード) | 火山活動の状況 | 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 |
|----------------------------|------------------------|-------------------------------------|--|---|
| 噴火警報 (居住地域) ＜噴火警報＞ | 居住地域及びそれより火口側 | 居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒（居住地域嚴重警戒） | 居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される | 危険な居住地域からの避難等が必要、あるいは警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要 |
| 噴火警報 (火口周辺) ＜火口周辺警報＞ | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒（入山危険） | 火口から居住地域近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される | 住民は通常的生活状況に応じて避難行動要支援者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等 |
| | 火口から少し離れたところまでの火口周辺 | 火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒（火口周辺危険） | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される | 住民は通常的生活火口周辺への立入規制等 |
| 噴火予報 | 火口内等 | (活火山であることに留意) | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ） | 状況に応じて火口内への立入規制等 |

(3) 降灰予報

| 降灰予報の種類 | 内容 |
|----------|--|
| 降灰予報（定時） | <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に発表。 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 |

| | |
|----------|---|
| 降灰予報（速報） | <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（５～１０分程度で）発表。 ・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 |
| 降灰予報（詳細） | <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後２０～３０分程度で発表。 ・噴火発生から６時間先までに（１時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。 |

那須塩原市 原子力災害応急対策計画初動体制

(平成25年度 第1版)

1 初動体制の目的

原子力災害発生時において各種被害を最小限にするためには、関係職員の迅速な参集と的確な初動対応が必要不可欠である。このため、災害の規模に応じた職員の参集体制や参集基準、また、担当部門ごとの役割分担を明確にすることを目的に初動体制を整備する。

2 参集体制の基準

原子力災害発生時における災害の態様に応じた職員の参集体制の概要は、次のとおりである。

| 体制等 | 災害の態様 | | 体制の概要 | 備考 (勤務時間外の配備) |
|--------|---|--|---|---|
| 注意体制 | 近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、被害規模が災害警戒本部を設置するに至らないと判断される場合 | | 情報収集及び応急対策を行う体制 | 本庁総務課、支所総務担当職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施する |
| 警戒体制 | ①原子力防災管理者から県に対して、原災法第10条第1項に定める通報があった場合 ②総務部長が必要と認めた場合 | | 本庁舎に災害警戒本部を、各支所庁舎に災害警戒現地本部を設置し、災害の拡大を防止するために必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 | 本庁総務課、支所総務担当課及び警戒配備に該当する各部等の災害対策関係職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する |
| 第1非常配備 | ①原子力防災管理者から県に対して、原災法第15条第1項に定める通報があった場合 | ①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合 | 本庁舎に災害対策本部を、各支所庁舎に災害対策現地本部を設置し、災害応急対策の実施により被害の拡大に備える体制 | 初動体制における第1非常配備に該当する職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する |
| 第2非常配備 | ②市長が必要と認めた場合 | 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合 | 本庁舎に災害対策本部を、各支所庁舎に災害対策現地本部を設置し、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制 | 初動体制における第2非常配備に該当する職員（原則として全職員）は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する |

※原災法＝原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）

※原災法第10条第1項に定める通報

原子力事業所等において基準を超える放射線量が検出された場合（5～500μSv/h以上。場所等によって異なる）、原子力管理者は、直ちに内閣総理大臣等に通報することとされている。

※原災法第15条第1項に定める通報

第10条第1項により通報された放射線量が異常水準である場合や原子力緊急事態の発生を示す事象が発生した場合、内閣総理大臣は、直ちに原子力緊急事態宣言をすることとされている。

3 配備体制別の責任者と参集方法

原子力災害発生（又は発生のおそれのある事象）を覚知した総務課長は、各支所総務担当課長に現地本部の設置を要請する。総務課長及び支所総務担当課長は、配備体制において定められた参集範囲に該当する課長等に参集を要請し、連絡を受けた課長等は、各課等において整備している緊急連絡網などを活用して関係職員に参集命令を行う。

なお、警戒体制において設置する災害警戒（現地）本部、非常配備において設置する災害対策（現地）本部は、那須塩原市災害対策本部条例に基づき設置される本部となる。

◆配備体制別の責任者

| 区分 | 本庁（本庁舎） | 西那須野支所 | 塩原支所 |
|---------------|--------------------------|--|-------------------------------------|
| 注意体制 | ・責任者 総務部長 ・参集責任者 総務課長 | ・責任者 西那須野支所長 ・参集責任者 西那須野支所 総務税務課長 | ・責任者 塩原支所長 ・参集責任者 塩原支所 総務福祉課長 |
| 警戒体制 | | | |
| 第1・第2 非常配備 | ・責任者 市長 ・参集責任者 総務課長 | ※非常配備体制において、災害対応の状況から判断し、市長が必要と認めた場合は、副市長を指定する支所に派遣し、現地本部長としての対応に当たらせることがある。 | |

◆連絡体系

①通常勤務時間内

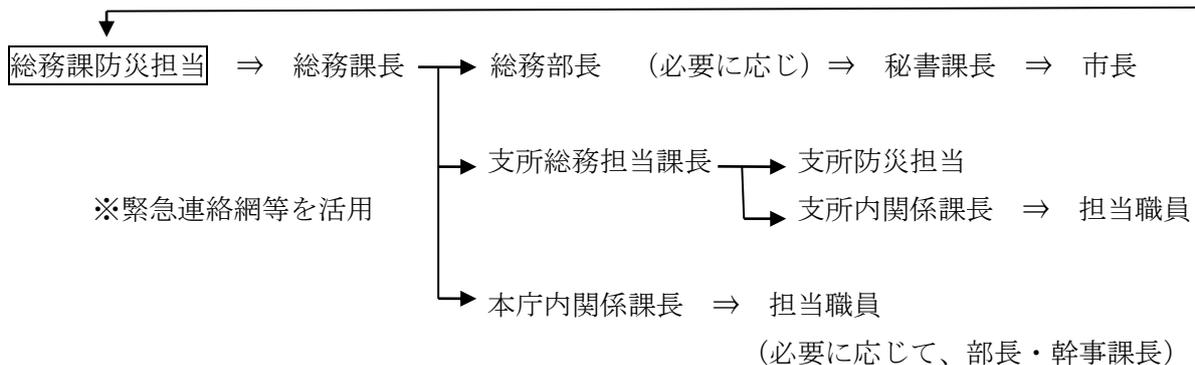
☆特定事象等発生☆ 原子力事業者等 ⇒ 県消防防災課 ⇒ 総務課防災担当
(N T T回線・防災NW)

②休日の日中

☆特定事象等発生☆ 原子力事業者等 ⇒ 県消防防災課 ⇒ 日直室 ⇒ 総務課防災担当
(N T T回線・防災NW) (個人携帯・自宅固定電話)

③夜間時間帯

☆特定事象等発生☆ 原子力事業者等 ⇒ 県消防防災課 ⇒ 黒磯消防署 ⇒ 総務課防災担当
(N T T回線・防災NW) (個人携帯・自宅固定電話)



4 各体制における参集職員の範囲と応急対策の概要

【1】注意体制

近隣県の原子力発電所等において事故が発生した旨の報告を受け、大小にかかわらず被害発生のおそれが生じた場合であって、災害警戒本部を設置するに至らないと判断される場合の体制。

本庁総務課及び各支所防災担当職員は、それぞれ勤務する庁舎に参集し、次の措置を実施する。

① 情報収集

県消防防災課等と連携し、事故の状況・被害発生の状況（日時、場所、概要、応急処置の内容等）などに係る情報の収集を行う。

② 報告・連絡

総務課防災担当職員は、収集した情報を整理して総務課長に報告し、指示を仰ぐ。総務課長からの指示事項について、各支所の防災担当職員に連絡する。併せて、何らかの措置を行った場合には、県消防防災課をはじめ、必要と思われる関係機関にその内容を報告する。

③ 情報伝達

総務課防災担当職員は、収集した情報を整理し、市民等に伝達すべき情報を取りまとめた上で、みるメール、ツイッター、とちぎテレビデータ放送などを活用して情報発信を行う。

【2】警戒体制

原子力防災管理者から、県を通じて原災法第10条第1項に定める通報があった場合、又は、総務部長が必要と認めた場合、次のとおり災害警戒本部及び災害警戒現地本部を設置し、職員の参集体制や応急対策を協議するとともに、必要な措置を講じる。

※原災法第10条第1項に定める通報の基準

- ① 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合
- ② 排気筒などの通常放出場所において、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- ③ 管理区域（※注）以外の場所で、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量又は $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- ④ 輸送容器から 1m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合
- ⑤ 臨界事故の発生又はそのおそれのある場合
- ⑥ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合 等

（※注）管理区域とは、原子力発電所、核燃料サイクル関連施設及び放射性同位元素等取扱施設において被ばくのおそれのある区域で、放射線業務に従事する者の被ばく管理を適切に実施し、従事者以外の者の被ばくを防止するために特に定めた区域のこと。

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部は本庁舎に設置し、原則として次の職員を本部員とし、必要な範囲において課員を招集する。災害警戒本部の責任者（警戒本部長）は総務部長とし、総務部長不在の場合は総務課長が代理し、総務部長及び総務課長がともに不在の場合は総務課長補佐が代理する。

| 本部員 | 担当(総括)業務 |
|-----------------|--|
| 総務部長 | ①警戒本部の設置 ②現地本部に対する指示 ③被害等情報の収集 ④職員参集体制の決定 ⑤市長、副市長への連絡 ⑥関係機関等への連絡 ⑦マスクミ対応(秘書課への情報提供) ⑧市民等への情報伝達(みるメール等) |
| 総務課長 総務課防災担当 | |
| 生活環境部長 | ①初期対応に必要な資機材(線量計等)の準備 ②放射線量の測定及び結果の市民等への伝達 ③職員への参集命令 |
| 環境対策課長 | |
| 保健福祉部長 | ①災害時要援護者等への情報提供及び避難支援の準備 ②医療救護体制の整備 ③避難所開設の準備 ④職員への参集命令 |
| 社会福祉課長 | |
| 教育部長 | ①児童生徒の安全対策 ②保護者等への情報提供 ③教育長への連絡 ④職員への参集命令 |
| 教育総務課長 | |

(2) 災害警戒現地本部(各支所)

災害警戒本部を設置したときは、災害警戒現地本部を各支所に設置するものとし、災害警戒本部の指示を受けて必要な措置を講じる。現地本部の本部員は、原則として次の表に記載された職員とし、警戒本部からの指示を受けた場合は、速やかに指定された庁舎に参集するものとする。また、各所属長は、必要な範囲において課員を招集するものとする。

なお、現地本部の責任者(警戒現地本部長)は支所長とし、支所長不在の場合は総務担当課長が代理し、支所長及び総務担当課長がともに不在の場合は、総務担当課長補佐(総務担当課長補佐の配置がない場合は、あらかじめ支所長が指定した職員)が代理する。

① 西那須野現地本部(西那須野庁舎)

| 現地本部員 | 担当(総括)業務 |
|------------------------------|--|
| 西那須野支所長 総務税務課長 総務係防災担当 | ①現地本部の設置 ②警戒本部との連絡調整及び対応内容等の報告 ③被害等情報の収集 ④職員参集体制の決定 ⑤管内関係機関等への連絡 |
| 市民福祉課長 | ①放射線量測定及び避難所開設等初期対応等に関する警戒本部との連絡調整 ②職員への参集命令 |

② 塩原現地本部(塩原庁舎(箒根出張所長は、必要に応じて課長の命により出張所に参集))

| 現地本部員 | 担当(総括)業務 |
|--|---|
| 塩原支所長 総務福祉課長 (箒根出張所長) 総務係防災担当 | ①現地本部の設置 ②警戒本部との連絡調整及び対応内容等の報告 ③被害等情報の収集 ④職員参集体制の決定 ⑤管内関係機関等への連絡 ⑥放射線量測定及び避難所開設等初期対応等に関する警戒本部との連絡調整 |

【3】第1非常配備・第2非常配備

原子力防災管理者から、原災法第15条第1項に定める通報があった場合又は市長が必要と認めた場合は、災害対策基本法及び那須塩原市災害対策本部条例の規定に準じ、次のとおり災害対策本部及び災害対策現地本部を設置して必要な措置を講じる。

※原災法第15条第1項に定める通報とは、原子力緊急事態宣言が発表された場合をいう。

※原子力緊急事態とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう。

(1) 災害の態様

① 第1非常配備

原子力緊急事態宣言が発出され、市内又は近隣市町若しくは隣県において大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合。

② 第2非常配備

大規模な原子力災害により甚大な被害を出すおそれのある場合。

(2) 職員体制

① 災害対策本部

災害対策本部は本庁舎に設置し、原則として次の職員を本部員として招集する。災害対策本部の責任者（本部長）は市長とし、市長不在の場合は副市長が代理し、市長及び副市長のいずれもが不在の場合は総務部長が代理する。職員の配備体制は災害の態様に応じて判断し、総務課長が参集責任者となり各部に対して必要な人員の招集を要請する。

| | |
|--------|--|
| 第1非常配備 | 市長、副市長、教育長、総務部長、企画部長、生活環境部長、保健福祉部長、産業観光部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、総務課長、放射能対策課長、企画情報課長、秘書課長、環境対策課長、生活課長、社会福祉課長、子ども課長、高齢福祉課長、健康増進課長、農務畜産課長、商工観光課長、都市整備課長、道路課長、水道課長、教育総務課長 (各部において招集する応急対策職員) |
| 第2非常配備 | 第1非常配備の職員及び全幹事課長 (本庁舎勤務の全職員参集体制) |

② 災害対策現地本部

災害対策現地本部は各支所に設置し、原則として次の職員を現地本部員として招集する。災害対策現地本部の責任者（現地本部長）は支所長とし、支所長不在の場合は本部長が指定した職員が代理する。職員の配備体制は、災害対策本部に準じ総務担当課長が参集責任者となり招集する。

| | | |
|--------|--------------------------------------|--|
| 第1非常配備 | 西那須野 | 支所長、総務税務課長、市民福祉課長、産業観光建設課長、下水道課長、学校教育課長、生涯学習課長 (支所及び各部において招集する応急対策職員) |
| | 塩原 | 支所長、総務福祉課長、箒根出張所長、産業観光建設課長 (支所において招集する応急対策職員) |
| 第2非常配備 | 第1非常配備体制に同じ (支所庁舎(出張所)勤務の全職員参集体制) | |

③ 出先機関勤務職員の対応

出先機関勤務職員については、災害対策本部が設置された場合、各所属長の命により勤務する施設に参集するものとし、それぞれ各施設の管理、利用者の安全確保、園児の保護、保護者等への連絡、避難者の受入れ等の応急対策を担当する。

(3) 災害対策本部の業務

原子力災害の発生により災害対策本部が設置された場合は、市における通常業務対応を可能な限り縮小し、全庁をあげて応急対策を行うものとする。

災害対策本部設置時の業務については、主に次のような事項が考えられるが、災害の規模や態様に応じて本部長が必要と認める業務については、その都度直ちに実施するものとする。

また、各業務の分担については、別表のとおり那須塩原市地域防災計画（原子力災害対策編）に記載されているが、対策の緊急性や重要性などを適宜判断し、災害対策本部会議での協議に基づき流動的な職員配置を行うものとする。

なお、災害対策現地本部においては、災害対策本部と密接な連絡を取り合い、随時災害対策本部長の指示を受け、管内の応急対策業務を行うものとする。

◆災害対策本部の主な業務内容

- ・情報の収集（状況に応じ、オフサイトセンターや県の災害対策本部に連絡職員を派遣する）
- ・関係機関等への連絡、専門家等への支援要請
- ・市民等への情報伝達、相談窓口の設置
- ・災害対応職員の被ばく管理
- ・避難所の開設、避難（屋内退避）等の指示、災害時要援護者に対する避難支援
- ・環境放射線モニタリングの強化、放射線量測定結果の公表
- ・医療救護体制の整備、緊急被ばく医療チームの派遣要請、初期被ばく医療活動への協力
- ・安定ヨウ素剤の配布及び服用指示
- ・農林水産物及び加工食品等の安全性の確認、出荷自粛要請、市民等への周知
- ・水道水の安全性の確認、市民等への周知
- ・食料、飲料水等の調達
- ・児童生徒の安全確保、保護者等への説明
- ・緊急輸送路の確保、緊急輸送体制の整備、交通情報の提供
- ・観光客等への情報提供
- ・県外からの避難者の受入れ

(4) 災害対策本部の解散

原子力緊急事態解除宣言がなされ、又は、原子力施設等の事故が収束し災害応急対応が完了したと本部長が認めたときは、災害対策本部及び災害対策現地本部を解散する。ただし、原子力災害の発生後は、風評被害対策、除染、市民等の健康管理など息の長い復旧・復興業務が必要となるため、市長を本部長とする放射能対策本部を立ち上げ、業務を移行するものとする。

(別表) 災害対策本部における各部等の所掌事務 (応急対策)

総務部

- ・ 災害警戒 (対策) 本部の設置
- ・ 関係機関への連絡
- ・ 防災業務関係者に対する防災資機材の配備 (防護服、マスク等)
- ・ 原子力災害に関する情報の収集及び市民等への伝達
- ・ 職員の非常招集
- ・ 原子力緊急事態宣言発出時のオフサイトセンターへの連絡職員の派遣
- ・ 誤情報の拡散防止対策
- ・ 市民相談窓口の設置
- ・ 市民等の避難等の措置に関する協力、避難等情報の伝達
- ・ 屋内退避又は避難のための立退きの勧告若しくは指示
- ・ 避難所が不足した場合における避難施設の確保
- ・ 避難所に対する資機材等の配備
- ・ 避難者に対する災害備蓄品の供給、給与
- ・ 県外からの避難者受入れに関する県との連絡調整
- ・ 緊急輸送体制 (災害対応職員、物資等) の確立
- ・ 除染実施計画に基づく地域除染の実施
- ・ 原子力災害に係る損害賠償請求に関する情報収集
- ・ 市における損害賠償請求の取りまとめ

企画部

- ・ 災害時要援護者 (外国人等) に対する情報提供、避難支援
- ・ 市民等への情報提供 (広報)、プレス対応

生活環境部

- ・ 防災業務関係者に対する防災資機材の配備 (線量計等)
- ・ モニタリング等による放射線量測定結果情報の収集と市民等への伝達
- ・ 食品等の安全性の確認
- ・ 食品等の出荷自粛の要請
- ・ 緊急輸送体制 (市民、避難者等) の確立
- ・ 通行規制等の実施による緊急交通路の確保 (警察との連携)
- ・ 緊急通行車両の確保 (警察との連携)
- ・ 放射性物質に汚染された廃棄物の処理
- ・ 避難所におけるペットの適正な管理に関する指導

保健福祉部

- ・ 災害時要援護者に対する情報提供、避難支援
- ・ 安定ヨウ素剤の配布、服用指示
- ・ 避難所の開設及び運営
- ・ 避難所における避難者の生活環境の維持
- ・ 県外からの避難者受入れに関する避難所の調整
- ・ 避難所、救護所等における市民及び避難者等を対象とする健康相談の実施
- ・ 避難所等に対する巡回健康相談の実施
- ・ 初期被ばく医療に関する医療機関等への協力
- ・ 健康影響調査、メンタルヘルス対策の実施
- ・ 保育園施設における放射線量の計測、放射線量低減のための必要な措置

産業観光部

- ・ 避難者に対する食料、飲料水、生活必需品等の提供及び事業者に対する物資の調達要請
- ・ 農林水産物及び加工食品等に対する放射性物質の測定
- ・ 農林水産物等の出荷自粛の要請
- ・ 農林水産物、工業製品等及び観光地等に係る風評被害対策
- ・ 市内各産業分野における損害情報の収集及び損害賠償請求に対する支援

建設部

- ・ 緊急輸送道路の確保、管理

上下水道部

- ・ 避難所等における給水
- ・ 水道水の安全確認及び飲用制限等の措置

教育部

- ・ 避難所の開設及び運営（施設管理等）
- ・ 避難所における避難者の生活環境の維持
- ・ 児童生徒の保護
- ・ 教育施設等における放射線量の計測、放射線量低減のための必要な措置
- ・ 学校給食等の放射性物質の測定

各部等

- ・ 防災業務関係職員に対する被ばく管理
- ・ 情報の一元化、県及び関係機関からの情報収集
- ・ 食品等の摂取制限等の措置が執られた場合における食料等の調達及び市民等への供給
- ・ 所管施設等に係る除染対策

〈5-2 県が交わした原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等〉

1 原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書

栃木県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制等について、栃木県民の安全・安心を確保することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (2) 原災法第10条第1項に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに規定する事象の発生について、関係機関に報告したとき。
- (4) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (6) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- (7) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (8) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (9) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (10) 栃木県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所（発電所を含む。）、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。
- 4 甲は必要があると認める場合は、甲の指定する市町村の職員を連絡会に参加させることができるものとする。
- 5 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告するものとする。

（協議）

第3条 この覚書の規定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの覚書に関し疑義が生じたとき又は県民の安全の確保に関してこの覚書に定めのない事項並びにこの覚書の施行に必要な細目については、甲及び乙は協議して定めるものとする。

この覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年8月1日

平成27年3月31日 一部変更

甲 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県知事

乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社代表執行役社長

2 東海第二発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する確認書

栃木県（以下「甲」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「乙」という。）は、乙の東海第二発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制等について、栃木県民の安全・安心を確保することを目的として、次のとおり確認書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (2) 原災法第10条第1項に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに規定する事象の発生について、関係機関に報告したとき。
- (4) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (6) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- (7) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。

- (8) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (9) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (10) 栃木県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

(平常時の連絡体制)

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。

3 連絡会の日時、場所（発電所を含む。）、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

4 甲は必要があると認める場合は、甲の指定する市町村の職員を連絡会に参加させることができるものとする。

5 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告するものとする。

(協議)

第3条 この確認書の規定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの確認書に関し疑義が生じたとき又は県民の安全の確保に関してこの確認書に定めのない事項並びにこの確認書の施行に必要な細目については、甲及び乙は協議して定めるものとする。

この確認書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年8月3日

平成27年3月31日 一部変更

甲 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県知事

乙 東京都千代田区神田美土代町1番地1
日本原子力発電株式会社取締役社長

〈5-3 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）〉

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

| 区分 | 警戒事態 (EAL 1) | 施設敷地緊急事態 (EAL 2) | 全面緊急事態 (EAL 3) |
|-------|--|---|--|
| 事態の段階 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階 |
| 措置の概要 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始 | PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施 | PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施 |

(別表1)

- 1 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL 1）

| | |
|--|--|
| 状況 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態 |
| ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 | |

- ②原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
- ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
- ④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
- ⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
- ⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。
- ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
- ⑧原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
- ⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
- ⑩重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。
- ⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
- ⑫当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。
- ⑬当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。
- ⑭オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
- ⑮当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
- ⑯その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

| | |
|---|---|
| 状 況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態 |
| <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 | |

- ⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
- ⑥原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。
- ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑧原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態（EAL3）

| | |
|--------|--|
| 状 況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系 |

装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。

- ⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
- ⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
- ⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
- ⑨原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。
- ⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑪原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

| | |
|---|--|
| 状 況 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態 |
| <ul style="list-style-type: none"> ①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | |

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

| | |
|--------|---|
| 状 況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態 |
|--------|---|

- ①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。
- ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態（EAL3）

| | |
|--|---|
| 状 況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態 |
| <ul style="list-style-type: none"> ①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | |

3 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態（EAL1）

| | |
|---|--|
| 状 況 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態 |
| <ul style="list-style-type: none"> ①全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。 ⑦当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。 ⑧オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑨当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、 | |

洪水、台風、火山等)。

⑩その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2)

| | |
|----|---|
| 状況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態 |
|----|---|

- ①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。
- ②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
- ③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
- ④原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑥火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。
- ⑧その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態 (EAL3)

| | |
|----|---|
| 状況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態 |
|----|---|

- ①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。
- ②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
- ③使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、

又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

- ④原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

4 原子炉（1～3に掲げる原子炉を除く。）運転等のための施設

(1) 警戒事態（EAL1）

| | |
|---|--|
| 状 況 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態 |
| <ul style="list-style-type: none"> ①当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。 ②当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。 ③オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | |

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

| | |
|--|---|
| 状 況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態 |
| <ul style="list-style-type: none"> ①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 | |

(3) 全面緊急事態（EAL3）

| | |
|--|---|
| 状 況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態 |
| <ul style="list-style-type: none"> ①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準とし | |

て政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

- ②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

〈5-4 運用上の介入レベル（OIL）〉

運用上の介入レベル（OIL）とは、放射性物質拡散後、被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

(1) 避難・屋内退避等の基準と措置の概要

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|--------|-------|---|---|--|
| 緊急防護措置 | OIL1 | 地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | 数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なもの一時屋内退避を含む。） |
| 早期防護措置 | OIL2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施 |

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば、野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|-------|--|---------------------------------|---|
| OIL4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線：40,000cpm | 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染 |
| | | β 線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】 | |

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|-----------------|---|---|--------------------------------|
| 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射線核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 |

| | | | | | |
|---------|-------------------------------------|-----------------------|---------------|------------------|--|
| O I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間以内を目途に飲食物中の放射線核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施 |
| | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg | |
| | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | |

〈5-5 原子力災害用語集〉

| 用語 | 説明 |
|-----------|--|
| 安定ヨウ素剤 | <p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしてもヨウ素-131が甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばくの直前の投与が最も効果大きい。</p> |
| EAL | <p>緊急時活動レベル (Emergency Action Level)。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</p> |
| EPZ | <p>原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (Emergency Planning Zone)。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性を踏まえて、その影響の及び可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径5kmの距離などがそれぞれの目安とされている。</p> |
| OIL | <p>運用上の介入レベル (Operational Intervention Level)。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。</p> <p>緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。</p> |
| 屋内退避 | <p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するために家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常の生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p> |
| オフサイトセンター | <p>緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。</p> |
| 確定的影響 | <p>放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。ある線量に達すると被ばくした全ての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響は全てこれに区分され、皮ふ障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。</p> |
| 確率的影響 | <p>放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確立が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝的影響が含まれる。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。</p> |
| 外部被ばく | <p>放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時の엑스線を受けることがあげられる。</p> |
| 空間線量率 | <p>対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。</p> |
| 原子力災害合同対策協議会 | <p>緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。</p> |
| 原子力防災管理者 | <p>当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。</p> |
| サーベイ | <p>サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキヤニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。</p> |
| シーベルト (Sv) | <p>人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。</p> |
| 実効線量 | <p>身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重して全てを加算したもの。</p> |
| 除染 | <p>身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。</p> |
| スクリーニング | <p>放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施する</p> |

| | |
|----------|--|
| | こと。 |
| 等価線量 | 人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの2007年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮ふに対して50mSv/年としている。 |
| 特定事象 | 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の異常事象のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により5μSv/h以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した5μSv/h相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50μSv/hの放射線量か5μSv/h相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から1m離れた地点で100μSv/hを検出した場合 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等 |
| 内部被ばく | 生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射線量が半分になる時間）に依存する。 |
| PAZ | 予防的防護措置準備する区域（Precautionary Action Zone）。PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに依じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。 |
| ベクレル（Bq） | 放射線の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。 |
| 放射性物質 | 放射性核種を含む物質の一般的総称。 |
| 放射性プルーム | 気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。 |
| 放射線 | X線、 γ 線などの電磁波（光子）並びに α 線、 β 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。 |
| 放射能 | 放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当たり1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。 |

| | |
|------|---|
| UPZ | <p>緊急時防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action Planning Zone)。 UPZとは、確定的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30km」を目安とする。</p> |
| 予測線量 | <p>放射性物質又は放射線の放出予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実施の線量とは異なる。</p> |

参考文献

- ・原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）
- ・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」
- ・文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ・原子力規制委員会 環境防災Nネット

那須塩原市地域防災計画

(資料編)

編 集 那須塩原市防災会議
事務局 那須塩原市総務部危機管理課
作 成 令和7年2月